

広島市地域防災計画・広島市水防計画

(令和5年3月修正)

新旧対照表

広島市地域防災計画・広島市水防計画（令和5年3月修正）の修正（案）目次

1. 長周期地震動階級の緊急地震速報等の発表基準追加に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部	28
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第7_職員の動員	31
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第7_職員の動員	32
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第21節_文教対策	第2_学校教育における応急対策	60
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害対策本部	157
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第7_職員の動員	161
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第7_職員の動員	162
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第1_情報の収集・伝達体制	163
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	164
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	167
震災対策編	第3章_震災応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第3_組織及び体制	175
震災対策編	第3章_震災応急対策	第21節_文教対策	第2_学校教育における応急対策	185

2. 国管理河川における氾濫危険情報の発表基準追加に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部	26
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_気象情報等の収集及び伝達	45
水防計画	第4章_避難対策	第3節_災害種別に応じた避難	第1_洪水への対応	100

3. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第11節_救難対策	—	52
震災対策編	第3章_震災応急対策	第11節_救難対策	—	177
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第7節_防災教育・訓練及び調査研究	第1_防災知識の普及	23

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
震災対策編	第2章_震災予防計画	第18節_防災知識の普及	第3_学校における防災教育	155
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第13節_保健衛生対策	第2_被災者の健康管理	55
震災対策編	第3章_震災応急対策	第13節_保健衛生対策	第2_被災者の健康管理	179
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_気象情報等の収集及び伝達	35

4. 災害応急対策における新たな協定の締結に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	64
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	65
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	66
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	189
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	190
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	191

5. 1~4に掲げるもの以外の修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第1章_総則	第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	第2_基本原則	1
基本・風水害対策編	第1章_総則	第3節_処理すべき事務又は業務の大綱	第6_指定公共機関	2
基本・風水害対策編	第1章_総則	第3節_処理すべき事務又は業務の大綱	第6_指定公共機関	3
基本・風水害対策編	第1章_総則	第4節_本市の概況	第1_自然的条件	4
基本・風水害対策編	第1章_総則	第4節_本市の概況	第1_自然的条件	5
基本・風水害対策編	第1章_総則	第4節_本市の概況	第2_都市的条件	8
基本・風水害対策編	第1章_総則	第4節_本市の概況	第2_都市的条件	9
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第1_洪水予防対策	10
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第2_高潮・津波災害の予防対策	11
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第3_内水氾濫・滯水予防対策	12

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第4_土砂災害・宅地災害等の予防対策	13
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第4_土砂災害・宅地災害等の予防対策	14
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第4_土砂災害・宅地災害等の予防対策	15
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第2節_風水害予防計画	第4_土砂災害・宅地災害等の予防対策	16
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第5節_防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	第1_防災拠点施設等の機能確保	17
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	第4_避難場所等の基準	18
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	第12_住民への周知	19
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（風水害）	20
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（風水害）	21
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第6節_避難体制の整備	指定避難所一覧表	22
基本・風水害対策編	第2章_災害予防計画	第11節_帰宅困難者対策	—	24
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害警戒本部	25
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部	27
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部（表3-2-2）	29
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第6_災害対策本部（表3-2-2）	30
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第1_情報の収集・伝達体制	33
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第1_情報の収集・伝達体制	34
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_気象情報等の収集及び伝達	36
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_気象情報等の収集及び伝達	46
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第3_災害情報の収集・伝達及び報告	47
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第4節_災害広報・広聴の実施	第1_広報活動	48
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第6節_食品・生活必需品の給与等	第2_救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	49
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第2_組織及び体制	50
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第3_給水対策	51
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第12節_医療・救護対策	第1_医療救護対策部の設置	53
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第12節_医療・救護対策	第8_医療機関等への応援要請	54

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第16節_下水道施設応急対策	第1_下水道対策部の設置	56
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第17節_輸送対策	第3_緊急輸送対策	57
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第19節_住宅等応急対策	第1_応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	58
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第19節_住宅等応急対策	第2_応急仮設住宅の建設	59
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第21節_文教対策	第2_学校教育における応急対策	61
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第23節_災害時における要配慮者等への避難支援等	第1_要配慮者の安否確認と要望の把握	62
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	63
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	67
基本・風水害対策編	第3章_災害応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第4_他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	68
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第4節_生活援護計画	第2_被災者に対する支援	69
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第4節_生活援護計画	第2_被災者に対する支援	70
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第4節_生活援護計画	第4_災害弔慰金・見舞金等の支給	71
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第4節_生活援護計画	第7_市税の減免等	72
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第5節_企業等援護計画	第1_農林漁業関係の融資	73
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第5節_企業等援護計画	第1_農林漁業関係の融資	74
基本・風水害対策編	第4章_災害復旧・復興計画	第5節_企業等援護計画	第1_農林漁業関係の融資	75
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第1節_電力施設	第10_広島市との連絡体制	76
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第1節_電力施設	第10_広島市との連絡体制	77
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第2節_ガス施設	第1_ガス施設の現況	78
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第2節_ガス施設	第3_地震災害への対応	79
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第2節_ガス施設	別表2_特別出動体制と役割	80
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第2節_ガス施設	別表3_保安指令センター（休日夜間における緊急出動体制）	81
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第3節_電信電話施設	—	82
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第3節_電信電話施設	別表1_NTT広島支店の災害対策本部組織	83
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第4節_交通輸送施設	第1_西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	84

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第4節_交通輸送施設	事故対策本部の体制、事故対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲、事故対策本部各班の主な業務、部外機関との情報連絡体制	85
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第4節_交通輸送施設	第3_広島高速交通株式会社	89
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第4節_交通輸送施設	第5_広島電鉄株式会社	90
基本・風水害対策編	第5章_公益事業等防災計画	第5節_放送機関	第1_日本放送協会広島拠点放送局	96
水防計画	第3章_水防応急活動	第1節_水防要員の出動	第1_出動の指令	97
水防計画	第3章_水防応急活動	第4節_被害状況等の調査	第2_被害状況等の報告	98
水防計画	第4章_避難対策	第1節_注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第1_注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	99
水防計画	第4章_避難対策	第3節_災害種別に応じた避難	第1_洪水への対応	101
水防計画	第4章_避難対策	第3節_災害種別に応じた避難	第2_土砂災害への対応	102
水防計画	第4章_避難対策	第3節_災害種別に応じた避難	第2_土砂災害への対応	104
水防計画	—	—	(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	105
水防計画	—	—	(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	106
水防計画	—	—	(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所	107
水防計画	—	—	(付表) 別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達	108
水防計画	—	—	(付表) 別表第5 水防上重要な場所	109
水防計画	—	—	(付表) 別表第5 水防上重要な場所	125
水防計画	—	—	(付表) 別表第5 水防上重要な場所	129
水防計画	—	—	(付表) 别表第5 水防上重要な場所	130
水防計画	—	—	(付表) 別表第6 市有水防倉庫一覧表	133
水防計画	—	—	(付表) 別表第7 水防倉庫の備蓄基準	134
水防計画	—	—	(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	135
水防計画	—	—	(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	137
水防計画	—	—	(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材	143
水防計画	—	—	(付表) 别表第9 消防機関の車両等	144
水防計画	—	—	(付表) 别表第9 消防機関の車両等	145

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
水防計画	一	一	(付表) 別表第12 水防信号施設等	146
震災対策編	第1章_総則	第3節_地震被害想定	第5_想定地震の今後の発生確率	147
震災対策編	第2章_震災予防計画	第5節_地盤災害による被災の防止	第2_地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策	148
震災対策編	第2章_震災予防計画	第6節_ライフライン施設等の整備	第1_上水道施設の整備	149
震災対策編	第2章_震災予防計画	第9節_災害応急体制の整備	第6_防災拠点施設等の機能確保	150
震災対策編	第2章_震災予防計画	第10節_救助・救急及び消防活動体制の整備	第1_救助・救急活動体制の整備	151
震災対策編	第2章_震災予防計画	第14節_避難体制の整備	一	152
震災対策編	第2章_震災予防計画	第14節_避難体制の整備	第8_食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	153
震災対策編	第2章_震災予防計画	第18節_防災知識の普及	第1_災害危険に関する情報提供	154
震災対策編	第2章_震災予防計画	第24節_帰宅困難者対策	一	156
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害対策本部(表3-2-2)	158
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害対策本部(表3-2-2)	159
震災対策編	第3章_震災応急対策	第2節_災害応急組織の編成・運用	第5_災害対策本部(表3-2-2)	160
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	165
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第2_津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	166
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第4_災害情報の収集、伝達及び報告	168
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第4_災害情報の収集、伝達及び報告	169
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第4_災害情報の収集、伝達及び報告	170
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第4_災害情報の収集、伝達及び報告	171
震災対策編	第3章_震災応急対策	第3節_情報の収集及び伝達	第4_災害情報の収集、伝達及び報告	172
震災対策編	第3章_震災応急対策	第4節_災害広報・広聴の実施	一	173
震災対策編	第3章_震災応急対策	第6節_食品・生活必需品の給与等	第2_救援物資補給輸送拠点(2次拠点)	174
震災対策編	第3章_震災応急対策	第7節_給水及び上水道施設応急対策	第4_被害状況の把握	176
震災対策編	第3章_震災応急対策	第12節_医療・救護対策	第8_医療機関等への応援要請	178
震災対策編	第3章_震災応急対策	第16節_下水道施設応急対策	第1_下水道対策部の設置	180
震災対策編	第3章_震災応急対策	第17節_輸送対策	第2_緊急輸送車両等の確保等	181

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
震災対策編	第3章_震災応急対策	第19節_住宅等応急対策	第1_応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	182
震災対策編	第3章_震災応急対策	第19節_住宅等応急対策	第2_応急仮設住宅の建設	183
震災対策編	第3章_震災応急対策	第20節_公共施設等応急対策	第1_応急復旧優先度	184
震災対策編	第3章_震災応急対策	第21節_文教対策	第2_学校教育における応急対策	186
震災対策編	第3章_震災応急対策	第23節_災害時における要配慮者等への避難支援等	第1_要配慮者の安否確認と要望の把握	187
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	188
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第1_公共的団体等への協力要請	192
震災対策編	第3章_震災応急対策	第25節_応援要請及び協力要請	第4_他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	193
震災対策編	第4章_津波災害対策	第2節_津波に強いまちづくり	第1_総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	194
震災対策編	第4章_津波災害対策	第3節_津波災害の予防対策	第3_津波からの避難	195
震災対策編	第5章_南海トラフ地震防災対策 推進計画	第4節_津波からの防護.円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	第5_津波避難対策	196
震災対策編	第5章_南海トラフ地震防災対策 推進計画	第4節_津波からの防護.円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	第7_ライフライン事業者及び放送機関の対応	197
都市災害対策編	第2章_海上災害対策	第2節_市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況	第2_港湾施設	198
都市災害対策編	第2章_海上災害対策	—	資料3_大型旅客船の入港状況	199
都市災害対策編	第2章_海上災害対策	—	資料6_広島地区排出油等防除協議会会則（排出油等防除マニュアル）	200
都市災害対策編	第2章_海上災害対策	—	資料7_海上流出油対策用資機材の保有状況	201
都市災害対策編	第3章_航空機災害対策	第4節_災害予防計画	第3_防災訓練の実施	202
都市災害対策編	第4章_鉄道災害対策	第2節_市域における鉄道施設等の現況	—	203
都市災害対策編	第4章_鉄道災害対策	—	資料1_鉄軌道施設の概要	204
都市災害対策編	第4章_鉄道災害対策	—	資料1_鉄軌道施設の概要	205
都市災害対策編	第5章_道路災害対策	第4節_災害予防計画	第3_防災訓練の実施	206
都市災害対策編	第5章_道路災害対策	—	資料1_高速道路等の概要	207
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	第1_施設等の概要	208
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	第1_施設等の概要	209
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	第2_火災の発生状況	210

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	第4__消防力の概要	211
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第4節_災害予防計画	第3__防災訓練の実施	212
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	別表1 高さ50mを超える高層建築物の現況（第1__施設等の概要）	213
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	別表3 延床面積3,000m ² 以上の病院・社会福祉施設の現況、別表4 延床面積6,000m ² 以上の店舗・ホテル等の現況（第1__施設等の概要）	214
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況	別表5 林道整備状況（第1__施設等の概要）	215
都市災害対策編	第6章_大規模火事災害対策	第2節_市域における大規模施設等の現況 第4節_災害予防計画	別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況（第2__迅速かつ円滑な災害応急対策への備え）	216
都市災害対策編	第7章_危険物等災害対策	第2節_市域における危険物等施設の現況	第1__危険物施設の現況	217
都市災害対策編	第7章_危険物等災害対策	第2節_市域における危険物等施設の現況	第2__毒物劇物施設の現況	218
都市災害対策編	第7章_危険物等災害対策	第2節_市域における危険物等施設の現況	第3__火薬類施設の現況、第4__ガス類施設の現況	219
都市災害対策編	第7章_危険物等災害対策	第5節_災害応急対策	別表8	220
都市災害対策編	第8章_放射性物質災害対策	第4節_災害予防計画	第1__放射性物質の安全規制	221
都市災害対策編	第8章_放射性物質災害対策	第4節_災害予防計画	第2__迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	222
都市災害対策編	第8章_放射性物質災害対策	第5節_災害応急対策	第5__情報の収集及び広報～第7__活動上の安全管理	223
都市災害対策編	第8章_放射性物質災害対策	第5節_災害応急対策	第7__活動上の安全管理	224
都市災害対策編	第9章_ライフライン災害対策	第2節_市域におけるライフライン施設等の現況	第1__電力施設	225
都市災害対策編	第9章_ライフライン災害対策	第2節_市域におけるライフライン施設等の現況	第2__水道施設	226
都市災害対策編	第9章_ライフライン災害対策	第2節_市域におけるライフライン施設等の現況	第3__下水道施設	227
都市災害対策編	第9章_ライフライン災害対策	第2節_市域におけるライフライン施設等の現況	第5__ガス施設	228

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	頁 4
第2 基本原則 1～9 (略) 10 広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県地域防災計画修正に伴う修正	
第2 基本原則 1～9 (略) 10 広島市防災会議は、本市、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。 <u>また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</u>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 5
第6 指定公共機関	
<p>独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会<u>広島拠点放送局</u>、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTT ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>○各機関の業務に応じた防災上必要な活動</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第6 指定公共機関	
<p>独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会<u>広島放送局</u>、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTT ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>○各機関の業務に応じた防災上必要な活動</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁 5
第6 指定公共機関	
<p>独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島拠点放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社<u>広島支社</u>、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTT ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>○各機関の業務に応じた防災上必要な活動</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第6 指定公共機関	
<p>独立行政法人国立病院機構、日本銀行広島支店、日本赤十字社広島県支部、日本放送協会広島拠点放送局、西日本高速道路株式会社中国支社、西日本旅客鉄道株式会社<u>中国統括本部</u>、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、西日本電信電話株式会社中国支店、日本郵便株式会社中国支社、日本通運株式会社広島支店、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTT ドコモ中国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>○各機関の業務に応じた防災上必要な活動</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁 7
第1 自然的条件	
4 気候	
本市の気候は、温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。	
平年値（統計期間 <u>1981～2010</u> 年）の月平均気温は1月 <u>5.2</u> ℃、8月 <u>28.2</u> ℃、年平均 <u>16.3</u> ℃と比較的温暖であり、降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 <u>1,537.6</u> mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。	
卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び8・9月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。	

修 正 後	
修 正 理 由	
平年値の統計期間の変更による数値の修正 (旧・平年値（統計期間 1981～2010 年）→現行の平年値（統計期間 1991～2020 年）)	
第1 自然的条件	
4 気候	
本市の気候は、温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内気候区に属している。これは冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられているという地理的条件によるものである。	
平年値（統計期間 <u>1991～2020</u> 年）の月平均気温は1月 <u>5.4</u> ℃、8月 <u>28.5</u> ℃、年平均 <u>16.5</u> ℃と比較的温暖であり、降水量は、南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあり、年平均 <u>1,572.2</u> mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。	
卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。風が強いのは冬の北西季節風、春先の低気圧に伴う突風及び8・9月に来襲する台風に伴う暴風である。特に被害を与えるような強い風はほとんど台風によるもので、その時の風向は南又は北が多くなっている。	

修 正 前																					
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁	8																			
第1 自然的条件																					
5 災害環境																					
(2) 洪水浸水想定区域																					
<p>本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深その他国土交通省令で定める事項も公表されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>作成主体</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系安川</td> <td rowspan="7">広島県西部建設事務所</td> <td rowspan="2">平成 29 年 4 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>太田川水系三篠川</td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系根谷川</u></td> <td rowspan="5">平成 30 年 5 月 18 日</td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系府中大川</u></td> </tr> <tr> <td>太田川水系鈴張川</td> </tr> <tr> <td>太田川水系南原川</td> </tr> <tr> <td>太田川水系水内川</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>			指定河川名	作成主体	指定年月日	(略)	(略)	(略)	太田川水系安川	広島県西部建設事務所	平成 29 年 4 月 19 日	太田川水系三篠川	<u>太田川水系根谷川</u>	平成 30 年 5 月 18 日	<u>太田川水系府中大川</u>	太田川水系鈴張川	太田川水系南原川	太田川水系水内川	(追加)	(追加)	(追加)
指定河川名	作成主体	指定年月日																			
(略)	(略)	(略)																			
太田川水系安川	広島県西部建設事務所	平成 29 年 4 月 19 日																			
太田川水系三篠川																					
<u>太田川水系根谷川</u>		平成 30 年 5 月 18 日																			
<u>太田川水系府中大川</u>																					
太田川水系鈴張川																					
太田川水系南原川																					
太田川水系水内川																					
(追加)	(追加)	(追加)																			

修 正 後																																			
修 正 理 由																																			
洪水浸水想定区域の指定 (1/3)																																			
第1 自然的条件																																			
5 災害環境																																			
(2) 洪水浸水想定区域																																			
<p>本市域においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、浸水した場合に想定される水深その他国土交通省令で定める事項も公表されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>作成主体</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系安川</td> <td rowspan="15">広島県西部建設事務所</td> <td rowspan="2">平成 29 年 4 月 19 日</td> </tr> <tr> <td>太田川水系三篠川</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td rowspan="13">平成 30 年 5 月 18 日</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>太田川水系鈴張川</td> </tr> <tr> <td>太田川水系南原川</td> </tr> <tr> <td>太田川水系水内川</td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系御幸川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系三滝川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系山本川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系東山本川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系新安川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系二又川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系中山川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系戸坂川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系矢口川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系落合川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系諸木川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系奥畑川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系前原川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系大塚川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系堂の迫川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系奥迫川</u></td> </tr> <tr> <td><u>太田川水系小河原川</u></td> </tr> </tbody> </table>			指定河川名	作成主体	指定年月日	(略)	(略)	(略)	太田川水系安川	広島県西部建設事務所	平成 29 年 4 月 19 日	太田川水系三篠川	(削除)	平成 30 年 5 月 18 日	(削除)	太田川水系鈴張川	太田川水系南原川	太田川水系水内川	<u>太田川水系御幸川</u>	<u>太田川水系三滝川</u>	<u>太田川水系山本川</u>	<u>太田川水系東山本川</u>	<u>太田川水系新安川</u>	<u>太田川水系二又川</u>	<u>太田川水系中山川</u>	<u>太田川水系戸坂川</u>	<u>太田川水系矢口川</u>	<u>太田川水系落合川</u>	<u>太田川水系諸木川</u>	<u>太田川水系奥畑川</u>	<u>太田川水系前原川</u>	<u>太田川水系大塚川</u>	<u>太田川水系堂の迫川</u>	<u>太田川水系奥迫川</u>	<u>太田川水系小河原川</u>
指定河川名	作成主体	指定年月日																																	
(略)	(略)	(略)																																	
太田川水系安川	広島県西部建設事務所	平成 29 年 4 月 19 日																																	
太田川水系三篠川																																			
(削除)		平成 30 年 5 月 18 日																																	
(削除)																																			
太田川水系鈴張川																																			
太田川水系南原川																																			
太田川水系水内川																																			
<u>太田川水系御幸川</u>																																			
<u>太田川水系三滝川</u>																																			
<u>太田川水系山本川</u>																																			
<u>太田川水系東山本川</u>																																			
<u>太田川水系新安川</u>																																			
<u>太田川水系二又川</u>																																			
<u>太田川水系中山川</u>																																			
<u>太田川水系戸坂川</u>																																			
<u>太田川水系矢口川</u>																																			
<u>太田川水系落合川</u>																																			
<u>太田川水系諸木川</u>																																			
<u>太田川水系奥畑川</u>																																			
<u>太田川水系前原川</u>																																			
<u>太田川水系大塚川</u>																																			
<u>太田川水系堂の迫川</u>																																			
<u>太田川水系奥迫川</u>																																			
<u>太田川水系小河原川</u>																																			

修 正 前		
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁	8
(追加)	(追加)	(追加)
八幡川水系八幡川	西部建設事務所	令和3年3月29日
(追加)	(追加)	(追加)
岡ノ下川水系岡ノ下川	西部建設事務所	令和3年3月29日
瀬野川水系瀬野川		令和2年5月22日
(追加)	(追加)	(追加)

修 正 後		
修 正 理 由	洪水浸水想定区域指定に伴う修正（2/3）	
太田川水系麻下川		令和4年1月13日
太田川水系湯坂川		令和4年6月9日
太田川水系河津川		令和4年1月13日
太田川水系関川		令和4年6月9日
太田川水系栄堂川		令和4年1月13日
太田川水系根谷川		令和4年6月9日
太田川水系桐原川		令和4年9月5日
太田川水系山倉川		令和3年3月29日
太田川水系大毛寺川		令和4年1月13日
太田川水系行森川		令和4年6月9日
太田川水系吉山川		令和4年9月5日
太田川水系小河原川		令和3年3月29日
太田川水系高山川		令和4年1月13日
太田川水系伏谷川		令和4年6月9日
太田川水系打尾谷川		令和4年9月5日
太田川水系府中大川		令和3年3月29日
太田川水系京橋川		令和4年1月13日
太田川水系猿猴川		令和3年3月29日
八幡川水系八幡川		令和2年5月22日
八幡川水系石内川		令和4年1月13日
八幡川水系梶毛川		令和4年6月9日
八幡川水系木末川		令和4年9月5日
岡ノ下川水系岡ノ下川		令和3年3月29日
瀬野川水系瀬野川		令和4年1月13日
瀬野川水系畠賀川		令和4年6月9日
瀬野川水系熊野川		令和4年9月5日
矢野川水系矢野川		令和3年3月29日
尾崎川水系尾崎川		令和2年5月22日

修 正 前

基本・風水害対策編

第1章 総則

第4節 本市の概況

頁

8

(参考) 広島県が公表した県管理区間の浸水想定区域

公表河川名	作成主体	公表年月日
太田川水系京橋川		
太田川水系猿猴川	広島県	平成 29 年 4 月 19 日

修 正 後

修 正 理 由

洪水浸水想定区域の指定 (3/3)

(削除)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の概況	頁 9
第2 都市的条件	
<p>1 人口 (略)</p> <p>2 建築物等</p> <p>(1) 建築物の推移 市域における建築物の推移を見ると、令和2年度末の総数は41,401件で、前年度比422件の増加している。</p> <p>(2) 用途別分布状況 市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが、近年各用途とも分散傾向にある。</p> <p>(3) 中高層建築物（4階建以上） 市域における中高層建築物（4階建以上）は、令和元度末日現在15,260棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。 この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。</p> <p>3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
<p>第2 都市的条件</p> <p>1 人口 (略)</p> <p>2 建築物等</p> <p>(1) 建築物の推移 市域における建築物の推移を見ると、令和3年度末の総数は41,507棟で、前年度比106棟増加している。</p> <p>(2) 用途別分布状況 市域における建築物の用途別分布状況をみると、住居系、商業系の建築物の半数が中心部に、工業系の建築物がそのフランジ部に集積しているが、近年各用途とも分散傾向にある。</p> <p>(3) 中高層建築物（4階建以上） 市域における中高層建築物（4階建以上）は、令和3年度末日現在15,281棟で、これらの大半はデルタ市街地に集中している。 この建築物の中高層化とともに、あわせて進行している市街地の周密化・外延化は、火災や地震などに伴う災害への対応を一層困難なものとしている。</p> <p>3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 (略)</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第4節 本市の状況	頁 9
第2 都市的条件 (略) 3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。） 市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 <u>2</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,749</u> 件、 高圧ガス施設 <u>2,147</u> 件、火薬類施設59件で、危険物施設は平成7年度をピークに減少傾向に ある。 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
第2 都市的条件 (略) 3 危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設 （以下本編において「危険物施設等」という。） 市域におけるそれぞれの施設数の推移を見ると、令和 <u>3</u> 年度の総数は、危険物施設 <u>1,794</u> 件、 高圧ガス施設 <u>2,163</u> 件、火薬類施設59件で、危険物施設は平成7年度をピークに減少傾向に ある。 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 17
<p>第1 洪水予防対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難確保計画の作成等</p> <p>資料編2－2－2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>本市は、<u>避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正	
<p>第1 洪水予防対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難確保計画の作成等</p> <p>資料編2－2－2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>本市は、<u>当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 19
<p>第2 高潮・津波災害の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警戒避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 避難確保計画の作成等 <p>資料編2－2－1 1に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>本市は、<u>避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正	
<p>第2 高潮・津波災害の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警戒避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 避難確保計画の作成等 <p>資料編2－2－1 1に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>本市は、<u>当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 19
第3 内水氾濫・滯水予防対策 (略) 3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》 浸水による被害軽減を図るため、_____浸水発生頻度の高い地区 <u>〇</u> 浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。	

修 正 後	
修 正 理 由 水防法が改正（令和3年7月）され、雨水出水浸水想定区域の指定対象が浸水対策を目的として整備された全ての下水道に拡大されたことに伴う修正	
第3 内水氾濫・滯水予防対策 (略) 3 啓発活動の推進《下水道局計画調整課》 浸水による被害軽減を図るため、 <u>順次</u> 浸水発生頻度の高い地区 <u>から</u> 浸水（内水）ハザードマップを作成する等により防災意識の啓発を積極的に推進する。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 20
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	
<p>1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策</p> <p>(2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》崩壊林地に対する復旧治山事業、山地灾害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。なお、市域における山地灾害危険地区は、県の調査結果によれば <u>3,750</u> 地区となって いる。(資料編「山地灾害危険地区総括表」参照)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 誤記修正	
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	
<p>1 がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策</p> <p>(2) 治山事業の推進《経済観光局農林整備課》崩壊林地に対する復旧治山事業、山地灾害危険地区等における予防治山事業、機能の低下した保安林の整備等の推進を県に働きかけるとともに、本市においては県の治山事業を補完する小規模崩壊地復旧事業を推進する。なお、市域における山地灾害危険地区は、県の調査結果によれば <u>3,755</u> 地区となって いる。(資料編「山地灾害危険地区総括表」参照)</p>	

修 正 前		修 正 後
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 21~23	修 正 理 由 広島県の土砂災害警戒区域等の指定完了等に伴う修正
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策		第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策
3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 市域における土砂災害警戒区域（地すべり）は、県の調査結果によれば5か所となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、土砂災害警戒区域（地すべり） <u>の住民への周知及び災害時の避難体制の整備を図る。</u>		3 地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 市域における土砂災害警戒区域（地すべり）は、県の調査結果によれば5か所となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の実施を働きかけるとともに、土砂災害警戒区域（地すべり） <u>を住民に周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及び訓練等を積極的に推進する。</u>
4～5 (略)		4～5 (略)
6 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》 (1) 警戒避難体制 (略) (2) 住民への周知 土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難情報に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組みを行う。 ア 土砂災害に関する情報 土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、 <u>土砂災害を発生させるおそれのある土石流等の危険箇所、土砂災害警戒区域の範囲等</u> イ 過去の土砂災害に関する情報 当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等 ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報 土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害に関するメッシュ情報（危険度判定）や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動 エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項 高齢者等避難、避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された避難経路、指定緊急避難場所の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等		6 警戒避難体制の整備《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課、危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課》 (1) 警戒避難体制 (略) (2) 住民への周知 土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難情報に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、市ホームページ、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）、住民説明会、防災講座、広報紙及びハザードマップの活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組みを行う。 ア 土砂災害に関する情報 土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、 <u>(削除)土砂災害警戒区域の範囲等</u> イ 過去の土砂災害に関する情報 当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等 ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報 土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害に関するメッシュ情報（危険度判定）や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動 エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項 高齢者等避難、避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された避難経路、指定緊急避難場所の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 21
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>4 宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 宅地造成工事に対する規制と指導</p> <p>市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約 65%に当たる 59,126ha が指定されており、令和 3 年 10 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は <u>67</u> か所、<u>394.24</u>ha となっている。</p> <p>（広島市水防計画別表第 5 「3 未完成の宅地造成地」参照）</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>4 宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》</p> <p>(1) 宅地造成工事に対する規制と指導</p> <p>市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約 65%に当たる 59,126ha が指定されており、令和 4 年 10 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は <u>63</u> か所、<u>432.22</u>ha となっている。</p> <p>（広島市水防計画別表第 5 「3 未完成の宅地造成地」参照）</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 23
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難確保計画の作成等</p> <p>資料編2－2－10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>本市は、<u>避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正	
<p>第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難確保計画の作成等</p> <p>資料編2－2－10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。</p> <p>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告する。</p> <p>本市は、<u>当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p>	

修 正 前																							
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 28																						
第1 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》																							
1 防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>確保すべき機能</th><th>具 体 的 施 設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td><td> <input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能 </td><td>指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能 </td><td>指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</td></tr> <tr> <td>輸送拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能 </td><td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td></tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点（2次拠点）</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能 </td><td>広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td></tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能 </td><td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能 </td><td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> </tbody> </table>			区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設	避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所	救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫	輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設																					
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					
救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫																					
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																					
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																					
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																					
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					

修 正 後																							
修 正 理 由 新たに協定を締結したことに伴う修正																							
第1 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》																							
1 防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>確保すべき機能</th><th>具 体 的 施 設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td><td> <input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能 </td><td>指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能 </td><td>指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</td></tr> <tr> <td>輸送拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能 </td><td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td></tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点（2次拠点）</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能 </td><td>協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td></tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能 </td><td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能 </td><td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> </tbody> </table>			区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設	避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所	救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫	輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設																					
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					
救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫																					
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																					
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																					
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																					
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 31
第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》	
<p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア 洪水</p> <p>洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水深が3m未満の区域の施設は、2階以上の階 ・ 浸水深が3m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階 <p>イ 土砂灾害</p> <p>土砂灾害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂灾害特別警戒区域」又は「土砂灾害警戒区域」外の施設であること。ただし、「土砂灾害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設<u>又は</u>「土砂灾害警戒区域」内の<u>鉄筋コンクリート造等で2階以上に避難スペースがある施設は避難場所として開設できるものとする。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由	本市地域防災計画で定める指定緊急避難場所の指定基準の規定には、災害対策基本法施行令第20条の3及び「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」に規定する指定基準の記載がないことから、法令に定める基準を追記する。
第4 避難場所等の基準 《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》	
<p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア 洪水</p> <p>洪水浸水想定区域外の施設又は洪水浸水想定区域内の施設で次のとおり想定される浸水深に応じ上階に避難スペースを有する施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水深が3m未満の区域の施設は、2階以上の階 ・ 浸水深が3m以上5m未満の区域の施設は、3階以上の階 <p>イ 土砂灾害</p> <p>土砂灾害防止法に基づき広島県知事が公示した「土砂灾害特別警戒区域」又は「土砂灾害警戒区域」外の施設であること。ただし、「土砂灾害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設<u>又は</u>「土砂灾害警戒区域」内の<u>極力強固な構造などを備えている、又は2階以上に避難スペースを有する鉄筋コンクリート造等の施設は指定することができる。</u></p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備	頁 35
<p>第12 住民への周知《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、下水道局河川防災課》</p> <p>災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発D V Dの活用等により、住民に避難先の周知徹底を図る。</p> <p>なお、住民に避難先を周知する際には、次の事項を併せて周知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急激な気象の変化に伴う避難情報の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されてない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。 2 指定緊急避難場所やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、指定緊急避難場所への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要になる場合があること。 	

修 正 後	
修 正 理 由 担当課追加（下水道局計画調整課においても、浸水（内水）ハザードマップを作成し、住民への周知を行っているため。）	
<p>第12 住民への周知《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署、下水道局河川防災課、下水道局計画調整課》</p> <p>災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（G I S）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発D V Dの活用等により、住民に避難先の周知徹底を図る。</p> <p>なお、住民に避難先を周知する際には、次の事項を併せて周知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急激な気象の変化に伴う避難情報の場合は、指定緊急避難場所がまだ開設されてない場合があるため、指定緊急避難場所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。 2 指定緊急避難場所やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、指定緊急避難場所への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要になる場合があること。 	

修正前																																						
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備				頁 41~43																																		
指定緊急避難場所一覧表（風水害）																																						
P41																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">小学校区</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">行政区</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">避難場所</th> <th rowspan="2">階数</th> <th colspan="3">災害種別</th> </tr> <tr> <th>土砂</th> <th>高潮</th> <th>洪水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>392</td> <td>川内</td> <td>川内小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>川内五丁目 40-1</td> <td>体育館・教室</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>									番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別			土砂	高潮	洪水	392	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目 40-1	体育館・教室	3	○	○	②							
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別																															
							土砂	高潮	洪水																													
392	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目 40-1	体育館・教室	3	○	○	②																													
P42																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>416</td> <td>大町</td> <td>大町小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>大町西二丁目 24-1</td> <td>体育館・教室</td> <td>4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(略)</td></tr> <tr> <td>455</td> <td>原</td> <td>原小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>西原六丁目 29-6</td> <td>体育館・教室</td> <td>4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>									416	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目 24-1	体育館・教室	4	○	○	○	(略)										455	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目 29-6	体育館・教室	4	○	○	②
416	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目 24-1	体育館・教室	4	○	○	○																													
(略)																																						
455	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目 29-6	体育館・教室	4	○	○	②																													
P43																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>497</td> <td>伴</td> <td>沼田公民館</td> <td>安佐南区</td> <td>伴東七丁目 64-8</td> <td>大集会室・研修室</td> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(新設)</td></tr> <tr> <td>498</td> <td>伴</td> <td>沼田保育園</td> <td>安佐南区</td> <td>伴東七丁目 63-9</td> <td>保育室</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									497	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目 64-8	大集会室・研修室	2	○	○	○	(新設)										498	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目 63-9	保育室	1	○	○	○
497	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目 64-8	大集会室・研修室	2	○	○	○																													
(新設)																																						
498	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目 63-9	保育室	1	○	○	○																													

修正後																																						
修正理由 時点修正																																						
指定緊急避難場所一覧表（風水害）																																						
P41																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">小学校区</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">行政区</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">避難場所</th> <th rowspan="2">階数</th> <th colspan="3">災害種別</th> </tr> <tr> <th>土砂</th> <th>高潮</th> <th>洪水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>392</td> <td>川内</td> <td>川内小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>川内五丁目 40-1</td> <td>体育館・教室</td> <td>4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>									番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別			土砂	高潮	洪水	392	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目 40-1	体育館・教室	4	○	○	②							
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別																															
							土砂	高潮	洪水																													
392	川内	川内小学校	安佐南区	川内五丁目 40-1	体育館・教室	4	○	○	②																													
P42																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>416</td> <td>大町</td> <td>大町小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>大町西二丁目 24-1</td> <td>体育館・教室</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="10">(略)</td></tr> <tr> <td>455</td> <td>原</td> <td>原小学校</td> <td>安佐南区</td> <td>西原六丁目 29-6</td> <td>体育館・教室</td> <td>3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>									416	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目 24-1	体育館・教室	3	○	○	○	(略)										455	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目 29-6	体育館・教室	3	○	○	②
416	大町	大町小学校	安佐南区	大町西二丁目 24-1	体育館・教室	3	○	○	○																													
(略)																																						
455	原	原小学校	安佐南区	西原六丁目 29-6	体育館・教室	3	○	○	②																													
P43																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>497</td> <td>伴</td> <td>沼田公民館</td> <td>安佐南区</td> <td>伴東七丁目 64-8</td> <td>集会室・和室</td> <td>4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伴</td> <td>沼田老人いこいの家</td> <td>安佐南区</td> <td>伴東七丁目 64-8</td> <td>談話室・大集会室</td> <td>4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>498</td> <td>伴</td> <td>沼田保育園</td> <td>安佐南区</td> <td>伴東七丁目 63-9</td> <td>保育室</td> <td>1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>									497	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目 64-8	集会室・和室	4	○	○	○		伴	沼田老人いこいの家	安佐南区	伴東七丁目 64-8	談話室・大集会室	4	○	○	○	498	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目 63-9	保育室	1	○	○	○
497	伴	沼田公民館	安佐南区	伴東七丁目 64-8	集会室・和室	4	○	○	○																													
	伴	沼田老人いこいの家	安佐南区	伴東七丁目 64-8	談話室・大集会室	4	○	○	○																													
498	伴	沼田保育園	安佐南区	伴東七丁目 63-9	保育室	1	○	○	○																													

修 正 前

基本・風水害対策編

第2章 災害予防計画

第6節 避難体制の整備

頁

45

指定緊急避難場所一覧（風水害）

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
663	瀬野	瀬野福祉センター	安芸区	瀬野一丁目 4-19	ホール	4	○	○	○

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

指定緊急避難場所一覧（風水害）

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
663	瀬野	瀬野福祉センター	安芸区	瀬野一丁目 4-19	<u>和室</u> ・ホール	4	○	○	○

修 正 前										
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難体制の整備			頁 56							
指定避難所一覧表										
P56										
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人員				
116	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目 28-1	体育館・教室	1,254				
117		安東公民館	安佐南区	安東二丁目 16-42	体育館・研修室	430				
118	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目 7-56	体育館・教室	1,045				
119		安公民館	安佐南区	上安二丁目 2-46	体育館・集会室	639				
(略)										
127	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目 1-27	体育館・教室	1,178				
128		祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目 39-1	体育館・教室	1,400				

修 正 後						
修正理由 時点修正						
指定避難所一覧表						
P56						
番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人員
116	安東	安東小学校	安佐南区	安東一丁目 28-1	体育館・教室	1,254
117		安東公民館	安佐南区	安東二丁目 16-42	ホール	430
118	安	安小学校	安佐南区	上安二丁目 7-56	体育館・教室	1,045
119		安公民館	安佐南区	上安二丁目 2-46	ホール・大集会室	639
(略)						
127	祇園	祇園小学校	安佐南区	祇園三丁目 1-27	体育館・教室	1,178
128		祇園中学校	安佐南区	祇園五丁目 39-1	体育館・教室	2,112

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 60
<p>第1 防災知識の普及</p> <p>2 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課》</p> <p>防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。</p> <p>また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるよう努める。</p> <p>さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正	
<p>第1 防災知識の普及</p> <p>2 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課、消防局消防団室、危機管理室災害予防課》</p> <p>防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で風水害の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。また、土砂災害防災教育の手引きを活用した授業を行う（小・中学校対象）とともに、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。</p> <p>また、消防団や自主防災組織等の協力を得ながら、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるよう努める。</p> <p>さらに、地域の指定緊急避難場所及び指定避難所や、そこでの役割等についても指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 震災予防計画 第11節 帰宅困難者対策	頁 72
第11節 帰宅困難者対策《道路交通局都市交通部、危機管理室災害予防課》	
<p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</p> <p>大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。</p> <p>このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。 6 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、一時滞在施設の追加確保に努める（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を実行する対象施設は、資料編2-6-3のとおり。）。 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。 	

修 正 後	
修 正 理 由 令和4年3月に広島都心地域都市再生安全確保計画が策定されたことに伴う修正	
第11節 帰宅困難者対策《道路交通局都市交通部、危機管理室災害予防課、 都市整備局都市機能調整部 》	

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。

このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。

- 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。
- 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。
- 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。
- 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。
- 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。
- 6 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、一時滞在施設の追加確保に努める（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を実行する対象施設は、資料編2-6-3のとおり。）。
- 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。
- 8 [都市再生特別措置法に基づき都市再生安全確保計画が策定された広島都心地域については、同計画に基づいて官民連携により、帰宅困難者対策を推進していく。](#)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 80
第5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》	
1 設置及び廃止	
(1) 設置 (略)	
(2) 設置基準	
設置基準	<p>ア 避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>エ <u>市域で震度4の地震を観測したとき。</u></p> <p>オ <u>広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</u></p> <p>カ <u>上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</u></p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>
※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示） (3)～(5) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	広島県土砂災害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正
第5 災害警戒本部《危機管理室危機管理課》	
1 設置及び廃止	
(1) 設置 (略)	
(2) 設置基準	
設置基準	<p>ア 避難判断水位に到達し、河川管理者から「氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 大雨警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>ウ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（安佐南区及び安佐北区を除く。）。</p> <p>エ <u>市域で震度4の地震を観測したとき。</u></p> <p>オ <u>広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る）。</u></p> <p>カ <u>上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。</u></p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>
※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（ <u>実況で特別警報基準値超過</u> 、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示） (3)～(5) (略)	

修 正 前							
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 85						
第6 災害対策本部《危機管理室危機管理課》							
1 設置及び廃止 (2) 設置基準							
<table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">設 置 基 準</td><td> ア <u>氾濫危険水位に到達し、河川管理者から</u>「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から<u>発表される洪水予報の水位予測において</u>水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">全 員 体 制</td><td> ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">摘 要</td><td> ① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。 </td></tr> </table>		設 置 基 準	ア <u>氾濫危険水位に到達し、河川管理者から</u> 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から <u>発表される洪水予報の水位予測において</u> 水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。	全 員 体 制	ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。	摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。
設 置 基 準	ア <u>氾濫危険水位に到達し、河川管理者から</u> 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から <u>発表される洪水予報の水位予測において</u> 水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。						
全 員 体 制	ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。						
摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。						

修 正 後							
修 正 理 由	国が行う洪水予報の運用変更に伴う修正						
第6 災害対策本部《危機管理室危機管理課》							
1 設置及び廃止 (2) 設置基準							
<table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">設 置 基 準</td><td> ア <u>(削除)</u> 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から <u>(削除)</u> 水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される<u>ことの情報を得た</u>とき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">全 員 体 制</td><td> ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">摘 要</td><td> ① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。 </td></tr> </table>		設 置 基 準	ア <u>(削除)</u> 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から <u>(削除)</u> 水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される <u>ことの情報を得た</u> とき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。	全 員 体 制	ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。	摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。
設 置 基 準	ア <u>(削除)</u> 「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ 河川管理者から <u>(削除)</u> 水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想される <u>ことの情報を得た</u> とき（該当区）。 ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ 内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。						
全 員 体 制	ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ヲ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。						
摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。						

修 正 前		修 正 後
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 85	修 正 理 由 広島県土砂災害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正
第6 災害対策本部《危機管理室危機管理課》		第6 災害対策本部《危機管理室危機管理課》
1 設置及び廃止		1 設置及び廃止
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 設置基準	(2) 設置基準	
設 置 基 準	<p>ア 沈没危険水位に到達し、河川管理者から「沈没危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（<u>2時間後、1時間後又は実況で基準値超過</u>）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p>キ 内水沈没危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p>ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>ア 沈没危険水位に到達し、河川管理者から「沈没危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（<u>実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過又は2時間後に基準値超過</u>）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>オ 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>カ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p>キ 内水沈没危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p>ク 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>
全員体制	<p>ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>コ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p> <p>サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p>	<p>ケ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>コ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p> <p>サ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>
※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）		※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（ <u>実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示</u> ）
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 85
第6 災害対策本部	
1 設置及び廃止	
(2) 設置基準	
設 置 基 準	<p>ア 沈没危険水位に到達し、河川管理者から「沈没危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>オ <u>市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>カ</u> 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p><u>キ</u> 内水沈没危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p><u>ク</u> 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>
全員体制	<p><u>ケ</u> <u>市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>コ</u> 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p> <p><u>サ</u> 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>

修 正 後	
修正理由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正	
第6 災害対策本部	
1 設置及び廃止	
(2) 設置基準	
設 置 基 準	<p>ア 沈没危険水位に到達し、河川管理者から「沈没危険情報」が通知されたとき（該当区）。</p> <p>イ 河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。</p> <p>ウ 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。</p> <p>エ 高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。</p> <p>オ <u>市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>カ</u> <u>市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>キ</u> 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</p> <p><u>ク</u> 内水沈没危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。</p> <p><u>ケ</u> 前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。</p>
全員体制	<p><u>コ</u> <u>市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>サ</u> <u>市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。</u></p> <p><u>シ</u> 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</p> <p><u>ス</u> 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。</p> <p>③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。</p>

修 正 前									
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 99								
第6 災害対策本部									
表 3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局等</th><th>部課名</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道局</td><td rowspan="2">営業部</td><td>■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること</td></tr> <tr> <td>■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること</td></tr> </tbody> </table>			局等	部課名	分掌事務	水道局	営業部	■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること	■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること
局等	部課名	分掌事務							
水道局	営業部	■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること							
		■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること							

修 正 後									
修 正 理 由 組織改正に伴う修正									
第6 災害対策本部									
表 3－2－2 (2) 災害対策本部の分掌事務									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局等</th><th>部課名</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道局</td><td rowspan="2">営業部</td><td>■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること</td></tr> <tr> <td>■業務管理課 ■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること</td></tr> </tbody> </table>			局等	部課名	分掌事務	水道局	営業部	■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること	■業務管理課 ■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること
局等	部課名	分掌事務							
水道局	営業部	■営業課 1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること							
		■業務管理課 ■各営業所 1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること							

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 101
第6 災害対策本部	
表 3-2-2	
(3) 区災害対策本部の分掌事務	
部課等	分掌事務
情報収集班	1 区災害対策本部の総括に関すること
	2 命令の伝達に関すること
	3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること
	4 市本部要員の応援要請に関すること
	5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること
	6 各課への連絡及び調整に関すること
	7 区に係る予算、経理及び出納に関すること
	8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること
	9 罹災証明に関すること
	10 情報の収集及び伝達に関すること
	11 避難指示等に関すること
	12 災害広報及び広聴に関すること
	13 市民相談に関すること
	14 通信施設機材の整備及び点検に関すること
	15 地区災害協力団体との連絡に関すること
	16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
	17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。）
	18 区の庶務に関すること
	19 他課の所管に属さないこと

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第6 災害対策本部	
表 3-2-2	
(3) 区災害対策本部の分掌事務	
部課等	分掌事務
情報収集班	1 区災害対策本部の総括に関すること
	2 命令の伝達に関すること
	3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること
	4 市本部要員の応援要請に関すること
	5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること
	6 各課への連絡及び調整に関すること
	7 区に係る予算、経理及び出納に関すること
	8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること
	9 罹災証明に関すること
	10 情報の収集及び伝達に関すること
	11 避難指示等に関すること
	12 災害広報及び広聴に関すること
	13 市民相談に関すること
	14 通信施設機材の整備及び点検に関すること
	15 地区災害協力団体との連絡に関すること
	16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
	17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。）
	18 区の庶務に関すること
	19 他課の所管に属さないこと
<u>(削除)</u>	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 105
---	----------

第7 職員の動員

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動員の連絡者		
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に關係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)				
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)		
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難情報等を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員						
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員					
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員					
※2	全 員	全 員	全 員				

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものという。

※2 次の場合は、職員全員を動員する。

ア 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。

イ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修 正 後

修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正

第7 職員の動員

1 勤員の実施

(1) 勤員職員の指定

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動員の連絡者		
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に關係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)				
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)		
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難情報等を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員						
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員					
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員					
※2	全 員	全 員	全 員				

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものという。

※2 次の場合は、職員全員を動員する。

ア 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。

イ 市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。

ウ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 106
第7 職員の動員 2 動員の方法 動員対象者は、気象庁が発表する防災気象情報等や震度を確認し、各々の動員基準を満たした場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後に参集する。 また、体制の設置基準は満たしていないが、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達又は各局等又は区本部長からの連絡を受けた後、同様に参集する。 動員対象者がやむを得ない理由により災害対応の任務に当たることができない場合は、所属する各局等又は区において調整を行い、代理の職員を任務に当たらせる。	

修 正 後	
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正	
第7 職員の動員 2 動員の方法 動員対象者は、気象庁が発表する防災気象情報等や震度、 <u>階級</u> を確認し、各々の動員基準を満たした場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後に参集する。 また、体制の設置基準は満たしていないが、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達又は各局等又は区本部長からの連絡を受けた後、同様に参集する。 動員対象者がやむを得ない理由により災害対応の任務に当たることができない場合は、所属する各局等又は区において調整を行い、代理の職員を任務に当たらせる。	

修 正 前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 114										
第1 情報の収集・伝達体制 3 住民等への防災情報の伝達 (略) 本市から防災情報を提供する放送機関一覧											
<table border="1"> <tr> <td>日本放送協会広島拠点放送局</td><td>株中国放送</td></tr> <tr> <td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr> <tr> <td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr> <tr> <td>(株)ちゅびCOM</td><td></td></tr> <tr> <td>株中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr> </table>		日本放送協会広島拠点放送局	株中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)ちゅびCOM		株中国コミュニケーションネットワーク	
日本放送協会広島拠点放送局	株中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)ちゅびCOM											
株中国コミュニケーションネットワーク											

修 正 後											
修 正 理 由	組織改正に伴う修正										
第1 情報の収集・伝達体制 3 住民等への防災情報の伝達 (略) 本市から防災情報を提供する放送機関一覧											
<table border="1"> <tr> <td>日本放送協会広島放送局</td><td>株中国放送</td></tr> <tr> <td>広島テレビ放送(株)</td><td>(株)広島ホームテレビ</td></tr> <tr> <td>(株)テレビ新広島</td><td>広島エフエム放送(株)</td></tr> <tr> <td>(株)ちゅびCOM</td><td></td></tr> <tr> <td>株中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr> </table>		日本放送協会広島放送局	株中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)ちゅびCOM		株中国コミュニケーションネットワーク	
日本放送協会広島放送局	株中国放送										
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ										
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)										
(株)ちゅびCOM											
株中国コミュニケーションネットワーク											

修 正 前									
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 115								
第1 情報の収集・伝達体制 4 放送機関に対する放送の要請等 (略) 協定を締結している放送機関一覧									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>日本放送協会広島拠点放送局</u></td><td style="padding: 2px;">(株)中国放送</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広島テレビ放送(株)</td><td style="padding: 2px;">(株)広島ホームテレビ</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(株)テレビ新広島</td><td style="padding: 2px;">広島エフエム放送(株)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr> </table>		<u>日本放送協会広島拠点放送局</u>	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)中国コミュニケーションネットワーク	
<u>日本放送協会広島拠点放送局</u>	(株)中国放送								
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ								
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)								
(株)中国コミュニケーションネットワーク									

修 正 後									
修 正 理 由	組織改正に伴う修正								
第1 情報の収集・伝達体制 4 放送機関に対する放送の要請等 (略) 協定を締結している放送機関一覧									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>日本放送協会広島放送局</u></td><td style="padding: 2px;">(株)中国放送</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広島テレビ放送(株)</td><td style="padding: 2px;">(株)広島ホームテレビ</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(株)テレビ新広島</td><td style="padding: 2px;">広島エフエム放送(株)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(株)中国コミュニケーションネットワーク</td><td></td></tr> </table>		<u>日本放送協会広島放送局</u>	(株)中国放送	広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ	(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)	(株)中国コミュニケーションネットワーク	
<u>日本放送協会広島放送局</u>	(株)中国放送								
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ								
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)								
(株)中国コミュニケーションネットワーク									

修 正 前																					
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 115																				
第2 気象情報等の収集及び伝達																					
<p>広島地方気象台等の関係機関からの気象情報等については、FAX、Eメール及び市防災情報共有システムにより情報を受信する（Eメールについては、受信可能なものに限る。）。</p> <p>また、気象情報等を受信したときは、情報の重要度や予想される事態について判断し、これらに対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。</p> <p>なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。</p>																					
<p>1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）</p> <p>【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、第15条の2、水防法第10条第1項】</p> <p>(1) 発表機関 広島地方気象台</p> <p>(2) 防災気象情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報</td><td>注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等</td></tr> <tr> <td>注 意 報</td><td>気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>特 別 警 報</td><td>気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地 方 気 象 情 報</td><td>中国地方（山口県を除く）</td></tr> <tr> <td>県 気 象 情 報</td><td>広島県</td></tr> <tr> <td>注 意 報</td><td>行政区</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>行政区</td></tr> <tr> <td>特 別 警 報</td><td>行政区</td></tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等	注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】	警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	地 方 気 象 情 報	中国地方（山口県を除く）	県 気 象 情 報	広島県	注 意 報	行政区	警 報	行政区	特 別 警 報	行政区
種 類	概 要																				
県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等																				
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】																				
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																				
特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																				
地 方 気 象 情 報	中国地方（山口県を除く）																				
県 気 象 情 報	広島県																				
注 意 報	行政区																				
警 報	行政区																				
特 別 警 報	行政区																				

修 正 後																					
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正																					
第2 気象情報等の収集及び伝達																					
<p>広島地方気象台等の関係機関からの気象情報等については、FAX、Eメール及び市防災情報共有システムにより情報を受信する（Eメールについては、受信可能なものに限る。）。</p> <p>また、気象情報等を受信したときは、情報の重要度や予想される事態について判断し、これらに対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。</p> <p>なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。</p>																					
<p>1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）</p> <p>【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、第15条の2、水防法第10条第1項】</p> <p>(1) 発表機関 広島地方気象台</p> <p>(2) 防災気象情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報</td><td>注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、<u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u>防災上の注意を解説する情報 台風情報、<u>顕著な</u>大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等</td></tr> <tr> <td>注 意 報</td><td>気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>特 別 警 報</td><td>気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地 方 气 象 情 報</td><td>中国地方（山口県を除く）</td></tr> <tr> <td>县 气 象 情 報</td><td>广岛县</td></tr> <tr> <td>注 意 報</td><td>行政区</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>行政区</td></tr> <tr> <td>特 别 警 報</td><td>行政区</td></tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、 <u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u> 防災上の注意を解説する情報 台風情報、 <u>顕著な</u> 大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等	注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】	警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	地 方 气 象 情 報	中国地方（山口県を除く）	县 气 象 情 報	广岛县	注 意 報	行政区	警 報	行政区	特 别 警 報	行政区
種 類	概 要																				
県 気 象 情 報 地 方 気 象 情 報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、 <u>線状降水帯の発生による大雨の可能性等</u> 防災上の注意を解説する情報 台風情報、 <u>顕著な</u> 大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等																				
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】																				
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																				
特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】																				
地 方 气 象 情 報	中国地方（山口県を除く）																				
县 气 象 情 報	广岛县																				
注 意 報	行政区																				
警 報	行政区																				
特 别 警 報	行政区																				

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 119～126
第2 気象情報等の収集及び伝達 警報・注意報発表基準一覧表（略）	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達 警報・注意報発表基準一覧表（修正（案）37～44 ページ参照）	

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市中区	府県予報区	広島県		
	二次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指基準	16	
		土壤雨量指基準	120	
		流域雨量指基準	旧太田川流域=43.5, 天満川流域=23.9, 元安川流域=23.1, 京橋川流域=5	
	洪水	複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
注意報	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	大雨	表面雨量指基準	12	
		土壤雨量指基準	94	
		流域雨量指基準	旧太田川流域=34.8, 天満川流域=19.1, 元安川流域=18.4, 京橋川流域=4	
	洪水	複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}		
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市東区	府県予報区	広島県	
	二次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	13 120
	洪水	流域雨量指數基準 複合基準 ^{*1}	府中大川流域=8, 矢口川流域=3.2, 小河原川流域=5.9 —
	暴風	指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	暴風雪	平均風速	20m/s
	大雪	平均風速 降雪の深さ	20m/s 雪を伴う 平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	10 94
	洪水	流域雨量指數基準 複合基準 ^{*1}	府中大川流域=6.4, 矢口川流域=2.5, 小河原川流域=4.7 —
	強風 風雪	指定河川洪水予報による基準 平均風速 平均風速	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋] 12m/s 12m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}	
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}	
記録的短時間大雨情報	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県				
	二次細分区域	南部				
	市町村等をまとめた地域	広島・呉				
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指基準	18			
		土壤雨量指基準	120			
		流域雨量指基準	猿猴川流域=22, 府中大川流域=13.1			
	洪水	複合基準 ^{*1}	—			
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm			
注意報	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	2.5m			
	大雨	表面雨量指基準	14			
		土壤雨量指基準	94			
		流域雨量指基準	猿猴川流域=17.6, 府中大川流域=10.4			
	洪水	複合基準 ^{*1}	—			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm			
	波浪	有義波高	1.5m			
	高潮	潮位	2.1m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%				
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}				
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}				
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}				
	着氷					
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C				
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市西区	府県予報区	広島県				
	二次細分区域	南部				
	市町村等をまとめた地域	広島・呉				
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準	18			
		土壤雨量指數基準	118			
		流域雨量指數基準	八幡川(はちまんがわ)流域=6.9			
	洪水	複合基準 ^{*1}	八幡川(はちまんがわ)流域=(11, 6.2)			
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm			
注意報	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	2.5m			
	大雨	表面雨量指數基準	14			
		土壤雨量指數基準	93			
	洪水	流域雨量指數基準	八幡川(はちまんがわ)流域=5.5			
		複合基準 ^{*1}	八幡川(はちまんがわ)流域=(7, 5.5)			
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
	強風	平均風速	陸上	12m/s		
			海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm			
	波浪	有義波高	1.5m			
	高潮	潮位	2.1m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
記録的短時間大雨情報	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%				
	なだれ	①	降雪の深さ40cm以上			
		②	積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}			
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}				
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}				
	着氷					
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C				

*1(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐南区	府県予報区	広島県	
	二次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	17 118
	洪水	流域雨量指數基準	山本川流域=5.5, 古川流域=21.4, 安川流域=18.7, 奥畠川流域=9, 大塚川流域=7.7, 吉山川流域=13
		複合基準 ^①	山本川流域=(10, 4.9)
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	13 93
注意報	洪水	流域雨量指數基準	山本川流域=4.4, 古川流域=17.1, 安川流域=14.9, 奥畠川流域=7.2, 大塚川流域=6.1, 吉山川流域=10.4
		複合基準 ^①	山本川流域=(6, 4.4)
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^②	
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^③	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^④	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*¹(表面雨量指數, 流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

*² 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*³ 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*⁴ 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区	広島県	
	二次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 流域雨量指數基準	17 115
	洪水	流域雨量指數基準	鈴張川流域=12.7, 吉山川流域=16.8, 小河内川流域=10.8, 根谷川流域=17.1, 南原川流域=10, 小河原川流域=10.1, 荣堂川流域=10.7, 山倉川流域=4.9, 行森川流域=5.7, 矢口川流域=3.7, 三篠川流域=20.5, 大毛寺川流域=10.4
		複合基準 ^{*1}	三篠川流域=(10, 19.1)
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	10 90
	洪水	流域雨量指數基準	鈴張川流域=10.1, 吉山川流域=13.4, 小河内川流域=8.6, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=8, 小河原川流域=8, 荣堂川流域=8.5, 山倉川流域=3.9, 行森川流域=4.5, 矢口川流域=2.9, 三篠川流域=16.4, 大毛寺川流域=8.3
注意報		複合基準 ^{*1}	三篠川流域=(6, 13.1)
	指定河川洪水予報 による基準	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	視程	100m
	濃霧	最小湿度35%で実効湿度65%	
	乾燥	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}	
	なだれ	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}	
	低温	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}	
	霜	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C	
	着氷		
	着雪		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市安芸区	府県予報区	広島県		
	二次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指基準	18	
		土壤雨量指基準	118	
		流域雨量指基準	瀬野川流域=14, 矢野川流域=7, 熊野川流域=9.5	
	洪水	複合基準 ^{*1}	瀬野川流域=(11, 12.6), 矢野川流域=(11, 6.3), 熊野川流域=(11, 8.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指基準	14	
		土壤雨量指基準	93	
		流域雨量指基準	瀬野川流域=11.2, 矢野川流域=5.6, 熊野川流域=7.6	
	洪水	複合基準 ^{*1}	瀬野川流域=(11, 11.2), 矢野川流域=(11, 5.6), 熊野川流域=(11, 7.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s	
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}		
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}		
	着水			
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 広島地方気象台

広島市佐伯区	府県予報区	広島県		
	二次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準	19	
		土壤雨量指數基準	116	
		流域雨量指數基準	八幡川(やはたがわ)流域=21.4, 石内川流域=10.7, 岡ノ下川流域=12.4, 打尾谷川流域=11.1, 水内川流域=30.8, 伏谷川流域=10.3	
	洪水	複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
注意報	波浪	有義波高	山地	12時間降雪の深さ45cm
	高潮	潮位	2.5m	
	大雨	表面雨量指數基準	14	
		土壤雨量指數基準	91	
		流域雨量指數基準	八幡川(やはたがわ)流域=17.1, 石内川流域=8.5, 岡ノ下川流域=9.9, 打尾谷川流域=8.8, 水内川流域=24.6, 伏谷川流域=8.2	
	洪水	複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上 ^{*2}		
	低温	夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6°C以上低い 冬期: 最低気温-4°C以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温4°C以下 ^{*4}		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0°C~3°C		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修 正 前															
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 127														
第2 気象情報等の収集及び伝達															
2 洪水予報															
(1) (略)															
(2) 洪水予報の種類															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>發 表 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 </td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>以上の</u>状態が継続しているとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 </td></tr> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。 </td></tr> </tbody> </table>		種 類	發 表 基 準	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>以上の</u>状態が継続しているとき。 	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。
種 類	發 表 基 準														
氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 														
氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 														
氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>以上の</u>状態が継続しているとき。 														
氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 														
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 														
氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。 														
(3) (略)															
(4) 受信及び伝達															
洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からFAX及びEメールで <u>西部建設事務所からFAX</u> で受信する。															
洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。															

修 正 後															
修 正 理 由	指定河川洪水予報実施要領の改訂に伴う修正 他、令和4年3月9日付「洪水予報骨子」に準じた修正														
第2 気象情報等の収集及び伝達															
2 洪水予報															
(1) (略)															
(2) 洪水予報の種類															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>發 表 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 </td></tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>を超える</u>状態が継続しているとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 </td></tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 </td></tr> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。 </td></tr> </tbody> </table>		種 類	發 表 基 準	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>を超える</u>状態が継続しているとき。 	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。
種 類	發 表 基 準														
氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 														
氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・<u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</u> ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 														
氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位<u>を超える</u>状態が継続しているとき。 														
氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 														
氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く。）。 														
氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。 														
(3) (略)															
(4) 受信及び伝達															
洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からFAX及びEメールで受信する。															
洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。															

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 133
第2 気象情報等の収集及び伝達	
1～3 (略)	
4 沼澤危険水位（特別警戒水位）到達情報	
【関係法令：水防法第13条】	
水位周知河川について、沼澤危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。	
旧太田川、元安川及び天満川においては、江波観測所で2.70m、又は三篠橋観測所で3.20mの水位に到達した場合のみ水位情報周知を行う。	
(1) 発表機関 太田川河川事務所、西部建設事務所	
(2) 通知及び伝達 太田川河川事務所からFAX及びEメールで、西部建設事務所からFAXで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。	
(3) 本市での情報の活用 洪水災害に関する高齢者等避難の発令判断に活用する。	

修 正 後	
修 正 理 由 太田川河川事務所からの太田川市内派川に関する水位到達情報の運用変更（令和4年9月15日付）に伴う修正 県管理河川の水位到達情報の伝達体制の追加（Eメール）に伴う修正	
第2 気象情報等の収集及び伝達	
1～3 (略)	
4 沼澤危険水位（特別警戒水位）到達情報	
【関係法令：水防法第13条】	
水位周知河川ごとに、所定の観測所で沼澤危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。ただし、旧太田川、元安川及び天満川の3河川においては、江波観測所で2.70m（高潮）、又は三篠橋観測所で3.20m（洪水）の水位に到達した場合のみ発表される。	
また、洪水により水位上昇し、三篠橋観測所において3.80m（元安川を対象）又は4.60m（旧太田川を対象）に到達したときは、電子メールにより、それぞれの水位に到達した旨の情報提供がされる。	
(1) 発表機関 太田川河川事務所、西部建設事務所	
(2) 通知及び伝達 太田川河川事務所及び西部建設事務所からFAX及びEメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。	
(3) 本市での情報の活用 洪水災害に関する避難指示の発令判断に活用する。	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 154
第3 災害情報の収集・伝達及び報告	
2 災害状況の報告 (3) 国及び県への報告	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 人的被害情報の伝達経路</div> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により <u>広島県防災情報システム</u>に人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 その他の被害情報の伝達経路</div> <p>⑪～⑯ (略)</p> <p>⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、<u>広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）</u>を利用して報告する。</p> <p>⑰～㉑ (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島市防災情報共有システムと広島県防災情報システムのシステム更新に伴う修正	
第3 災害情報の収集・伝達及び報告	
2 災害状況の報告 (3) 国及び県への報告	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 人的被害情報の伝達経路</div> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により <u>広島市防災情報共有システム</u>に人的被害情報を入力する。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 その他の被害情報の伝達経路</div> <p>⑪～⑯ (略)</p> <p>⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、<u>広島市防災情報共有システム</u>を利用して報告する。</p> <p>⑰～㉑ (略)</p>	

修 正 前														
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁 161													
第4節 災害広報・広聴の実施 《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》														
第1 広報活動 (略)														
1 広報窓口の設置 (略)														
2 広報事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>広報事項</th><th>実施担当</th><th>実施方法（広報媒体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>15 被災者支援制度</td><td>健康福祉局等</td><td>・被災者支援ナビを利用して行う方法</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）	(略)	(略)	(略)	15 被災者支援制度	健康福祉局等	・被災者支援ナビを利用して行う方法	(略)	(略)	(略)
広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）												
(略)	(略)	(略)												
15 被災者支援制度	健康福祉局等	・被災者支援ナビを利用して行う方法												
(略)	(略)	(略)												

修 正 後														
修 正 理 由 担当課追加に伴う修正														
第4節 災害広報・広聴の実施 《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、 <u>健康福祉局健康福祉企画課</u> 、各区区政調整課・地域起こし推進課》														
第1 広報活動 (略)														
1 広報窓口の設置 (略)														
2 広報事項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>広報事項</th><th>実施担当</th><th>実施方法（広報媒体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>15 被災者支援制度</td><td>健康福祉局等</td><td>・被災者支援ナビを利用して行う方法</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）	(略)	(略)	(略)	15 被災者支援制度	健康福祉局等	・被災者支援ナビを利用して行う方法	(略)	(略)	(略)
広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）												
(略)	(略)	(略)												
15 被災者支援制度	健康福祉局等	・被災者支援ナビを利用して行う方法												
(略)	(略)	(略)												

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 173
第2 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》	
1 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地	
以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯 ・広島広域公園一帯 ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール ・安佐北区スポーツセンター 	

修 正 後	
修 正 理 由	
新たに協定を締結したことに伴う修正	
第2 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》	
1 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地	
以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 ・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯 ・広島広域公園一帯 ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール ・安佐北区スポーツセンター 	
<p style="color: red;"><u>(資料編) 参考危予-2 6 災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定</u> <u>(福山通運株式会社)</u></p> <p style="color: red;"><u>参考危予-2 7 災害時における救援物資の受入及び輸送等に関する覚書</u> <u>(佐川急便株式会社)</u></p>	

修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第7節 給水及び上水道施設応急対策

頁

176

第2 組織及び体制

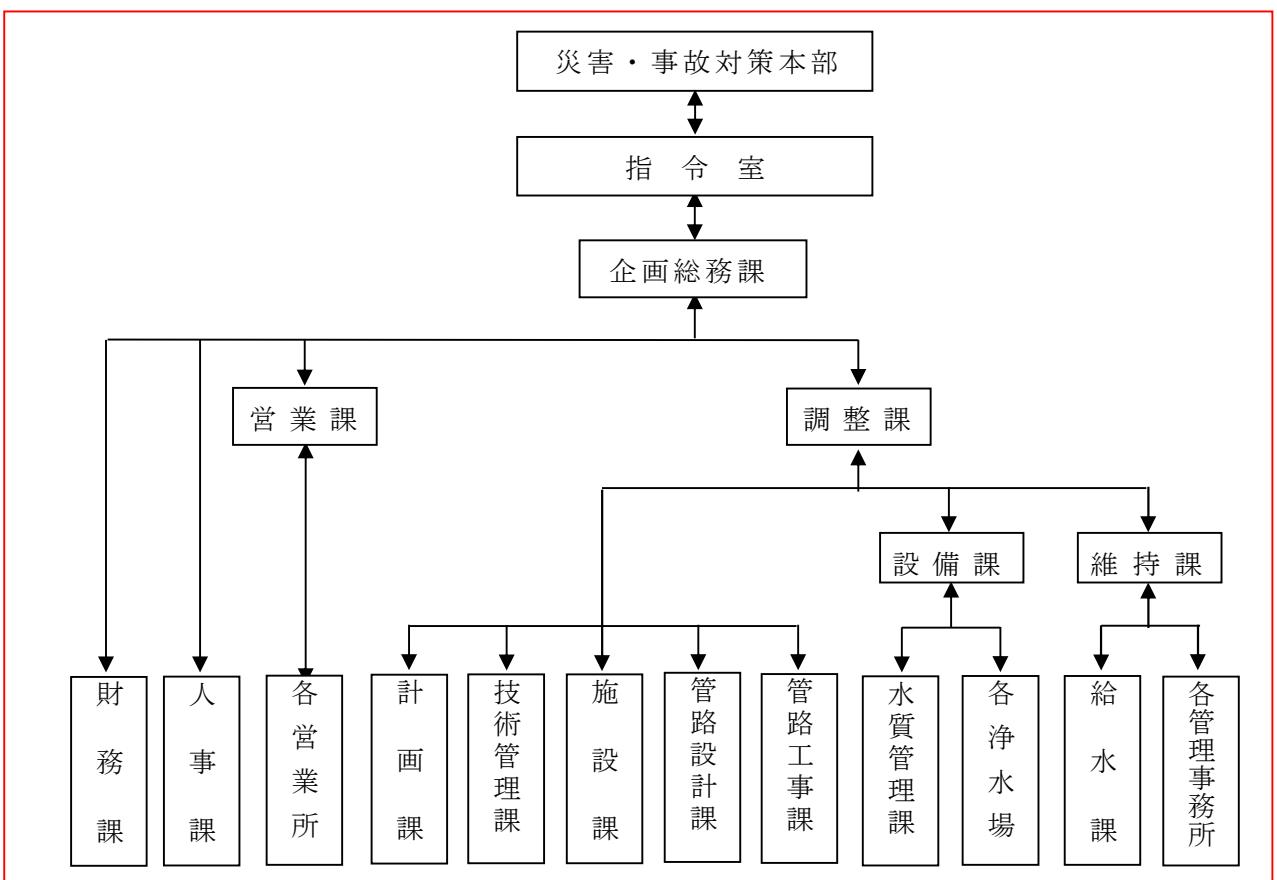
1～3 (略)

4 連絡員及び総括連絡員の職務

(1)～(2) (略)

(3) 連絡系統

災害・事故対策本部連絡系統図



修 正 後

修 正 理 由

組織改正に伴う修正

第2 組織及び体制

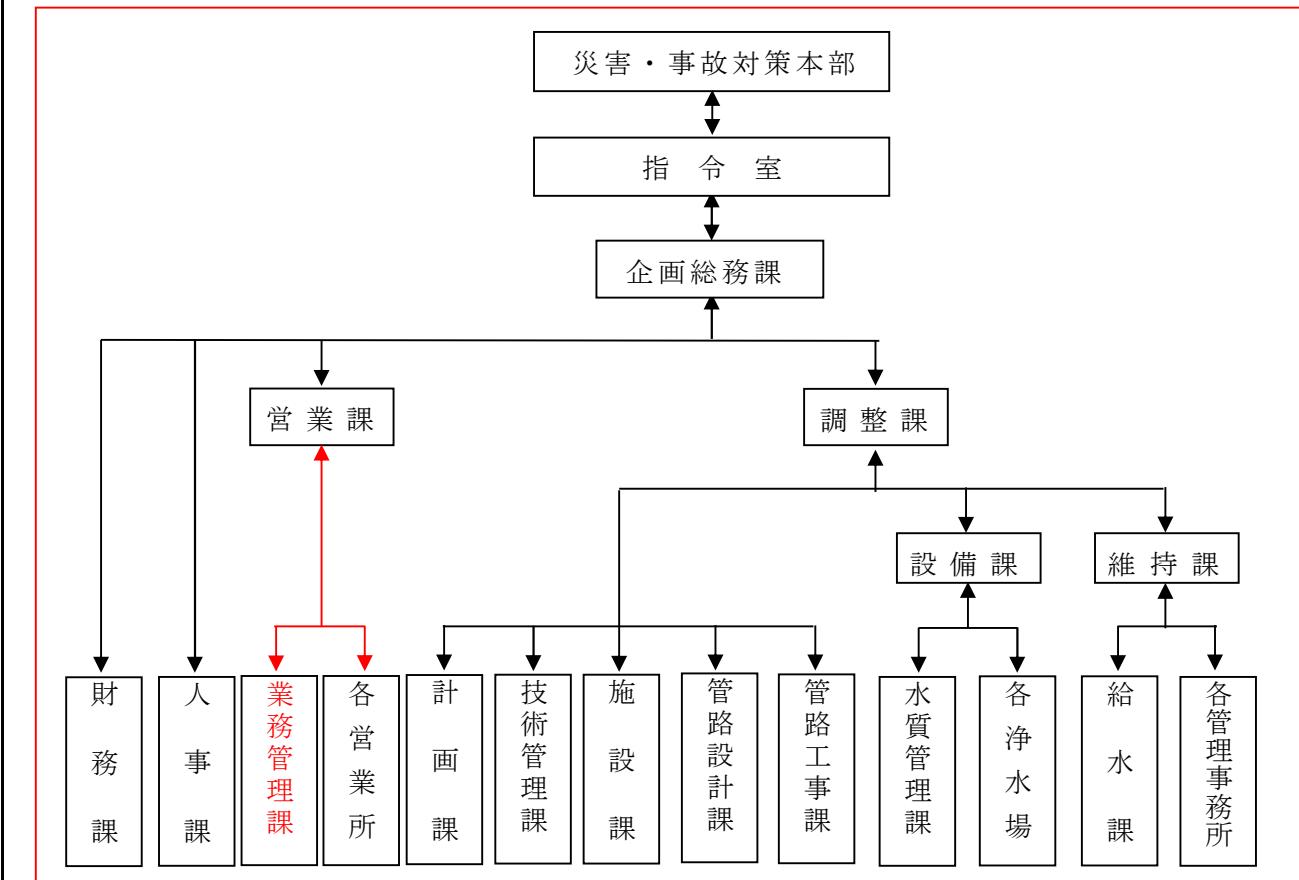
1～3 (略)

4 連絡員及び総括連絡員の職務

(1)～(2) (略)

(3) 連絡系統

災害・事故対策本部連絡系統図



修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第7節 給水及び上水道施設応急対策

頁

177

第3 給水対策

4 給水能力《水道局維持課》

(令和3年4月1日現在)

給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ／日)	給水可能人口 (人／日)
給 水 車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク (積載用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	3栓式	15	24,955	374,325	124,775
	4栓式	21	33,274	698,754	232,918
	8栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,262,793	1,087,595

(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。

② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第3 給水対策

4 給水能力《水道局維持課》

(令和4年4月1日現在)

給水用資機材名	容 量 (ℓ)	数 量 (台、基、個)	給水能力 (ℓ)	給水量 (ℓ／日)	給水可能人口 (人／日)
給 水 車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク (積載用)	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	3栓式	15	24,955	374,325	124,775
	4栓式	21	33,274	698,754	232,918
	8栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,262,793	1,087,595

(注) ① 1人当たりの給水量は、3ℓ／日として算定。

② 1日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、5回として算定。

修 正 前											
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第11節 救難対策	頁 183										
第11節 救難対策											
<p>災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。</p> <p>第1 被災者の救出《各消防署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th><th>実施内容</th><th>実施担当機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力の下に行う。</td></tr> <tr> <td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 水難救助の措置《各消防署》</p> <p>本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。</p>			災害の程度	実施内容	実施担当機関	通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上
災害の程度	実施内容	実施担当機関									
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。									
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上									

修 正 後											
修正理由 防災基本計画修正に伴う修正											
第11節 救難対策《危機管理室、消防局》											
<p>災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防対策マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。</p> <p>第1 被災者の救出《各消防署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th><th>実施内容</th><th>実施担当機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力の下に行う。</td></tr> <tr> <td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 安否不明者への対応《危機管理室、消防局》</p> <p>市災害対策本部等は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者の情報収集を行い、県と連携し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>第3 水難救助の措置《各消防署》</p> <p>本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。</p>			災害の程度	実施内容	実施担当機関	通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上
災害の程度	実施内容	実施担当機関									
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。									
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上									

修 正 前		
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 183	
第1 医療救護対策部の設置		
<p>1 (略)</p> <p>2 組織編成及び所管事務 医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。</p>		
区分	所 属 等	担当業務
医療救護対策部長	保健医療担当局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	医療政策課 地域コーディネーター※	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・D M A T の活動支援 ・医療機関等への応援要請

※ 県の要請に基づき県医師会があらかじめ任命する、広島市域医師会が推薦する地域の緊急医療に精通した医師。医療救護対策部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

修 正 後		
修 正 理 由 地域災害医療コーディネーターに係る名称及び設置の流れの変更		
第1 医療救護対策部の設置		
<p>1 (略)</p> <p>2 組織編成及び所管事務 医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。</p>		
区分	所 属 等	担当業務
医療救護対策部長	保健医療担当局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	医療政策課 地域 災害医療 コーディネーター※	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・D M A T の活動支援 ・医療機関等への応援要請

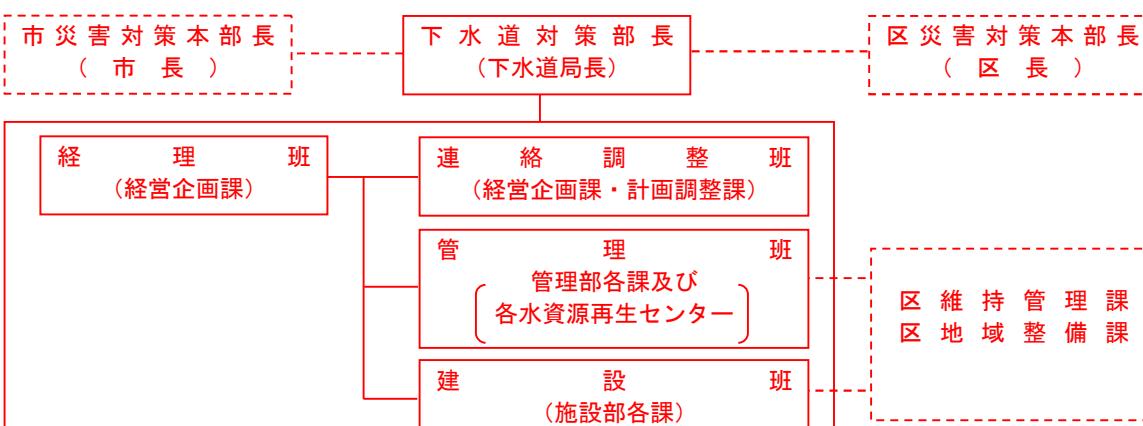
※ 広島市域医師会からの推薦の上、県知事が委嘱する地域の災害医療に精通した医師。医療救護対策部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策		頁	187
第8 医療機関等への応援要請 (略)			
要請機関			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（ <u>健康福祉総務課</u> ）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課
(略)	(略)	(略)	(略)
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後			
修 正 理 由			組織改正に伴う修正
第8 医療機関等への応援要請 (略)			
要請機関			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（ <u>健康危機管理課</u> ）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（ <u>健康危機管理課</u> ）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課
(略)	(略)	(略)	(略)
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（ <u>健康危機管理課</u> ）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 189
第2 被災者の健康管理	
2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>慢性疾患</u> を有する者 <u>高齢者</u> などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。 ウ <u>ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。 (3) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正	
第2 被災者の健康管理	
2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギー</u> を有する者 <u>高齢者</u> などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病的予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引継ぐ。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病的予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継を行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連携調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティづくりに向けた支援を行う。 (3) (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第16節 下水道施設応急対策	頁 198
第1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》	
<p>1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。</p> <p>2 組織編成 下水道対策部の組織編成は、<u>次のとおりとする。</u></p>	
 <pre> graph TD A["市災害対策本部長 (市長)"] --- B["下水道対策部長 (下水道局長)"] B --- C["区災害対策本部長 (区長)"] B --- D["経理班 (経営企画課)"] B --- E["連絡調整班 (経営企画課・計画調整課)"] B --- F["管理班 管理部各課及び 各水資源再生センター"] B --- G["建設班 (施設部各課)"] F --- H["区維持管理課 区地域整備課"] </pre>	

修 正 後	
修 正 理 由 現状に即した修正	
第1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》	
<p>1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。</p> <p>2 組織編成 下水道対策部の組織編成は、<u>広島市下水道事業継続計画の非常時対応における役割等に準ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	

修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第17節 輸送対策

頁

218

第3 緊急輸送対策

1 緊急輸送車両等の確保

(略)

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

修 正 後

修 正 理 由

組織改正に伴う修正

第3 緊急輸送対策

1 緊急輸送車両等の確保

(略)

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 221～222
---	--------------

第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備
1 建設用資機材調達・供給体制の整備
(略)
2 建設候補地の把握 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》
災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区 分	建 設 候 补 地
中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園
東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園
南 区	出島東公園、広島みと公園、 広島競輪場（周辺駐車場） 、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園
西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園
安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園

修 正 後

修 正 理 由 応急仮設住宅建設候補地の見直し等に伴う修正

第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備
1 建設用資機材の調達・供給体制の整備
(略)
2 建設候補地の把握 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》
災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区 分	建 設 候 补 地
中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園
東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園
南 区	出島東公園、広島みと公園、 (削除) 、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園
西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園
安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 221～222
第2 応急仮設住宅の建設 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》	
<p>1 (略)</p> <p>2 建設方法</p> <p>災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行う必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和元年10月23日内閣府告示第378号）に基づき、<u>5,714,000円</u>以内※とする。</p> <p>※ 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様</p> <p>原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」及び「一般社団法人全国木造建設事業協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	応急仮設住宅建設候補地の見直し等に伴う修正
第2 応急仮設住宅の建設 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》	
<p>1 (略)</p> <p>2 建設方法</p> <p>災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行う必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 1戸当たりの工事費の限度額</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和4年3月31日内閣府告示第37号）に基づき、<u>6,285,000円</u>以内※とする。</p> <p>※ 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>ウ 標準仕様</p> <p>原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」及び「一般社団法人日本ムービングハウス協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p>	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第21節 文教対策	頁 225～226
--------------------------------------	--------------

第2 学校教育における応急対策

2 生徒等の措置と応急教育の実施 《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

ア 震度4以下の地震発生の場合

地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、校長の判断により、下記の措置を講じる。

(イ) あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

(ロ) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

(ハ) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。

(ニ) 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

(ホ) 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

イ 震度5弱以上の地震発生の場合

市域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、上記ア(ア)(イ)(ニ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。

※ 市内の一つの区でも「震度5弱」と出れば、市立全校（園）で同じ対応とする。

(7) 臨時休校（園）について

校種	対応等
幼稚園	
小学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。
中学校	
高等学校（全日制）	0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。
中等教育学校	
特別支援学校	
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

(イ) 生徒等の下校について

(略)

ウ 風水害による災害の発生が予想される場合

(7) 台風接近時の臨時休校（園）について

(略)

(イ) 大雨・洪水等における臨時休校（園）等について

地域により影響度が異なるため、各学校（園）で措置内容を判断する。その際、警報発表等の気象情報や、学区内の急傾斜地、増水河川等の危険箇所の状況等を勘案し、あらかじめ「自宅待機」、「臨時休校（園）」、「始業時間の繰下げ」、「授業打ち切り」又は「下校を見合わせる」場合の原則を定めておく。

なお、特別警報が発表された際は、前記「イ 震度5弱以上の地震発生の場合」の措置を講じる。

また、通学（園）の時間帯に避難情報が発令されている場合は、下記の対応とする。

修 正 後

修正理由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正
--

第2 学校教育における応急対策

2 生徒等の措置と応急教育の実施 《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

ア 震度4以下の地震発生の場合又は「長周期地震動階級2」以下が観測された場合

地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、校長の判断により、下記の措置を講じる。

(イ) あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。

(ロ) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。

(ハ) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。

(ニ) 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

(ホ) 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

イ 震度5弱以上の地震発生の場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合

市域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合は、上記ア(ア)(イ)(ニ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。

※ 市内の一つの区でも「震度5弱」以上又は「長周期地震動階級3」以上が発表されれば、市立全校（園）で同じ対応とする。

(7) 臨時休校（園）について

校種	対応等
幼稚園	
小学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。
中学校	
高等学校（全日制）	0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。
中等教育学校	
特別支援学校	
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

(イ) 生徒等の下校について

(略)

ウ 風水害による災害の発生が予想される場合

(7) 台風接近時の臨時休校（園）について

(略)

(イ) 大雨・洪水等における臨時休校（園）等について

地域により影響度が異なるため、各学校（園）で措置内容を判断する。その際、警報発表等の気象情報や、学区内の急傾斜地、増水河川等の危険箇所の状況等を勘案し、あらかじめ「自宅待機」、「臨時休校（園）」、「始業時間の繰下げ」、「授業打ち切り」又は「下校を見合わせる」場合の原則を定めておく。

なお、特別警報が発表された際は、前記「イ 震度5弱以上の地震発生の場合」の措置を講じる。

また、通学（園）の時間帯に避難情報が発令されている場合は、下記の対応とする。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第21節 文教対策	頁 228
第2 学校教育における応急対策 8 指定避難所としての対策 《教育委員会事務局施設課》	

修 正 後	
修 正 理 由 担当課追加	
第2 学校教育における応急対策 8 指定避難所としての対策 《教育委員会事務局 <u>総務課</u> ・施設課・ <u>教職員課</u> ・ <u>指導第一課</u> ・ <u>指導第二課</u> 》	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第23節 災害における要配慮者等への避難支援等	頁 232
<p>第1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮</p> <p>区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。</p> <p>(1) 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正	
<p>第1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮</p> <p>区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。</p> <p>(1) 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。<u>特に、医療的ケアを必要とする避難者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の利用に配慮する。</u></p>	

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 240		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
危機管理室 災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会 広島拠点放送局 、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 危予-7
	船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考 危予-8
	応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9
	災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 危予-10
	大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 危予-11
	災害時における放送、臨時災害放送局の運営	(株)中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 危予-12
	災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 危予-13
	特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考 危予-14
	大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 危予-15
	災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考 危予-16
	広島市の防災情報等の提供	(株)中国新聞社	資料編参考 危予-17
	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18

修 正 後			
修 正 理 由 組織改正に伴う修正			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
危機管理室 災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会 広島放送局 、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 危予-7
	船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考 危予-8
	応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9
	災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 危予-10
	大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 危予-11
	災害時における放送、臨時災害放送局の運営	(株)中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 危予-12
	災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 危予-13
	特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考 危予-14
	大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 危予-15
	災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考 危予-16
	広島市の防災情報等の提供	(株)中国新聞社	資料編参考 危予-17
	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18

修 正 前																																															
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力		頁 241																																													
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																																															
1～3 (略)																																															
4 具体的な協力内容を協定している団体等																																															
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																																															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																																															
(2) 民間団体																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)</td> <td>ルーチェサーチ(株)</td> <td>資料編参考 危予-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定</td> <td>広島県災害復興支援士業連絡会</td> <td>資料編参考 危予-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>ヤフー株式会社</td> <td>資料編参考 危予-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>株式会社テレビ新広島</td> <td>資料編参考 危予-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災パートナーシップに関する協定</td> <td>広島テレビ放送株式会社</td> <td>資料編参考 危予-24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(新設)					(略)				無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-19		大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21		災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24		(新設)				(新設)				(新設)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																																												
(新設)																																															
	(略)																																														
	無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-19																																												
	大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20																																												
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21																																												
	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23																																												
	防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24																																												
	(新設)																																														
	(新設)																																														
	(新設)																																														

修 正 後																																															
修正理由 新たに協定等を締結したことに伴う修正																																															
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																																															
1～3 (略)																																															
4 具体的な協力内容を協定している団体等																																															
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																																															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																																															
(2) 民間団体																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理課</td> <td>災害時における連絡体制等の確立</td> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>資料編参考 危予-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)</td> <td>ルーチェサーチ(株)</td> <td>資料編参考 危予-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定</td> <td>広島県災害復興支援士業連絡会</td> <td>資料編参考 危予-20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>ヤフー株式会社</td> <td>資料編参考 危予-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>株式会社テレビ新広島</td> <td>資料編参考 危予-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災パートナーシップに関する協定</td> <td>広島テレビ放送株式会社</td> <td>資料編参考 危予-24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク株式会社	資料編参考 危予-1		(略)				無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-19		大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21		災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24		(新設)				(新設)				(新設)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																																												
危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク株式会社	資料編参考 危予-1																																												
	(略)																																														
	無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-19																																												
	大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20																																												
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21																																												
	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23																																												
	防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24																																												
	(新設)																																														
	(新設)																																														
	(新設)																																														

修 正 前																											
基本・風水害対策編	頁																										
第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力	241																										
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																											
1～3 (略)																											
4 具体的な協力内容を協定している団体等																											
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																											
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																											
(2) 民間団体																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">企画総務局 政策企画課</td><td>災害時における物資提供等</td><td>大塚製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-1</td></tr> <tr> <td>防災・減災に対する児童教育等</td><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>資料編参考 調政-2</td></tr> <tr> <td>広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書</td><td>株式会社ポプラ</td><td>資料編参考 調政-3</td></tr> <tr> <td>広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</td><td>日本郵便株式会社</td><td>資料編参考 調政-4</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4	(新設)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
(略)																											
企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1																								
	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2																								
	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3																								
	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4																								
	(新設)																										

修 正 後																											
修 正 理 由																											
新たに協定を締結したことに伴う修正																											
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																											
1～3 (略)																											
4 具体的な協力内容を協定している団体等																											
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																											
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																											
(2) 民間団体																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">企画総務局 政策企画課</td><td>災害時における物資提供等</td><td>大塚製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-1</td></tr> <tr> <td>防災・減災に対する児童教育等</td><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>資料編参考 調政-2</td></tr> <tr> <td>広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書</td><td>株式会社ポプラ</td><td>資料編参考 調政-3</td></tr> <tr> <td>広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</td><td>日本郵便株式会社</td><td>資料編参考 調政-4</td></tr> <tr> <td>災害時における物資提供等</td><td>アース製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-5</td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4	災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
(略)																											
企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1																								
	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2																								
	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3																								
	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4																								
	災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5																								

修 正 前															
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力		頁 241													
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》															
1～3 (略)															
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)															
(2) 民間団体															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th><th>協力内容</th><th>団体名</th><th>資料番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>市 民 局</td><td>国際化推進課 (新設)</td><td>広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター</td><td>資料編参考 国際-1</td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				市 民 局	国際化推進課 (新設)	広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号												
(略)															
市 民 局	国際化推進課 (新設)	広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1												

修 正 後															
修 正 理 由			新たに協定を締結したことに伴う修正												
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》															
1～3 (略)															
4 具体的な協力内容を協定している団体等 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)															
(2) 民間団体															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th><th>協力内容</th><th>団体名</th><th>資料番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>市 民 局</td><td>国際化推進課 <u>市民活動推進課</u></td><td>広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u></td><td>資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u></td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				市 民 局	国際化推進課 <u>市民活動推進課</u>	広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u>	資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u>
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号												
(略)															
市 民 局	国際化推進課 <u>市民活動推進課</u>	広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u>	資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u>												

修 正 前			
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 241～242	
第1 公共的団体等への協力要請			
4 具体的な協力内容を協定している団体等			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
		(略)	
健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 福祉広医会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、 <u>国家公務員共済組合連合会</u> 、(社福) 清恵会、(社福) もみじ福祉会、(社福) かきつばた福祉会、 <u>(社福) 広島常光福祉会</u> 、(社福) 広島東福祉会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 交響 _{（社福）} つつじ、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、 <u>(公財) 広島原爆被爆者援護事業団</u> 、(社福) 安芸会、(医) 恒和会、 <u>(社福) 広島光明学園</u> 、(社福) 光清学園、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 三篠会、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) あと会、(社福) 輝き奉仕会、(社福) サンシャイン、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 燐心会、(医) みやうち、(社福) ともえ福祉会、(医) 和同会 <u>（社福）ひろしま四季の会</u> 、(社福) 樂友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会 _{（社福）} I G L 学園福祉会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会(社福) 希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 和楽会、(社福) 松風会、(学) 安田学園、(医) 恵愛会、(社福) 平和会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、 <u>(社福) I G L 学園福祉会</u> 、(株) スキヤット、(社福) 正仁会、 <u>(社福) 信々会</u> 、 <u>(公財) 広島原爆被爆者援護事業団</u> 、(医) 秀仁会、(社福) あさ、(医) うすい会、(医) あと会、(医) 恵正会、 <u>(社福) 広島常光福祉会</u> 、(社福) 安芸の郷、(社福) 柏学園、(医) 松栄会、(医) 長寿会、(社福) 無漏福祉会、(社福) 順源会、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 芸南福祉会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 経山会【 <u>75</u> 団体 <u>99</u> 施設】	資料編参考健健-5

修 正 後			
修正理由 時点修正及び誤字の修正			
第1 公共的団体等への協力要請			
4 具体的な協力内容を協定している団体等			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
		(略)	
健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 福祉広医会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、 <u>（削除）</u> 、(社福) 清恵会、(社福) もみじ福祉会、(社福) かきつばた福祉会、 <u>（削除）</u> 、(社福) 広島東福祉会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 交響 _{（社福）} つつじ、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、 <u>（削除）</u> 、(社福) 安芸会、(医) 恒和会、 <u>（医）輔仁会</u> 、 <u>（削除）</u> 、(社福) 光清学園、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 三篠会、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) あと会、(社福) 輝き奉仕会、(社福) サンシャイン、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 燐心会、(医) みやうち、(社福) ともえ福祉会、(医) 和同会、 <u>（社福）ひろしま四季の会</u> 、(社福) 樂友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会 _{（社福）} I G L 学園福祉会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会(社福) 希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 和楽会、(社福) 松風会、(学) 安田学園、(医) 恵愛会、(社福) 平和会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、 <u>（社福）</u> 正仁会、 <u>（社福）</u> 信々会、 <u>（公財）</u> 広島原爆被爆者援護事業団、(医) 秀仁会、(社福) あさ、(医) うすい会、(医) あと会、(医) 恵正会、 <u>（社福）</u> 広島常光福祉会、(社福) 安芸の郷、(社福) 柏学園、(医) 松栄会、(医) 長寿会、(社福) 無漏福祉会、(社福) 順源会、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 芸南福祉会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 経山会【 <u>74</u> 団体 <u>104</u> 施設】	資料編参考健健-5

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 246
第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	
<p>1 人的受援の要請の基準</p> <p>市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の応援を要請する。</p> <p>(1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合</p> <p>(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合</p> <p>(3) その他市長等が他の地方公共団体等の職員の応援の必要があると認めた場合</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>(略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正	
第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	
<p>1 人的受援の要請の基準</p> <p>市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の応援を要請する。</p> <p><u>なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>(1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合</p> <p>(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合</p> <p>(3) その他市長等が他の地方公共団体等の職員の応援の必要があると認めた場合</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>(略)</p>	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画	頁 259
<p>災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。</p> <p>第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策 (略)</p> <p>第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》 本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正	
<p>災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。</p> <p>第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策 (略)</p> <p>第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》 本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、<u>支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による</u>広報活動を通じて被災者等に周知を図る。<u>また、被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行う。</u></p>	

修 正 前																									
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画		頁 260																							
第2 被災者に対する支援																									
(略)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局 等</th><th>番号</th><th>支 援 策 の 名 称</th><th>分類</th><th>担 当 課 ・ 係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td><td>62</td><td>就学援助費学用品費等の再支給</td><td>②</td><td rowspan="3">学事課学事係</td></tr> <tr> <td>63</td><td>市立高等学校授業料等減免</td><td>②</td></tr> <tr> <td></td><td>(新設)</td><td></td></tr> </tbody> </table>					局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係	(略)					教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係	63	市立高等学校授業料等減免	②		(新設)	
局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係																					
(略)																									
教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係																					
	63	市立高等学校授業料等減免	②																						
		(新設)																							

修 正 後																									
修 正 理 由		被災者への支援策の新規項目追加（令和3年度の中途から）																							
第2 被災者に対する支援																									
(略)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>局 等</th><th>番号</th><th>支 援 策 の 名 称</th><th>分類</th><th>担 当 課 ・ 係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">教育委員会</td><td>62</td><td>就学援助費学用品費等の再支給</td><td>②</td><td rowspan="3">学事課学事係</td></tr> <tr> <td>63</td><td>市立高等学校授業料等減免</td><td>②</td></tr> <tr> <td>64</td><td>遠距離通学費の支給</td><td>②</td></tr> </tbody> </table>					局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係	(略)					教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係	63	市立高等学校授業料等減免	②	64	遠距離通学費の支給	②
局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係																					
(略)																									
教育委員会	62	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係																					
	63	市立高等学校授業料等減免	②																						
	64	遠距離通学費の支給	②																						

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画	頁 262～263
第4 災害弔慰金・見舞金等の支給 《健康福祉局健康福祉企画課・保護自立支援課、各区生活課》	
<p>制度の概要等は次のとおりである。(自然災害の場合)</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資《健康福祉局<u>保護自立支援課</u>、各区生活課》</p> <p>(略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 所管課の修正	
第4 災害弔慰金・見舞金等の支給 《健康福祉局健康福祉企画課・ <u>地域共生社会推進課</u> ・保護自立支援課、各区生活課》	
<p>制度の概要等は次のとおりである。(自然災害の場合)</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資《健康福祉局<u>地域共生社会推進課</u>、各区生活課》</p> <p>(略)</p>	

修 正 前																				
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 生活援護計画	頁 266～267																			
第7 市税の減免等 《財政局 <u>税制</u> 課・各市税事務所 <u>・</u> 収納対策部各課》																				
災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、市民税（県民税を含む。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。																				
<p>1 市税の減免</p> <p>(1) 個人の市民税（<u>県民税を含む。</u>）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の対象となる者</th><th>減免する税額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者</td><td>被害の程度が全壊又は大規模半壊</td><td>前年の合計所得金額が500万円以下</td><td>(A)と同じ額</td></tr> <tr> <td>" 500万円を超える750万円以下</td><td>(A)の1/2の額</td></tr> <tr> <td>" 750万円を超える1,000万円以下</td><td>(A)の1/4の額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">被害の程度が半壊</td><td>" 500万円以下</td><td>(A)の1/2の額</td></tr> <tr> <td>" 500万円を超える750万円以下</td><td>(A)の1/4の額</td></tr> <tr> <td>" 750万円を超える1,000万円以下</td><td>(A)の1/8の額</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		減免の対象となる者	減免する税額	(略)		特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	(A)と同じ額	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/2の額	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/4の額	被害の程度が半壊	" 500万円以下	(A)の1/2の額	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額
減免の対象となる者	減免する税額																			
(略)																				
特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	(A)と同じ額																	
	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/2の額																		
	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/4の額																		
被害の程度が半壊	" 500万円以下	(A)の1/2の額																		
	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額																		
	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額																		
<p>(4) 手続き</p> <p>減免を受けようとする被災者は、納期限までに、減免申請書を財政局各市税事務所<u>又は</u>税務室（給与所得に係る<u>特別徴収に係る市民税</u>については財政局市民税課）に提出しなければならない。</p> <p>2 徴収猶予等</p> <p>(略)</p> <p>申告等の期限の延長を受けようとする者は、財政局各市税事務所<u>又は</u>税務室（給与所得に係る<u>特別徴収に係る市民税</u>、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、財政局収納対策部各課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。</p>																				

修 正 後																											
修 正 理 由	広島市市税規則の改正等に伴う修正																										
第7 市税の減免等 《財政局 <u>税務部各</u> 課・各市税事務所 <u>・</u> 収納対策部各課》																											
災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、 <u>個人の</u> 市民税（県民税を含む。 <u>以下同じ。</u> ）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。																											
<p>1 市税の減免</p> <p>(1) 個人の市民税（<u>削除</u>）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の対象となる者</th><th>減免する税額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者</td><td>被害の程度が全壊又は大規模半壊</td><td>前年の合計所得金額が500万円以下</td><td>(A)と同じ額</td></tr> <tr> <td>" 500万円を超える750万円以下</td><td>(A)の1/2の額</td></tr> <tr> <td>" 750万円を超える1,000万円以下</td><td>(A)の1/4の額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">被害の程度が半壊</td><td>" 500万円以下</td><td>(A)の1/2の額</td></tr> <tr> <td>" 500万円を超える750万円以下</td><td>(A)の1/4の額</td></tr> <tr> <td>" 750万円を超える1,000万円以下</td><td>(A)の1/8の額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">被害の程度が<u>中規模半壊又は半壊</u></td><td>" 500万円以下</td><td>(A)の1/2の額</td></tr> <tr> <td>" 500万円を超える750万円以下</td><td>(A)の1/4の額</td></tr> <tr> <td>" 750万円を超える1,000万円以下</td><td>(A)の1/8の額</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		減免の対象となる者	減免する税額	(略)		特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	(A)と同じ額	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/2の額	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/4の額	被害の程度が半壊	" 500万円以下	(A)の1/2の額	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額	被害の程度が <u>中規模半壊又は半壊</u>	" 500万円以下	(A)の1/2の額	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額
減免の対象となる者	減免する税額																										
(略)																											
特定災害（災害救助法第2条に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	(A)と同じ額																								
	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/2の額																									
	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/4の額																									
被害の程度が半壊	" 500万円以下	(A)の1/2の額																									
	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額																									
	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額																									
被害の程度が <u>中規模半壊又は半壊</u>	" 500万円以下	(A)の1/2の額																									
	" 500万円を超える750万円以下	(A)の1/4の額																									
	" 750万円を超える1,000万円以下	(A)の1/8の額																									
<p>(4) 手手続き</p> <p>減免を受けようとする被災者は、納期限までに、減免申請書を財政局各市税事務所<u>・</u>税務室（給与所得に係る<u>個人の市民税で特別徴収されているもの</u>については財政局市民税課）に提出しなければならない。</p> <p>2 徴収猶予等</p> <p>(略)</p> <p>申告等の期限の延長を受けようとする者は、財政局各市税事務所<u>・</u>税務室（給与所得に係る<u>個人の市民税で特別徴収されているもの</u>、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、財政局収納対策部各課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。</p>																											

修 正 前

基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 企業等援護計画	頁 269
---	----------

第1 農林漁業関係の融資 1 農業関係							
令和3年10月18日現在							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧 果樹の改植・補植	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1 施設当たり 300万円（特認600万円）	0.16～0.30%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	貸付を受ける者が当該年度に負担する額	0.16～0.30%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建等	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)	0.16～0.25%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など	
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200万円 (激甚災害の場合 250万円) 法人 2,000万円ほか	3～6年内 (激甚災害の場合 4～7年内)	—	農業協同組合	
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	3年以内	—	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫

修 正 後

修正理由 時点修正

第1 農林漁業関係の融資 1 農業関係							
令和4年10月20日現在							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱 金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧 果樹の改植・補植	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1 施設当たり 300万円（特認600万円）	0.30～0.70%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	貸付を受ける者が当該年度に負担する額	0.30～0.70%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建等	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)	0.30～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など	
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200万円 (激甚災害の場合 250万円) 法人 2,000万円ほか	3～6年内 (激甚災害の場合 4～7年内)	—	農業協同組合	
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	3年以内	—	広島県信用農業協同組合連合会 農林中央金庫

修 正 前										
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 企業等援護計画			頁 270							
第1 農林漁業関係の融資										
2 林業関係										
						令和3年10月20日現在				
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関				
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林リエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり 300万円（特認600万円）	0.30%	15年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫				
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.30%	20年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫				
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%	0.16～0.45%	30年以内 （林業経営改善計画による：25年以内、森林施業計画による：50年以内）	20年以内 （林業経営改善計画による：25年以内、森林施業計画による：50年以内） 日本政策金融公庫 農林中央金庫				
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.16～0.45%	15年以内	5年以内				
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.16～0.45%	20年以内 （林業経営改善計画による：25年以内）	3年以内 （林業経営改善計画による：7年以内）				
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円（特認 年間経営費の12分の6以内）	0.16～0.25%	10年以内	3年以内 日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関					
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金（市長の被害認定が必要）	個人 200万円（激甚災害の場合 250万円） 法人 2,000万円ほか	3～6年以内 (激甚災害の場合 4～7年以内) 6.5%以内で法律の発動の都度定める	— 森林組合					
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金（県知事の被害認定が必要）	単協 2,500万円（激甚災害の場合 5,000万円） 連合会 5,000万円（激甚災害の場合 7,500万円）	3年以内 — 県森林組合連合会						

修 正 後						
修正理由 時点修正						
第1 農林漁業関係の融資						
2 林業関係						
						令和4年10月20日現在
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林リエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり 300万円（特認600万円）	0.30～0.70%	15年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内	3年以内 日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内 （林業経営改善計画による：25年以内、森林施業計画による：50年以内）	30年以内 （林業経営改善計画による：40年以内、森林施業計画による：50年以内） 日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	15年以内	5年以内
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）	災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円（特認 年間経営費の12分の6以内）	0.30～0.70%	15年以内	3年以内 日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関	
天災資金	経営資金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金（市長の被害認定が必要）	個人 200万円（激甚災害の場合 250万円） 法人 2,000万円ほか	3～6年以内 (激甚災害の場合 4～7年以内) 6.5%以内で法律の発動の都度定める	— 森林組合	
	事業資金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金（県知事の被害認定が必要）	単協 2,500万円（激甚災害の場合 5,000万円） 連合会 5,000万円（激甚災害の場合 7,500万円）	3年以内 — 県森林組合連合会		

修 正 前

基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第5節 企業等援護計画	頁 271
---	----------

第1 農林漁業関係の融資							
3 漁業関係							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.16～0.30%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場及び水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	3～6年 (激甚災害適用の場合は 4～7年)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)	0.16～0.25%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修 正 後

修 正 理 由							
時点修正							
第1 農林漁業関係の融資							
3 漁業関係							
資金名	融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関	
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.30～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共同利用施設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁港整備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁場整備	漁場及び水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経営資金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5% 以内で法律の発動の都度定める	3～6年 (激甚災害適用の場合は 4～7年)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事業資金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金	災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経営費等の12分の6以内)	0.30～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会	

修 正 前																	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第1節 電力施設		頁 280															
第10 広島市との連絡体制																	
1 連絡窓口																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>昼 間</th><th>夜 間 (休日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)</td><td>設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545-2105 FAX 545-2127</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127</td><td>総務課 TEL 090-9507-6815</td></tr> <tr> <td>広島市災害対策本部</td><td>設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656</td><td></td></tr> </tbody> </table>			区 分	昼 間	夜 間 (休日)	中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545- 2105 FAX 545-2127			設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815	広島市災害対策本部	設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596			設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656	
区 分	昼 間	夜 間 (休日)															
中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545- 2105 FAX 545-2127																
	設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815															
広島市災害対策本部	設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596																
	設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656																

※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、本社総本部（広島県域対応）から各ネットワークセンター（広島、矢野、広島北、廿日市）エリアをとりまとめのうえ、FAXにより情報提供を行う。

修 正 後																	
修 正 理 由 連絡先変更に伴う修正																	
第10 広島市との連絡体制																	
1 連絡窓口																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>昼 間</th><th>夜 間 (休日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)</td><td>設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545-2106 FAX 545-2127</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127</td><td>総務課 TEL 090-9507-6815</td></tr> <tr> <td>広島市災害対策本部</td><td>設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656</td><td></td></tr> </tbody> </table>			区 分	昼 間	夜 間 (休日)	中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545- 2106 FAX 545-2127			設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815	広島市災害対策本部	設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596			設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656	
区 分	昼 間	夜 間 (休日)															
中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中 支援班 (総務課) TEL 545- 2106 FAX 545-2127																
	設置されていない場合 総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815															
広島市災害対策本部	設 置 中 災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596																
	設置されていない場合 危機管理室災害対策課 TEL 504-2656																

※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、本社総本部（広島県域対応）から各ネットワークセンター（広島、矢野、広島北、廿日市）エリアをとりまとめのうえ、FAXにより情報提供を行う。

修 正 前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第1節 電力施設

頁

283

第10 広島市との連絡体制

別表3

事業所における対策組織の組織編成・任務

防災体制の区分	本 部 長	副 本 部 長
警 戒 体 制		
非 常 体 制	事業所の長	事業所の長が指名した者
特 別 非 常 体 制		

班 名	任 务
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約・連絡・報告 (気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・各班情報の総合取りまとめ ・本部の運営・記録
復旧計画班 <small>(広島ネットワークセンターのみ)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の復旧目標・復旧計画の調整・作成 ・県内の応援派遣調整 <u>〔配電関係は上記に加え以下の任務を実施〕</u> ・配電関係の県内での情報の集約・連絡・報告 (停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・配電関係の総本部復旧班との調整 (復旧資機材・各県との応援派遣等)
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・官公庁(市町村、警察署)との対応・報告 ・お客さま対応(電話対応ほか) ・報道資料の総本部広報班との調整 ・報道機関への発表、対応 ・広告・安全PRの実施 <u>〔ネットワークセンターは上記に加え以下の任務を実施〕</u> ・特別高圧のお客さまの停電状況の集約・連絡・報告 ・お客さま対応(停電周知対応)
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備被害、復旧状況の集約・連絡・報告 ・復旧目標および復旧計画の作成および復旧対応 ・NTT等への復旧依頼、復旧協力 <u>〔ネットワークセンターは上記に加え以下の任務を実施〕</u> ・配電関係の担当区域の情報の集約・連絡・報告(復旧班【配電】) (停電状況、設備被害、復旧状況、復旧資機材、復旧要員等に関する情報) ・総本部復旧班との連絡・調整(復旧班【送変電】)
配電運転班 <small>(広島ネットワークセンターのみ)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所運転機関との連絡・調整 ・遠制(配電自動化システム)による自動開閉器操作・指令 ・手動開閉器操作の指令
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・事業所建物被害の応急対応 ・事業所建物被害対応に関する関係箇所への報告 ・車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋(自宅、借家および社宅・寮)の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

(注) 廿日市・広島北・矢野ネットワークセンターは、**広報班および復旧班のみ**

修 正 後

修 正 理 由

組織改正に伴う修正

第10 広島市との連絡体制

別表3

事業所における対策組織の組織編成・任務

防災体制の区分	本 部 長	副 本 部 長
警 戒 体 制		
非 常 体 制	事業所の長	事業所の長が指名した者
特 別 非 常 体 制		

班 名	任 务
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約・連絡・報告 (気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・各班情報の総合取りまとめ ・本部の運営・記録
復旧計画班 <small>(削除)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の復旧目標・復旧計画の調整・作成 ・県内の応援派遣調整 <u>〔配電〕</u> ・配電関係の県内での情報の集約・連絡・報告 (停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・配電関係の総本部復旧班との調整 (復旧資機材・各県との応援派遣等)
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・官公庁(市町村、警察署)との対応・報告 ・お客さま対応(電話対応ほか) ・報道資料の総本部広報班との調整 ・報道機関への発表、対応 ・広告・安全PRの実施 <u>〔削除〕</u> ・特別高圧のお客さまの停電状況の集約・連絡・報告 ・お客さま対応(停電周知対応)
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備被害、復旧状況の集約・連絡・報告 ・復旧目標および復旧計画の作成および復旧対応 ・NTT等への復旧依頼、復旧協力 <u>〔削除〕</u> ・配電関係の担当区域の情報の集約・連絡・報告(復旧班【配電】) (停電状況、設備被害、復旧状況、復旧資機材、復旧要員等に関する情報) ・総本部復旧班との連絡・調整(復旧班【送変電】)
配電運転班 <small>(削除)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所運転機関との連絡・調整 ・遠制(配電自動化システム)による自動開閉器操作・指令 ・手動開閉器操作の指令
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・事業所建物被害の応急対応 ・事業所建物被害対応に関する関係箇所への報告 ・車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋(自宅、借家および社宅・寮)の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

(注) 廿日市・広島北・矢野ネットワークセンターは、**〔削除〕**復旧班のみ

修 正 前		
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設	頁 285～286	
第1 ガス施設の現況		
2 ガス導管の延長	(広島地区)	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 壓	0.1Mpa 未満	<u>2,726</u>
中 壓 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 壓 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 壓	1.0Mpa 以上	<u>20</u>
合 計		<u>3,234</u>
5 整圧器設置数	(広島地区)	
台 数		<u>540</u> 台
箇 所 数		<u>332</u> ヶ所

修 正 後		
修 正 理 由		
時点修正		
第1 ガス施設の現況		
2 ガス導管の延長	(広島地区)	
圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 壓	0.1Mpa 未満	<u>2,738</u>
中 壓 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 壓 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 壓	1.0Mpa 以上	<u>21</u>
合 計		<u>3,247</u>
5 整圧器設置数	(広島地区)	
台 数		<u>538</u> 台
箇 所 数		<u>330</u> ヶ所

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設	頁 289
第3 地震災害への対応 4 復旧計画 (略) (3) 応援体制 工事関連業者に対しては、震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス(株)導管事業部 <u>供給部</u> へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 現状に即した修正	
第3 地震災害への対応 4 復旧計画 (略) (3) 応援体制 工事関連業者に対しては、震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス(株)導管事業部 <u>供給保安部</u> へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。 (略)	

修 正 前									
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設	頁 290								
別表2 特別出動体制と役割									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別出動態勢</th><th>体 制 及 び 役 割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td><td> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） </td></tr> <tr> <td>第2次</td><td> <p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p> </td></tr> <tr> <td>第3次</td><td> <p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。</p>	特別出動態勢	体 制 及 び 役 割	第1次	<p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） 	第2次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p>	第3次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p>	
特別出動態勢	体 制 及 び 役 割								
第1次	<p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） 								
第2次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p>								
第3次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p>								

修 正 後									
修正理由	現状に即した修正								
別表2 特別出動体制と役割									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別出動態勢</th><th>体 制 及 び 役 割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次</td><td> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） </td></tr> <tr> <td>第2次</td><td> <p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p> </td></tr> <tr> <td>第3次</td><td> <p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。</p>	特別出動態勢	体 制 及 び 役 割	第1次	<p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） 	第2次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p>	第3次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p>	
特別出動態勢	体 制 及 び 役 割								
第1次	<p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡・記録） 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 修繕担当（本修理作業） 								
第2次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>室長：導管事業部長 室長代行者：保安統括者</p>								
第3次	<p>庶務担当（記録・関連部署への連絡）</p> <p>保安主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付担当（電話受付・消防等との連絡） 保安主任者（現場責任者） 保安主任者 保安主任者 <p>保安主任者（現場責任者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安担当（緊急出動・保安措置） 供給担当（中圧供給操作・巡回点検） 広報担当（周知広報） 計画担当（圧力解析・工程表作成） 修繕担当（本修理作業・材料手配） <p>本部長：社長 副本部長：導管事業部長</p>								

修正前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第2節 ガス施設

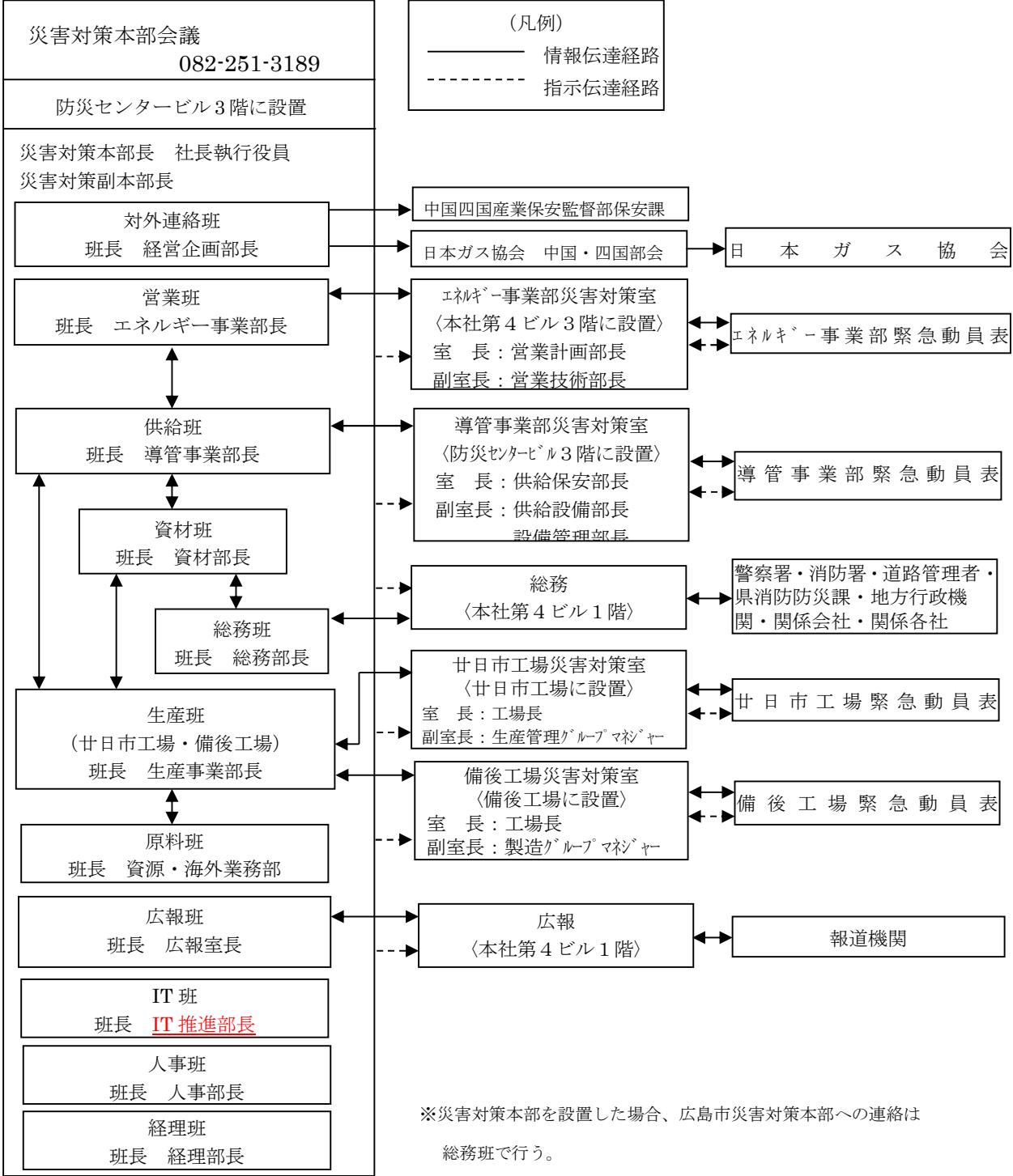
貳

291

別表3 保安指令センター（休日夜間における緊急出動体制）

(略)

災害対策本部の組織



修 正 後

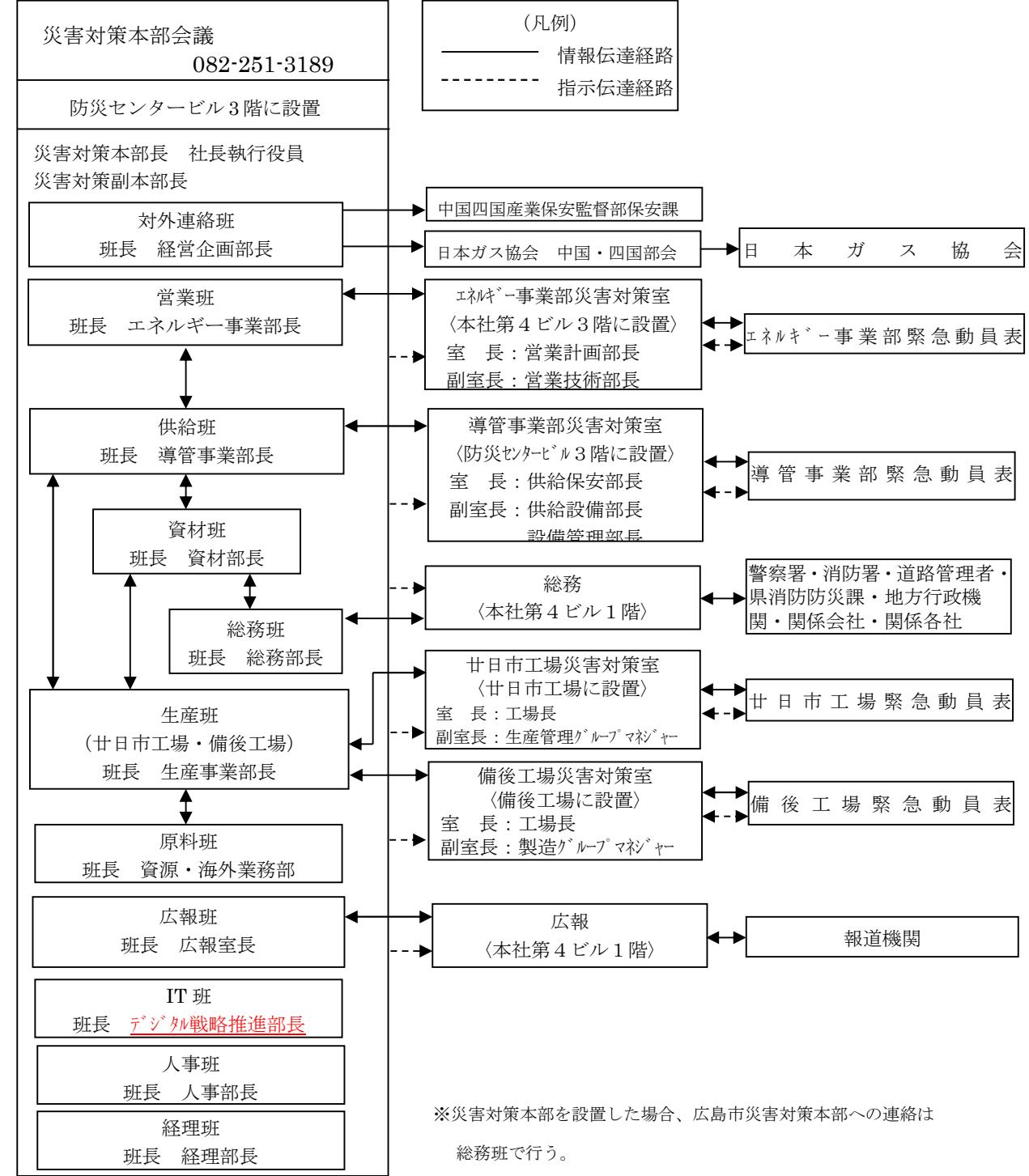
修 正 理 由

現状に即した修正

別表3 保安指令センター（休日夜間における緊急出動体制）

(略)

災害対策本部の組織



修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第3節 電信電話施設	頁 292
第3節 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社 広島支店 、株式会社N T T ドコモ中国支社)	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第3節 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社 中国支店 、株式会社N T T ドコモ中国支社)	

修 正 前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

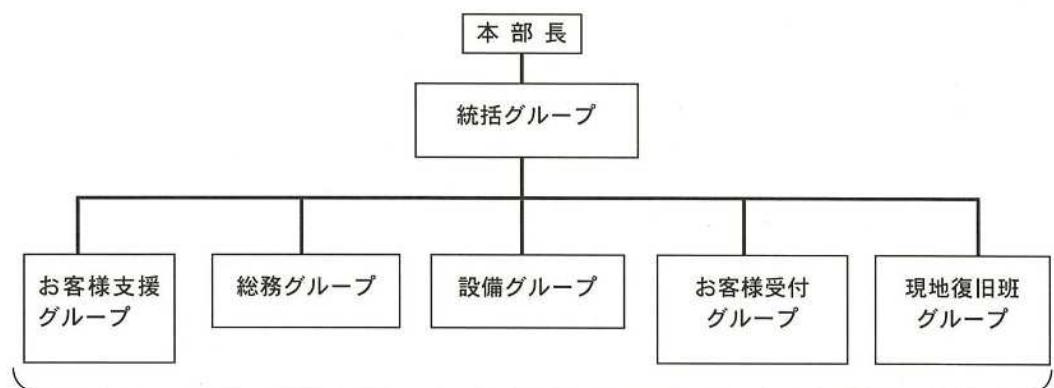
第3節 電信電話施設

頁

294

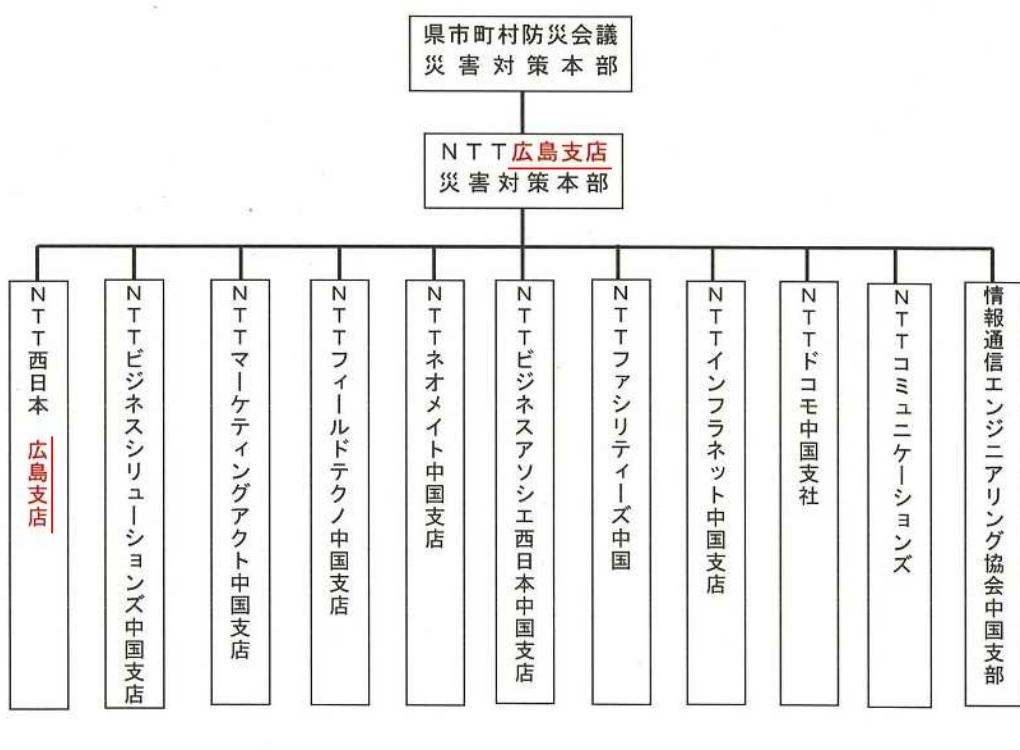
別表 1

NTT広島支店の災害対策本部組織



参考

NTTグループの情報連絡体制



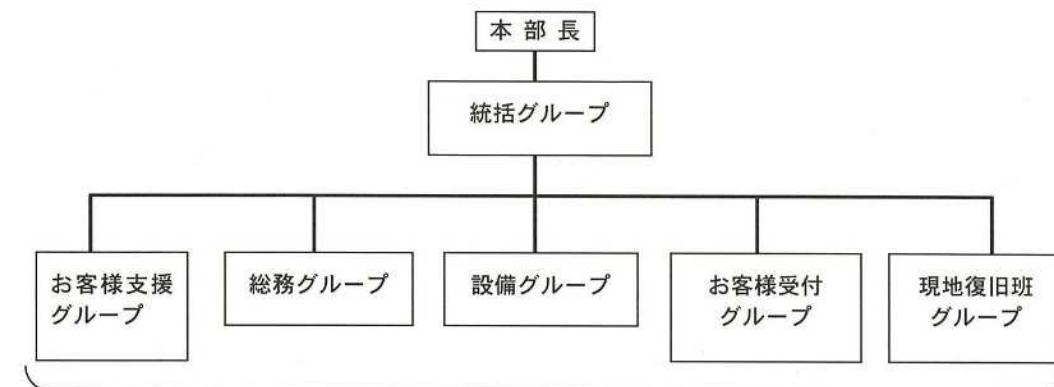
修 正 後

修 正 理 由

組織改正に伴う修正

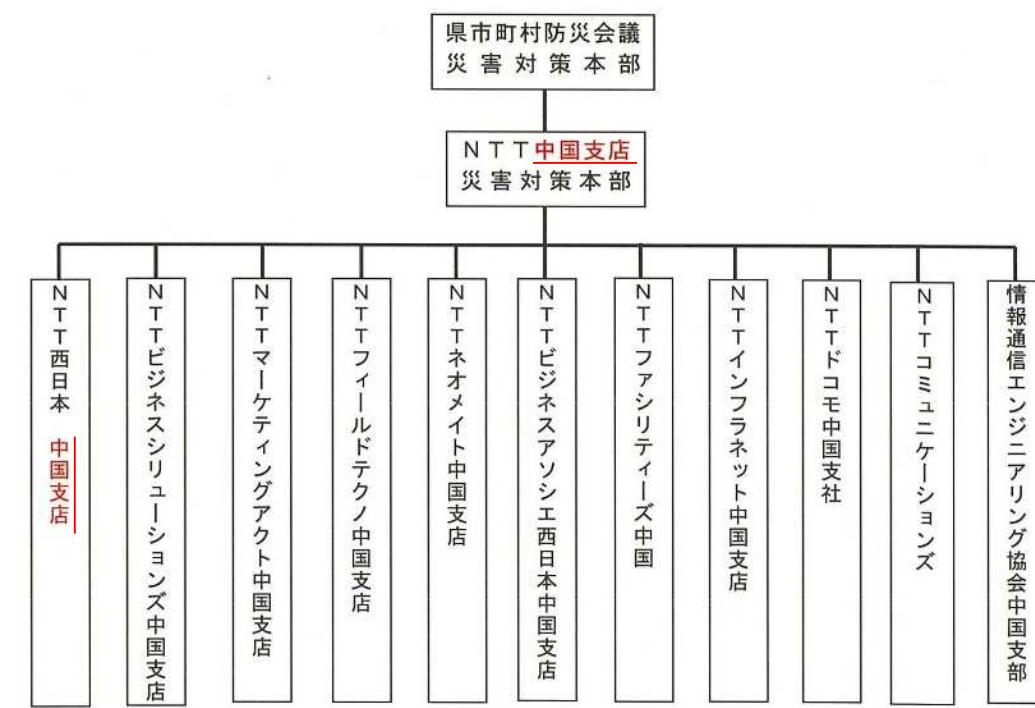
別表 1

NTT中国支店の災害対策本部組織



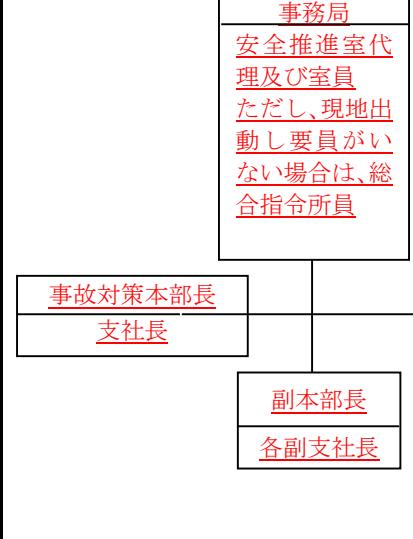
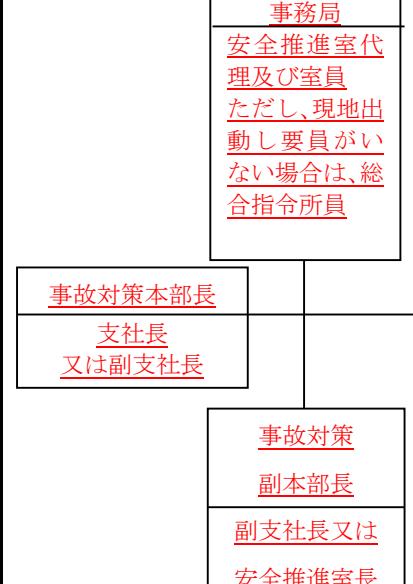
参考

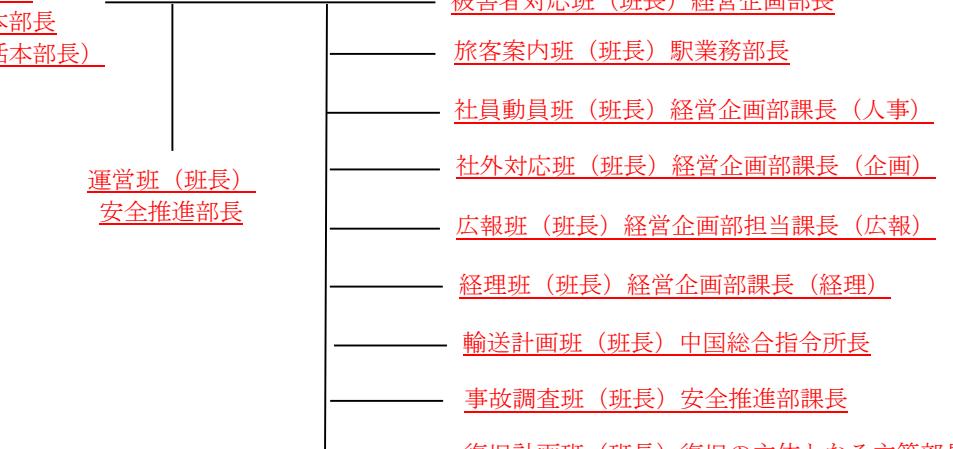
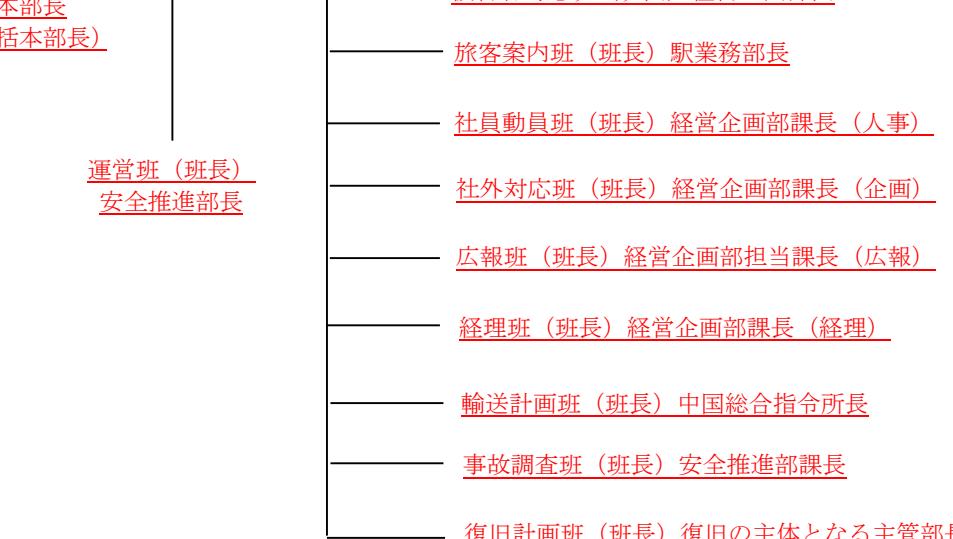
NTTグループの情報連絡体制



修 正 前			
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設		頁	295
第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部			
1 施設の概況 (略)			
2 主な現業機関等			
主な現業機関等			
支社名	区所名	所在地	電話番号
広島支社	広島駅	南区松原町 2-37	262-9135
広島支社	広島総合指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
広島支社	広島保線区	南区松原町 2-37	261-0516
広島支社	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
広島支社	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
新幹線鉄道事業本部	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
新幹線鉄道事業本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
新幹線鉄道事業本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 7-16-76	06-4805-7084
3 応急対策			
(1) (略)			
(2) その他の事項			
その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 、西日本旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 の内規等により対処するものとする。			
4 地震に対する対策			
(1) 地震計の設置箇所			
ア 在来線の設置箇所			
設置箇所	関係指令	電話番号	
東区二葉の里三丁目	広島支社 広島総合指令所	261-0033	
イ 新幹線の設置箇所			
設置箇所	関係指令	電話番号	
安芸区畠賀町	新幹線鉄道事業本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-4805-7084	
西区山手町	新幹線鉄道事業本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-4805-7084	
(2)～(3) (略)			

修 正 後			
修 正 理 由			
組織改正に伴う修正			
第1 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部			
1 施設の概況 (略)			
2 主な現業機関等			
主な現業機関等			
支社名	区所名	所在地	電話番号
中国統括本部	広島駅	南区松原町 2-37	262-9135
中国統括本部	広島指令所	東区二葉の里三丁目 8-21	261-0033
中国統括本部	広島保線区	南区松原町 2-37	261-0516
中国統括本部	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目 8-21	261-2147
中国統括本部	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目 8-21	263-7545
山陽新幹線統括本部	広島新幹線保線区	南区松原町 1-1	263-6230
山陽新幹線統括本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町 1-1	263-3115
山陽新幹線統括本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島 7-16-76	06-7662-0901
3 応急対策			
(1) (略)			
(2) その他の事項			
その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 、西日本旅客鉄道株式会社 山陽新幹線統括本部 の内規等により対処するものとする。			
4 地震に対する対策			
(1) 地震計の設置箇所			
ア 在来線の設置箇所			
設置箇所	関係指令	電話番号	
東区二葉の里三丁目	中国統括本部 広島指令所	261-0033	
イ 新幹線の設置箇所			
設置箇所	関係指令	電話番号	
安芸区畠賀町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901	
西区山手町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901	
(2)～(3) (略)			

修 正 前																																																									
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 298																																																								
事故対策本部の体制																																																									
(1) 第1種体制																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【班別】</th><th>【班長】</th><th>【副班長】</th><th>【班員】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td><td>総務課長</td><td>企画課長 地域共生室長</td><td>総務課員 企画課員・地域共生室員</td></tr> <tr> <td>広報班</td><td>広報室長</td><td></td><td>総務課員</td></tr> <tr> <td>経理・資材班</td><td>経理課長</td><td></td><td>経理課員</td></tr> <tr> <td>被害者対応班</td><td>人事課長</td><td></td><td>人事課員</td></tr> <tr> <td>旅客案内班</td><td>駅業務課長</td><td></td><td>駅業務課員</td></tr> <tr> <td>輸送計画班</td><td>広島総合指令所長</td><td>運輸課長</td><td>広島総合指令所員 運輸課長</td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>車両課長</td><td></td><td>車両課員</td></tr> <tr> <td>【車両】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>施設課長</td><td>施設課担当課長</td><td>施設課 広島総合指令所員</td></tr> <tr> <td>【施設】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>電気課長</td><td>電気課担当課長</td><td>電気課 広島総合指令所員</td></tr> <tr> <td>【電気】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事故調査班</td><td>安全推進室長</td><td></td><td>安全推進室員</td></tr> </tbody> </table>	【班別】	【班長】	【副班長】	【班員】	総務班	総務課長	企画課長 地域共生室長	総務課員 企画課員・地域共生室員	広報班	広報室長		総務課員	経理・資材班	経理課長		経理課員	被害者対応班	人事課長		人事課員	旅客案内班	駅業務課長		駅業務課員	輸送計画班	広島総合指令所長	運輸課長	広島総合指令所員 運輸課長	復旧計画班	車両課長		車両課員	【車両】				復旧計画班	施設課長	施設課担当課長	施設課 広島総合指令所員	【施設】				復旧計画班	電気課長	電気課担当課長	電気課 広島総合指令所員	【電気】				事故調査班	安全推進室長		安全推進室員
【班別】	【班長】	【副班長】	【班員】																																																						
総務班	総務課長	企画課長 地域共生室長	総務課員 企画課員・地域共生室員																																																						
広報班	広報室長		総務課員																																																						
経理・資材班	経理課長		経理課員																																																						
被害者対応班	人事課長		人事課員																																																						
旅客案内班	駅業務課長		駅業務課員																																																						
輸送計画班	広島総合指令所長	運輸課長	広島総合指令所員 運輸課長																																																						
復旧計画班	車両課長		車両課員																																																						
【車両】																																																									
復旧計画班	施設課長	施設課担当課長	施設課 広島総合指令所員																																																						
【施設】																																																									
復旧計画班	電気課長	電気課担当課長	電気課 広島総合指令所員																																																						
【電気】																																																									
事故調査班	安全推進室長		安全推進室員																																																						
(2) 第2種体制																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【班別】</th><th>【班長】</th><th>【副班長】</th><th>【班員】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td><td>総務課長</td><td>企画課長 地域共生室長</td><td>総務課員 企画課員・地域共生室員</td></tr> <tr> <td>広報班</td><td>広報室長</td><td></td><td>総務課員</td></tr> <tr> <td>経理・資材班</td><td>経理課長</td><td></td><td>経理課員</td></tr> <tr> <td>被害者対応班</td><td>人事課長</td><td></td><td>人事課員</td></tr> <tr> <td>旅客案内班</td><td>駅業務課長</td><td></td><td>駅業務課員</td></tr> <tr> <td>輸送計画班</td><td>広島総合指令所長</td><td>運輸課長</td><td>広島総合指令所員 運輸課長</td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>車両課長</td><td></td><td>車両課員</td></tr> <tr> <td>【車両】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>施設課長</td><td>施設課担当課長</td><td>施設課 広島総合指令所員</td></tr> <tr> <td>【施設】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復旧計画班</td><td>電気課長</td><td>電気課担当課長</td><td>電気課 広島総合指令所員</td></tr> <tr> <td>【電気】</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事故調査班</td><td>安全推進室長 又は室長代理</td><td></td><td>安全推進室員</td></tr> </tbody> </table>	【班別】	【班長】	【副班長】	【班員】	総務班	総務課長	企画課長 地域共生室長	総務課員 企画課員・地域共生室員	広報班	広報室長		総務課員	経理・資材班	経理課長		経理課員	被害者対応班	人事課長		人事課員	旅客案内班	駅業務課長		駅業務課員	輸送計画班	広島総合指令所長	運輸課長	広島総合指令所員 運輸課長	復旧計画班	車両課長		車両課員	【車両】				復旧計画班	施設課長	施設課担当課長	施設課 広島総合指令所員	【施設】				復旧計画班	電気課長	電気課担当課長	電気課 広島総合指令所員	【電気】				事故調査班	安全推進室長 又は室長代理		安全推進室員
【班別】	【班長】	【副班長】	【班員】																																																						
総務班	総務課長	企画課長 地域共生室長	総務課員 企画課員・地域共生室員																																																						
広報班	広報室長		総務課員																																																						
経理・資材班	経理課長		経理課員																																																						
被害者対応班	人事課長		人事課員																																																						
旅客案内班	駅業務課長		駅業務課員																																																						
輸送計画班	広島総合指令所長	運輸課長	広島総合指令所員 運輸課長																																																						
復旧計画班	車両課長		車両課員																																																						
【車両】																																																									
復旧計画班	施設課長	施設課担当課長	施設課 広島総合指令所員																																																						
【施設】																																																									
復旧計画班	電気課長	電気課担当課長	電気課 広島総合指令所員																																																						
【電気】																																																									
事故調査班	安全推進室長 又は室長代理		安全推進室員																																																						

修 正 後	
修 正 理 由	組織改正等に伴う修正
統括本部対策本部の構成と班別業務分担	統括本部対策本部の構成は、次によるものとし、状況に応じて統括本部対策本部長が担務内容及び規模を変更できるものとする。また、本社対策本部長が指定した者が現場において指揮を行う場合は、その指揮によること。また、対策本部に事務局として「運営班」を設置し、これを安全推進部が担うものとする。
	各班の班長は、部長、総合指令所長及び課室長等とし、状況に応じて部長、総合指令所長及び課室長が指定した代理以上の社員とする。また、各班の班長は、班員及びその業務内容を指定すること。
(1) 第1種体制の対策本部の構成	○統括本部対策本部
	
	(2) 第2種体制の対策本部の構成
	○統括本部対策本部
	

修 正 前

基本・風水害対策編

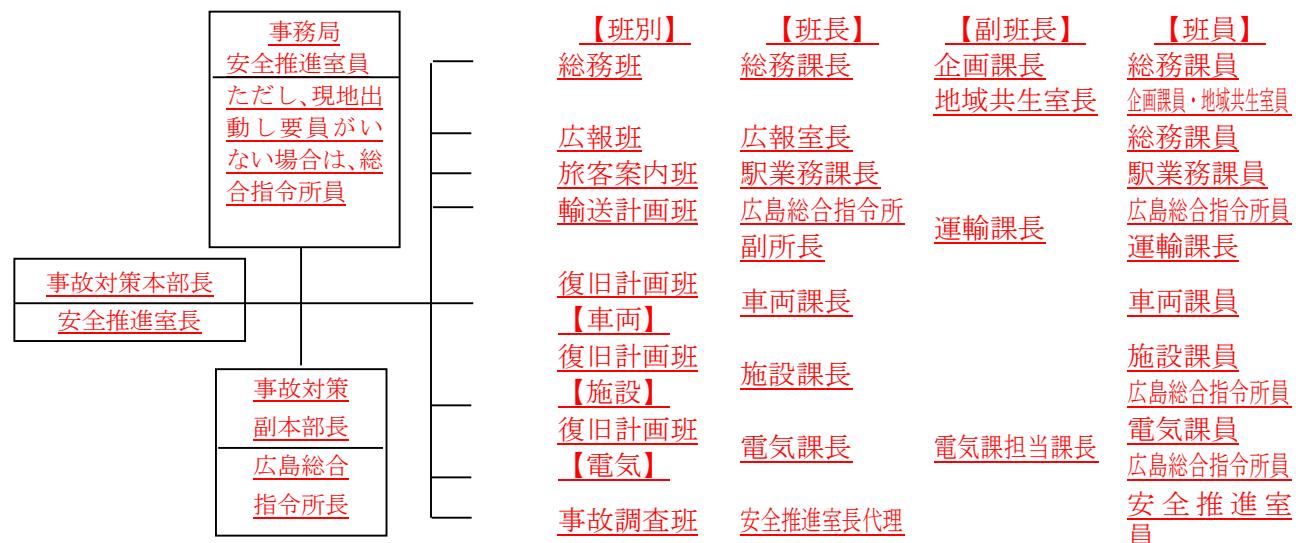
第5章 公益事業等防災計画

第4節 交通輸送施設

頁

298～299

(3) 第3種体制



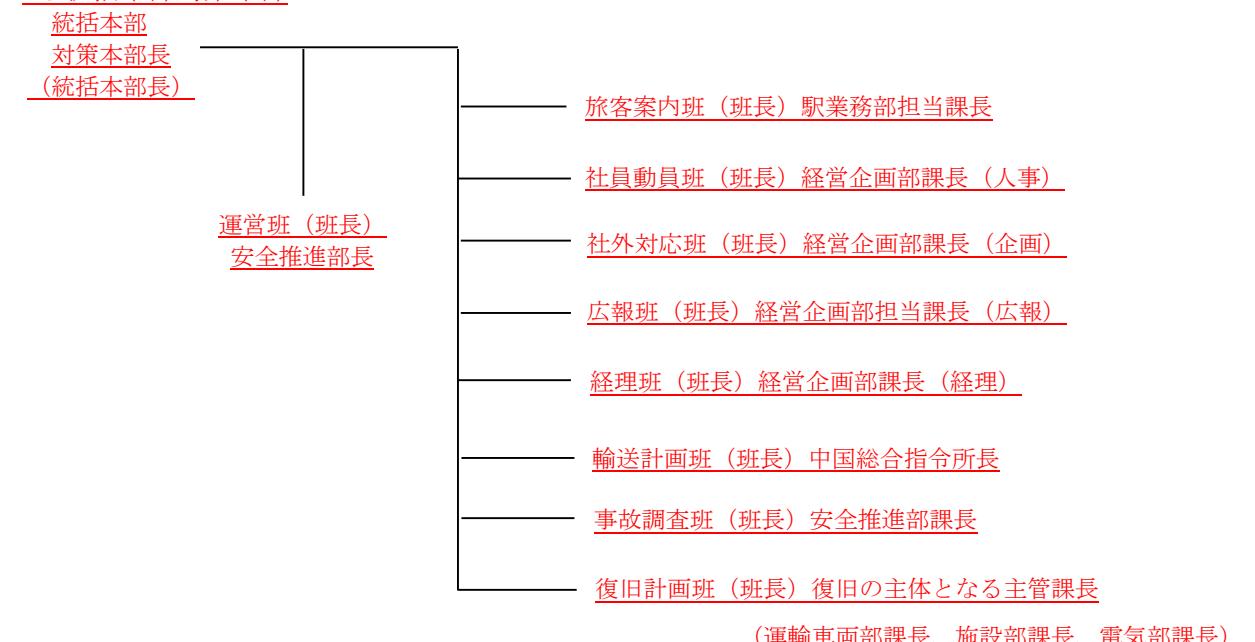
修 正 後

修 正 理 由

組織改正等に伴う修正

(3) 第3種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部



事故対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

種別	設置基準	間接部門 招集範囲	直接部門招集範囲	
			当該箇所	それ以外の箇所
第1種 体制	<ul style="list-style-type: none"> お客様に死傷者を発生させた時 又はその恐れがある時 設備管理に起因して、沿線の住民や通行人等に死傷を及ぼした時又はその恐れがある時 主要な線区が長時間不通となる時又はその恐れがある時 特に必要と認めた時 	招集可能者	招集可能者 全員	必要最少数の人員を招集し待機する。以後の体制については、事故対策本部長から指示を受ける
第2種 体制	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の列車事故が発生した時 上記以外の線区において、長時間不通となる恐れがある時 特に必要と認めた時 	招集可能者 の半数	関係長が計画した非常召集計画に基いた招集範囲とする	体制については事故対策本部長からの指示を受ける
第3種 体制	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等により、輸送障害の恐れがある時 その他必要と認めた時 	必要最少数		

対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招 集 範 囲
第1種 体制	<ul style="list-style-type: none"> お客様等に死亡者が発生したとき、または多数の負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき 特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第2種 体制	<ul style="list-style-type: none"> お客様等に負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき 運転事故等報告手続に定める列車事故が発生したとき (列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故) 復旧等に以下の区間で長期間(概ね3日以上)要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 特に必要と認めたとき 	招集可能者の半数
第3種 体制	<ul style="list-style-type: none"> エリア毎で以下の全線区が運転見合わせになる場合や、復旧等に以下の区間で長期間(概ね1日以上)(暦日にわたり運転を見合わせる場合)要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 その他必要と認めたとき 	必要最低限の人数
情報 連絡 体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要がある場合 台風、大雨、積雪等により広範囲な灾害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき 災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、支社としての対応が必要なとき 	必要最低限の人数

修 正 前							
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 299						
事故対策本部各班の主な業務							
班 別	主 な 担 当 業 務						
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・死傷者の家族等への連絡、照会及び回答 ・見舞者及び弔問者の派遣並びに見舞金等の計画 ・地方自治体及び地域住民対応 ・事故荷物及び遺留品等の処理 						
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道関係への情報提供等 						
経理・資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧経費及び死傷者等に対する経費の現金出納 ・復旧に必要な物品調達及び輸送手配 						
被害者対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・死傷者等の把握及び死傷者名簿の作成 ・医療機関への応援要請 ・医療用品の確保及び収容病院等の把握 ・救助活動に関する指示 ・死傷者及び家族の対応 ・現地派遣社員動員計画及び本社、新幹線鉄道事業本部、隣接支社及び工事事務所等への応援要請 						
旅客案内班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様対応の支援体制の計画 ・お客様への案内、誘導及び提示対応の指示 ・代行輸送の手配 ・お客様に対する給食の斡旋及び毛布等の手配 ・お客様の休憩箇所の手配 						
輸送計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業等の輸送計画 ・車両及び乗務員の運用手配 						
復旧計画班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">車両班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の復旧計画及び指示 ・復旧車両の回送準備 </td></tr> <tr> <td>施設班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・線路、構造物及び機械設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること </td></tr> <tr> <td>電気班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・電力、変電、信号及び通信設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること ・臨時電話機等の仮設 </td></tr> </table>	車両班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の復旧計画及び指示 ・復旧車両の回送準備 	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・線路、構造物及び機械設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること 	電気班	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、変電、信号及び通信設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること ・臨時電話機等の仮設
車両班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の復旧計画及び指示 ・復旧車両の回送準備 						
施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・線路、構造物及び機械設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること 						
電気班	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、変電、信号及び通信設備の復旧計画並びに指示 ・試運転列車の実施及び徐行に関すること ・臨時電話機等の仮設 						
事故調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況、原因の調査及び証拠物件の収集 ・運輸局、消防及び警察等関係機関への対応 						

修 正 後	
修 正 理 由	組織改正等に伴う修正
対策本部の種別、設置標準及び招集範囲	
班 名	業 務 内 容
被害者対応班	<ul style="list-style-type: none"> 【救助】・救助活動に関する指示 【救護】・被害者、被災者の状況確認及び現地派遣社員動員計画策定 ・被害者、被災者とその家族のお世話 ・被害者、被災者の名簿の作成、見舞金等の計画、見舞者・弔問者の派遣計画、家族への通知、医療用品、救護、収容病院等の計画 ・遺留品、遺失物の整理・保管及び引渡し ・安置所、献花台の対応（ご家族対応、後方支援）
旅客案内班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害、災害に遭われた方や家族に対する交通手配等 ・代行輸送手配 ・旅客の給食・宿泊等の調整、旅客対応の支援体制計画 ・駅間停車列車の有無及び状況把握、救済指示
社員動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・各般の要請に基づく社員の動員計画 ・本社・他支社等への応援要請
社外対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村、地元住民等への対応、調整（必要に応じて） ・部外への応援要請 <p>※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。</p>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被災者の救助状況、事故・復旧状況、死傷者氏名、輸送計画等のプレス対応 <p>※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。</p>
経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被災者とその家族及び社員の給食・宿泊等の経費支出計画、応急調度用品の調達計画
輸送計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運転計画 ・乗務員、車両の運用手配等の調整及び支援
事故調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故原因の総合調査、運輸局対応 ・運輸安全委員会への調査協力
復旧計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・施設・電気設備の復旧計画、応急資材の調達計画、情報の収集・記録、指示命令の伝達、本社等への報告
運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・統括本部対策本部及び現地対策本部の運営

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 300
部外機関との情報連絡体制 (広島市との連絡体制)	
西日本旅客鉄道株式会社 広島支社	
<p>運転事故又は災害対策本部設置</p> <p>電話 (昼) 082-261-0380 (総務課) (夜) 082-261-0033 (輸送指令) 082-261-2143 (施設課) 082-263-7545 (施設指令)</p> <p>災害対策本部未設置の場合</p> <p>電話 (昼) 082-261-0380 (総務課) (夜) 082-261-0033 (輸送指令) 082-261-2143 (施設課) 082-263-7545 (施設指令)</p>	
西日本旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部	
<p>運転事故又は災害対策本部設置 (対策本部設置及び未設置の場合)</p> <p>電話 (昼) 06-4805-7054 (新幹線企画部総務課) 06-4805-7109 (新幹線安全推進部安全指導・基準課) (夜) 06-4805-7054 (新幹線企画部総務課) 06-4805-7109 (新幹線安全推進部安全指導・基準課)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正等に伴う修正	
部外機関との情報連絡体制 (広島市との連絡体制)	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部	
<p>運転事故又は災害対策本部設置</p> <p>電話 (昼) 082-261-0380 (経営企画部 (総務)) (夜) 082-261-0033 (輸送指令) 082-261-2143 (施設部) 082-263-7545 (施設指令)</p> <p>災害対策本部未設置の場合</p> <p>電話 (昼) 082-261-0380 (経営企画部 (総務)) 082-261-2143 (施設部) (夜) 082-261-0033 (輸送指令) 082-263-7545 (施設指令)</p>	
西日本旅客鉄道株式会社 山陽新幹線統括本部	
<p>運転事故又は災害対策本部設置 (対策本部設置及び未設置の場合)</p> <p>電話 (昼) 06-6101-6102 (山陽新幹線統括本部経営企画部) 06-6101-6101 (山陽新幹線統括本部安全推進部) (夜) 06-6101-6102 (山陽新幹線統括本部経営企画部) 06-6101-6101 (山陽新幹線統括本部安全推進部)</p>	

修 正 前

基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 304
--	----------

第3 広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるもののほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体の保護、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

1 施設の概況

線名	施設概況	
	駅名	駅舎(m ²)
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787
	県庁前	6,306
	城北	2,001
	新白島	1,685
	白島	1,043
	牛田	1,105
	不動院前	1,046
	祇園新橋北	1,159
	西原	1,053
	中筋	970
	古市	1,359
	大町	1,162
	毘沙門台	1,393
	安東	1,041
	上安	919
	高取	1,060
	長楽寺	880
	伴	1,003
	大原	945
	伴中央	1,174
	大塚	1,023
	広域公園前	1,736
	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道延長 18.4km ・構築区分 地下区間 1.9km 高架区間 16.5km ・保有車両 144両(24編成) ・電気施設 変電所数 受電変電所 2箇所 送電変電所 4箇所 電気室 21箇所 通信機器室 23箇所 電気方式 直流 750V 集電方式 剛体複線式 ・地下防災施設 防災監視盤 4駅 駅内排煙設備 4駅 トンネル排煙設備 8箇所 湧水ポンプ室 4駅 ・車庫内建物 管理棟(5F) 4,360 m² 機器棟(5F) 4,280 m² 検車棟(2F) 3,650 m² 	

2 防災施設(設備)

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下4駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震(震度3) 中震(震度4) 強震(震度5弱以上)
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20‰ 25‰
火災受信機	各駅(車庫内含む。)	火災受信機鳴動
満水検知器	地下3駅(本通、県庁、城北)	満水槽が一定水量以上

修 正 後

修正理由 錯誤修正

第3 広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるもののほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体の保護、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

1 施設の概況

線名	施設概況	
	駅名	駅舎(m ²)
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787
	県庁前	6,306
	城北	2,001
	新白島	1,685
	白島	1,043
	牛田	1,105
	不動院前	1,046
	祇園新橋北	1,159
	西原	1,053
	中筋	970
	古市	1,359
	大町	1,162
	毘沙門台	1,393
	安東	1,041
	上安	919
	高取	1,060
	長楽寺	880
	伴	1,003
	大原	945
	伴中央	1,174
	大塚	1,023
	広域公園前	1,736
	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道延長 18.4km ・構築区分 地下区間 1.9km 高架区間 16.5km ・保有車両 144両(24編成) ・電気施設 変電所数 受電変電所 2箇所 送電変電所 4箇所 電気室 21箇所 通信機器室 23箇所 電気方式 直流 750V 集電方式 剛体複線式 ・地下防災施設 防災監視盤 4駅 駅内排煙設備 4駅 トンネル排煙設備 8箇所 湧水ポンプ室 3駅 ・車庫内建物 管理棟(5F) 4,360 m² 機器棟(5F) 4,280 m² 検車棟(2F) 3,650 m² 	

2 防災施設(設備)

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下4駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震(震度3) 中震(震度4) 強震(震度5弱以上)
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20‰ 25‰
火災受信機	各駅(車庫内含む。)	火災受信機鳴動
満水検知器	地下3駅(本通、県庁、城北)	満水槽が一定水量以上

修 正 前																																			
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設		頁 313～319																																	
第5 広島電鉄株式会社																																			
風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後72時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。																																			
1 施設の概況 (1) 電車事業本部 ア <u>営業課運転係</u> の名称・所在地																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田営業課</td><td>広島市中区東千田町二丁目9-29</td><td>242-3552</td></tr> <tr> <td>江波出張所</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>232-9823</td></tr> <tr> <td>西広島営業課</td><td>広島市西区草津南三丁目9-1</td><td>276-1056</td></tr> </tbody> </table>				名 称	所 在 地	電 話	千田営業課	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552	江波出張所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823	西広島営業課	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056																				
名 称	所 在 地	電 話																																	
千田営業課	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552																																	
江波出張所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823																																	
西広島営業課	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056																																	
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (令和 <u>3</u> 年9月30日現在)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車 庫 名</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田車庫</td><td>広島市中区東千田町二丁目9-29</td><td>45両+<u>18</u>編成</td></tr> <tr> <td>江波車庫</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>29両+2編成</td></tr> <tr> <td>荒手車庫</td><td>広島市西区草津南三丁目6-3</td><td>42編成</td></tr> </tbody> </table>				車 庫 名	所 在 地	車両台数	千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	45両+ <u>18</u> 編成	江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成	荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成																				
車 庫 名	所 在 地	車両台数																																	
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	45両+ <u>18</u> 編成																																	
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成																																	
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成																																	
(2) バス事業本部 ○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表																																			
(令和 <u>3</u> 年9月30日現在)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th><th>電 話</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曙 営 業 課</td><td>広島市東区曙一丁目7-1</td><td><u>50 (0)</u></td><td>262-1982</td></tr> <tr> <td>仁 保 営 業 課</td><td>広島市南区仁保沖町1-92</td><td><u>53 (0)</u></td><td>569-5050</td></tr> <tr> <td>江 波 営 業 課</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>57 (1)</td><td>232-6455</td></tr> <tr> <td>広 島 南 営 業 課</td><td>広島市中区西白島町24-9</td><td><u>85 (2)</u></td><td>221-4385</td></tr> <tr> <td>西 風 新 都 営 業 課</td><td>広島市佐伯区石内北五丁目2-13</td><td>55 (1)</td><td>941-5565</td></tr> <tr> <td>広 島 北 営 業 課</td><td>広島市西区小河内町二丁目18-1</td><td><u>68 (1)</u></td><td>231-5171</td></tr> <tr> <td>安 佐 出 張 所</td><td>広島市安佐北区安佐町飯室1576</td><td><u>15 (0)</u></td><td>835-1860</td></tr> </tbody> </table>				名 称	所 在 地	車両台数	電 話	曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目7-1	<u>50 (0)</u>	262-1982	仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町1-92	<u>53 (0)</u>	569-5050	江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目24-59	57 (1)	232-6455	広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町24-9	<u>85 (2)</u>	221-4385	西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565	広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目18-1	<u>68 (1)</u>	231-5171	安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	<u>15 (0)</u>	835-1860
名 称	所 在 地	車両台数	電 話																																
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目7-1	<u>50 (0)</u>	262-1982																																
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町1-92	<u>53 (0)</u>	569-5050																																
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目24-59	57 (1)	232-6455																																
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町24-9	<u>85 (2)</u>	221-4385																																
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565																																
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目18-1	<u>68 (1)</u>	231-5171																																
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	<u>15 (0)</u>	835-1860																																
() 内は、貸切で内数である。																																			
2 災害予防計画 (略)																																			

修 正 後																																			
修 正 理 由																																			
組織改正等に伴う修正																																			
第5 広島電鉄株式会社																																			
風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後72時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。																																			
1 施設の概況 (1) 電車事業本部 ア <u>営業課</u> の名称・所在地																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田営業所</td><td>広島市中区東千田町二丁目9-29</td><td>242-3552</td></tr> <tr> <td>江波営業所</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>232-9823</td></tr> <tr> <td>西広島営業所</td><td>広島市西区草津南三丁目9-1</td><td>276-1056</td></tr> </tbody> </table>				名 称	所 在 地	電 話	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552	江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056																				
名 称	所 在 地	電 話																																	
千田営業所	広島市中区東千田町二丁目9-29	242-3552																																	
江波営業所	広島市中区江波西一丁目24-59	232-9823																																	
西広島営業所	広島市西区草津南三丁目9-1	276-1056																																	
イ 車庫の名称、所在地及び保有台数 (令和 <u>4</u> 年9月30日現在)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車 庫 名</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田車庫</td><td>広島市中区東千田町二丁目9-29</td><td>45両+<u>19</u>編成</td></tr> <tr> <td>江波車庫</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>29両+2編成</td></tr> <tr> <td>荒手車庫</td><td>広島市西区草津南三丁目6-3</td><td>42編成</td></tr> </tbody> </table>				車 庫 名	所 在 地	車両台数	千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	45両+ <u>19</u> 編成	江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成	荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成																				
車 庫 名	所 在 地	車両台数																																	
千田車庫	広島市中区東千田町二丁目9-29	45両+ <u>19</u> 編成																																	
江波車庫	広島市中区江波西一丁目24-59	29両+2編成																																	
荒手車庫	広島市西区草津南三丁目6-3	42編成																																	
(2) バス事業本部 ○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表																																			
(令和 <u>4</u> 年9月30日現在)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>車両台数</th><th>電 話</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曙 営 業 課</td><td>広島市東区曙一丁目7-1</td><td><u>51 (0)</u></td><td>262-1982</td></tr> <tr> <td>仁 保 営 業 課</td><td>広島市南区仁保沖町1-92</td><td><u>52 (0)</u></td><td>569-5050</td></tr> <tr> <td>江 波 営 業 課</td><td>広島市中区江波西一丁目24-59</td><td>57 (1)</td><td>232-6455</td></tr> <tr> <td>広 島 南 営 業 課</td><td>広島市中区西白島町24-9</td><td><u>81 (2)</u></td><td>221-4385</td></tr> <tr> <td>西 風 新 都 営 業 課</td><td>広島市佐伯区石内北五丁目2-13</td><td>55 (1)</td><td>941-5565</td></tr> <tr> <td>広 島 北 営 業 課</td><td>広島市西区小河内町二丁目18-1</td><td><u>65 (1)</u></td><td>231-5171</td></tr> <tr> <td>安 佐 出 張 所</td><td>広島市安佐北区安佐町飯室1576</td><td><u>14 (0)</u></td><td>835-1860</td></tr> </tbody> </table>				名 称	所 在 地	車両台数	電 話	曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目7-1	<u>51 (0)</u>	262-1982	仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町1-92	<u>52 (0)</u>	569-5050	江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目24-59	57 (1)	232-6455	広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町24-9	<u>81 (2)</u>	221-4385	西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565	広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目18-1	<u>65 (1)</u>	231-5171	安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	<u>14 (0)</u>	835-1860
名 称	所 在 地	車両台数	電 話																																
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目7-1	<u>51 (0)</u>	262-1982																																
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町1-92	<u>52 (0)</u>	569-5050																																
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目24-59	57 (1)	232-6455																																
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町24-9	<u>81 (2)</u>	221-4385																																
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目2-13	55 (1)	941-5565																																
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目18-1	<u>65 (1)</u>	231-5171																																
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室1576	<u>14 (0)</u>	835-1860																																
() 内は、貸切で内数である。																																			
2 災害予防計画 (略)																																			

修 正 前									
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設	頁 313～319								
第5 広島電鉄株式会社									
3 初動対策									
(1) 非常事態時の体制 【レベル1】 災害が予想される場合、被災が軽微な場合、復旧体制が整った場合、その他必要な場合に体制をとる。 状況に応じて各事業本部で対策本部を設置し、逐次総務課に情報を連絡する。 体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。									
<table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">総務課</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ対応 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電車事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">バス事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">不動産事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 </td> </tr> </table>		総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ対応 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 	電車事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 	バス事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 	不動産事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ対応 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 								
電車事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 								
バス事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 								
不動産事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 								

修 正 後											
修 正 理 由	組織改正等に伴う修正										
第5 広島電鉄株式会社											
3 初動対策											
(1) 非常事態時の体制 【レベル1】 災害が予想される場合、被災が軽微な場合、復旧体制が整った場合、その他必要な場合に体制をとる。 状況に応じて各事業本部で対策本部を設置し、逐次総務課に情報を連絡する。 体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。											
<table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">広報・ブランド戦略室</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ等への情報発信 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">総務課</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 ・官公庁・関係機関との対応・報告 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電車事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">バス事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">不動産事業本部 対策本部</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 </td> </tr> </table>		広報・ブランド戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ等への情報発信 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 ・官公庁・関係機関との対応・報告 	電車事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 	バス事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 	不動産事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導
広報・ブランド戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ等への情報発信 										
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業本部との情報連絡 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 ・官公庁・関係機関との対応・報告 										
電車事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 										
バス事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 										
不動産事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 										

修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設 第5 広島電鉄株式会社	頁 313~319
【レベル2】 事業本部単位で甚大な被災を被った場合、中期的に復旧が必要な場合に体制をとる。 対策統括本部を設置し、各事業部の対策本部、統括本部事務局は本部長補佐を長とする。 体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。	
統括対策本部設置場所 第1拠点 広電本社ビル 広島市中区東千田町二丁目9-29 4階 総務課 第2拠点 広島トランヴェールビルディング 広島市中区紙屋町一丁目2-22 403号室 第3拠点 バス事業本部 広島市中区西白島町24-9	
<pre> graph TD ERHQ[対策統括本部] --- MG[経営管理本部] MG --- MGMB[統括本部事務局] MGMB --- MGMBList["・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ対応 ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 ・官公庁・関係機関との対応・報告 ・必要物資の確保"] ERHQ --- EVB[電車事業本部] EVB --- EVBMB[対策本部] EVBMB --- EVBMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] ERHQ --- BS[バス事業本部] BS --- BSMB[対策本部] BSMB --- BSMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] ERHQ --- R[不動産事業本部] R --- RMB[対策本部] RMB --- RMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] </pre>	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正等に伴う修正	
【レベル2】 事業本部単位で甚大な被災を被った場合、中期的に復旧が必要な場合に体制をとる。 対策統括本部を設置し、各事業部の対策本部、統括本部事務局は本部長補佐を長とする。 体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。	
統括対策本部設置場所 第1拠点 広電本社ビル 広島市中区東千田町二丁目9-29 4階 総務課 第2拠点 広島トランヴェールビルディング 広島市中区紙屋町一丁目2-22 403号室 第3拠点 バス事業本部 広島市中区西白島町24-9	
<pre> graph TD ERHQ[対策統括本部] --- MG[経営管理本部] MG --- MGMB[統括本部事務局] MGMB --- MGMBList["・各事業本部との情報連絡 ・マスコミ等への情報発信（広報・ブランド戦略室が対応） ・帰宅困難者受入れの初動対応 ・安否確認メールの発信 ・官公庁・関係機関との対応・報告 ・必要物資の確保"] ERHQ --- EVB[電車事業本部] EVB --- EVBMB[対策本部] EVBMB --- EVBMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] ERHQ --- BS[バス事業本部] BS --- BSMB[対策本部] BSMB --- BSMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・運行管理 ・初動対応 ・乗客等、その他従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] ERHQ --- R[不動産事業本部] R --- RMB[対策本部] RMB --- RMBList["・情報の収集と必要な措置の周知 ・初動対応 ・管理物件の被災状況の集約および復旧対応 ・従業員の避難誘導 ・官公庁・関係機関との対応・報告"] </pre>	

修 正 前

基本・風水害対策編

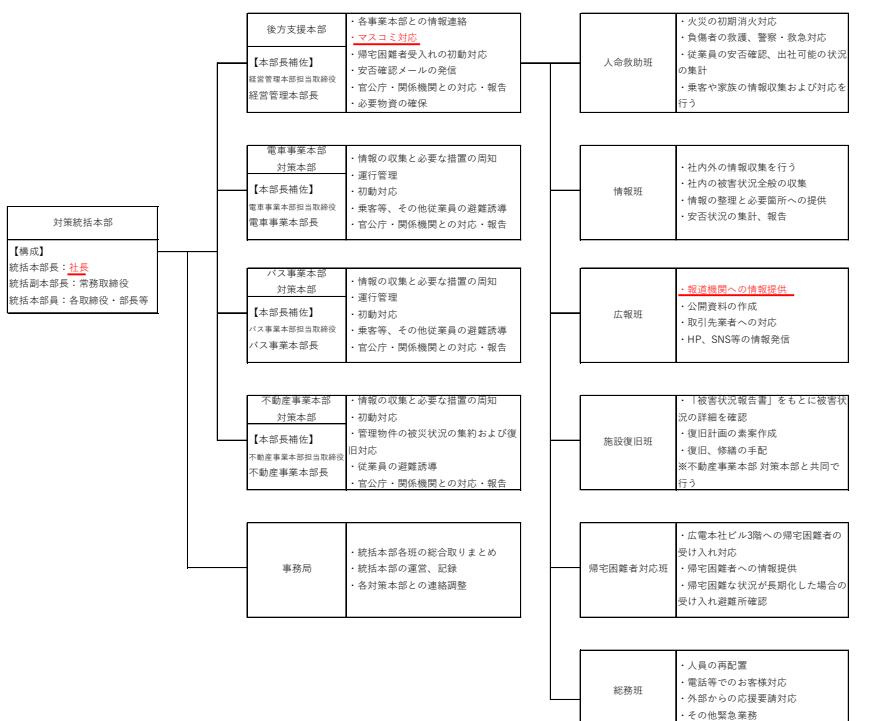
第5章 公益事業等防災計画

第4節 交通輸送施設

第5 広島電鉄株式会社

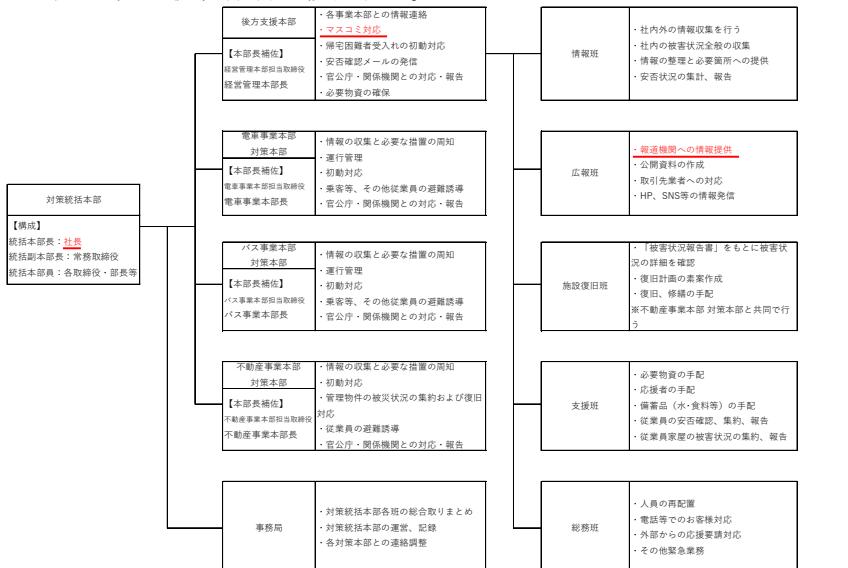
【レベル3-1】(初動対応) 想定日数: 3日程度

全社的に甚大な被害が及んだ場合、長期的に復旧が必要な場合に体制をとる。本社部門は後方支援本部にまわり、事業継続に必要な人員を除き初動対応にあたる。



【レベル3-2】(復旧対応) 想定日数: 2週間程度

レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。



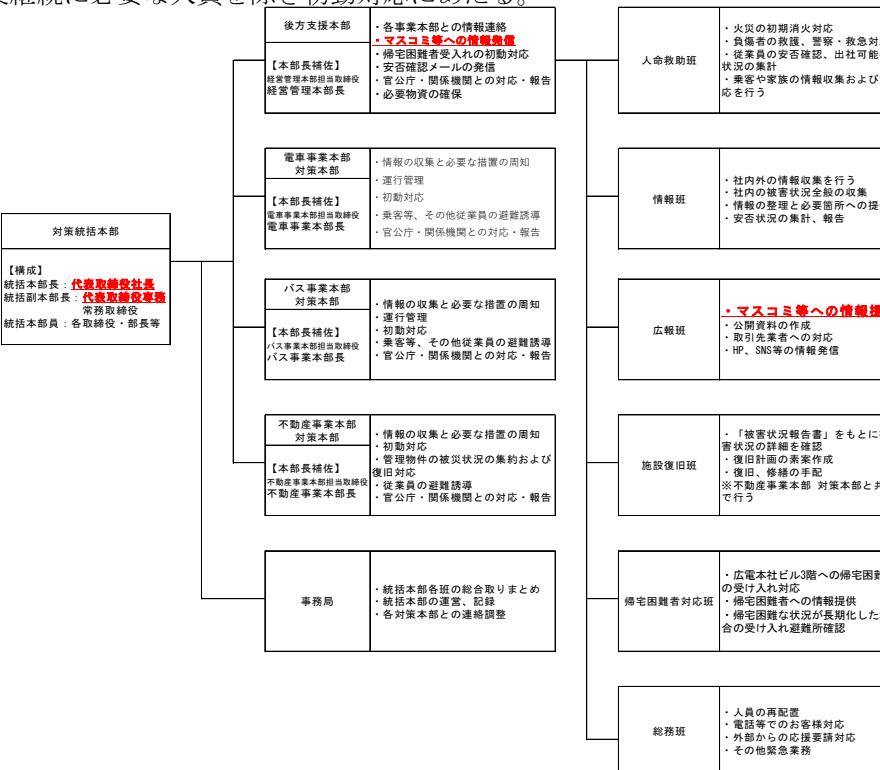
修 正 後

由 理 正 參

組織改正等に伴う修正

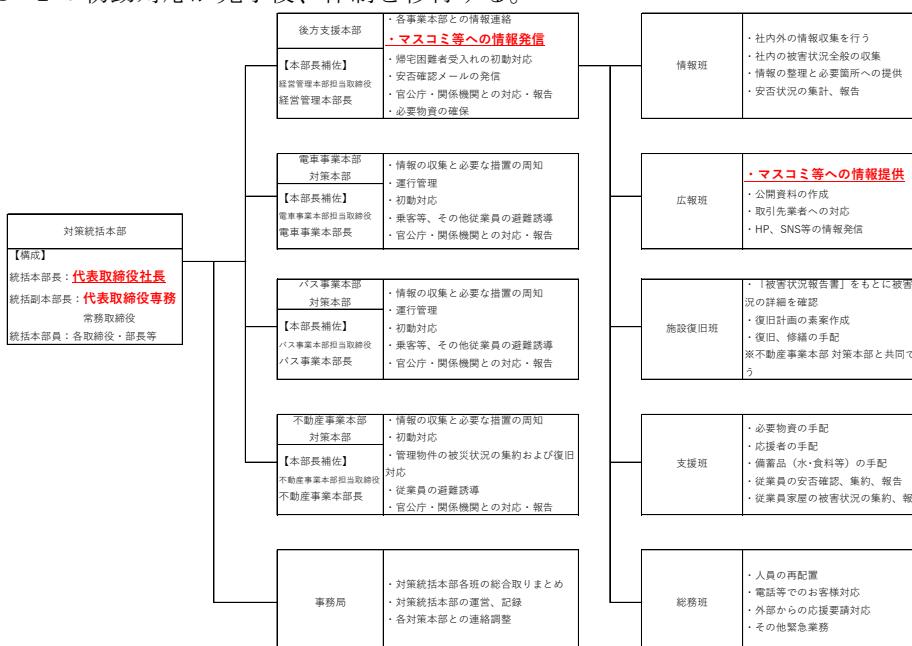
レベル3-1】(初動対応) 想定日数: 3日程度

全社的に甚大な被害が及んだ場合、長期的に復旧が必要な場合に体制をとる。本社部門は後方支援本部にまわり、事業継続に必要な人員を除き初動対応にあたる。



レベル3-2】(復旧対応) 想定日数: 2週間程度

レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。



修 正 前

基本・風水害対策編

第5章 公益事業等防災計画

第4節 交通輸送施設

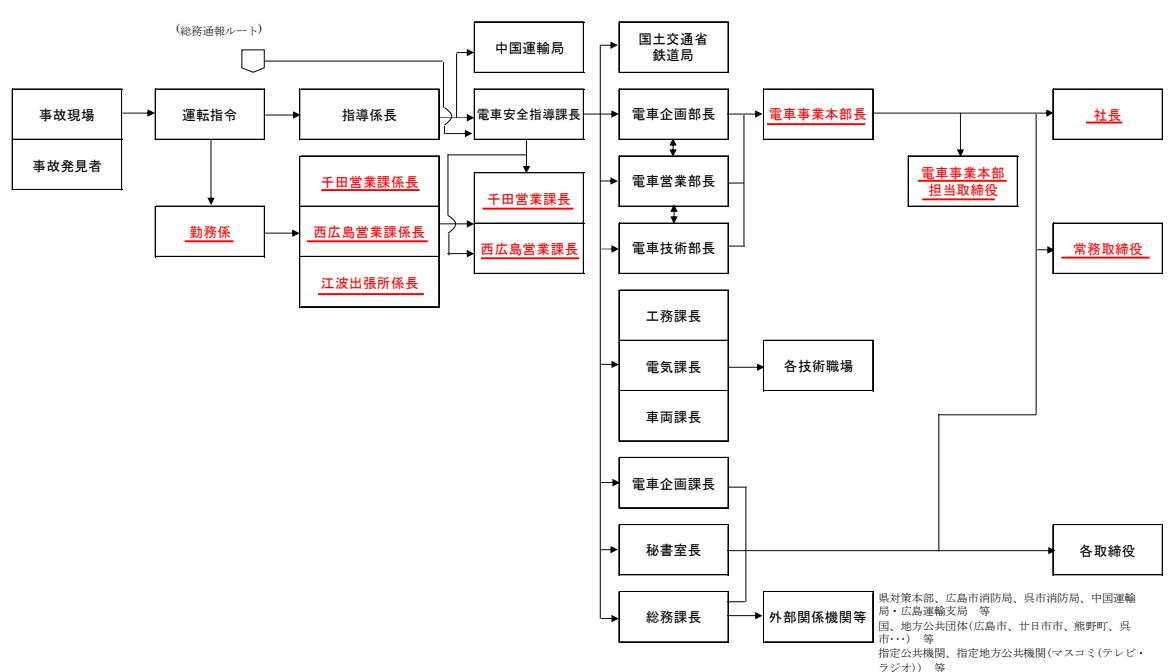
第5 広島電鉄株式会社

(2) 通報連絡体制

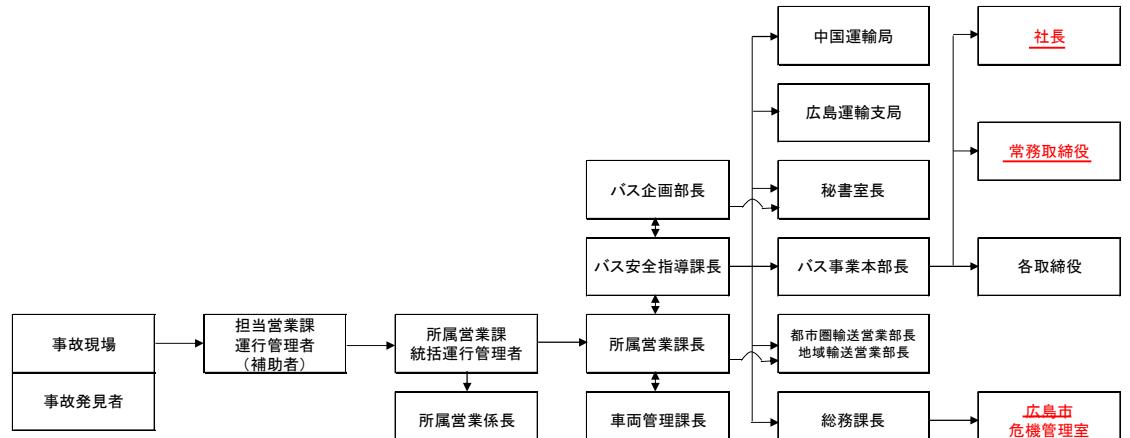
広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ バス事業本部



修 正 後

修 正 理 由

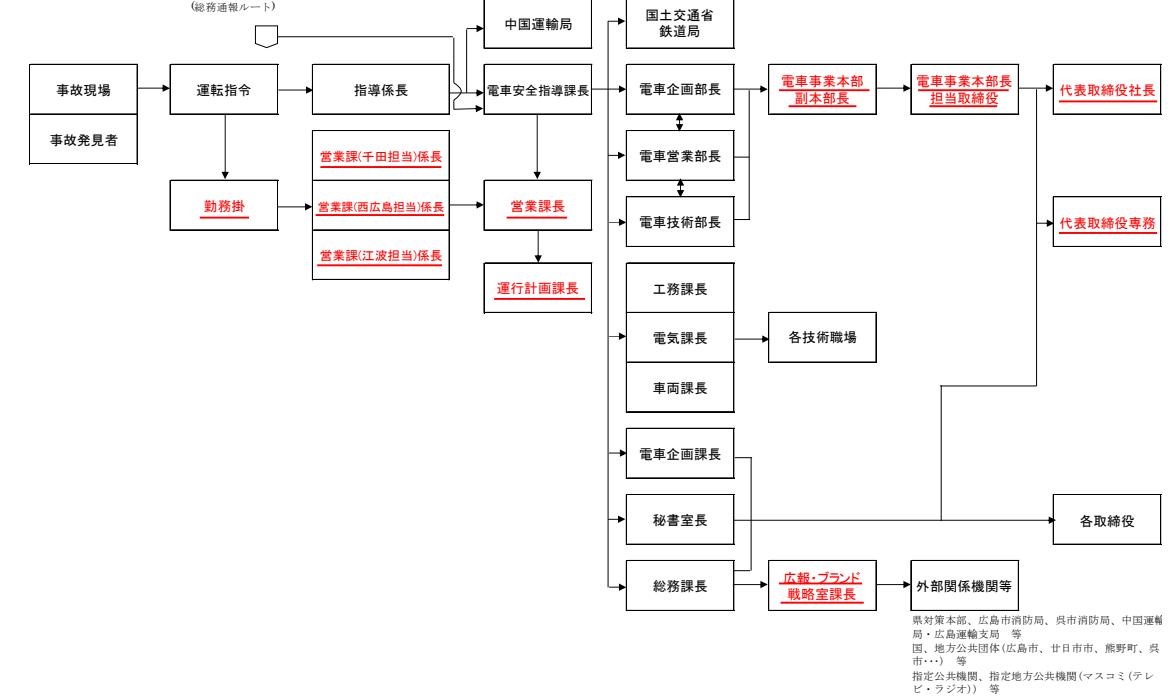
組織改正等に伴う修正

(2) 通報連絡体制

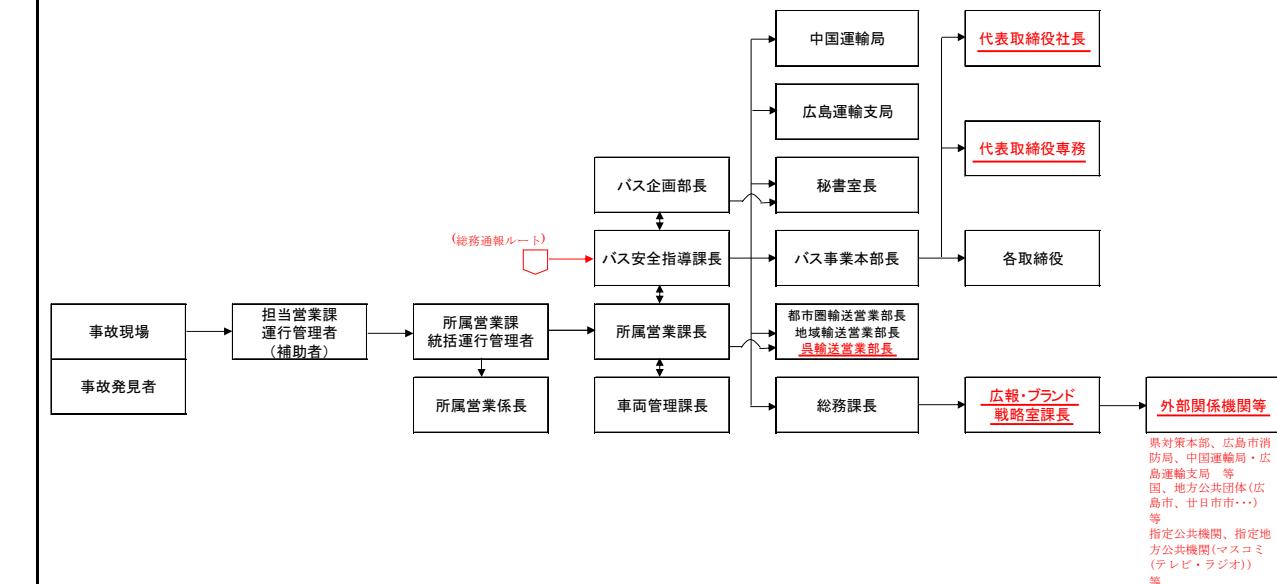
広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本



イ バス事業本部



修 正 前	
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第4節 交通輸送施設 第5 広島電鉄株式会社	頁 313～319
(3) 初動対応計画	
(略)	
(10) この計画に基づいた対応が困難なほど甚大な被害を被った際は、その時取りうる安全対応を心掛けるものとする。	
(11) <u>人命の保護及び救済</u> <u>旅客等に死傷者があるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。</u>	
4 災害の復旧及び正常な運行の回復	
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由	組織改正等に伴う修正
(3) 初動対応計画	
(略)	
(10) この計画に基づいた対応が困難なほど甚大な被害を被った際は、その時取りうる安全対応を心掛けるものとする。	
(11) <u>削除</u> [P. 318 (4) とダブっているため]	
4 災害の復旧及び正常な運行の回復	
(略)	

修 正 前						
基本・風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第5節 放送機関	頁 336					
第1 日本放送協会広島拠点放送局 (略)						
2 災害対策本部の設置 発災時において、 <u>広島拠点放送局内</u> に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。						
(1) 組織						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災 害 対 策 本 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長 局 長</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長 副局長</td> </tr> <tr> <td>事務局長 企画総務部長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員 各対策部長</td> </tr> </tbody> </table>	災 害 対 策 本 部	本 部 長 局 長	副 本 部 長 副局長	事務局長 企画総務部長	本 部 員 各対策部長	<ul style="list-style-type: none"> * 災害に関する重要事項の審議・決定 * 各部における緊急計画の調整 * 災害対策についての対外折衝 * 災害に関する情報の収集・連絡
災 害 対 策 本 部						
本 部 長 局 長						
副 本 部 長 副局長						
事務局長 企画総務部長						
本 部 員 各対策部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>放送対策部</td> </tr> <tr> <td>部長：放送部長 (技術部長)</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部	部長：放送部長 (技術部長)	<ul style="list-style-type: none"> * 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・送出 * 関連番組の制作・運行 * 災害情報HPの公開 			
放送対策部						
部長：放送部長 (技術部長)						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>施設・受信対策部</td> </tr> <tr> <td>部長：技術部長</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部	部長：技術部長	<ul style="list-style-type: none"> * 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 			
施設・受信対策部						
部長：技術部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>視聴者対策部</td> </tr> <tr> <td>部長：広報・事業部長</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部	部長：広報・事業部長	<ul style="list-style-type: none"> * 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 			
視聴者対策部						
部長：広報・事業部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>営業対策部</td> </tr> <tr> <td>部長：営業推進部長</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部	部長：営業推進部長	<ul style="list-style-type: none"> * 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 			
営業対策部						
部長：営業推進部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>管理対策部</td> </tr> <tr> <td>部長：経理部長</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部	部長：経理部長	<ul style="list-style-type: none"> * 局舎管理・生活必需品の確保等 多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 			
管理対策部						
部長：経理部長						

修 正 後						
修 正 理 由 組織改正等に伴う修正						
第1 日本放送協会広島放送局 (略)						
2 災害対策本部の設置 発災時において、 <u>広島放送局内</u> に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。						
(1) 組織						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>災 害 対 策 本 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長 局 長</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長 副局長</td> </tr> <tr> <td>事務局長 企画専任部長</td> </tr> <tr> <td>本 部 員 各対策部長</td> </tr> </tbody> </table>	災 害 対 策 本 部	本 部 長 局 長	副 本 部 長 副局長	事務局長 企画専任部長	本 部 員 各対策部長	<ul style="list-style-type: none"> * 災害に関する重要事項の審議・決定 * 各部における緊急計画の調整 * 災害対策についての対外折衝 * 災害に関する情報の収集・連絡
災 害 対 策 本 部						
本 部 長 局 長						
副 本 部 長 副局長						
事務局長 企画専任部長						
本 部 員 各対策部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>放送対策部</td> </tr> <tr> <td>コンテンツ センター長</td> </tr> </tbody> </table>	放送対策部	コンテンツ センター長	<ul style="list-style-type: none"> * 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * 関連番組の制作・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開 			
放送対策部						
コンテンツ センター長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>施設・受信対策部</td> </tr> <tr> <td>技術 専任部長</td> </tr> </tbody> </table>	施設・受信対策部	技術 専任部長	<ul style="list-style-type: none"> * 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保 			
施設・受信対策部						
技術 専任部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>視聴者対策部</td> </tr> <tr> <td>メディア展開 専任部長</td> </tr> </tbody> </table>	視聴者対策部	メディア展開 専任部長	<ul style="list-style-type: none"> * 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施 			
視聴者対策部						
メディア展開 専任部長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>営業対策部</td> </tr> <tr> <td>視聴者リレーション センター長</td> </tr> </tbody> </table>	営業対策部	視聴者リレーション センター長	<ul style="list-style-type: none"> * 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施 			
営業対策部						
視聴者リレーション センター長						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>管理対策部</td> </tr> <tr> <td>資源管理 専任部長</td> </tr> </tbody> </table>	管理対策部	資源管理 専任部長	<ul style="list-style-type: none"> * 局舎管理・生活必需品の確保等 多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施 			
管理対策部						
資源管理 専任部長						

修 正 前											
水防計画 第3章 水防応急活動 第1節 水防要員の出動	頁 405										
第1 出動の指令 《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (略)											
1 状況に応じた活動内容 水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 土砂灾害											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強い雨が降っているとき。</td><td>1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機</td></tr> <tr> <td>大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。</td><td>1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備</td></tr> <tr> <td>大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。</td><td>1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施</td></tr> <tr> <td>大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。</td><td>1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施</td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機	大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備	大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施	大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施
状況	活動内容										
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機										
大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備										
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施										
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施										

※ 広島県土砂灾害危険度情報で表示される土砂灾害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

(4) (略)

修 正 後											
修 正 理 由 広島県土砂灾害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正											
第1 出動の指令 《危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》 (略)											
1 状況に応じた活動内容 水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 土砂灾害											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強い雨が降っているとき。</td><td>1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機</td></tr> <tr> <td>大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。</td><td>1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備</td></tr> <tr> <td>大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。</td><td>1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施</td></tr> <tr> <td>大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。</td><td>1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施</td></tr> </tbody> </table>		状況	活動内容	強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機	大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備	大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施	大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施
状況	活動内容										
強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機										
大雨警報（土砂灾害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に大雨警報基準超過が表示されたとき。	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂灾害危険区域（過去に災害があった場所を含む）の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備										
大雨警報（警戒レベル3相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3時間後に基準値を超過）が表示されたとき。	1 住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視の強化 2 該当地域への高齢者等避難の伝達及び周知 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施										
大雨警報（警戒レベル3相当情報）又は土砂灾害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表され、土砂灾害に関するメッシュ情報（※）に危険度（2時間後、1時間後又は実況で基準値を超過）が表示されたとき。	1 該当地域への避難指示の伝達及び周知 2 避難場所の開設及び避難誘導 3 応急工作の実施										

※ 広島県土砂灾害危険度情報で表示される土砂灾害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

(4) (略)

修 正 前	
水防計画 第3章 水防応急活動 第4節 被害状況等の調査	頁 407
<p>第2 被害状況等の報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2 堤防の決壊等の重要な被害については、当該区域を管轄する警察署にその状況を通報する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 水防法第25条に係る関係機関への通報先として、河川管理者（太田川河川事務所）への連絡先追加に伴う修正	
<p>第2 被害状況等の報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2 堤防の決壊等の重要な被害については、当該区域を管轄する警察署<u>及び河川管理者</u>にその状況を通報する。</p>	

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第1節 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 410
第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等 (略)	
<p>1 土砂災害を警戒する場合</p> <p>大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS 版を活用する。</p> <p>その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72 時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。</p> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1 時間後に基準値超過、2 時間後に基準値超過、3 時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>2～4 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
広島県土砂災害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正	
第1 注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等 (略)	
<p>1 土砂災害を警戒する場合</p> <p>大雨注意報が発表された後、土砂災害の危険性を判断する際には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）等を情報として活用し、市域に影響を及ぼす雨域の動き方や急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表する降水短時間予報、広島地方気象台と広島県土木建築局砂防課が発表する土砂災害警戒情報及び広島地方気象台等からの気象予測等の情報を踏まえる。</p> <p>また、局地的な大雨や集中豪雨の頻発を踏まえ、降雨の実況監視強化、雨域の発達、移動過程の観測を行うため、XRAIN GIS 版を活用する。</p> <p>その他、大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72 時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報（※）の補完情報として参照する。</p> <p>※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1 時間後に基準値超過、2 時間後に基準値超過、3 時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>2～4 (略)</p>	

修 正 前

水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難		頁 415																										
第1 洪水への対応																												
1 段階に応じた対応																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">段階</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">状況</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">本市の体制</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">本 市 の 対 応</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">住 民 の 行 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第1段階</td> <td style="padding: 5px;">【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合</td> <td style="padding: 5px;">【注意体制】</td> <td style="padding: 5px;">気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。</td> <td style="padding: 5px;">テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2段階</td> <td style="padding: 5px;">【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合</td> <td style="padding: 5px;">【警戒体制】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3段階</td> <td style="padding: 5px;">【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合</td> <td style="padding: 5px;">【災害警戒本部】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。 </td> <td style="padding: 5px;"> 1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第4段階</td> <td style="padding: 5px;">【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u>、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>発表される洪水予報の水位予測において</u>水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されている場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合</td> <td style="padding: 5px;">【災害対策本部】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 </td> <td style="padding: 5px;"> 1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。 </td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動	第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。	第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。		第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。	第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u> 、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>発表される洪水予報の水位予測において</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されている場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。	~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~		
段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動																								
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。																								
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。																									
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。																								
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u> 、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>発表される洪水予報の水位予測において</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されている場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。																								

修 正 後

修 正 理 由 国が行う洪水予報の運用変更に伴う修正																											
第1 洪水への対応																											
1 段階に応じた対応																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">段階</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">状況</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">本市の体制</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">本 市 の 対 応</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">住 民 の 行 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">第1段階</td> <td style="padding: 5px;">【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合</td> <td style="padding: 5px;">【注意体制】</td> <td style="padding: 5px;">気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。</td> <td style="padding: 5px;">テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2段階</td> <td style="padding: 5px;">【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合</td> <td style="padding: 5px;">【警戒体制】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。 </td> <td style="padding: 5px;"> 1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3段階</td> <td style="padding: 5px;">【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合</td> <td style="padding: 5px;">【災害警戒本部】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。 </td> <td style="padding: 5px;"> 1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第4段階</td> <td style="padding: 5px;">【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u>、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>河川管理者から</u>水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想される<u>ことの情報を得た</u>場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合</td> <td style="padding: 5px;">【災害対策本部】</td> <td style="padding: 5px;"> 1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 </td> <td style="padding: 5px;"> 1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。 </td> </tr> </tbody> </table>	段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動	第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。	第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。	第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u> 、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>河川管理者から</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想される <u>ことの情報を得た</u> 場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。	~~~《警戒レベル4までに必ず避難》~~~	
段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動																							
第1段階	【状況把握】 洪水注意報（警戒レベル2）が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。																							
第2段階	【注意喚起】 洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。（※2） 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。																							
第3段階	【警戒レベル3（高齢者等避難）】 1 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・浸食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域（※1）に、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出は控え避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など）。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。																							
第4段階	【警戒レベル4（避難指示）】 1 <u>氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し</u> 、「氾濫危険情報」が通知された場合 2 <u>河川管理者から</u> 水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想される <u>ことの情報を得た</u> 場合 3 異常な漏水・浸食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・浸食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域（※1）に、警戒レベル4（避難指示）を発令する。 急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 <b style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; display: inline-block;">約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急避難施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※3） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。																							

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害対策に応じた避難	頁 416
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 ○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。	

修 正 後	
修 正 理 由 気象庁キキクル改善に伴う修正	
第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 ○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。	

修 正 前						
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難		頁	418～419			
第1 (略)						
第2 土砂災害への対応						
1 段階に応じた対応						
段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動		
第1段階	【状況把握】大雨注意報(警戒レベル2)が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。		
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡回を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。(※2) 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。		
第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッセ情報を(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)		
第4段階	【警戒レベル4(避難指示)】 1 大雨警報(警戒レベル3相当情報)又は土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッセ情報を危険度(2時間後、1時間後又は実況で基準値超過)が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4(避難指示)を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル4(避難指示)の発令区域が適切であるか確認とともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4(避難指示)発令の周知を図る。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所(上階)に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。(※4)		
~~~~『警戒レベル4までに必ず避難』~~~~						

修 正 後				
修正理由 広島県土砂災害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正				
<b>第1 (略)</b>				
<b>第2 土砂災害への対応</b>				
<b>1 段階に応じた対応</b>				
段階	状況	本市の体制	本 市 の 対 応	住 民 の 行 動
第1段階	【状況把握】大雨注意報(警戒レベル2)が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡回を強化する。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所に自主避難する。(※2) 4 前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッセ情報を(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校校区に1箇所の拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 不要不急の外出を控え、避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自動的に開錠した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)
第4段階	【警戒レベル4(避難指示)】 1 大雨警報(警戒レベル3相当情報)又は土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッセ情報を危険度(2時間後、1時間後又は実況で基準値超過)が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】  1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4(避難指示)を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待たず、迅速に発令する。 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル4(避難指示)の発令区域が適切であるか確認とともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4(避難指示)発令の周知を図る。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には建物内の安全な場所(上階)に待避する。 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。(※4)
~~~~『警戒レベル4までに必ず避難』~~~~				

修 正 前		修 正 後	
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難	頁 418～419	修 正 理 由 広島県土砂災害危険度情報において、警戒レベル5相当情報である「実況で特別警報基準値超過」の提供が開始されることに伴う修正	
<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るために行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合（災害が切迫している状況例）</p> <p>1 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示され、かつ、斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象を伴う通報が特定の地域から多数寄せられた場合</p> <p>2 大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示された場合（災害発生の例）</p> <p>3 土砂災害（がけ崩れや土石流）の発生が確認された場合</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための最善の行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも山や崖から離れた場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るために行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合（災害が切迫している状況例）</p> <p>1 <u>（削除）</u> 斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象の通報があつた場合</p> <p>2 <u>（削除）</u> 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準値超過）が表示され、引き続き、土壤雨量指数の上昇が見込まれる場合（災害発生の例）</p> <p>3 土砂災害（がけ崩れや土石流）の発生が確認された場合</p> <p>【災害対策本部】</p> <p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための最善の行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも山や崖から離れた場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>	
<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>	<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>		

2～3（略）

2～3（略）

修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難	頁 419
第2 土砂災害への対応	
1 段階に応じた対応	
(略)	
<p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
第2 土砂災害への対応	
1 段階に応じた対応	
(略)	
<p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。</p> <p>※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報(危険度判定)(実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示)</p> <p>※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> <p>※5 大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（72時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</p>	

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

頁

435

1 水位の観測場所

(略)

(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

(略)

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
					左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
八幡川	小深川	河川情報センター	佐伯区五日市町下小深川椎木33-3	5.80 4.20	—	—	—	—	—
〃	白 川	〃	佐伯区五日市町向原	5.70 6.78	—	—	—	—	—
石内川	石 内	〃	佐伯区五日市町石内字平田3712-3	5.23 4.83	—	—	—	—	—
〃	高 井	〃	佐伯区八幡東四丁目35-5-6地先	5.46 山付け	—	—	—	—	—
梶毛川	上 中	〃	佐伯区五日市町大字石内3470-1地先	5.59 5.59	—	—	—	—	—
猿猴川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
京橋川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
鈴張川	向 田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田4401-4	4.30 3.62	2.45	2.10	1.45	—	—
府中大川	大 須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57 3.61	2.30	1.90	1.40	—	—
〃	温 品	〃	東区温品7丁目	— —	— —	— —	— —	—	—
吉山川	久 地	〃	安佐北区安佐町久地字城下4492	3.96 3.73	—	—	—	—	—
大毛寺川	亀 山	〃	安佐北区亀山	3.86 4.05	—	—	—	—	—
岡ノ下川	岡 ノ 下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57 2.81	—	—	—	—	—
岡ノ下川	中州橋	〃	佐伯区五日市中央4丁目7地先	4.06 4.21	2.10	1.65	1.45	—	—
南原川	南 原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.91 3.39	2.00	1.90	1.05	—	—

(3) (略)

修 正 後

修 正 理 由

大須水位観測所の受持ち区間の分割に伴い、新たに1箇所の水位観測所について基準水位を設定したことによる修正

1 水位の観測場所

(略)

(2) 広島県水位観測所《県西部建設事務所》

(略)

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	基準水位 (m)				
					左岸(m) 右岸(m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位
八幡川	小深川	河川情報センター	佐伯区五日市町下小深川椎木33-3	5.80 4.20	—	—	—	—	—
〃	白 川	〃	佐伯区五日市町向原	5.70 6.78	—	—	—	—	—
石内川	石 内	〃	佐伯区五日市町石内字平田3712-3	5.23 4.83	—	—	—	—	—
〃	高 井	〃	佐伯区八幡東四丁目35-5-6地先	5.46 山付け	—	—	—	—	—
梶毛川	上 中	〃	佐伯区五日市町大字石内3470-1地先	5.59 5.59	—	—	—	—	—
猿猴川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
京橋川	段 原	〃	南区段原末広町地先	4.40 4.40	(2.15)	—	—	—	—
鈴張川	向 田	〃	安佐北区安佐町飯室字向田4401-4	4.30 3.62	2.45	2.10	1.45	—	—
府中大川	大 須	〃	安芸郡府中町大須三丁目	3.57 3.61	2.30	1.90	1.40	—	—
〃	温 品	〃	東区温品7丁目	— 12.86 12.86	— 1.45	— 1.15	— 1.00	—	—
吉山川	久 地	〃	安佐北区安佐町久地字城下4492	3.96 3.73	—	—	—	—	—
大毛寺川	亀 山	〃	安佐北区亀山	3.86 4.05	—	—	—	—	—
岡ノ下川	岡 ノ 下	〃	佐伯区五日市中央地先	2.57 2.81	—	—	—	—	—
岡ノ下川	中州橋	〃	佐伯区五日市中央4丁目7地先	4.06 4.21	2.10	1.65	1.45	—	—
南原川	南 原	〃	安佐北区可部町上町屋字下小野	2.91 3.39	2.00	1.90	1.05	—	—

(3) (略)

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

頁

436

1 水位の観測場所

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	水 位 (m)						
					左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報センター	安佐北区可部二丁目	— —	2.58	—	—	1.50	0.80	21.96	
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	2.50	1.80	1.70	1.10	17.00	
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	— —	—	1.90	1.75	1.75	—	115.50	
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00	
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	— —	5.87	—	—	4.40	2.90	15.50	
旧太田川 天満川 元安川	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50	
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	— —	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04	
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	— —	6.30	5.90	4.20	—	—	2.90	
京橋川	工兵橋	—	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	—	—	—	—	—	-0.14	
太田川	吉和郷	—	山県郡安芸太田町吉和郷	—	—	—	—	—	—	305.62	
西宗川	西宗	—	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	—	—	—	—	—	—	—	119.00

(注) 国HP : 国土交通省ホームページ、県防災 : 広島県防災情報システム

2 (略)

修 正 後

修 正 理 由

河川改修が完了し、根の谷川の新川橋観測所における基準水位に変更があったことに伴う修正
また、太田川市内派川（天満川・旧太田川・元安川）の洪水に関する情報は、天満川の基準水位及び水位到達情報に基づき運用していたが、太田川河川事務所との協議の結果、河川（旧太田川、元安川）ごとに設定された基準水位への到達をもって河川（旧太田川、元安川）ごとに避難情報を発令するよう見直したことに伴う修正

1 水位の観測場所

(略)

(3) 国土交通省水位観測所《国土交通省太田川河川事務所》

河川名	観測所名	情報入手先	位 置	堤防高	水 位 (m)						
					左岸(m) 右岸(m)	計画高水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	零点高
根谷川	上原橋	河川情報センター	安佐北区可部二丁目	— —	2.58	—	—	—	1.50	0.80	21.96
〃	新川橋	〃	安佐北区可部南二丁目	5.80 6.00	3.91	3.80	2.60	2.20	1.30	17.00	
三篠川	白木	〃	安佐北区白木町小越	— —	—	1.90	1.75	1.75	—	—	115.50
〃	中深川	〃	安佐北区深川四丁目	6.90 6.20	5.24	3.30	3.00	2.80	2.00	18.00	
〃	上庄	〃	安佐北区深川三丁目	— —	5.87	—	—	4.40	2.90	15.50	
天満川	三篠橋	〃	中区基町1番地	6.55 6.05	5.02	3.20	2.80	2.70	2.50	-0.50	
旧太田川	江波	〃	中区江波南二丁目	— —	4.44	2.70	2.70	2.50	2.00	-0.04	
古川	古川	〃	安佐南区古市一丁目	— —	6.30	5.90	4.20	—	—	2.90	
京橋川	工兵橋	—	東区牛田本町五丁目	6.85 7.75	—	—	—	—	—	-0.14	
太田川	吉和郷	—	山県郡安芸太田町吉和郷	—	—	—	—	—	—	305.62	
西宗川	西宗	—	山県郡安芸太田町大字穴字芦杉	—	—	—	—	—	—	—	119.00

(削除)

2 (略)

正 前

水防計画

(付表) 別表第1 水位・潮位及び雨量の観測場所

頁

437

3 雨量の観測場所

(1) 広島市雨量観測所《危機管理室災害対策課》

行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
中 区	中消防署	自記	中区大手町五丁目 20-12	テレメーター
東 区	東消防署温品出張所	自記	東区温品五丁目 3-1	テレメーター
南 区	南消防署似島出張所	自記	南区似島町字家下 752-74	テレメーター
西 区	西消防署	自記	西区都町 43-10	テレメーター
安佐南区	安佐南消防署祇園出張所	自記	安佐南区祇園二丁目 48-11	テレメーター
	安佐南消防署上安出張所	自記	安佐南区上安五丁目 8-14	テレメーター
	安佐南消防署	自記	安佐南区緑井一丁目 10-3	テレメーター
	安佐南消防署沼田出張所	自記	安佐南区伴東四丁目 18-6	テレメーター
	戸山分団阿戸車庫	自記	安佐南区沼田町大字阿戸 1416-7	テレメーター
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畠車庫	自記	安佐北区白木町大字三田 <u>字畠</u> 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路 <u>字榮堂</u> 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	龜山分団大畠車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷 <u>字久保河原</u> 2636-1	テレメーター
	龜山分団龜山車庫	自記	安佐北区龜山南三丁目 14-5	テレメーター
	龜山分団龜山西車庫	自記	安佐北区龜山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地 <u>字城下</u> 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内 <u>字上本郷</u> 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張 <u>字平石</u> 4366-4	テレメーター
安芸区	安芸区役所	自記	安芸区船越南三丁目 4-36	テレメーター
	安芸区役所中野出張所	自記	安芸区中野三丁目 20-9	テレメーター
	瀬野分団中原車庫	自記	安芸区上瀬野一丁目 18-14	テレメーター
	安芸区役所阿戸出張所	自記	安芸区阿戸町 6257-2	テレメーター
	安芸区役所矢野出張所	自記	安芸区矢野東五丁目 7-18	テレメーター
佐伯区	佐伯消防署	自記	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	テレメーター
	水内分団堂原車庫	自記	佐伯区湯来町麦谷 1746-3	テレメーター
	上水内分団上多田車庫	自記	佐伯区湯来町多田 525-1	テレメーター

修 正 後

修 正 理 由

区画整理及び消防団車庫の移転建替え等に伴う修正

3 雨量の観測場所

(1) 広島市雨量観測所《危機管理室災害対策課》

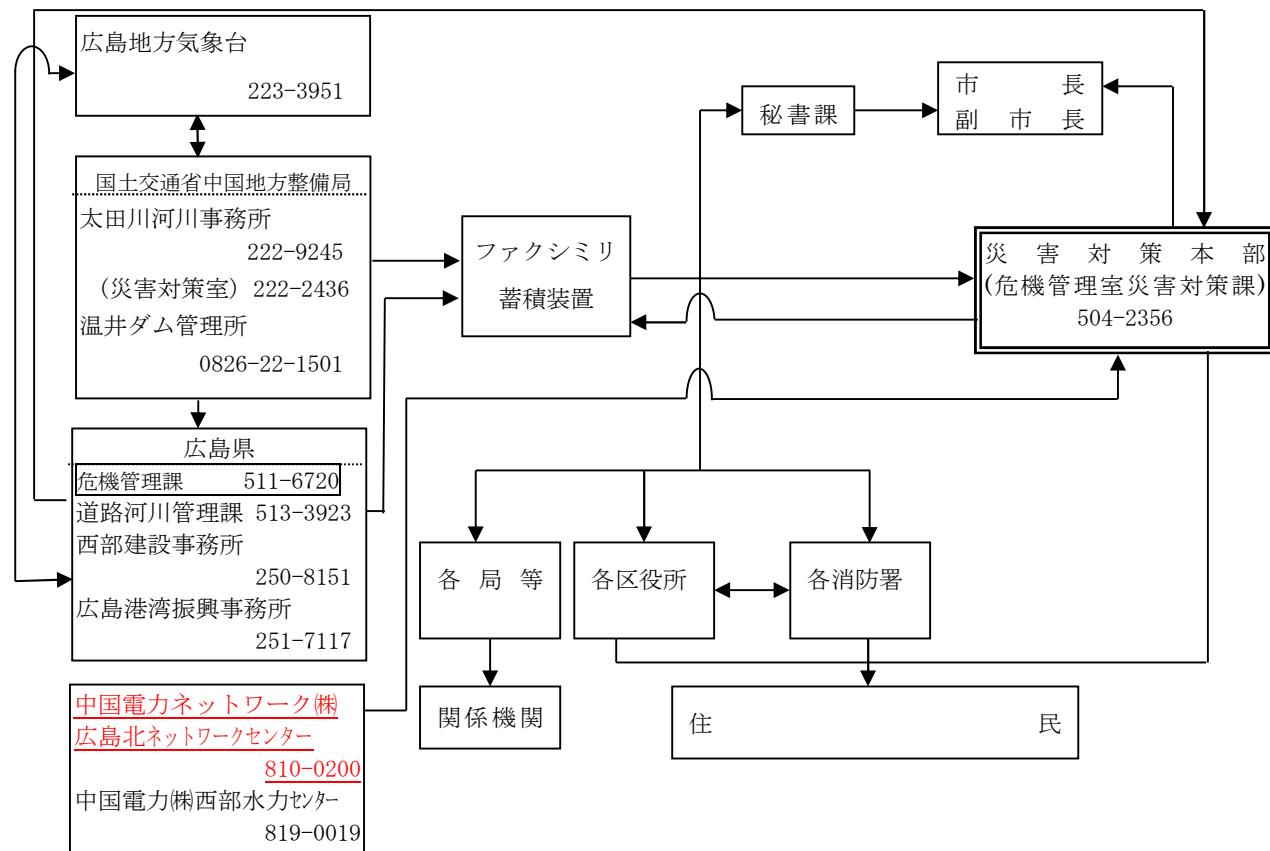
行政区	観測所名	種別	観測場所	通信方法
中 区	中消防署	自記	中区大手町五丁目 20-12	テレメーター
東 区	東消防署温品出張所	自記	東区温品五丁目 3-1	テレメーター
南 区	南消防署似島出張所	自記	南区似島町字家下 752-74	テレメーター
西 区	西消防署	自記	西区都町 43-10	テレメーター
安佐南区	安佐南消防署祇園出張所	自記	安佐南区祇園二丁目 48-11	テレメーター
	安佐南消防署上安出張所	自記	安佐南区上安五丁目 8-14	テレメーター
	安佐南消防署	自記	安佐南区緑井一丁目 10-3	テレメーター
	安佐南消防署沼田出張所	自記	安佐南区伴東四丁目 18-6	テレメーター
	戸山分団阿戸車庫	自記	安佐南区沼田町大字阿戸 1416-7	テレメーター
安佐北区	口田分団矢口車庫	自記	安佐北区口田南七丁目 18-22	テレメーター
	安佐北消防署高陽出張所	自記	安佐北区真亀一丁目 3-6	テレメーター
	狩小川分団湯坂車庫	自記	安佐北区狩留家町 625-1	テレメーター
	三入分団桐原車庫	自記	安佐北区可部町大字桐原 759-3	テレメーター
	三田分団畠車庫	自記	安佐北区白木町大字三田 <u>字畠</u> 7184-4	テレメーター
	志屋分団梶名車庫	自記	安佐北区白木町大字志路 <u>字榮堂</u> 5512-1	テレメーター
	大林分団大杉車庫	自記	安佐北区大林三丁目 10-4	テレメーター
	龜山分団大畠車庫	自記	安佐北区可部町大字綾ヶ谷 <u>字久保河原</u> 2636-1	テレメーター
	龜山分団龜山車庫	自記	安佐北区龜山南三丁目 14-5	テレメーター
	龜山分団龜山西車庫	自記	安佐北区龜山西二丁目 3-1	テレメーター
	久地分団久地車庫	自記	安佐北区安佐町大字久地 <u>字城下</u> 4492	テレメーター
	小河内分団本郷車庫	自記	安佐北区安佐町大字小河内 <u>字上本郷</u> 3424-4	テレメーター
	安佐北消防署安佐出張所	自記	安佐北区安佐町大字飯室 3052-1	テレメーター
	鈴張分団鈴張西車庫	自記	安佐北区安佐町大字鈴張 <u>字平石</u> 4366-4	テレメーター
安芸区	安芸区役所	自記	安芸区船越南三丁目 4-36	テレメーター
	安芸区役所中野出張所	自記	安芸区中野三丁目 20-9	テレメーター
	瀬野分団中原車庫	自記	安芸区上瀬野一丁目 18-14	テレメーター
	安芸区役所阿戸出張所	自記	安芸区阿戸町 6257-2	テレメーター
	安芸区役所矢野出張所	自記	安芸区矢野東五丁目 7-18	テレメーター
佐伯区	佐伯消防署	自記	佐伯区五日市中央七丁目 25-18	テレメーター
	水内分団堂原車庫	自記	佐伯区湯来町麦谷 1746-3	テレメーター
	上水内分団上多田車庫	自記	佐伯区湯来町多田 525-1	テレメーター

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達

442

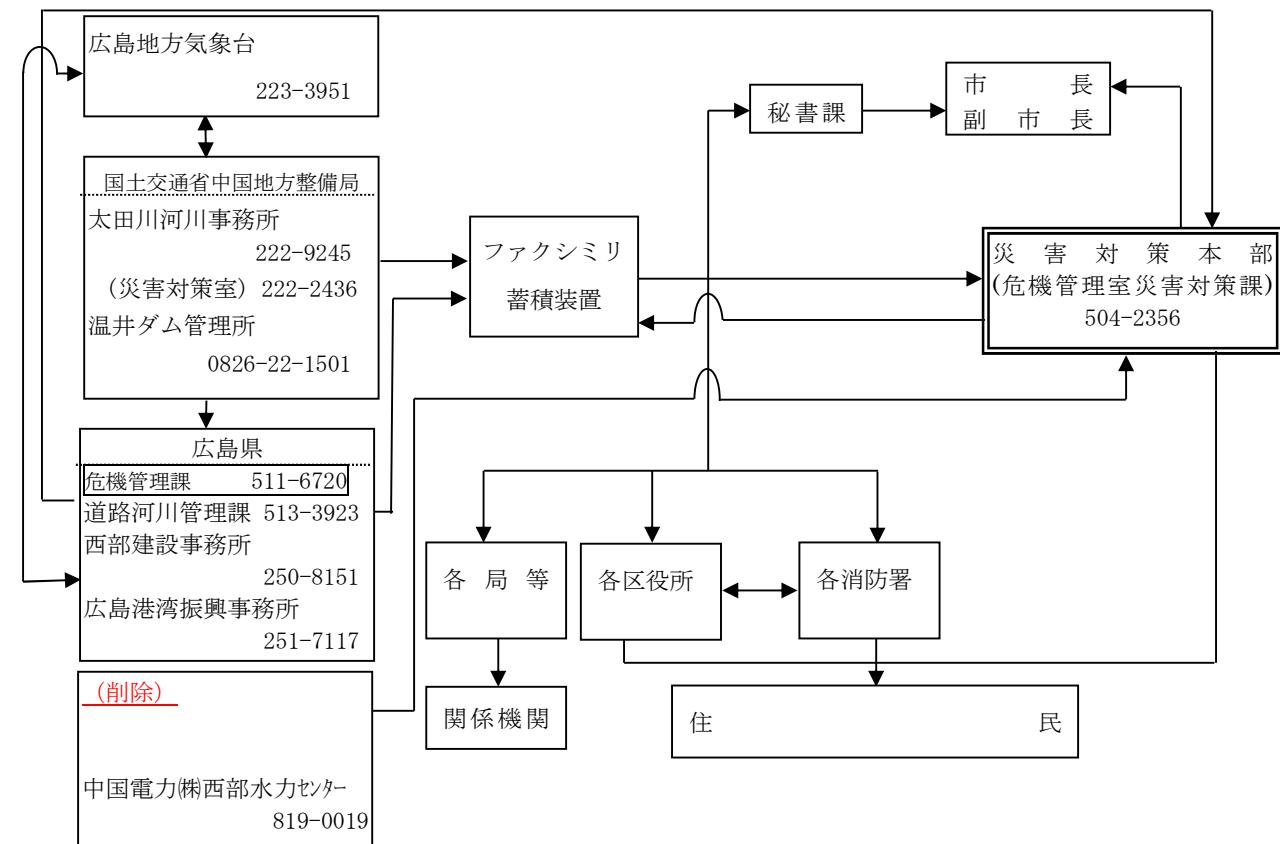
別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達



修 正 後

修 正 理 由
時点修正

別表第3 気象又は水防に関する情報の伝達



修 正 前

水防計画 (付表) 別表第5 水防上重要な場所	頁 459～467
----------------------------	--------------

(3) 直轄管理河川 (太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》												
番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K800	1,600	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600～OK400	1,000	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000～OK000	3,000	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600～OK400	2,000	高潮	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝2丁目	広島市	4K950～5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土裏	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝2丁目	広島市	4K950～5K800	850	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東戸坂惣田1丁目	広島市	8K650～9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	5K000～5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	7K100～7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K300～7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K540～7K800	360	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730～8K000	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K800～8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500～8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100～10K200	100	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500～10K700 (漏水重点監視)	200	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700～10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160～11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400～11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500～11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600～11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目～口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800～12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400～12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400～14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土裏	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200～14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区玖村	広島市	14K500～14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000～15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目～可部南4丁目、可部1丁目～龜山1丁目	広島市	15K200～18K400	3,200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	16K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800～18K000	200	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200～18K400	200	断面不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K400～19K000	600	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K400～18K600 19K000～19K200	400	断面不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	19K400～19K500	100	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800～20K550	750	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800～21K350	550	断面不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K0～21K900	900	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950～23K600	650	堤防高不足	積み土裏	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	筒瀬橋	広島市	22K950		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所

他8枚

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

(3) 直轄管理河川 (太田川水系) 《国土交通省太田川河川事務所》

修正 (案) 110～124 ページ参照

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長(m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K800	1,600	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600～0K400	1,000	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000～0K000	3,000	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600～0K400	2,000	高潮	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣田1丁目	広島市	8K850～9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	5K000～5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	7K100～7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K300～7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K540～7K800	260	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730～8K000	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800～8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500～8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100～10K200	100	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500～10K700 (漏水重点監視)	200	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700～10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160～11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400～11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500～11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長(m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600～11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目～口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800～12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400～12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400～14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200～14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区玖村	広島市	14K500～14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000～15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3丁目～可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K790～18K400	2,610	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	16K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800～18K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200～18K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～19K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～18K600 19K000～19K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400～19K500	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800～20K550	750	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800～21K350	550	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K000～21K900	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950～23K600	650	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	筒瀬橋	広島市	22K945		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K000～24K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200～24K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600～25K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800～26K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K000～26K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	26K216		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800～27K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200～27K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200～28K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600～29K800	1,200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800～30K000	1,200	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	壬辰橋	広島市	29K213		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	30K638		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400～30K750	350	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K000～31K100	100	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600～31K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K400～32K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K600～32K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K800～33K000	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大川橋	広島市	32K942		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	33K400～33K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	34K400～34K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K600～36K100	500	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800～36K100	300	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600～36K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	36K702		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800～36K850	50	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧JR可部線)	広島市	36K860		径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市	14K200～15K380	1,180	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K750～16K170	420	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200～17K800	600	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800～19K800	2,000	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800～22K400	600	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400～22K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600～22K850	250	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200～25K400	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400～25K800	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800～25K900	100	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500～26K800	300	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400～27K800	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500～29K400	900	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K000～29K100	100	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400～29K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400～30K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600～30K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K400～31K800	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800～32K200	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200～32K400	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400～34K000	600	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600～34K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800～35K000	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町鹿之巣	広島市	37K000～37K200	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900～38K200	300	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200～38K400	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400～38K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600～38K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K000～39K200	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200～39K500	300	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200～40K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
109	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400～40K500	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
110	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字来見	安芸太田町	39K600～40K050	450	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字船場	安芸太田町	40K300～40K600	300	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K835		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字澄合	安芸太田町	43K400～43K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K703		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K000～45K400	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長(m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
117	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町宇佐	広島市	45K600～45K700	100	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
118	太田川	左	工作物	B	津伏橋	広島市	45K897		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
119	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100～47K600	1,500	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400～46K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600～47K000	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000～47K200	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K485		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
124	太田川	左	工作物	B	大前橋	広島市	47K540		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
125	大前原右岸流路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
126	大前原右岸流路	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～48K000	400	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
127	大前原右岸流路	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400～48K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600～49K000	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800～49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K000～49K100	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K185		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K275		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字光石	安芸太田町	49K800～50K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K200～51K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K400～51K800	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K800～51K900	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	筒賀橋	広島県	51K912		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ヶ瀬橋	安芸太田町	52K343		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000～53K200	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400～53K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600～54K500	900	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K675		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K400～55K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K600～56K700	1,100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川、加計、山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長(m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
147	太田川	左	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K100~57K400	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K400~57K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
149	太田川	左	工作物	B	旭橋	安芸太田町	57K500		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川, 加計, 山崎	安芸太田町	57K800~57K900	100	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600~58K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K800~59K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K200~59K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K400~59K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K600~59K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K400~60K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K600~60K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
159	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600~61K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	B	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800~62K400	600	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400~62K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200~63K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400~63K900	500	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000~64K200	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600~64K750	150	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	轟大橋	広島県	64K796		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900~65K200	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	轟橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	65K066		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400~66K000	600	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	轟橋	安芸太田町	65K631		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角排水樋門	安芸太田町	65K680		管体クラック 吐口側法肩部クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800~67K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
176	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600～68K000	400	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K800～68K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	68K010		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200～69K400	1,200	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750～68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	グランド橋	安芸太田町	69K694		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	70K100～70K300	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900～70K200	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800～71K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
188	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70K839	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K900	300	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K800	200	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～42K800	900	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～43K000	1,100	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K000～44K100	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K600	500	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K400～44K700	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K600～44K700	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400～45K700	300	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
199	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700～46K200	500	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200～46K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200～47K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	安水橋より上流に向かって本川側	240	漏水(実績有り)	月ノ輪	加計出張所	広島県西部建設事務所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
204	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	断面不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
205	大前原右岸流路	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400～47K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K000～48K300	300	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字吉ヶ瀬	安芸太田町	49K200～49K600	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K400～50K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K550～51K800	250	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K800～51K850	50	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K200～52K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ヶ瀬	安芸太田町	52K400～52K600	200	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字小原	安芸太田町	53K200～53K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600～55K000	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K000～55K200	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字遅越	安芸太田町	55K600～55K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200～58K600	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600～58K700	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K400～59K800	400	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K700～60K200	500	水衝部 (護岸老朽、高不足)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	60K200～60K250	50	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K600～60K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K800～61K600	800	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600～61K700	100	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	61K600～61K700	100	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K000～62K500	500	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K800～63K700	900	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	63K000～63K200	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字松原	安芸太田町	64K800～65K100	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字正地	安芸太田町	66K600～66K800	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀	安芸太田町	67K200～67K400	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
234	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K400～69K600	200	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
235	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～69K850	50	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～70K000	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400～70K600	200	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700～71K000	300	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
1	滝山川	左	工作物	B	滝山川橋	広島県	0K274		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	B	中祖橋	広島県	0K272		桁下高不足、 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
3	滝山川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K400～0K670	270	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	B	井手ヶ平橋	安芸太田町	0K552		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	B	川北橋	安芸太田町	0K843		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0～1K100	100	断面不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中祖川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350～0K400	50	堤防高不足	積み土囊	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200～2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400～3K800	1,400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600～3K800 4K600～5K000	600	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800～5K000	1,200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部東一丁目～四丁目	広島市	1K400～3K000	1,600	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400～1K800	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300～2K500	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東四丁目～五丁目	広島市	2K800～3K000	200	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800～4K600	800	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600～4K800	1,200	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	丸田橋	広島市	1K166	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K624	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	B	吉田橋	広島市	4K017	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
20	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K660	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100～0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100～0K320	220	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380～0K500	120	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600～0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700～0K900	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	1K700～4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	0K800～2K300	1,500	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	2K600～4K400	1,800	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川三丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K600～4K200	600	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600～4K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～5K000	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～4K880	80	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～6K400	1,000	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～5K900	500	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K100～9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000～7K200	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200～7K600	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000～9K000	1,000	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400～9K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K696	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	A	亀崎橋	広島市	1K987	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	B	亀崎橋歩道橋	広島市	1K997	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	薬師橋	広島市	2K511	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	横川橋	広島市	2K878	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	陰地橋	広島市	3K707	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4K148	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	新鳥越橋	広島県	5K757	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5K827	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	5K930	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6K566	-	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
34	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7K129	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	8K389	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	-	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000～1K200	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200～1K400	200	堤体漏水	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400～2K600	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000～3K200	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-1	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600～3K060	460	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
43-2	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K310～3K600	290	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～5K000	800	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～4K400	200	断面不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K000～5K400	400	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600～5K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600～6K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400～9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800～9K600	1,800	堤防高不足	積み土囊	可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700～4K900	200	堤防高不足	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080～2K500	420	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土囊	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K600～2K200	2,800	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K500～0K100	600	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入川口町	広島市	0K500～1K400	900	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区舟入本町	広島市	2K000～2K200	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入中町	広島市	2K200～2K500	300	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区本町二丁目	広島市	2K500～2K700	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区本町三丁目	広島市	2K700～2K900	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区寺町	広島市	3K400～3K600	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800～3K900	100	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900～4K100	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300～4K400	100	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～1K600	2,200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～C0K100	500	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区吉島町	広島市	0K100～0K500	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K600	1,000	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K000	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	2K000～2K600	600	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	旧太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区牛田新町二丁目	広島市	5K650～6K250	600	根固沈下	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	0K718	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉橋	広島市	1K179	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1K312	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	A	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2K080	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	本川橋	広島市	2K335	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	本川橋歩道橋	広島市	2K335	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	B	相生橋歩道橋	広島市	2K600～2K650	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2K725	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞘橋	広島市	3K149	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	B	三篠橋	広島市	4K238	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4K893	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区吉島東三丁目	広島市	C0K600～0K000	600	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	C0K200～1K200	1,400	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K200～2K400	1,200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K300～1K500	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	1K500～1K800	300	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	2K100～2K300	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200～D0K800	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～D0K500	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長(m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
11	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～0K000	700	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	D0K500～D0K300	200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区千田町三丁目	広島市	D0K300～0K100	400	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K100～0K300	200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区大手町五丁目	広島市	0K300～1K000	700	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300～1K900	600	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500～2K100	600	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200～2K400	200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	0K539	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1K949	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2K394	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600～C0K700	900	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K750～C0K200	550	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K900～C0K650	250	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K650～C0K300	350	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区南観音八丁目	広島市	C0K200～1k092	1,292	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K100～0K300	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K500～0K900	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区東観音町	広島市	2k900～3K100	200	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区天満町	広島市	1K900～2K000	100	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区天満町	広島市	2K200～3K200	1,000	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～C1K150	100	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～C0K300	950	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150～1K470	2620	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区舟入町	広島市	1K000～1K200	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	堤防高不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区榎町	広島市	2K500～2K700	200	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700～3K100	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100～3K500	400	断面不足	積み土囊	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	B	天満川水管橋	広島市	C0K030	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	B	観船橋	広島市	1K468	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
24	天満川	左	工作物	A	広電天満橋	広島電鉄	2K018	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	A	天満歩道橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	A	天満橋	広島市	2K097	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	A	広瀬橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	A	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	-	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	C0K620～0K800	1,420	高潮	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
2	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	C0K600～0K000	600	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
3	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	C0K080～0K300	380	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
4	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市東栄二丁目	大竹市	0K300～0K700 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
5	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市東栄・南栄	大竹市	0K400～0K600	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
6	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市南栄・新町・元町	大竹市	0K600～2K800	2,200	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
7	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄	大竹市	0K800～1K070	270	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
8	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市南栄	大竹市	1K070～1K130	60	漏水(実績有り)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
9	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市南栄・新町	大竹市	1K130～1K350	220	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
10	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市元町二丁目	大竹市	2K200～2K400	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
11	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野一丁目	大竹市	4K400～4K600	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
12	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野一丁目	大竹市	4K500～4K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
13	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K200～5K700	500	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
14	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目	大竹市	5K800～6K000	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
15	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	5K400～5K700	300	漏水(実績有り)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
16	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200～7K400	1,200	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
17	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K200～6K300	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
18	小瀬川	左	基礎地盤漏水	A	大竹市木野	大竹市	6K300～6K500 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
19	小瀬川	左	基礎地盤漏水	B	大竹市木野	大竹市	6K500～7K400	900	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
20	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市防鹿	大竹市	7K800～8K800	1,000	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
21	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K000～9K200	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
22	小瀬川	左	堤体漏水	B	大竹市木野二丁目防鹿	大竹市	9K800～10K000	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
23	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市比作	大竹市	10K200～10K400	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
24	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K200～10K400	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所

※赤字箇所は令和4年度追加・変更箇所

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

事務所名：太田川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右 岸の 別	種別	重 要 度	地点名	水防管理団体 又は 施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当 出張所	県担当 事務所
25	小瀬川	左	越水(溢水)	A	大竹市比作	大竹市	10K400～11K000	600	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
26	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	10K600～10K800	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
27	小瀬川	左	堤体漏水	A	大竹市比作	大竹市	11K000～11K400	400	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
28	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K400～12K600	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
29	小瀬川	左	越水(溢水)	B	大竹市安条	大竹市	12K600～12K800	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	西部建設事務所廿日市支所
30	小瀬川	左	工作物	B	小瀬川橋梁(山陽本線)	JR	1K220	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
31	小瀬川	左	工作物	A	前渕橋	大竹市・岩国市	8K540	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
32	小瀬川	左	工作物	A	小川津橋	岩国市	11K534	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
33	小瀬川	左	工作物	B	深瀬橋	岩国市	12K735	-	桁下高不足		小瀬川出張所	
34	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K650～1K160	1,810	高潮	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
35	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K600～C0K200	400	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
36	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	C0K200～0K400	600	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
37	小瀬川	右	堤体漏水	A	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K400～0K800	400	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
38	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木六丁目	和木町	0K800～1K000	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
39	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町和木一～四丁目	和木町	1K000～2K200	1,200	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
40	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町瀬田	和木町	2K600～2K800	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
41	小瀬川	右	堤体漏水	B	玖珂郡和木町閑ヶ浜二丁目	和木町	3K200～3K600	400	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
42	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	玖珂郡和木町閑ヶ浜二丁目	和木町	3K300～3K400	100	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
43	小瀬川	右	越水(溢水)	B	玖珂郡和木町大字閑ヶ浜	岩国市	4K400～4K600	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
44	小瀬川	右	越水(溢水)	A	玖珂郡和木町大字閑ヶ浜	岩国市	4K600～5K000	400	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
45	小瀬川	右	基礎地盤漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	4K900～4K960	60	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
46	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K000～5K200	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
47	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	5K600～5K800	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
48	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K000～6K200	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
49	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	6K400～6K480	80	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
50	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小原	岩国市	6K480～6K800	320	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
51	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小原	岩国市	6K600～7K000	400	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
52	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	8K400～8K600	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
53	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	8K600～9K600	1,000	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
54	小瀬川	右	基礎地盤漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900～10K500	600	漏水	月ノ輪	小瀬川出張所	岩国土木事務所
55	小瀬川	右	堤体漏水	B	岩国市小瀬	岩国市	9K900～10K500	600	堤体漏水・すべり	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
56	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	10K300～10K500	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
57	小瀬川	右	越水(溢水)	A	岩国市小瀬	岩国市	10K800～11K800	1,000	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
58	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K000～11K200	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
59	小瀬川	右	堤体漏水	A	岩国市小瀬	岩国市	11K600～11K800	200	断面不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所
60	小瀬川	右	越水(溢水)	B	岩国市小瀬	岩国市	12K600～12K800	200	堤防高不足	積み土囊	小瀬川出張所	岩国土木事務所

修正前

水防計画

(付表) 別表第5 水防上重要な場所

貢

472～474

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行政區	名 称	所 在 地	規 構			決 着 時 予想被害	応 対 工 法	急 流 管 番 号	主な改修必要点			備 考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)				堤体	排水 吐	取水 施設	
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	面積 (ha)	戸数 (戸)		堤体	排水 吐	取水 施設	
東 区	大原(九平)	島木町字大原2,741	5.3	90.0	3,600	0.1	—	土砂護	1	○	○	
	東 浄	戸戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土砂護	2	○		
	流 異	戸戸坂新町一丁目1883-3	3.3	144.0	4,500	1.1	9	土砂護	3		○	
	東 東	戸戸坂二丁目1204-1	4.1	30.0	700	1.1	15	土砂護	4		○	
	流 東	戸戸坂三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土砂護	5	○	○	
	風 屋	戸戸坂新町二丁目2138	2.2	—	200	—	2	土砂護	6			
	片 山	戸戸坂甲二丁目2304,2305	3.3	—	80	—	5	土砂護	7			
	石 道	戸戸坂1号中山町1041	4.7	—	213	—	7	土砂護	8			
	五ヶ道1号	中山町1058-2	3.9	—	34	—	3	土砂護	9			
	製 の 木	中山西一丁目342	2.9	—	300	—	157	土砂護	10			
西 区	移 山	播磨町高ヶ原1432	4.6	—	2,300	—	37	土砂護	11			
	上 垂	播磨町字上垂122	3.0	—	233	—	23	土砂護	12			
	大 平 2 号	播磨五丁目1699	—	—	410	—	—	土砂護	13			
	堺 ケ	播磨町實善谷1882	—	—	410	—	—	土砂護	14			
	長 東	長瀬町字法難原甲547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土砂護	15			
	田 場	山本九丁目38	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土砂護	16			
	新 場	山本町字戸戸石塚甲1285	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土砂護	17			
	新 市 2 号	新園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,000	2.5	4	土砂護	18			
	上 下	新園町五丁目乙1857	5.5	58.0	1,900	2.2	4	土砂護	19			
	影 游	浜田町大字山手原ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土砂護	20		○	
中 住	田 四	浜田町大字吉山寺大利賀515	2.0	10.0	27	0.3	1	土砂護	21			
	新 谷	谷吉古市町大字上安字日置	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土砂護	22			
	鶴 棚	棚田六丁目29-10	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土砂護	23			
	谷 本	浜田町大字伴4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土砂護	24			
	鶴 底	鶴谷町字下丁目19	3.5	—	700	—	—	土砂護	25			
	大 石	高取町大石道甲916	4.3	—	1,300	—	44	土砂護	26			
	中 动	和田園町大谷1845	5.3	—	2,000	—	528	土砂護	27			
	宝 谷	和田園町東山本底石塚	4.0	—	350	—	55	土砂護	28			
	寺 山	山本八丁目1433	2.9	—	500	—	114	土砂護	29			
	大 井	浜田町阿戸井	3.8	—	1,890	—	292	土砂護	30			
西 住	梅 田	浜田町大塚松梅	3.2	—	2,000	—	7	土砂護	31			
	米 林	浜田町阿戸原ケ城	2.3	—	127	—	7	土砂護	32			
	新 木	浜田町阿戸高野原	3.5	—	220	—	3	土砂護	33			
	新 山	浜田町阿戸鏡治原煙	7.6	—	4,200	—	35	土砂護	34			
	小 松	浜田町阿戸鏡ノ山1477	2.4	—	150	—	9	土砂護	35			
	新 朝	浜田町阿戸新ヶ谷	10.2	—	14,000	—	88	土砂護	36			
	西 住	安佐町大字小河内大利登5405	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土砂護	37			
	佐 山	新木町字大林野1113-47	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土砂護	38			
	国 丸	三入南二丁目188	4.2	19.0	500	1.1	23	土砂護	39			
	口 口	口田園町宇柳ヶ丘1108	4.3	38.0	500	1.3	2	土砂護	40			
中 住	口 口	口田園町宇柳ヶ丘985	4.4	58.0	1,700	2.7	4	土砂護	41			
	草 管	口田園町六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土砂護	42	○	○	
	小 小	深川町字笠ノ木3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土砂護	43	○	○	
	久 保	落合町南字下久保山1302-2	8.5	58.9	4,800	5.8	6	土砂護	44	○	○	
	西 ケ	白木町大字北路原巣谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土砂護	45			
	林 1	白木町大字二山字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土砂護	46	○	○	
	落 扇	白木町大字秋山字扇原471	2.2	35.0	140	0.3	2	土砂護	47			
	後 追 1 号	時留町2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土砂護	48			
	後 追 3 号	待留町2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土砂護	49			
	西 住 (未)	白木町大字三田字法見寺8242	4.4	30.0	700	2.1	2	土砂護	50			
北 住	行 拠	安佐町大字鈴場洋行岩善5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土砂護	51			
	鳥 鹿 ケ	可留町大字船ヶ谷字鳥屋森1010-2	5.8	28.0	1,200	0.3	—	土砂護	52			
	海 吉	舟山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土砂護	53			
	上 嵐	鳥取町大字島原字上島西3870	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土砂護	54	○	○	
	裏 橋	名白木町大字志路字上高名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土砂護	55			
	谷 基	白木町大字小越字谷基1158	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土砂護	56			
	城 下	安佐町久崎城下338	8.8	—	5,000	—	14	土砂護	57			
	大 墓	安佐町毛木大坪145	7.6	—	1,800	—	5	土砂護	58			
	御 藤	安佐町鈴木篠原3611	2.1	—	147	—	6	土砂護	59			
	ヌ タ ケ	可留町上西山東山587	7.0	—	1,800	—	92	土砂護	60			
区	鳩 山	大林町駒瀬3319	10.1	—	3,700	—	1	土砂護	61			
	一 ル 谷	白田園町	5.5	—	5,625	—	135	土砂護	62			
	佐 川	可留町神木字一坪2273	1.9	—	120	—	5	土砂護	63			
	樺 類	可留町神木樺類	5.2	—	1,200	—	84	土砂護	64			
	の の	白木町志路鉢の池	4.2	—	3,200	—	7	土砂護	65			
	根 岩	白木町秋山若狭坪2492	0.8	—	107	—	27	土砂護	66			
	下 脊 原	白木町三田下脊原	5.6	—	4,500	—	2	土砂護	67			
	黒 王	新村南町黒王甲1051	2.1	—	400	—	101	土砂護	68			
	功 地	新村南町功地1231-1	3.3	—	600	—	19	土砂護	69			
	加 曙	白田町加曙1220	5.5	—	1,300	—	299	土砂護	70			
	吹 上	白田町吹上7-2	3.3	—	800	—	90	土砂護	71			
	道 分	安佐町紫山町2324	4.9	—	1,800	—	16	土砂護	72			
	一 画	安佐町小河内一画5371	7.8	—	1,000	—	5	土砂護	73			

他2枚

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

修正（案）126～128 ページ参照

他2枚

2 水防上重要なため池《経済観光局農林整備課》

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応対工法	附図番号	主な改修必要か所			備考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	面積 (ha)	戸数 (戸)			堤体	余水吐	取水施設	
東区	大原(九平)	馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	—	土俵積	1	○	○		
	東 浄	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2	○			
	流 谷	戸坂新町一丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3	○			
	理 覚 寺	戸坂山根二丁目1204-1	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4	○			
	滝 泉 寺	戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5	○	○	○	
	尾 の 上	戸坂新町二丁目2138	2.2	—	200	—	2	土俵積	6				
	片 山	戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	—	60	—	5	土俵積	7				
	石ヶ迫1号	中山町1041	4.7	—	213	—	7	土俵積	8				
	石ヶ迫2号	中山町1058-2	3.9	—	34	—	3	土俵積	9				
	梨 の 木 谷	中山西一丁目342	2.9	—	300	—	157	土俵積	10				
	桜 山	福田町高ヶ原1432	4.6	—	2,300	—	37	土俵積	11				
	上 条	福田町字上条122	3.0	—	233	—	23	土俵積	12				
	大 平 2 号	福田五丁目1699	—	—	410	—	—	土俵積	13				
	狐 ケ 城	福田町黄番谷1882	—	—	410	—	—	土俵積	14				
安佐南区	長 楽 寺	長楽寺町字法師原甲547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	15				
	迫 堤	山本九丁目38	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	16				
	新 堤	山本町字戸石場甲1285	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	17				
	新 池 2 号	祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	18				
	上 池	祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	19				
	下 池	祇園町五丁目乙1667	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	20	○			
	影 浦	沼田町大字吉山字堂ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	—	土俵積	21	○			
	森 田	沼田町大字吉山字大利蔵515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	22				
	荒 谷	安古市町大字上安字日置	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	23				
	尾 越	相田六丁目29-10	6.3	40.7	1,250	1.3	—	土俵積	24				
	谷 本	沼田町大字伴4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	25				
	願 成 寺	毘沙門台東一丁目19	3.6	—	700	—	—	土俵積	26				
	大 石 原	高取南町大石原甲916	4.3	—	1,300	—	44	土俵積	27				
	中 池	祇園町大谷1645	5.3	—	2,000	—	528	土俵積	28				
安佐北区	宝 谷	祇園町東山本砥石場	4.0	—	350	—	55	土俵積	29				
	寺 山	山本八丁目1433	2.9	—	500	—	114	土俵積	30				
	土 井	沼田町伴字土井	3.8	—	1,890	—	292	土俵積	31				
	桧 梅	沼田町大塚桧梅	3.2	—	2,000	—	7	土俵積	32				
	米 林 池	沼田町阿戸狐ヶ城	2.3	—	127	—	7	土俵積	33				
	寄 木 池	沼田町阿戸高野原	3.5	—	220	—	3	土俵積	34				
	殿 山	沼田町阿戸鍛冶屋畠	7.6	—	4,200	—	35	土俵積	35				
	小 松 池	沼田町阿戸飯ノ山147番	2.4	—	150	—	9	土俵積	36				
	前 原	沼田町伴釜ヶ谷	10.2	—	14,000	—	88	土俵積	37				
安佐西区	西 部	安佐町大字小河内大利谷6406	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	38				
	桧 山 貯 水 池	大林町野上1113-47	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	39				
	国 丸	三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	40				
	ゴ 口 イ	口田南町字柳ヶ丘1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	41				
	柳 ヶ 谷	口田南町字柳ヶ丘965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	42	○			
	草 谷	口田南六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	43	○	○		
	小 谷	深川町字堂ノ本3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	44	○	○	○	
	久 保 山	落合南町字久保山1302-2	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	45				
	西 ケ 追	白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	46	○	○		
	林 1 号	白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	47	○			
	落 尻	白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	48				
	後 迫 1 号	狩留家町2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	49				
	後 迫 3 号	狩留家町2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	50				
北区	岡上(岡上)	白木町大字三田字法恩寺8242	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	51				
	行 根	安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	52				
	島 屋 ケ 森	可部町大字綾ヶ谷字島屋森1016-2	5.9	28.0	1,200	0.3	—	土俵積	53				
	神 宮 寺	亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	54	○	○		
	上 畠	安佐町大字飯室字上畠西3870	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	55	○			
	奥 梶 名	白木町大字志路字上梶名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	56	○			
	谷 奥 下	白木町大字小越字谷奥1158	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	57	○			
	城 下	安佐町久地城下338	8.8	—	5,000	—	14	土俵積	58				
	大 塙	安佐町毛木大坪145	7.0	—	1,800	—	5	土俵積	59				
	鉢 池	安佐町鈴張鉢3611	2.1	—	147	—	0	土俵積	60				
	又 タ ケ 原	可部町上原東山687	7.0	—	1,800	—	92	土俵積	61				
	奥 桧 山	大林町聖滝3319	10.1	—	3,700	—	1	土俵積	62				
	一 ケ 谷 池	口田南町	5.5	—	5,625	—	135	土俵積	63				
	佐 川 池	可部町勝木字一ノ坪2273	1.9	—	120	—	5	土俵積	64				
坊 地 区	権 現	可部町勝木権現	5.2	—	1,200	—	84	土俵積	65				
	蛇 の 池	白木町志路蛇の池	4.2	—	3,200	—	7	土俵積	66				
	桜 峠 池	白木町秋山堀越甲2492	0.8	—	107	—	27	土俵積	67				
	下 野 原 1 号	白木町三田下野原	5.0	—	4,500	—	2	土俵積	68				
	黒 王 池	狩留家町黒王甲1061	2.1	—	400	—	10	土俵積	69				
	坊 地	狩留家町坊地1231-1	3.3	—	600	—	19	土俵積	70				
	加 唐	口田南町加唐1220	5.5	—	1,300	—	299	土俵積	71				
	吹 上 げ	口田南三丁目97-2	3.3	—	800	—	90	土俵積	72				
	追 分	安佐町後山峰2234	4.9	—	1,800	—	18	土俵積	73				
	一 面	安佐町小河内一面5371	7.8	—	1,800	—	5	土俵積	74				

行政区	名称	所在地	規模			決壊時 予想被害		応対策 工法	附図 番号	主な改修必要か所			備考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	面積 (ha)	戸数 (戸)			堤体	余水 吐	取水 施設	
安佐北区	戸崎池	安佐町鈴張	6.1	—	2,060	—	10	土俵積	75				
	原迫池	可部町大字大毛寺字安光1868	—	—	480	—	—	土俵積	76				
	上西池	可部町桐原神の前1352	1.7	—	140	—	4	土俵積	77				
	明当池	落合南町	9.0	—	9,500	—	288	土俵積	78				
	合力池	落合南町合力121	8.0	—	2,200	—	1	土俵積	79				
	桐陽台	三入東一丁目2545	18.3	—	12,200	—	36	土俵積	80				
	倉掛3号	倉掛三丁目31	4.0	—	5,000	—	119	土俵積	81				
	筒瀬1号	安佐町筒瀬中志崎	5.2	—	4,100	—	16	土俵積	82				
	筒瀬2号	安佐町筒瀬中志塙1480	6.9	—	8,100	—	17	土俵積	83				
	横田池	白木町三田三日市540	1.3	9.0	27	—	12	土俵積	173				欠番
安芸区	金川	高陽町	5.9	27.0	1,320	0.4	0	土俵積	174				
	馬場	中野町字平山3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	86				
	新池	中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	—	土俵積	87				
	古池	中野東町字奥畑2177	3.9	32.0	300	0.5	—	土俵積	88				
	細工3号池	中野東町字細工4515	6.5	35.0	900	3.1	46	土俵積	89	○	○		
	三村	上瀬野町字大山57	2.4	32.0	62	0.4	3	土俵積	90				
	押谷1号	阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	—	土俵積	91				
	竹広	阿戸町字上田字西方2208	1.8	22.0	47	0.4	—	土俵積	92				
	平山1号	阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	173	0.5	3	土俵積	93				
	新池1号	船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	24	土俵積	94	○	○		
	箱師	矢野町字花上3340	2.3	25.0	200	0.3	2	土俵積	95				
	藤ヶ迫	畠賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	96				
	二ツ掛	畠賀町字工越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4	土俵積	97				
	穴の口	畠賀町字掛樋田3272	4.9	23.0	1,269	0.7	—	土俵積	98				
	水越上	畠賀町字西宗尾1511	9.9	101.0	27,868	12.7	7	土俵積	99				
	戸坂	阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	—	土俵積	100				
	高當	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	101				
	水越下	畠賀町鹿子垣内東	6.2	—	10,300	—	47	土俵積	102				
	海の平	畠賀町為角	5.9	—	6,000	—	61	土俵積	103				
	澤田	中野東町大谷	6.5	—	3,100	—	44	土俵積	104				
	大藤	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	—	477	—	72	土俵積	105				
	中道原	瀬野川町下瀬野	8.8	—	2,600	—	13	土俵積	106				
	天神池	瀬野川町山田ヶ原2789	6.1	—	13,900	—	54	土俵積	107				
	牛ヶ谷1号	阿戸町牛ヶ谷1557	4.3	—	1,800	—	46	土俵積	108				
	牛ヶ谷2号	阿戸町牛ヶ谷1628	3.0	—	1,100	—	7	土俵積	109				
	牛ヶ谷3号	阿戸町牛ヶ谷162	2.9	—	900	—	41	土俵積	110				
	牛ヶ谷大	阿戸町牛ヶ谷242-1	14.2	—	51,062	—	64	土俵積	111				
	押谷2号	阿戸町押谷1823-1	6.5	—	5,100	—	44	土俵積	112				
	京之岡1号	中野東町字京之岡6096番地	4.0	—	330	—	3	土俵積	113				
	西村	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	—	112	—	4	土俵積	114				
	干野	瀬野川町下瀬野正之坪498番地	2.1	—	182	—	4	土俵積	115				
	小野村	瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.3	—	84	—	3	土俵積	116				
	登龍	上瀬野町下河内827	3.8	—	400	—	5	土俵積	117				
	中村	阿戸町水落3225	2.6	—	113	—	2	土俵積	118				
	佐久間	阿戸町宮の郷2860	3.4	—	200	—	1	土俵積	119				
	大幡	阿戸町市原1229	1.8	—	120	—	1	土俵積	120				
	今中	阿戸町押谷1879	2.2	—	240	—	29	土俵積	121				
	花上新	矢野町花上3191	3.5	—	427	—	5	土俵積	122				
	薬師	矢野町花上3234	4.2	—	267	—	10	土俵積	123				
	中池	船越町松山平547	6.0	—	1,100	—	516	土俵積	124				
	鏡池	中野町鏡谷1074	5.0	—	900	—	95	土俵積	125				
	洗川	中野町洗川1759	6.6	—	700	—	1	土俵積	126				
	井上池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	—	235	—	9	土俵積	127				
	天野2号	瀬野川町上瀬野久井原163-2番	1.9	—	31	—	2	土俵積	128				
	野地	阿戸町旭浦7190	3.5	—	67	—	3	土俵積	129				
	畠池	阿戸町上畠112	3.6	—	800	—	8	土俵積	130				
	泉	矢野東六丁目泉4566	7.1	—	4,900	—	37	土俵積	131				
	庄野坪	畠賀町字庄野坪3531	—	—	150	—	—	土俵積	132				
	王子ヶ崎	畠賀町字王子ヶ崎3282	—	—	100	—	—	土俵積	133				
	上為角	畠賀町上為角3822	—	—	150	—	—	土俵積	134				
	尾崎	畠賀町字七郎ヶ谷3975	—	—	600	—	—	土俵積	135				
	上影	畠賀町字上影道上205	—	—	150	—	—	土俵積	136				
	野間	中野町字岡崎1228	—	—	300	—	—	土俵積	137				
	吉田	中野町字岡崎1334	—	—	120	—	—	土俵積	138				
	井上	阿戸町字西方乙2325	—	—	300	—	—	土俵積	139				
	奥為角2号	畠賀町奥為角3696	—	—	100	—	—	土俵積	140				
	赤羽迫	中野町字舞原1639	—	—	180	—	—	土俵積	141				
	宮脇2号	中野町字宮脇2153	—	—	140	—	—	土俵積	142				
	北尾	矢野東四丁目3499	—	—	200	—	—	土俵積	143				
	重森	瀬野川町上瀬野大山63番地	2.9	—	128	—	4	土俵積	144				
	久保1号	中野東町字室重4419-1	—	—	—	—	—	土俵積	145				
	久保2号	中野東町字室重4421	—	—	—	—	—	土俵積	146				
	柳池	畠賀二丁目429	—	—	—	—	—	土俵積	147				
	鉢取1号	中野東町字鉢取1139	3.3	—	330	—	166	土俵積	175				
	矢野池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	—	—	土俵積	176				
	門前	矢野町の場2209	2.8	56.0	200	—	0	土俵積	177				
	長尾	畠賀一丁目241番	2.0	—	200	—	—	土俵積	178				
	細工2号池	中野東町細工4537	3.3	—	500	—	—	土俵積	179				

行政 区	名 称	所 在 地	規 模			決 壊 時		応 急 対 策 工 法	附 図 番 号	主な改修必要か所			備 考
			予想被害			面 積	戸 数			堤 体	余 水 吐	取 水 施 設	
			堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯 水 量 (m3)	(ha)	(戸)						
佐 伯 区	坪 井 上	廿日市市大字後畠字牛池山528	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	153				受益地＝ 五日市町
	坪 井 下	廿日市市大字後畠字牛池山518-3	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	154				受益地＝ 五日市町
	有 井	五日市町大字石内字上日焼3898	4.3	25.0	1,400	0.7	—	土俵積	155				
	千 同	観音台一丁目159-1	6.6	—	6,600	—	163	土俵積	156				
	貴 船 原	五日市町三宅若山1169-1	6.6	—	4,814	—	291	土俵積	157				
	入 の 谷	五日市町三宅入の谷12	4.0	—	1,360	—	4	土俵積	158				
	場 ケ 谷	五日市町石内字場ヶ谷	9.6	—	18,000	—	19	土俵積	159				
	西 日 浦 畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	—	613	—	0	土俵積	160				
	十 文 字 1 号	湯来町大字白砂字十文字	4.0	—	30	—	0	土俵積	161				
	柏 原 1 号	湯来町白砂字柏原乙3212番地	2.0	—	469	—	1	土俵積	162				
	東 大 畑 1 号	湯来町伏谷字大畑	4.2	—	588	—	13	土俵積	163				
	柏 原 1 号	湯来町麦谷柏原2154番地先	3.5	—	80	—	1	土俵積	164				
	谷 本	五日市町大字石内	—	—	—	—	—	土俵積	165				
	隱 の 里	倉重3丁目384	4.8	—	12,800	—	355	土俵積	169				
計			166か所	165か所									

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第5 水防上重要な場所

頁

475

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 総括表

(令和3年10月1日現在)

行政 区	か 所 数	面 積 (ha)	摘 要
中 区	0	0	
東 区	15	2.20	
南 区	4	13.45	
西 区	3	9.34	
安 佐 南 区	12	157.96	
安 佐 北 区	20	97.39	
安 芸 区	8	90.53	
佐 伯 区	5	23.37	
計	67	394.24	

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(1) 総括表

(令和4年10月1日現在)

行政 区	箇 所 数	面 積 (ha)	摘 要
中 区	0	0	
東 区	5	1.15	
南 区	4	13.46	
西 区	4	8.05	
安 佐 南 区	10	157.90	
安 佐 北 区	23	108.42	
安 芸 区	10	92.14	
佐 伯 区	7	51.10	
計	63	432.22	

修 正 前

水防計画 別表第5 水防上重要な場所	頁 476～477
-----------------------	--------------

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	㈱ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0.53	㈱ジェイエステート	㈲金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4筆	開	0.30	㈲昌中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	中山西二丁目417番1の一部	宅	0.01	広島市長	玉置・沼田建設(事業共同会員) (0826-847-6237)	
	中山東三丁目1960番ほか14筆	宅	0.44	新未来建設㈱	㈲広徳工業 (961-6165)	
	矢賀町字岩鼻80番ほか1筆	宅	0.05	G.M合同会社	㈱工建設㈱ (080-5622-2455)	
	中山東三丁目1989番1の一部ほか	宅	0.14	タイドウ建設㈱	タイドウ建設㈱ (283-7949)	
	牛田東四丁目683番1	宅	0.01	広島市長	㈲光興産業 (238-8913)	
	温品四丁目998番ほか	開	0.23	徳本久美子	㈱クリエイト (942-2945)	
	温品四丁目998番ほか	宅	0.11	I・Mエステート	㈱下前建設 (899-3046)	
	福田五丁目1098番1ほか	開	0.12	㈲ラック商事	㈱星野建設 (080-7131-0224)	
	光が丘10番2ほか	宅	0.05	榎坪養之	㈱星野建設 (899-7323)	
	光が丘5番5の一部ほか	宅	0.05	株式会社SHI	大和建設㈱ (090-9062-5941)	
	福田六丁目2133番1ほか	宅	0.08	シンアイ不動産販売㈱	㈱下前建設 (899-3048)	
	牛田南二丁目98番1の一部ほか	宅	0.06	セントラル㈱	門田建設工業㈲ (921-1411)	
	計 15か所		2.20			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理組合理事長 草田 晨一		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市長	未定	
	西本浦町1番9及び本浦町15番ほか	開	0.91	社会福祉法人 I G L 学園 福祉会	㈱三戸重機 (847-3400)	
	本浦町216番2ほか	宅	0.28	金井征男	㈲進重機㈲ (876-1886)	
	計 4か所		13.45			
西区	高須三丁目1053番61の一部ほか1筆	開	0.17	フォーシン建設㈱	未定	
	錦音新町四丁目2874番1ほか	開	8.04	大和ハウス工業㈱広島支社	㈱フジタ広島支店 (577-8985)	
	草津南四丁目2007番ほか	開	1.13	㈱ビッグモーター	精和建設中国㈱ (082-555-3302)	
	計 3か所		9.34			
安佐南区	沼田町大字伴	開宅	126.73	アイエス㈱		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮總代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	㈲野砂利	㈱楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番4ほか	宅	0.33	㈱尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	伴東一丁目8512番1の一部ほか	宅	0.04	広島八谷建設㈱	門田建設工業㈲ (921-1411)	
	大塚西一丁目甲604番2ほか	宅	10.49	広島市大塚中央土地区画整理組合	広電建設㈱ (243-7132)	
	伴東二丁目9000番の一部ほか	開	0.69	社会福祉法人広島良城会	戸田建設㈱広島支店 (545-7538)	
	安東二丁目1709番1の一部	宅	0.06	新未来建設㈱	上野興業㈲ (878-2950)	
	伴東四丁目6728番1ほか	宅	0.19	広島八谷建設㈱	門田建設工業㈲ (921-1411)	
	高取北三丁目611番1ほか	宅	0.12	出光興産㈱	若狭建設㈱大阪支店 (06-6261-6736)	
	計 12か所		157.96			

他 1 枚

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

3 未完成の宅地造成地《都市整備局宅地開発指導課》

(2) 個別一覧表

修正 (案) 131～132 ページ参照

(2) 個別一覧表

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施行者 (電話番号)	摘要
東区	福田二丁目2618の一部ほか3筆	宅	0.03	中土井 重治	株ヒロヨシ (883-0150)	
	馬木二丁目521-1ほか10筆	開	0.53	株ジェイエステート	㈲金村建設 (232-3760)	
	上温品四丁目353番12の一部ほか4筆	開	0.30	㈲島中商事	㈱下前建設 (899-3048)	
	戸坂千足二丁目988番1ほか2筆	開	0.19	株トータテ都市開発	㈲重光工業 (842-7064)	
	馬木七丁目495番26ほか2筆	宅	0.10	㈲タカハチ	㈲タカハチ (212-1441)	
	計 5か所		1.15			
南区	楠那町・丹那町・丹那新町の各一部	区宅	10.74	広島市朝見原土地区画整理組合理事長 草田 晨一		
	出島二丁目2番13	開	1.52	広島市長	未定	
	西本浦町1番9及び本浦町15番ほか	開	0.92	社会福祉法人 I G L 学園 福祉会	㈱三戸重機 (847-3400)	
	本浦町216番2ほか	宅	0.28	金井征男	㈱日本環境サービス (838-3950)	
	計 4か所		13.46			
西区	高須三丁目1053番61の一部ほか1筆	開	0.17	フォーシン建設(㈱)	未定	
	井口鈴が台三丁目83番97	宅	0.02	秀浦 忠利	株KTコーポレーション (961-6456)	
	己斐上二丁目1306番7の一部ほか11筆	開	0.30	株ヒスマ	㈲烟賀建設 (827-1052)	
	観音新町四丁目2874番69	開	7.56	広島市	河井建設工業(㈱) (291-1211)	
	計 4か所		8.05			
安佐南区	沼田町大字伴	開宅	126.73	アイエス(㈱)		
	八木五丁目6101-45の一部ほか10筆	宅	0.15	伊勢社宮總代代表 奈良原 宏	芸北建設 (812-2429)	
	八木三丁目3034番1の一部ほか3筆	宅	0.22	宗教法人円蔵院太陽の会	円蔵院太陽の会 (086-805-4100)	
	上安町字緑ヶ丘2042-1の一部ほか4筆	宅	0.22	藤谷 孝行	㈱フジコウ (262-8777)	
	沼田町大字伴字佐胡596番1ほか69筆	宅	18.72	㈲水野砂利	㈱楠建 (848-6000)	
	山本六丁目1029番4ほか	宅	0.33	株尼子建設	㈱尼子建設 (875-4070)	
	大塚西一丁目甲604番2ほか	宅	10.49	広島市大塚中央土地区画整理組合	広電建設(㈱) (243-7132)	
	伴東二丁目9000番の一部ほか	開	0.69	社会福祉法人広島良城会	戸田建設(㈱)広島支店 (545-7538)	
	大塚西二丁目2142番3の一部	宅	0.19	学校法人IGL学園	㈱三戸重機 (847-3400)	
	長楽寺一丁目86番17の一部ほか	開	0.16	株BIC	㈲烟賀建設 (827-1052)	
	計 10か所		157.90			

行政区	造成場所	開発手法	面積 (ha)	造成主	工事施工者 (電話番号)	摘要
安佐北区	安佐町大字あさひが丘1040-4の一部	宅	0.15	栄進重機(有)	栄進重機(有) (837-2038)	
	安佐町飯室字猪之子4506-1の一部ほか7筆	宅	0.07	神川 栄三	坂原組 (818-8765)	
	安佐町大字あさひが丘1225-1の一部	宅	0.10	二井 信幸	ニコ一株 (844-0293)	
	可部町大字綾ヶ谷字畑241ほか5筆	宅	0.30	㈲寺岡組	㈲星野組 (842-5811)	
	安佐町大字鈴張字片平2995-1ほか21筆	宅	2.46	㈱みどり	㈱栗本 (293-8500)	
	可部町大字綾ヶ谷字大平854ほか18筆	宅	0.84	㈱金田組	㈱金田組 (292-9666)	
	安佐町大字後山字追分乙1039ほか	宅	0.50	㈲IGL学園	渡辺工務店	
	小河原町字佛堂508-2ほか6筆	宅	0.17	よしや建設(株)	よしや建設(株) (281-3984)	
	白木町大字志路字大澤3933番1の一部ほか281筆	宅	82.89	㈱クリショー	㈱クリショー (828-1112)	
	白木町大字志路字高盛4953-1ほか14筆	宅	6.50	協和鉱業(株)	協和鉱業(株) (815-1386)	
	亀山六丁目1817番1ほか5筆	開	0.22	㈱不動研	㈱不動研 (849-0558)	
	安佐町大字毛木字山田1036-1ほか23筆	宅	0.75	西日本旅客鉄道㈱広島支社	広成建設(株) (264-1711)	
	可部南五丁目1697-3ほか	開	0.65	㈱大和興産	㈱大和興産 (814-1111)	
	安佐町大字毛木字山田1036番1ほか	宅	0.76	西日本旅客鉄道(株)	広成建設(株) (264-1711)	
	亀山南三丁目779番1の一部ほか	宅	0.07	NT内装(株)	㈱大和興産 (814-1111)	
	安佐町大字鈴張字夕畑3942番5の一部ほか	宅	0.46	ジオレックス(株)	ジオレックス(株) (961-4783)	
	亀山三丁目1220番	開	0.14	㈱フロンティア・サンワ	㈱福正建設 (878-4555)	
	安佐町大字飯室字此山11225番ほか	開	9.71	可部興産(株)	大林道路(株) (925-5077)	
	深川五丁目1897番1ほか	開	0.22	㈱片岡屋	㈱カドス・ヨーボレーション (554-2217)	
	三入三丁目212番1ほか	開	0.28	㈱アーネストワン	㈱アーネストワン (511-8718)	
	亀山二丁目1137番1ほか	開	0.17	㈱信和ホーム	㈱クリエイト (942-2945)	
	深川六丁目1426番1ほか	宅	0.11	㈲ダイテック	㈲ダイテック (841-9131)	
	三入南一丁目1688番1	宅	0.90	森光 浩和	大東建託(株) (245-5528)	
	計 23か所		108.42			
安芸区	船越二丁目ほか	区宅	80.90	広島市安芸地区画整理組合		
	瀬野町字長者山	宅	0.91	㈲山一建設	㈲山一建設 (234-0110)	
	瀬野町字中道原	宅	0.54	㈲山一建設	㈲山一建設 (234-0110)	
	上瀬野町越山10619-166ほか2筆	宅	0.78	㈱タケニシ不動産	㈲錦秀建設 (0827-21-2383)	
	船越町字岩瀧山303-1、304-1の各一部	宅	0.09	石谷興業(有)	石谷興業(有) (822-1821)	
	矢野町字鷹巣708-1ほか19筆	宅	6.94	㈱熊野技建	㈱熊野技建 (854-4344)	
	上瀬野町1825番1の一部ほか12筆	宅	0.10	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	山陽工業(株) (232-6471)	
	中野三丁目1098番の一部ほか	開	0.96	矢神興産(株)	㈱下前建設 (899-3048)	
	矢野西三丁目6278番の一部	宅	0.08	㈱ヒロシマハウス	㈱オガワ (424-1115)	
	瀬野四丁目1638番1の一部ほか	開	0.84	医療法人松栄会	㈱網本工業 (220-4309)	
	計 10か所		92.14			
佐伯区	五日市町大字下河内字野地135番1の一部ほか109筆	開宅	2.76	岩谷興業(株)	山陽工業(株) (232-6471)	
	五日市町大字石内字押入山1816番21ほか65筆	開	20.09	西広島開発(株)	㈱フジタ (941-5102)	
	五日市港一丁目1番の一部及び2番の一部	開	26.98	広島県広島港湾振興事務所	大之木建設(株) (231-5244)	
	五日市町大字下河内字野地119番の一部ほか7筆	宅	0.29	㈱SANSEI	㈱SANSEI (926-1567)	
	食重三丁目310番ほか4筆	宅	0.29	㈲鈴木産業	㈲鈴木産業 (929-7135)	
	五日市町大字下河内字川坂2番の1ほか4筆	開	0.24	㈱セブン-イレブン・ジャパン	㈱川中建設 (932-2722)	
	五日市町大字石内字教場4644番の一部ほか26筆	宅	0.45	フォーシン建設(株)	未定	
	計 7か所		51.10			

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第6 市有水防倉庫一覧表

頁

478

別表第6 市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》

(令和3年3月31日現在)

名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目10番26号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
(新設)			
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
大野水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木1109番地2	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天志1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五百市水防倉庫	佐伯区五百市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	〃	40

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

別表第6 市有水防倉庫一覧表《消防局警防課》

(令和4年10月31日現在)

名 称	位 置	管理区分	附図番号
大手水防倉庫	中区大手町五丁目19番7号	中消防署長	1
吉島水防倉庫	中区吉島西三丁目2番3号	〃	2
白島水防倉庫	中区白島九軒町12番20号	〃	3
江波水防倉庫	中区舟入南六丁目2番1号	〃	4
光水防倉庫	東区光町二丁目12番6号	東消防署長	5
戸坂水防倉庫	東区戸坂出江二丁目10番26号	〃	6
温品水防倉庫	東区温品七丁目16番4号	〃	7
福田水防倉庫	東区福田七丁目2番10号	〃	8
段原水防倉庫	南区の場町二丁目5番14号	南消防署長	9
青崎水防倉庫	南区東青崎町10番25号	〃	41
日宇那水防倉庫	南区日宇那町11番22号	〃	10
東本浦水防倉庫	南区東本浦町23番6号	〃	11
水上水防倉庫	南区宇品海岸二丁目23番39号	〃	12
宇品水防倉庫	南区宇品東二丁目1番46号	〃	36
似島水防倉庫	南区似島町字家下752番地74	〃	13
都水防倉庫	西区都町43番10号	西消防署長	14
三篠水防倉庫	西区三篠町三丁目16番23号	〃	37
己斐水防倉庫	西区己斐中三丁目14番2号	〃	15
庚午水防倉庫	西区庚午中四丁目21番19号	〃	38
井口水防倉庫	西区商工センター四丁目1番1号	〃	16
佐東水防倉庫	安佐南区緑井一丁目10番3号	安佐南消防署長	17
上安水防倉庫	安佐南区上安五丁目8番14号	〃	18
祇園水防倉庫	安佐南区祇園二丁目48番11号	〃	19
山本水防倉庫	安佐南区山本四丁目9番9号	〃	20
沼田水防倉庫	安佐南区伴東四丁目18番6号	〃	21
東原水防倉庫	安佐南区東原一丁目5番11号	〃	34
中島水防倉庫	安佐北区可部南四丁目26番13号	安佐北消防署長	22
可部水防倉庫	安佐北区可部七丁目7番16号	〃	23
大野水防倉庫	安佐北区可部町大字勝木1109番地2	〃	24
安佐水防倉庫	安佐北区安佐町大字飯室3052番地1	〃	25
高陽水防倉庫	安佐北区真亀一丁目3番6号	〃	26
白木水防倉庫	安佐北区白木町大字市川字天志1533番地5	〃	27
中野水防倉庫	安芸区中野三丁目21番1号	安芸消防署長	28
阿戸水防倉庫	安芸区阿戸町字宮之郷2898番地13	〃	29
矢野水防倉庫	安芸区矢野東五丁目7番18号	〃	30
船越水防倉庫	安芸区船越南三丁目6番12号	〃	31
五百市水防倉庫	佐伯区五百市中央七丁目25番18号	佐伯消防署長	32
八幡水防倉庫	佐伯区利松一丁目5番24号	〃	39
海老園水防倉庫	佐伯区海老園一丁目2番54号	〃	33
湯来水防倉庫	佐伯区湯来町大字和田224番地	〃	35
石内水防倉庫	佐伯区石内北五丁目5番1号	〃	40

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第7 水防倉庫の備蓄基準

頁

479

別表第7 水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》

1 基準倉庫1棟当たりの備蓄基準

(略)

2 水防倉庫別基準

行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島 白島 江波	2倍 基準 基準
東 区	光 戸坂 温品 福田	2倍 基準 基準 基準
南 区	段原 日宇那 東本浦 水上 宇品 似島	2倍 基準 基準 基準 基準 2倍
西 区	都 三篠 己斐 庚午 井口	2倍 基準 基準 基準 基準
安佐南区	佐東 上安 祇園・山本 沼田 東原	3倍 基準 基準 2倍 基準
安佐北区	中島・大野 可部 安佐 高陽 白木	2倍 基準 3倍 2倍 2倍
安芸 区	中野 阿戸 矢野 船越	2倍 基準 基準 2倍
佐 伯 区	五日市 八幡 海老園 湯来 石内	2倍 基準 基準 2倍 基準
合 計	37倉庫	1.5倍

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

別表第7 水防倉庫の備蓄基準《消防局警防課》

1 基準倉庫1棟当たりの備蓄基準

(略)

2 水防倉庫別基準

行政区	水防倉庫名	基準数
中 区	大手・吉島 白島 江波	2倍 基準 基準
東 区	光 戸坂 温品 福田	2倍 基準 基準 基準
南 区	段原 青崎 日宇那 東本浦 水上 宇品 似島	2倍 基準 基準 基準 基準 基準 2倍
西 区	都 三篠 己斐 庚午 井口	2倍 基準 基準 基準 基準
安佐南区	佐東 上安 祇園・山本 沼田 東原	3倍 基準 基準 2倍 基準
安佐北区	中島・大野 可部 安佐 高陽 白木	2倍 基準 3倍 2倍 2倍
安芸 区	中野 阿戸 矢野 船越	2倍 基準 基準 2倍
佐 伯 区	五日市 八幡 海老園 湯来 石内	2倍 基準 基準 2倍 基準
合 計	37倉庫	1.5倍

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

頁
480

別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材										
1 國土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表 令和3年4月1日現在										
管 理 者	保 場 所	材 料 名								
		土 の う	鐵 太	丸 パ イ ブ	掛 矢	口 ブ	シ ト	水 防 マ ッ ト	オ イ ル フ ェ ン ス	
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	枚 11,600	kg 10# 10kg	木杭 45mm角 1.5m 90本	本 鉄杭 φ 22mm 1.2m 40本	掛矢 大ハンマー (3.5kg) 1	m 2 9m/m 1巻(100m) 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	枚 ブルーシート (3.6×5.4m) 2	枚 20m/袋 15m/袋 4袋 3袋	50cm×50cm (100枚入)1箱 (50枚入)4箱 20cm×25cm (50枚入り)1箱
	吉島倉庫	3,400		40mm角 1.2m 30本	被覆杭 φ 22mm 1.5m 35本				φ 150×2m (4本入) 6箱 φ 110×2m (6本入) 2箱	のれん式(万国旗型) 5.5m/連×10連 2箱 5.0m/連×10連 10 箱 (6.5m×4本、13m×2本) 15箱
	草津倉庫								50cm×50cm (50枚入)1箱	のれん式 5.0m/連×10連 1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土収 140 8# 耐候性 大型土収 (3年) 100	400kg 8# 200kg	丸太 φ 15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 4.0m 381本 1.5m 70本	鉄パイプ φ 4.2cm 1.2m 14本 φ 2cm 1.5m 690本	掛矢 5本 5m/m 200m 4束 (3.6×2.4m) 100	m 12個 10m/m 12束 トラロープ 100m巻 3束	12個 φ 110×2m (6本入) 8箱 φ 250×20cm 4個	65cm×65cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (50枚入) 8箱 50cm×50cm (50枚入) 6箱 50cm×50cm (100枚入) 6箱 20cm×25cm (80枚入) 2箱 38cm×55cm (50枚入) 1.5箱	のれん式(万国旗型) 5.0m/連×10連 7箱 6.5m/連×10連 2箱
	施設管理課長	高瀬分室倉庫	0				マニラ 2巻(100m)		20m/袋 13袋	50cm×50cm (100枚入)1箱 65cm×65cm(100枚入)1箱 万国旗型 (6.5m×4本、13m×2本/箱)9箱
可部出張所長	可部出張所倉庫	1,800 1t土収 180 UV剤配合 240 耐候性 大型土収 100 袋詰玉石 袋詰2用 300	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 13本 1.0m 20本	鉄杭 φ 19mm 1.5m 100本	掛矢 大ハンマー (3.5kg) 2 逆里 2	m 10m/m (200m)8巻 9m/m (100m)2巻 5m/m (200m)2巻	10 (3.6×5.4m) 99	20m/袋 11袋	65cm×65cm (100枚入) 9箱 65cm×65cm (100枚入) 1箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×50cm (150枚入) 3箱 67cm×35cm×1.5cm 72枚 20cm×25cm (80枚入) 3箱 捨円型ネット 入り 25cm×50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m×4本、13m×2本/箱 5箱 50cm×50cm(5m/連×10連)8箱 11cm φ 2m/1本 24m
	加計出張所長	巴町倉庫	7,400 1t土収 101	丸太 φ 10cm 1.0m 50本	鉄パイプ φ 2cm 1.2m 375本	掛矢 1	30m(3分) 3巻	14	20	65cm×65cm (100枚入) 8箱 50cm×50cm (100枚入) 2箱 50cm×47cm (50枚入) 3箱 50cm×47cm 47枚 長尺物 50cm×23m(50枚/1連) 2箱
小瀬川出張所長	香草倉庫	1,400 耐候性 1t土収 60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ 2cm 1.2m 36本	掛矢 大ハンマー (3.5kg) 3	m 4 20m(3分) 1巻		20m/袋 6袋	20cm×25cm (80枚入) 2箱 50cm×47cm 34枚
	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土収 127	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ 8cm 2.0m 7本 φ 10cm 1.5m 8本	鉄パイプ φ 2.2cm 1.8m 99本	掛矢 大ハンマー (3.5kg) 1	m 4 9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	14	20m/袋 13袋	65cm×65cm (100枚入) 13箱 30cm×30cm (50枚入) 17箱 6.5m/連×10連 8箱

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

修正 (案) 136 ページ参照

別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

令和4年4月1日現在

1 國土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表

管 理 者	保管場	材 料 名								オ イ ル フ エ ン ス	吸 着 マ ツ ト
		土 の う 袋	鉄 線	丸 太	鉄 バ イ プ 等	掛 矢	口 	シ 	水 防 マ ツ ト		
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	枚 15,000	kg 10# 10kg 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	木杭 45mm角 1.5m 90本 12# 2kg	本 鉄杭 φ 22mm 1.2m 40本	掛矢 2 鉄杭 φ 22mm 1.2m 40本	9m/m 1巻(100m) 12m/m 2巻(200m)	ブルーシート (3.6 × 5.4m) マニラ 3巻(600m)	枚 2 2	20m/袋 15m/袋 φ 150 × 2m (4本入) 6箱 φ 110 × 2m (6本入) 2箱	50cm × 50cm (100枚入) 1箱 (50枚入) 5箱 20cm × 25cm (50枚入り) 1箱 のれん式(万国旗型) 6.5m/連 × 10連 2箱 5.0m/連 × 10連 12箱 (6.5m × 4本、13m × 2本) 15箱
	草津倉庫	耐候性 大型土嚢 50 (製作済)									のれん式 5.0m/連 × 10連 1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土嚢 140 耐候性 大型土嚢 (3年) 100	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ 15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ 10cm 4.0m 381本 1.5m 70本 木杭 45mm角 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ 4.2cm 1.2m 14本 φ 2cm 1.2m 690本 1.5m 200本 鉄杭 φ 19mm 1.5m 90本	掛矢 5 5m/m 200m 4束	10m/m 12束 トラローブ 100m巻 3束	(3.6 × 2.4m) 100	12個	φ 110 × 2m (6本入) 8箱 φ 250 × 20cm 4個	65cm × 65cm (100枚入) 2箱 50cm × 47cm (50枚入) 8箱 50cm × 50cm (50枚入) 6箱 50cm × 50cm (100枚入) 6箱 20cm × 25cm (80枚入) 2箱 38cm × 55cm (50枚入) 1.5箱 のれん式(万国旗型) 5.0m/連 × 10連 7箱 6.5m/連 × 10連 2箱 のれん式(マット型) 50cm × 50cm 8箱
施設管理課長	高瀬分室倉庫	0					マニラ 1巻(100m)			20m/袋 13袋	(20m/箱) 8箱 65cm × 65cm (100枚入) 10箱 万国旗型 (6.5m × 4本、13m × 2本/箱) 4箱
可部出張所長	可部出張所倉庫	700 1t土嚢 190 1t土嚢 UV剤配合 340 耐候性 大型土嚢 80 袋詰玉石 袋2t用 290	8# 100kg	木杭 45mm角 1.5m 60本	鉄杭 φ 19mm 1.5m 200本	掛矢 6 大ハンマー (3.5kg) 2 玉掛けワイヤー リースフック 12.5t用 2	10m/m (100m) 6巻 5m/m (200m) 6巻	(3.6m × 5.4m) 90	10	20m/袋 10袋	65cm × 65cm (100枚入) 7箱 65cm × 65cm (100枚入) 1箱 50cm × 50cm (100枚入) 2箱 50cm × 50cm (150枚入) 3箱 67cm × 35cm 1.5cm 72枚 20cm × 25cm (80枚入) 3箱 楕円型ネット 入り 25cm × 50cm (10個入) 3箱 のれん式(万国旗型) 6.5m × 4本、13m × 2本/箱 5箱 50cm × 50cm (5m/連・10連) 1箱 11cm φ × 2m/6本 2箱
	巴町倉庫	7,400 1t土嚢 70	8# 50kg	丸太 φ 10cm 1.0m 50本 木杭 45mm角 0.9m 15本	鉄パイプ φ 2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ 16mm 1.5m 45本	掛矢 1 30m(3分) 3巻		14	20		65cm × 65cm (100枚入) 8箱 50cm × 50cm (100枚入) 2箱 50cm × 47cm (50枚入) 3箱 50cm × 47cm 47枚 長尺物 50cm × 23m (50枚/1連) 2箱 のれん式 6.5m/連 × 10連 1箱 5.0m/連 × 10連 8箱 φ 9cm × 2m/1本 (12本入) 3箱
加計出張所長	香草倉庫	1,000 耐候性 1t土嚢 60	8# 50kg	木杭 30mm角 0.5m 7本	鉄パイプ φ 2cm 1.2m 36本 大ハンマー (3.5kg) 3	掛矢 4 20m(3分) 1巻			20m/袋 6袋	20cm × 25cm (80枚入) 2箱 50cm × 47cm 34枚 のれん式 6.5m/連 × 10連 1箱 φ 11cm × 2m/1本 (6本入) 1箱	
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t土嚢 127 8# 100kg	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ 8cm 2.0m 7本 φ 10cm 1.5m 8本 木杭 40mm角 1.2m 10本 45mm角 1.0m 37本 50mm角 1.5m 54本 55mm角 1.5m 31本	鉄パイプ φ 2.2cm 1.8m 99本 大ハンマー (3.5kg) 1 鉄杭 φ 19mm 1.5m 38本	掛矢 4 9m/m 2巻(300m) 4m/m 1巻(100m) 12m/m 4巻(400m)	ブルーシート 107枚 防炎シート 6枚	14	20m/袋 13袋	65cm × 65cm (100枚入) 13箱 30cm × 30cm (50枚入) 17箱 のれん式 6.5m/連 × 10連 8箱	

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

頁

481～482

水防倉庫

番号	出張所水防倉庫	所在地
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び巴町
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	土 量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	可部	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m ³

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	土 量
10	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
11	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
12	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³

備蓄土のう

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	数 量
①	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 (己斐出張所水防倉庫)	耐候性大型土のう 660袋 土のう 11,60袋 袋詰玉石(2t) 80
②	己斐	元安川	0/000附近	右	広島市中区吉島東 (吉島資材置場)	3400袋
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋
④	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	袋詰め玉石(2t) 100袋
⑤	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性大型土のう 200袋 袋詰め玉石(2t) 113袋 袋詰め玉石(1t) 112袋
⑥	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑦	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑧	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	50袋
⑨	可部	根谷川	3/450附近	左		500袋
⑩	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	200袋
⑪	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿(戸河内IC裏)	大型土のう 20袋
⑫	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

水防倉庫

番号	出張所水防倉庫	所在地
I	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東1丁目
II	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝3丁目
III	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木5丁目
IV	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部2丁目
V	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び巴町
VI	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	土 量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m ³
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m ³
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m ³
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m ³
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m ³
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m ³
7	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m ³

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	土 量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野1丁目	150m ³
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	150m ³
10	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m ³

備蓄土のう

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所在地	数 量
①	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 (己斐出張所水防倉庫)	耐候性大型土のう 660袋 土のう 11,60袋 袋詰玉石(2t) 80
②	己斐	放水路	C3/400 (草津水防倉庫)	右	広島市西区草津港1丁目	耐候性大型土のう 50袋
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性土のう 1700袋
④	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性大型土のう 3袋 袋詰め玉石(2t) 763袋
⑤	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑥	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑦	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
⑧	可部	根谷川	3/450附近	左		500袋
⑨	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
⑩	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう 20袋
⑪	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内(明神橋)	400袋

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第8

頁

481～482

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数 量
⑫	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	300袋
⑬	小瀬川	小瀬川	7/000付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋
⑭	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野2丁目	50袋(耐候性大型土のう) 200袋

備蓄ブロック

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C1/950 (C2/100附近)	左	広島市西区観音新町4丁目 (西飛行場横)	ベンタコン(立体型) 4t 413個
B	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 (東野側帶)	ベンタコン(立体型) 4t 50個
C	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ベンタコン(立体型) 4t 50個
D	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000)107個 (□900)13個 (□800)34個
E	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 47個 異形ブロック(テラ)110個
F	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック52個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック(□1000)80個 (□900)22個 (□800)18個
G	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストーンブロック(突型) 1t 475個
H	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クリンガーブロック(立体型) 4t 50個
I	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石 2t 15個 三連ブロック 4t 12個
J	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰玉石 24個 三連ブロック 4t 39個 方塊ブロック(1m ² 型)16個 3t根固めブロック 5個
K	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個
L	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	袋詰玉石 67個 ダイヤカット II 型350(A) 912個 ダイヤカット II 型350(B) 52個 コーケンブロック3単位(消波ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型 (3tタイプ) 8個 三連ブロック 4t 47個 方塊ブロック(1m ³ 型)99個 方塊ブロック(0.5m ³ 型) 31個

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数量・規格
M	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ベンタコン(立体型)4t 116個 袋詰玉石2t 20袋
N	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊コンクリート172個

修 正 後

修 正 理 由

令和4年4月1日の時点修正

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数 量
⑫	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野2丁目	300袋
⑬	小瀬川	小瀬川	7/000付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋
⑭	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野2丁目	200袋

備蓄ブロック

(太田川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～ C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 (広島ヘリポート横)	ベンタコン(立体型) 4t 288個
B	己斐	放水路	C2/500～ C2/400	右	広島市安佐南区東野 (東野側帶)	ベンタコン(立体型) 4t 65個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ベンタコン(立体型) 4t 50個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井1丁目 (R54沿い資材置き場)	ベンタコン(立体型) 4t 50個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内6丁目	方塊ブロック (□1000)107個 (□900)13個 (□800)34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック 47個 異形ブロック(テラ)100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めブロック52個 4t根固めブロック36個 方塊ブロック(□1000)80個 (□900)22個 (□800)18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ストーンブロック(突型) 1t 475個
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	クリンガーブロック(立体型) 4t 50個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石 2t 15個 三連ブロック 4t 12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 (戸河内IC裏)	袋詰玉石 24個 三連ブロック 4t 39個 方塊ブロック(1m ² 型)16個 3t根固めブロック 5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 (巴町水防倉庫前)	連節ブロック 24cm×47cm 1,360個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 (川・森・文化交流センター裏)	ダイヤカット II 型350(A) 912個 ダイヤカット II 型350(B) 52個 コーケンブロック3単位(消波ブロック) 26個 三連ブロック 変形型 D型 (3tタイプ) 8個 三連ブロック 4t 47個 方塊ブロック(1m ³ 型)99個 方塊ブロック(0.5m ³ 型) 31個

(小瀬川)

番号	出張所	河川名	杆 標	左・右	所 在 地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ベンタコン(立体型)4t 116個 袋詰玉石2t 20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊コンクリート172個

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第8

頁

481～482

(新設)

修 正 後

修 正 理 由
令和4年4月1日の時点修正

9-3 水防倉庫及び備蓄土位置図

9-3-1 己斐出張所管内



修 正 前

水防計画
(付表) 別表第8

頁

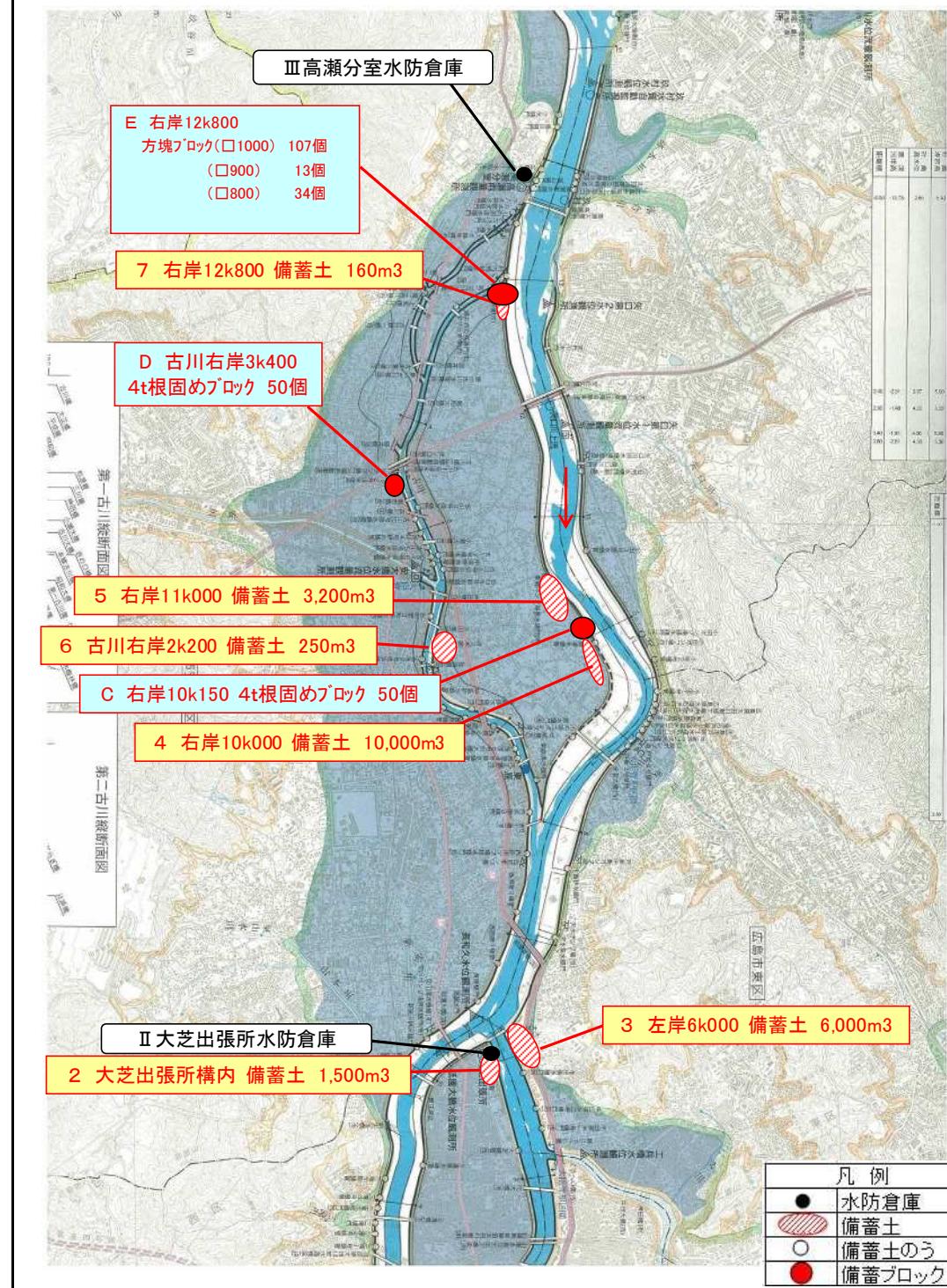
481～482

(新設)

修 正 後

修 正 理 由
令和4年4月1日の時点修正

9-3-2 大芝出張所管内



修 正 前

水防計画
(付表) 別表第8

頁

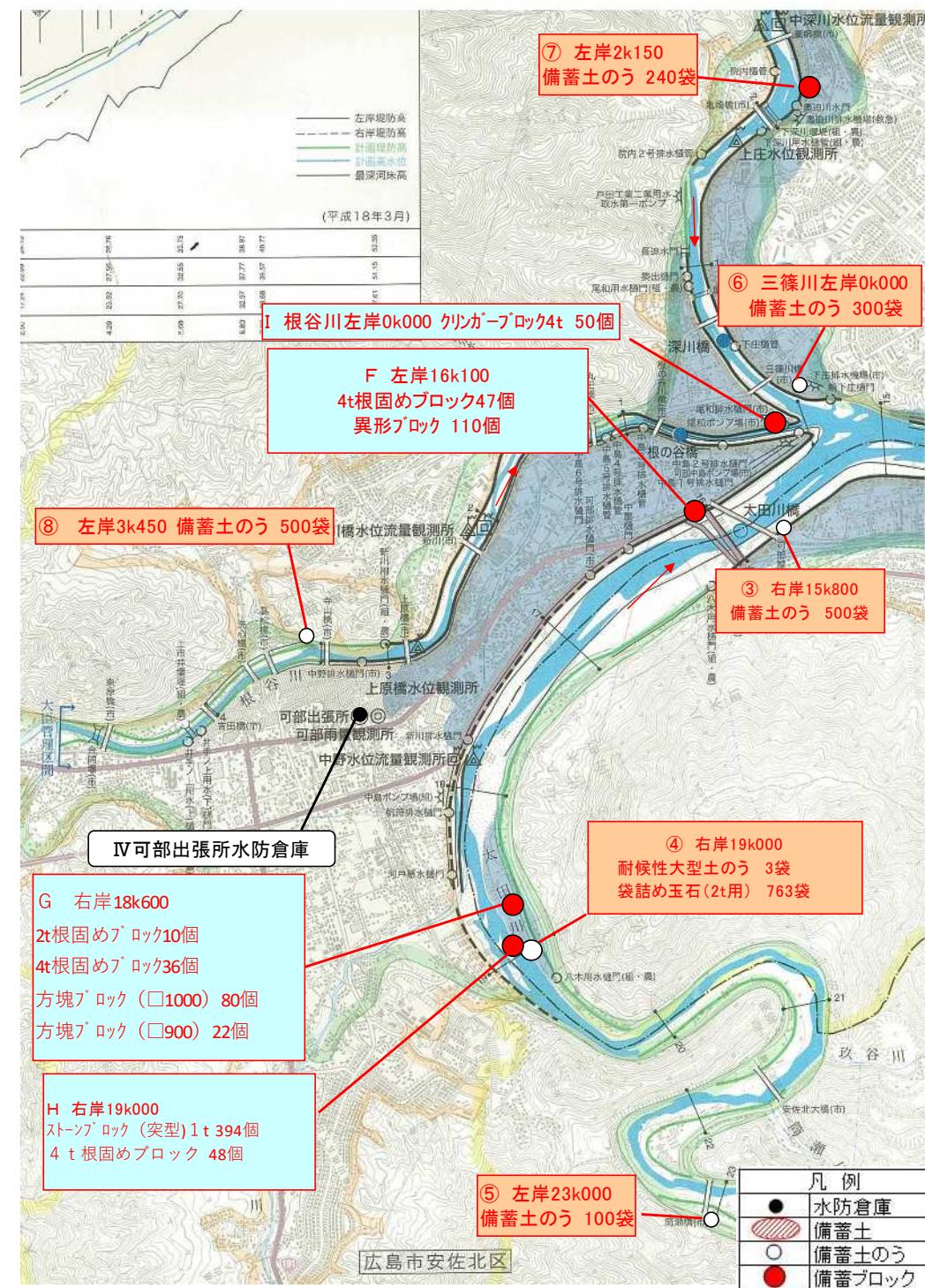
481～482

(新設)

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

9-3-3 可部出張所管内



修 正 前

水防計画

(付表) 別表第8

頁

481～482

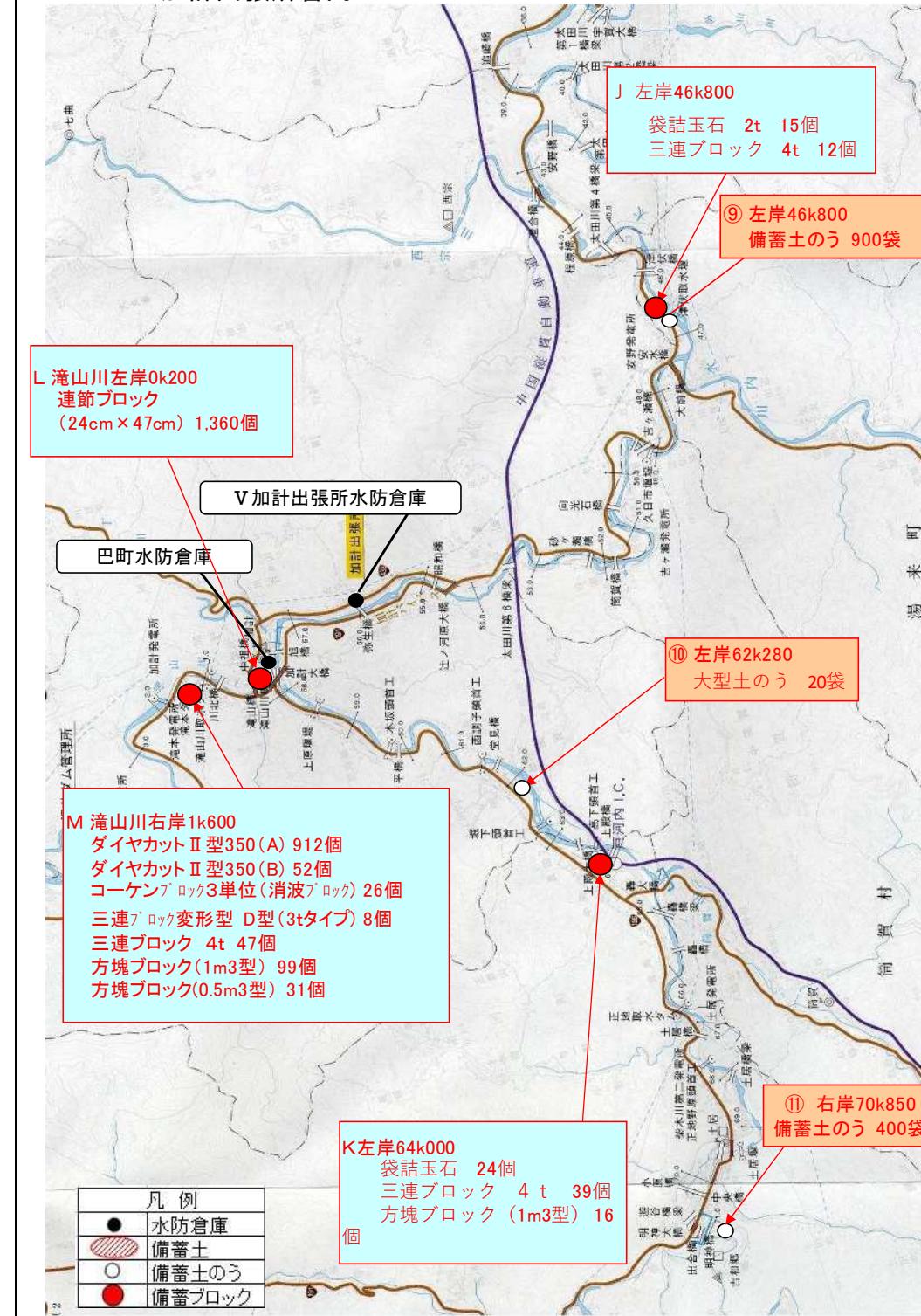
(新設)

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

9-3-4 加計出張所管内



修 正 前

水防計画

(付表) 別表第8 国及び県の所有する備蓄資機材

頁

483

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	k g	
南 区	出島 二丁目16	広島港湾振興事務所長	2,200	—	42	—	3,700	350	5	5
南 区	比治山本町 12月16日	西部建設事務所長	15,000	—	750	35	400	—	20	6
安佐北区	白木町 秋山2391-4		1,000	—	—	50	—	90	—	1
佐 伯 区	五日市町 寺田		5,000	100	50	—	—	200	—	8

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等	麻袋	シート	なわ	ロープ	杭・丸太	鉄線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	k g	
南 区	出島 二丁目16	広島港湾振興事務所長	2,200	—	42	—	3,700	350	5	5
南 区	比治山本町 12-16	西部建設事務所長	33,675	—	750	35	400	—	20	6
佐 伯 区	五日市町 寺田		5,000	100	50	—	—	200	—	8

修 正 前

水防計画
(付表) 別表第9 消防機関の車両等

頁

484

別表第9 消防機関の車両等《消防局施設課》

1 消防局(署) 消防自動車等の配置状況

(令和3年4月1日現在)

区別	中区		東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
局・署別	局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消防ポンプ自動車		6	9	12	10	9	13	10	11	80
特種はしご車		2	1	1	2	2	2	1	2	13
特殊救助工作車		1	1	1	1	1	2	1	1	9
特殊化学生車				1	1			1		3
特殊大型水槽車						1				1
災害対応特殊車	1	4	1	1			1		2	10
救急車		5	5	8	6	5	8	6	7	50
輸送車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
指揮車	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
広報車	1	1	1	2	1	1	2	1	1	11
積載車				1				1		2
査察広報車	1	1	1	1	1	2	2	1		11
起震車	—				1					1
機関員訓練車					1	1		2		4
研修ポンプ車	1									1
救急研修車					1					1
マイクロバス等	1		1		2	1		1	1	7
パトロール車								1	1	
その他の車両	9				3	1				13
(新設)										
原付自転車等		10	8	12	15	14	18	12	14	103
消防艇				1						1
救助艇				1						1
ヘリコプター	1									1
無人航空機	1									1
計	20	32	30	44	47	39	50	40	43	345

修 正 後

修正理由

時点修正

別表第9 消防機関の車両等《消防局施設課》

1 消防局(署) 消防自動車等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

区別	中区		東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
局・署別	局	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
消防ポンプ自動車		6	9	12	10	9	13	10	11	80
特種はしご車		2	1	1	2	2	2	1	2	13
特種救助工作車		1	1	1	1	2	1	1	1	9
特種化学生車				1	1			1		3
特種大型水槽車					1					1
特種災害対応特殊車	1	3	1	1				1		9
救急車		5	5	8	6	5	8	6	7	50
輸送車	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
指揮車	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
広報車	1	1	1	2	1	1	2	1	1	11
積載車						1			1	2
査察広報車	1	1	1	1	1	1	1	2	1	11
起震車	1									1
機関員訓練車							1	1	2	4
研修ポンプ車	1									1
救急研修車							1			1
マイクロバス等	1		1		2	1			1	7
パトロール車										1
その他の車両	9				3	1				13
航空隊電源車	1									1
原付自転車等		5	7	11	12	12	17	10	8	82
消防艇						1				1
救助艇						1				1
ヘリコプター	1									1
無人航空機	1									1
計	22	26	29	43	43	37	49	38	37	324

修 正 前	
水防計画 (付表) 別表第9 消防機関の車両等	頁 484
1 消防局（署）消防自動車等の配置状況 (略)	
2 消防団消防自動車等の配置状況 (令和2年4月1日現在) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
1 消防局（署）消防自動車等の配置状況 (略)	
2 消防団消防自動車等の配置状況 (令和4年4月1日現在) (略)	

修 正 前

水防計画

(付表) 別表第12 水防信号施設等

頁

488

2 水防信号施設等

(略)

(南 区)

設 置 場 所	種 別	
	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
広島駅新幹線口	○	
広島市民球場（マツダスアジアム）	○	
南消防署青崎出張所		○
南消防署	○	
比治山公園	○	
南区役所	○	
広島工業高等学校	○	
渕崎公園	○	
南消防署東本浦出張所		○
黄金山小学校	○	
南消防署日宇那出張所		○
出島福祉センター	○	
出島西公園	○	
南消防署宇品出張所	○	
広島みなと公園	○	
南消防署水上出張所	○	○
宇品海岸三丁目	○	
広島競輪場	○	
南消防署似島出張所		○
計 19施設	15	5

(略)

修 正 後

修 正 理 由

サイレン設置場所変更に伴う修正（南消防署青崎出張所移転建替え）

2 水防信号施設等

(略)

(南 区)

設 置 場 所	種 別	
	防災行政無線 (屋外スピーカー)	サイレン
広島駅新幹線口	○	
広島市民球場（マツダスアジアム）	○	
南消防署青崎出張所	東青崎町10-25	○
南消防署	○	
比治山公園	○	
南区役所	○	
広島工業高等学校	○	
渕崎公園	○	
南消防署東本浦出張所	東本浦町23-6	○
黄金山小学校	○	
南消防署日宇那出張所	日宇那町3-6	○
出島福祉センター	○	
出島西公園	○	
南消防署宇品出張所	宇品東二丁目1-46	○
広島みなと公園	○	
南消防署水上出張所	宇品海岸二丁目23-39	○
宇品海岸三丁目	○	
広島競輪場	○	
南消防署似島出張所	似島町字家下752-74	○
計 19施設	15	5

(略)

修 正 前																					
震災対策編 第1章 総則 第3節 地震被害想定			頁 30																		
第5 想定地震の今後の発生確率																					
1 プレート内地震、海溝型地震																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th><th colspan="3">今後の発生確率</th><th rowspan="2">平均発生間隔 最新発生年月日</th></tr> <tr> <th>10年以内</th><th>30年以内</th><th>50年以内</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震</td><td>20%～30%</td><td>70%程度</td><td>90%程度又はそれ以上</td><td>次回までの標準的な値 88.2年 71.0年前</td></tr> <tr> <td>安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震</td><td>10%程度</td><td>40%程度</td><td>50%程度</td><td>約67年</td></tr> </tbody> </table>				想定地震	今後の発生確率			平均発生間隔 最新発生年月日	10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ地震	20%～30%	70%程度	90%程度又はそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 71.0年前	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	約67年
想定地震	今後の発生確率				平均発生間隔 最新発生年月日																
	10年以内	30年以内	50年以内																		
南海トラフ地震	20%～30%	70%程度	90%程度又はそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 71.0年前																	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	10%程度	40%程度	50%程度	約67年																	

修 正 後			
修 正 理 由 地震調査研究推進本部地震調査委員会において、長期評価の地震発生確率値が更新されたことに伴う修正			
第5 想定地震の今後の発生確率			
1 プレート内地震、海溝型地震			
想定地震	今後の発生確率 10年以内	今後の発生確率 30年以内	今後の発生確率 50年以内 最新発生年月日
南海トラフ地震	30%	70%～80%	90%程度 もしくは それ以上 88.2年 77.0年前
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	20%程度	40%程度	60%程度 —

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第5節 地盤災害による被災の防止	頁 43~44
第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策	
2 急傾斜地崩壊危険箇所 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、県の調査結果によれば、3,634か所</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、事業規模に応じて県・市が役割分担して対策事業を積極的に推進する。また、 <u>急傾斜地の災害防止・復旧を促進するため、一定の要件を満たす当該急傾斜地の所有者等が実施する災害防止・復旧工事費に対する無利子融資を行う。</u> さらには、毎年6月のがけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間には、県と本市で合同パトロール及び広報活動を実施する <u>とともに、関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、危険箇所の周知徹底及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の必要性と効用についてパンフレットの配布等により啓発運動を展開する。</u> 3 土石流危険渓流 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>本市における土石流危険渓流は、県の調査結果によれば、2,402か所</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、国・県に対し、砂防事業の促進を働きかけるとともに、関係住民への周知徹底を図るため、 <u>当該渓流が危険である旨の表示板等の設置を促進する。</u> <u>また、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配付等を積極的に推進する。さらに、地震発生に伴う警戒避難基準及び避難システムの確立等を検討し、早期に土石流危険渓流周辺の警戒避難体制の整備を図る。</u> 4 地すべり危険箇所 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>本市における地すべり危険箇所は、県の調査結果によれば、4か所</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の促進を働きかけるとともに、 <u>地すべり危険箇所の住民への周知、及び災害時の警戒避難体制の整備を図る。</u>	

修 正 後	
修 正 理 由 広島県において土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに伴う時点修正等	
第2 地震に伴う崖崩れ等による建築物等の被災防止対策	
2 土砂災害警戒区域（急傾斜） 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）</u> は、県の調査結果によれば <u>5,013か所（令和4年9月22日時点）</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、事業規模に応じて県・市が役割分担して対策事業を積極的に推進する。また、 <u>個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。</u> さらには、毎年6月のがけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間には、県と本市で合同パトロール及び広報活動を実施する <u>(削除)</u> 。 <u>関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。</u> 3 土砂災害警戒区域（土石流） 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>市域における土砂災害警戒区域（土石流）</u> は、県の調査結果によれば、 <u>2,770か所（令和4年9月22日時点）</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、国・県に対し、砂防事業の促進を働きかけるとともに、関係住民に対し、 <u>自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。</u> 4 土砂災害警戒区域（地すべり） 《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》 <u>市域における土砂災害警戒区域（地すべり）</u> は、県の調査結果によれば、 <u>5か所</u> となっている。 こうした状況を踏まえ、県に対し、地すべり防止事業の促進を働きかけるとともに、 <u>関係住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布及びわがまち防災マップの作成等を行うなど避難体制の整備を推進する。</u>	

修 正 前																									
震災対策編 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備	頁 45																								
第1 上水道施設の整備																									
2 飲料水の確保																									
(略)																									
(2) 配水池等への緊急遮断弁の設置《水道局計画課・設備課》																									
災害時給水拠点となる容量の大きい配水池 19 池に緊急遮断弁を設置する。																									
◆緊急遮断弁設置計画の主要配水池等																									
<table border="1"> <tbody> <tr><td>【東 区】</td><td>馬木調整池</td><td>1 池</td></tr> <tr><td>【南 区】</td><td>黄金山配水池、似島調整池</td><td>2 池</td></tr> <tr><td>【西 区】</td><td>己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【安佐南区】</td><td>高取第一調整池、沼田調整池、(別所調整池)、<u>(沼田調整池増設)</u></td><td>4 池</td></tr> <tr><td>【安佐北区】</td><td>亀山調整池、桐陽台第二調整池</td><td>2 池</td></tr> <tr><td>【安芸 区】</td><td>瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【佐 伯 区】</td><td>坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【安芸郡府中町】</td><td>(府中配水池)</td><td>1 池</td></tr> </tbody> </table>		【東 区】	馬木調整池	1 池	【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池	【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池	【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、(別所調整池)、 <u>(沼田調整池増設)</u>	4 池	【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池	【安芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池	【佐 伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池	【安芸郡府中町】	(府中配水池)	1 池
【東 区】	馬木調整池	1 池																							
【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池																							
【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池																							
【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、(別所調整池)、 <u>(沼田調整池増設)</u>	4 池																							
【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池																							
【安芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池																							
【佐 伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池																							
【安芸郡府中町】	(府中配水池)	1 池																							
(注) カッコ内は今後設置予定のもの																									

修 正 後																									
修 正 理 由																									
時点修正																									
第1 上水道施設の整備																									
2 飲料水の確保																									
(略)																									
(2) 配水池等への緊急遮断弁の設置《水道局計画課・設備課》																									
災害時給水拠点となる容量の大きい配水池 19 池に緊急遮断弁を設置する。																									
◆緊急遮断弁設置計画の主要配水池等																									
<table border="1"> <tbody> <tr><td>【東 区】</td><td>馬木調整池</td><td>1 池</td></tr> <tr><td>【南 区】</td><td>黄金山配水池、似島調整池</td><td>2 池</td></tr> <tr><td>【西 区】</td><td>己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【安佐南区】</td><td>高取第一調整池、沼田調整池、<u>沼田調整池 (増設)</u>、(別所調整池)</td><td>4 池</td></tr> <tr><td>【安佐北区】</td><td>亀山調整池、桐陽台第二調整池</td><td>2 池</td></tr> <tr><td>【安芸 区】</td><td>瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【佐 伯 区】</td><td>坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池</td><td>3 池</td></tr> <tr><td>【安芸郡府中町】</td><td>(府中配水池)</td><td>1 池</td></tr> </tbody> </table>		【東 区】	馬木調整池	1 池	【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池	【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池	【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、 <u>沼田調整池 (増設)</u> 、(別所調整池)	4 池	【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池	【安芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池	【佐 伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池	【安芸郡府中町】	(府中配水池)	1 池
【東 区】	馬木調整池	1 池																							
【南 区】	黄金山配水池、似島調整池	2 池																							
【西 区】	己斐配水池、己斐高地区第一調整池、山田第一調整池	3 池																							
【安佐南区】	高取第一調整池、沼田調整池、 <u>沼田調整池 (増設)</u> 、(別所調整池)	4 池																							
【安佐北区】	亀山調整池、桐陽台第二調整池	2 池																							
【安芸 区】	瀬野川配水池、瀬野南調整池、矢野配水池	3 池																							
【佐 伯 区】	坪井第二配水池、河内配水池、楠谷調整池	3 池																							
【安芸郡府中町】	(府中配水池)	1 池																							
(注) カッコ内は今後設置予定のもの																									

修 正 前																							
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 54																						
第6 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》																							
1 防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>確保すべき機能</th><th>具 体 的 施 設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td><td> <input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能 </td><td>指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能 </td><td>指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</td></tr> <tr> <td>輸送拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能 </td><td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td></tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点（2次拠点）</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能 </td><td>広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td></tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能 </td><td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能 </td><td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> </tbody> </table>			区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設	避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所	救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫	輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設																					
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					
救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫																					
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																					
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																					
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																					
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					

修 正 後																							
修 正 理 由 新たに協定を締結したことに伴う修正																							
第1 防災拠点施設等の機能確保 《危機管理室、各市有建築物管理担当課》																							
1 防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 「被災市民の生活維持に必要な施設」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>確保すべき機能</th><th>具 体 的 施 設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難場所等</td><td> <input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能 </td><td>指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> <tr> <td>救援物資備蓄拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能 </td><td>指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫</td></tr> <tr> <td>輸送拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能 </td><td>東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷</td></tr> <tr> <td>救援物資補給輸送拠点（2次拠点）</td><td> <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能 </td><td>協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター</td></tr> <tr> <td>災害ボランティア活動拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能 </td><td>広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館</td></tr> <tr> <td>給水拠点</td><td> <input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能 </td><td>浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所</td></tr> </tbody> </table>			区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設	避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所	救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫	輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター	災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館	給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設																					
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					
救援物資備蓄拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫																					
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷																					
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター																					
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館																					
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所																					

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第10節 救助・救急及び消火活動体制の整備	頁 61
<p>第1 救助・救急活動体制の整備 《消防局消防団室・警防課・救急課》</p> <p>3 救助体制の確立</p> <p>効率的な救助活動の展開を図るため、情報の一元化、指揮系統・地域分担等の調整など、平素から他機関との連絡・連携体制を確立するとともに、定期的に合同訓練を実施する。</p> <p>また、重量物の移動等を必要とする場合、大型重機等を要請し有効な救助活動が展開できるよう配慮する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第1 救助・救急活動体制の整備 《消防局消防団室・警防課・救急課》</p> <p>3 救助体制の確立</p> <p>効率的な救助活動の展開を図るため情報の一元化、指揮系統・地域分担等の調整など、平素から他機関との連絡・連携体制を確立するとともに、定期的に合同訓練を実施し、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。</p> <p>また、重量物の移動等を必要とする場合、大型重機等を要請し有効な救助活動が展開できるよう配慮する。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備	頁 65
<p>地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をすることができるよう、あらかじめ避難場所・避難路等の確保・整備等を推進する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>地震が発生した場合、火災等の差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的な生活をすることができるよう、あらかじめ避難場所・避難路等の確保・整備等を推進する。<u>その場合、地域の特性に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 避難体制の整備	頁 69
<p>第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <p>なお、備蓄の基本的な考え方については、県が<u>平成29年1月</u>に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。</p> <p>なお、備蓄の基本的な考え方については、県が<u>令和4年3月</u>に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。</p> <p>1 備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》 (略)</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第18節 防災知識の普及	頁 77
<p>第1 災害危険に関する情報提供</p> <p>「平成25年度広島市地震被害想定」を広く市民に分かりやすく伝えることにより、災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第1 災害危険に関する情報提供</p> <p>「平成25年度広島市地震被害想定」を広く市民に分かりやすく伝えることにより、<u>南海トラフ地震を含む</u>災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第18節 防災知識の普及	頁 77
<p>第3 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課》</p> <p>地震防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で地震の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。</p> <p>また、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるよう努める。</p> <p>さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第3 学校における防災教育《教育委員会事務局健康教育課、消防局消防団室、危機管理室災害予防課》</p> <p>地震防災に関する学校教育の一層の充実を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。研修会等の内容を踏まえ、各学校で地震の原因や態様及び発生時の対策等について、関係の教科や領域において児童生徒へ発達段階に応じた指導を行う。その際、学区の地域特性を踏まえた具体的な防災教育を実施することにより、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の向上を図る。</p> <p>また、<u>消防団や自主防災組織等の協力を得ながら</u>、避難（防災）訓練や安全に関する意識を高めるための行事の実施並びに防災関係機関、防災関係施設及び防災関係の催しの見学等を適宜計画するなど、防災に対する理解や意識の向上を図るとともに、一人一人が防災行動力を身に付けることができるよう努める。</p> <p>さらに、地域における避難場所等や、そこでの役割等についても児童生徒に指導することで、家庭や地域での災害時における対応能力の向上を図る。</p>	

修 正 前		修 正 後
震災対策編 第2章 震災予防計画 第24節 帰宅困難者対策	頁 84	修 正 理 由 令和4年3月に広島都心地域都市再生安全確保計画が策定されたことに伴う修正
第24節 帰宅困難者対策 《道路交通局都市交通部、危機管理室災害予防課》		第24節 帰宅困難者対策 《道路交通局都市交通部、危機管理室災害予防課、 <u>都市整備局都市機能調整部</u> 》
<p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</p> <p>大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。</p> <p>このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。 6 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、一時滞在施設の追加確保に努める（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を実行する対象施設は、資料編2-6-3のとおり。）。 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。 		<p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合には「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</p> <p>大規模地震発生時に公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者が多数発生し、混乱が想定される。</p> <p>このため、関係機関及び企業等と連携・協働して次の帰宅困難者対策を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「むやみに移動を開始しないこと」や「安否確認の必要性やその確認手段」など、日ごろからの備えの大切さについて広報する。 2 事業所や施設等の備えとして、一定期間従業員や施設利用者等が滞在できるよう、食料や飲料水などの必要な物資の備蓄等を促す。 3 個人（通勤・通学などで外出している人）の備えとして、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて携帯食料やペットボトル飲料などの必要な物資を準備しておくことの大切さを啓発する。 4 災害時における公共交通機関の運行情報を提供する。 5 コンビニエンスストア等の災害時帰宅支援ステーションにより徒歩帰宅者を支援（水道水、トイレ、道路情報・災害情報等の提供）する。 6 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ、一時滞在施設の追加確保に努める（「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき帰宅困難者への支援協力を実行する対象施設は、資料編2-6-3のとおり。）。 7 安否確認の必要性や安否確認手段を周知する。 8 <u>都市再生特別措置法に基づき都市再生安全確保計画が策定された地域については、同計画に基づいて対応する。</u>

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 94
第5 災害対策本部	
1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準 ア 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 <u>イ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</u>	ウ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 <u>エ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>オ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</u>
摘要 ① 下線部は、自動設置とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。 また、体制については、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。	

修 正 後	
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正	
第5 災害対策本部	
1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
設置基準 ア 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。 <u>イ 市域で長周期地震動階級3の地震を観測したとき。</u> <u>ウ 広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</u>	ウ 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 <u>エ 市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。</u> <u>オ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u> <u>カ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</u>
摘要 ① 下線部は、自動設置とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。 また、体制については、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。	

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 103
---	----------

第5 災害対策本部

表 3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
都市整備局	■西広島駅北口地区区画整理事務所	1 所管市有地の防護に関すること 2 他課の応援に関すること

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

第5 災害対策本部

表 3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
都市整備局	■西広島駅北口地区区画整理事務所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 107
---	----------

第5 災害対策本部

表3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課名	分掌事務
水道局	■営業課	1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること
	■各営業所	1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること

修 正 後

修 正 理 由
組織改正に伴う修正

第5 災害対策本部

表3-2-2

(2) 災害対策本部の分掌事務

局等	部課名	分掌事務
水道局	■営業課	1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関すること 2 応急給水の連絡調整に関すること 3 部内の連絡調整に関すること 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関すること
	■業務管理課 ■各営業所	1 住民からの問い合わせに関すること 2 応急給水の実施に関すること 3 区災害対策本部との連絡調整に関すること

修 正 前					
震災対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 109				
第5 災害対策本部					
表 3-2-2					
(3) 区災害対策本部の分掌事務					
部課等					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと </td></tr> </tbody> </table>		分掌事務		1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと	
分掌事務					
1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと					

修 正 後					
修 正 理 由 組織改正に伴う修正					
第5 災害対策本部					
表 3-2-2					
(3) 区災害対策本部の分掌事務					
部課等					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと </td></tr> </tbody> </table>		分掌事務		1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと	
分掌事務					
1 区災害対策本部の総括に関すること 2 命令の伝達に関すること 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関すること 4 市本部要員の応援要請に関すること 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関すること 6 各課への連絡及び調整に関すること 7 区に係る予算、経理及び出納に関すること 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関すること 9 罹災証明に関すること 10 情報の収集及び伝達に関すること 11 避難指示等に関すること 12 災害広報及び広聴に関すること 13 市民相談に関すること 14 通信施設機材の整備及び点検に関すること 15 地区灾害協力団体との連絡に関すること 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関すること（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関すること 19 他課の所管に属さないこと					
●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る） <u>■会計課（設置区に限る）</u>					
●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る） <u>（削除）</u>					

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 113
---	----------

第7 職員の動員

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動 員 の 連絡者		
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に關係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)				
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)		
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難情報等を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員						
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員					
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員					
※2	全 員	全 員	全 員				

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものという。

※2 次の場合は、職員全員を動員する。

ア 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。

イ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修 正 後

修 正 理 由
長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正

第7 職員の動員

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動 員 の 連絡者		
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に關係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)				
注意体制が設置された時	危機管理室職員（2名以上） 各区職員（1名以上） その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)		
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難情報等を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員						
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員					
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員					
※2	全 員	全 員	全 員				

※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものという。
 ※2 次の場合は、職員全員を動員する。
 ア 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。
 イ **市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。**
 ウ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 114
第7 職員の動員	
<p>2 動員の方法</p> <p>(1) 勤務時間内の場合</p> <p>体制の設置と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。</p> <p>動員対象者が休務の場合にあっては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。</p> <p>なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。</p> <p>(2) 勤務時間外の場合</p> <p>動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。</p> <p>なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正	
第7 職員の動員	
<p>2 動員の方法</p> <p>(1) 勤務時間内の場合</p> <p>体制の設置と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。</p> <p>動員対象者が休務の場合にあっては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震や長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。</p> <p>なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。</p> <p>(2) 勤務時間外の場合</p> <p>動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震や長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。</p> <p>なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。</p>	

修 正 前													
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 118												
第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室災害対策課》													
1 情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報等</td><td>気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報</td></tr> <tr> <td>地震に関する情報</td><td>気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等</td></tr> <tr> <td>津波に関する情報</td><td>気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等</td></tr> <tr> <td>津波に関する水防警報</td><td>指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報</td></tr> <tr> <td>災 害 情 報</td><td>火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等</td></tr> </tbody> </table> ※ 大津波警報は、特別警報に位置付けられている。		区 分	概 要	津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報	地震に関する情報	気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等	津波に関する情報	気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等	津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報	災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等
区 分	概 要												
津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報												
地震に関する情報	気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等												
津波に関する情報	気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等												
津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報												
災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等												

修 正 後													
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正													
第1 情報の収集・伝達体制《危機管理室災害対策課》													
1 情報の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報等</td><td>気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報</td></tr> <tr> <td>地震に関する情報</td><td>気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、<u>長周期地震動に関する観測情報</u>等</td></tr> <tr> <td>津波に関する情報</td><td>気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等</td></tr> <tr> <td>津波に関する水防警報</td><td>指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報</td></tr> <tr> <td>災 害 情 報</td><td>火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等</td></tr> </tbody> </table> ※ 大津波警報は、特別警報に位置付けられている。		区 分	概 要	津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報	地震に関する情報	気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、 <u>長周期地震動に関する観測情報</u> 等	津波に関する情報	気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等	津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報	災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等
区 分	概 要												
津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報												
地震に関する情報	気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、 <u>長周期地震動に関する観測情報</u> 等												
津波に関する情報	気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等												
津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報												
災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等												

修 正 前																													
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁	125																											
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達																													
<p>3 気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 地震情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	発 表 基 準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	(新設)		
種 類	発 表 基 準	内 容																											
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表																											
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																											
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																											
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																											
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。																											
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																											
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																											
(新設)																													

修 正 後																													
修 正 理 由	長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正																												
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達																													
<p>3 気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 地震情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>長周期地震動階級1以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表。）</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	発 表 基 準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表。）
種 類	発 表 基 準	内 容																											
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表																											
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																											
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																											
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																											
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。																											
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																											
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																											
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表。）																											

修 正 前

震災対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

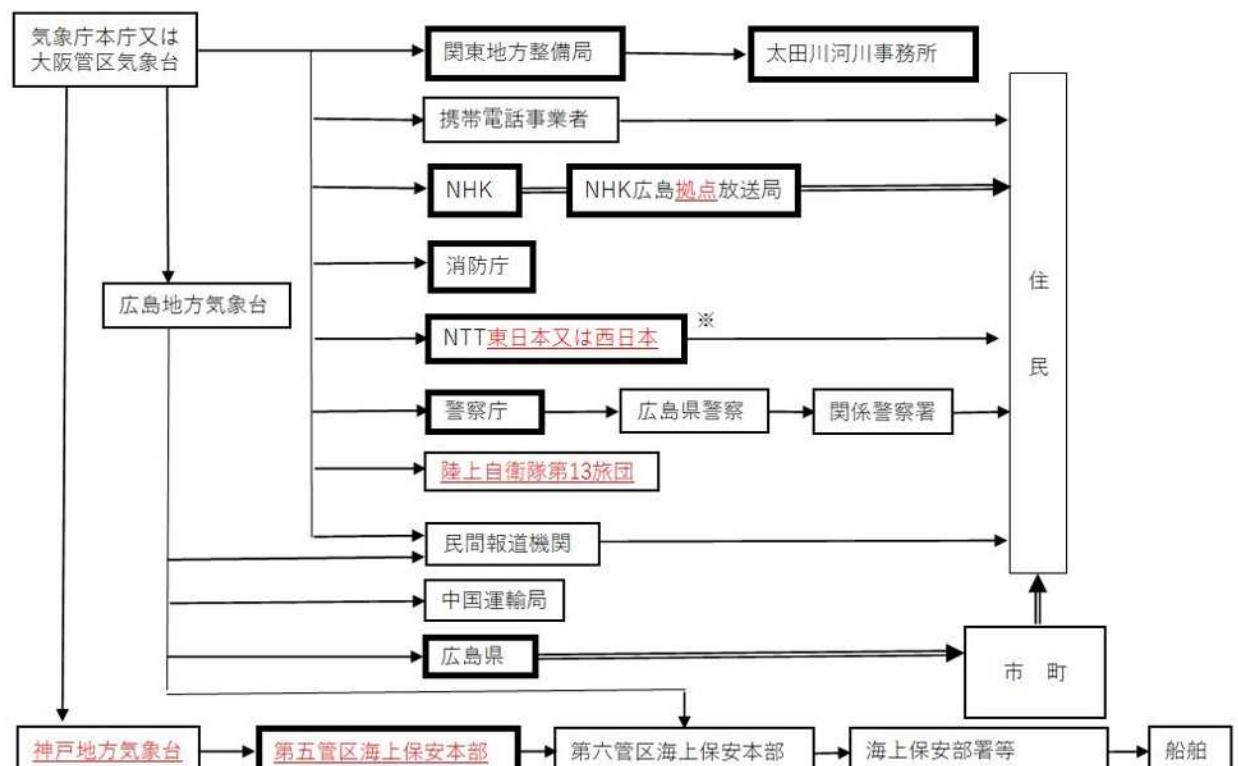
頁

126

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関

・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

・※印は、津波注意報の通知は行わない

・日本放送協会広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する

修 正 後

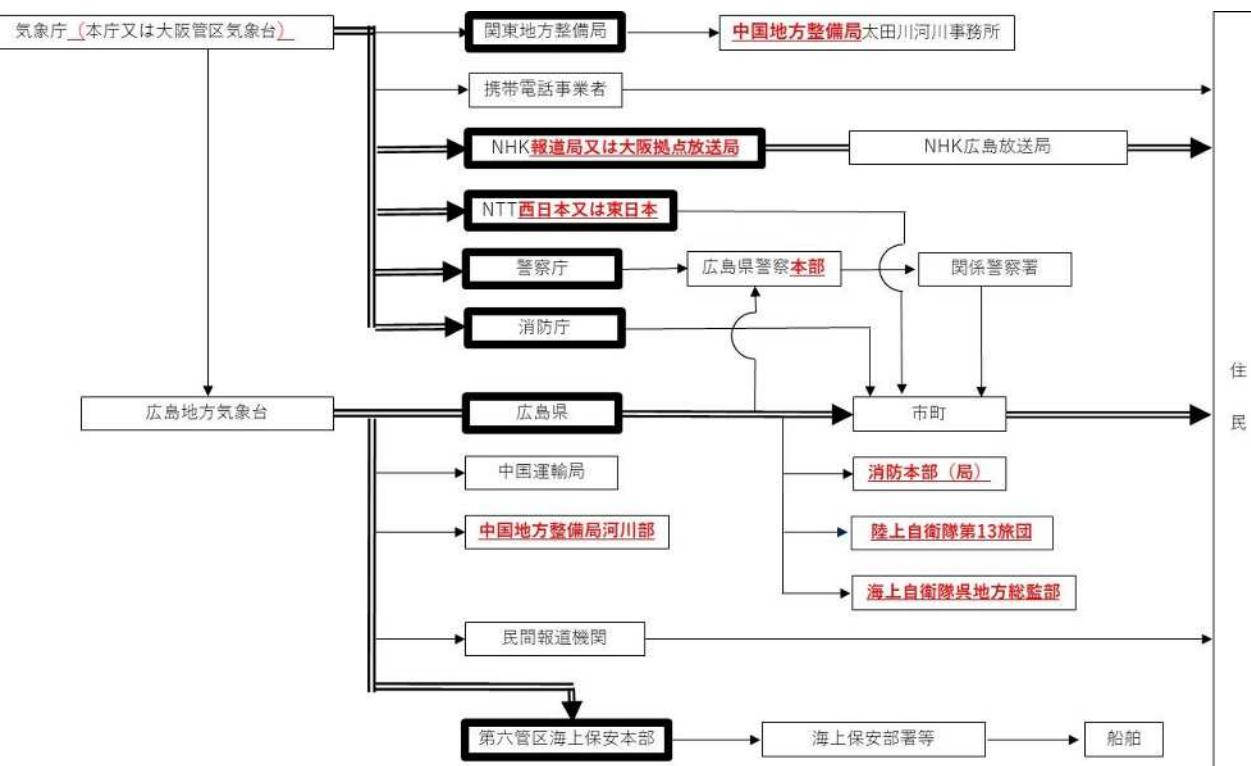
修 正 理 由

特別警報の伝達経路追加及び既存伝達経路の修正

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関

・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

・NHK 広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する

・NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない

※1 あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。

※2 あらかじめ定められた通信系統の障害により NHK 報道局又は大阪拠点放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台が NHK 大阪拠点放送局に代替手段により通知する。

修 正 前

震災対策編

第3章 震災応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

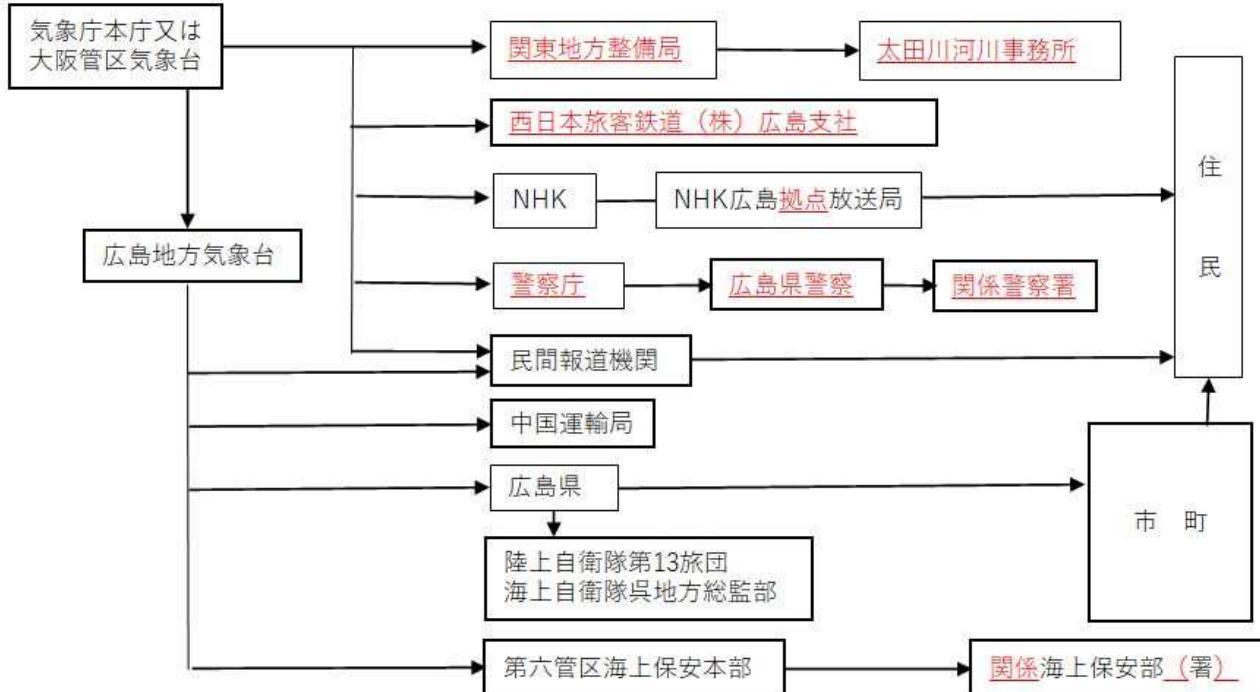
頁

126

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達

4 津波警報等の伝達経路

(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路



修 正 後

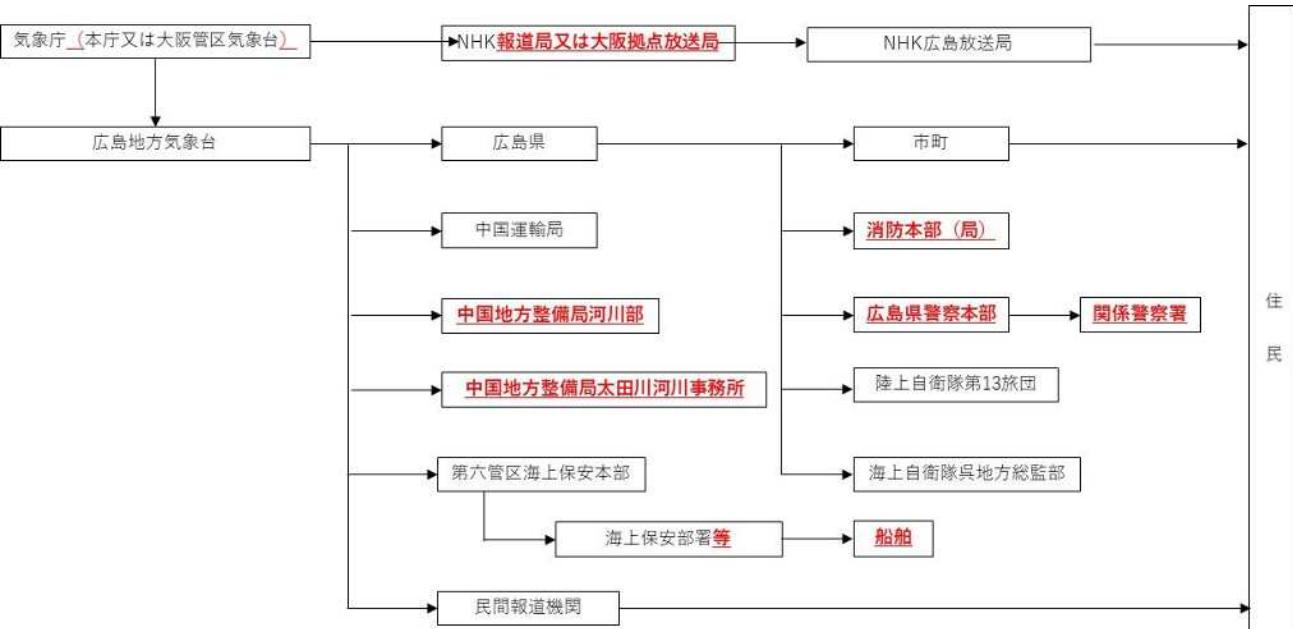
修 正 理 由

伝達経路見直しに伴う修正

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達

4 津波警報等の伝達経路

(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路



修 正 前									
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 127								
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 6 気象庁が発表する緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急地震速報で用いる 区域の名称</th><th>市町名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県北部</td><td>三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）</td></tr> <tr> <td>広島県南東部</td><td>三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）</td></tr> <tr> <td>広島県南西部</td><td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）</td></tr> </tbody> </table>		緊急地震速報で用いる 区域の名称	市町名	広島県北部	三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）	広島県南東部	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）	広島県南西部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）
緊急地震速報で用いる 区域の名称	市町名								
広島県北部	三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）								
広島県南東部	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）								
広島県南西部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）								

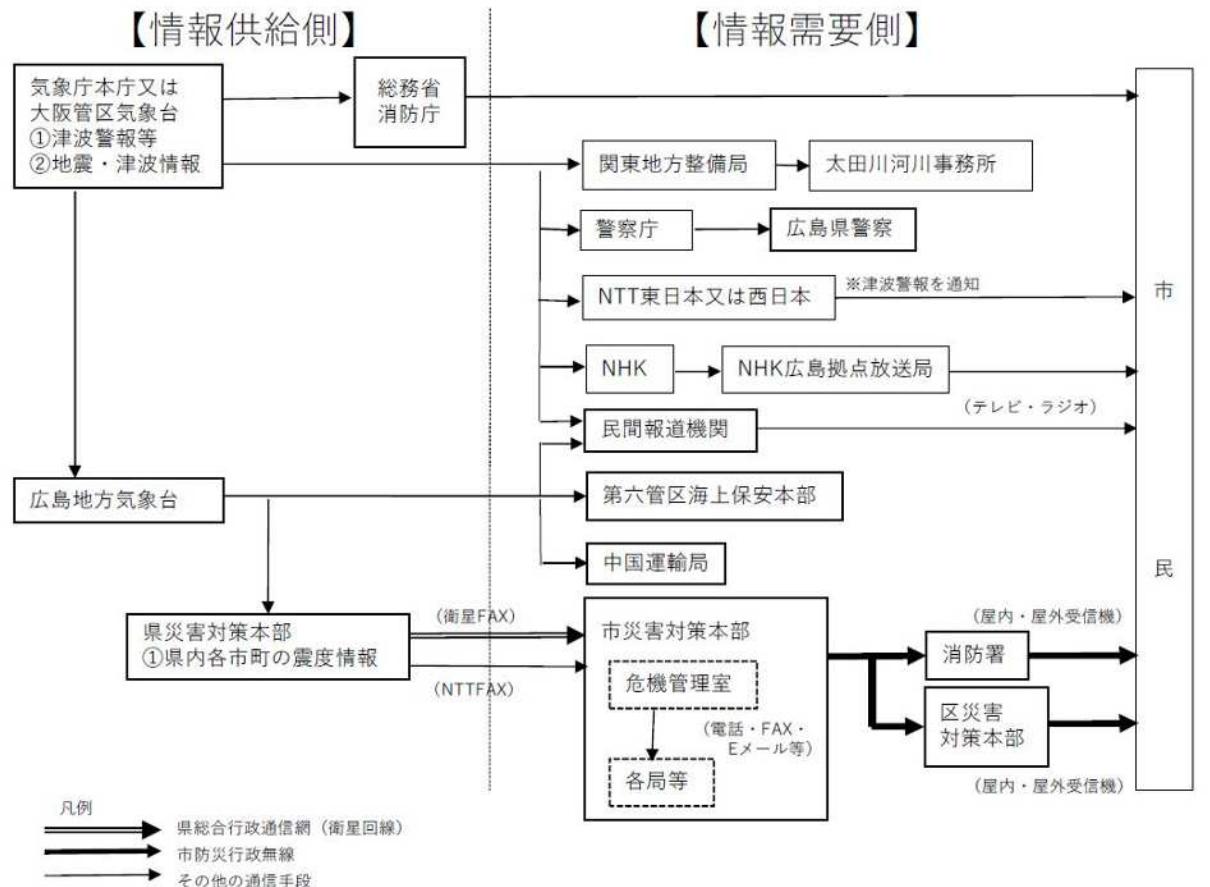
修 正 後									
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正									
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達 6 気象庁が発表する緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上 ^{及び長周期地震動階級3以上} の揺れが予想された場合に、震度4以上及び長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急地震速報で用いる 区域の名称</th><th>市町名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県北部</td><td>三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）</td></tr> <tr> <td>広島県南東部</td><td>三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）</td></tr> <tr> <td>広島県南西部</td><td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）</td></tr> </tbody> </table>		緊急地震速報で用いる 区域の名称	市町名	広島県北部	三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）	広島県南東部	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）	広島県南西部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）
緊急地震速報で用いる 区域の名称	市町名								
広島県北部	三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）								
広島県南東部	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）								
広島県南西部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）								

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130
--------------------------------------	----------

第4 災害情報の収集、伝達及び報告

津波警報等、地震・津波情報体系

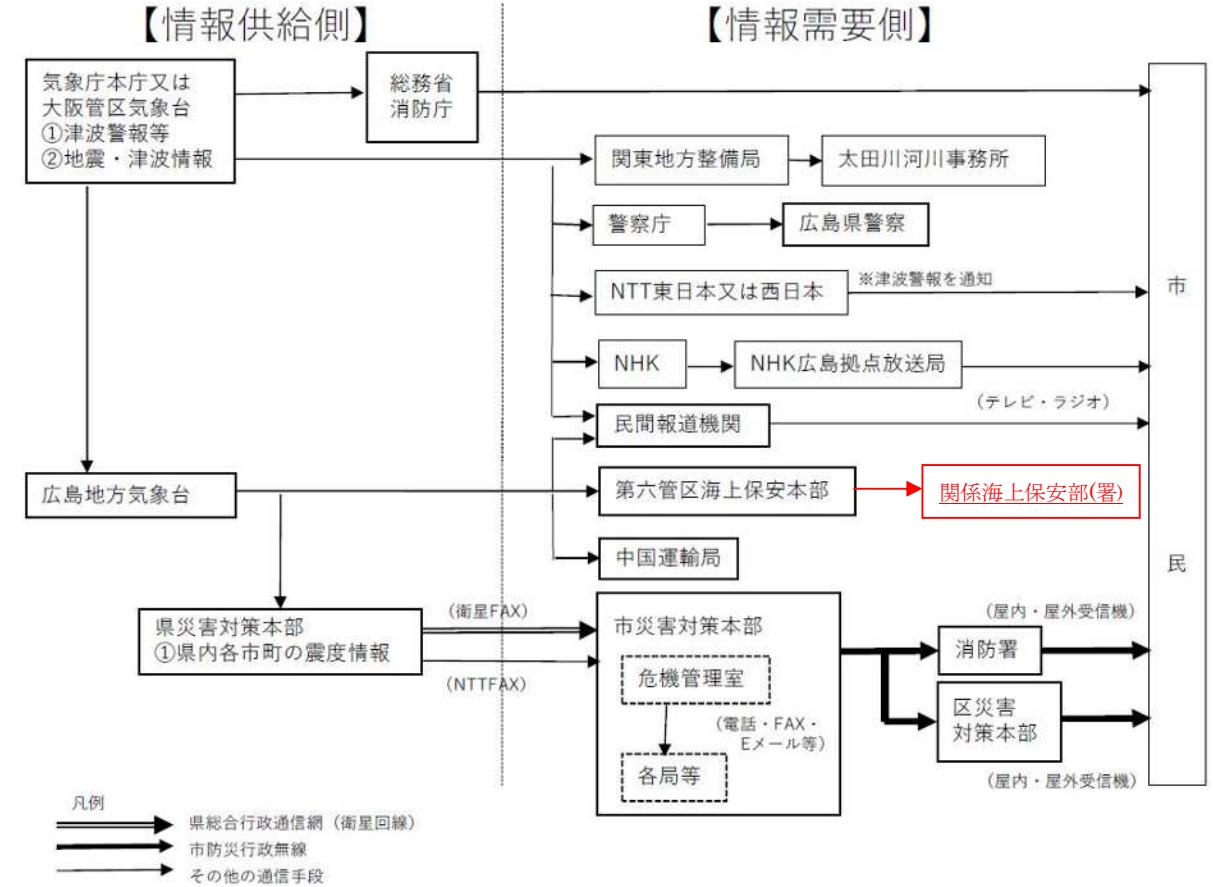


修 正 後

修 正 理 由 時点修正	
-----------------	--

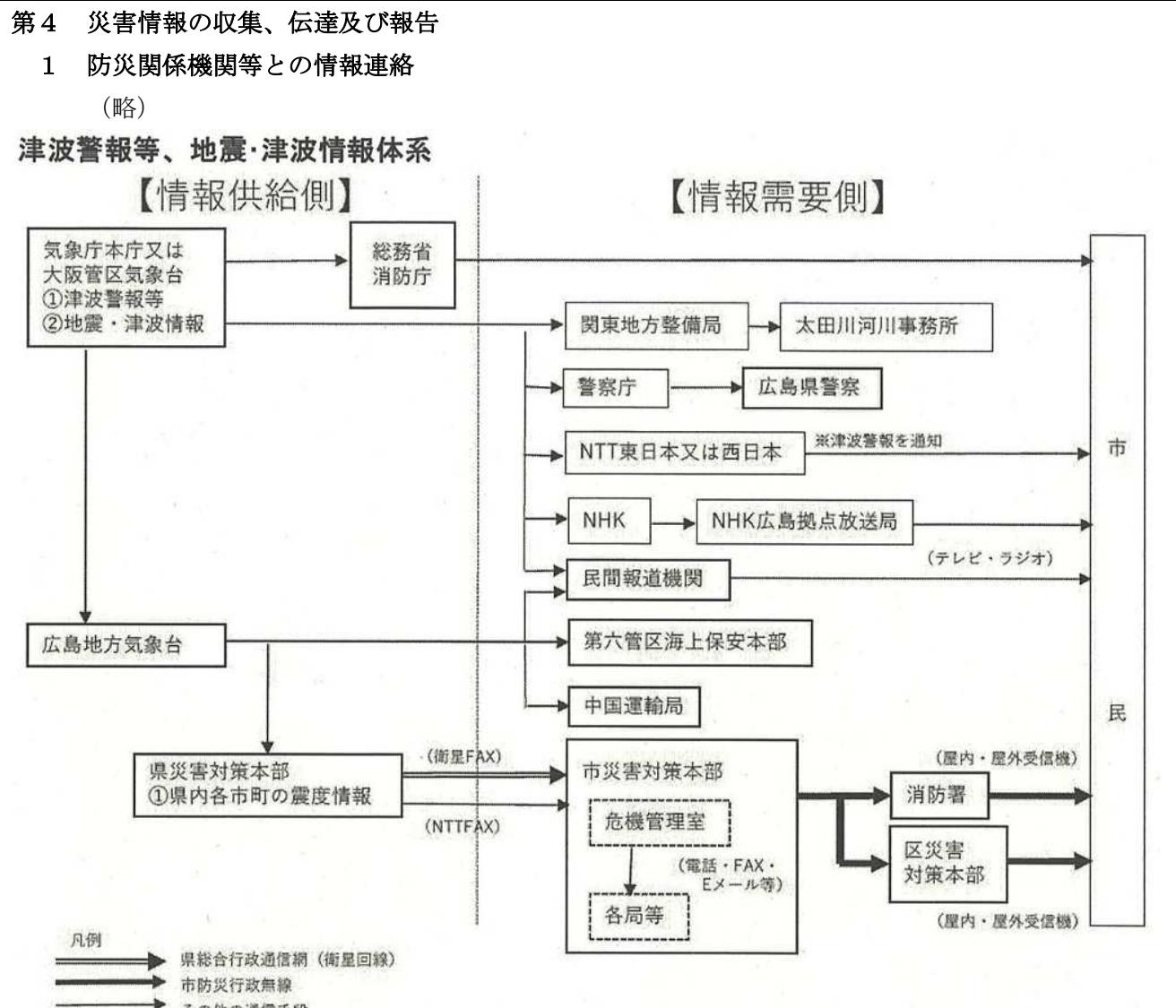
第4 災害情報の収集、伝達及び報告

津波警報等、地震・津波情報体系

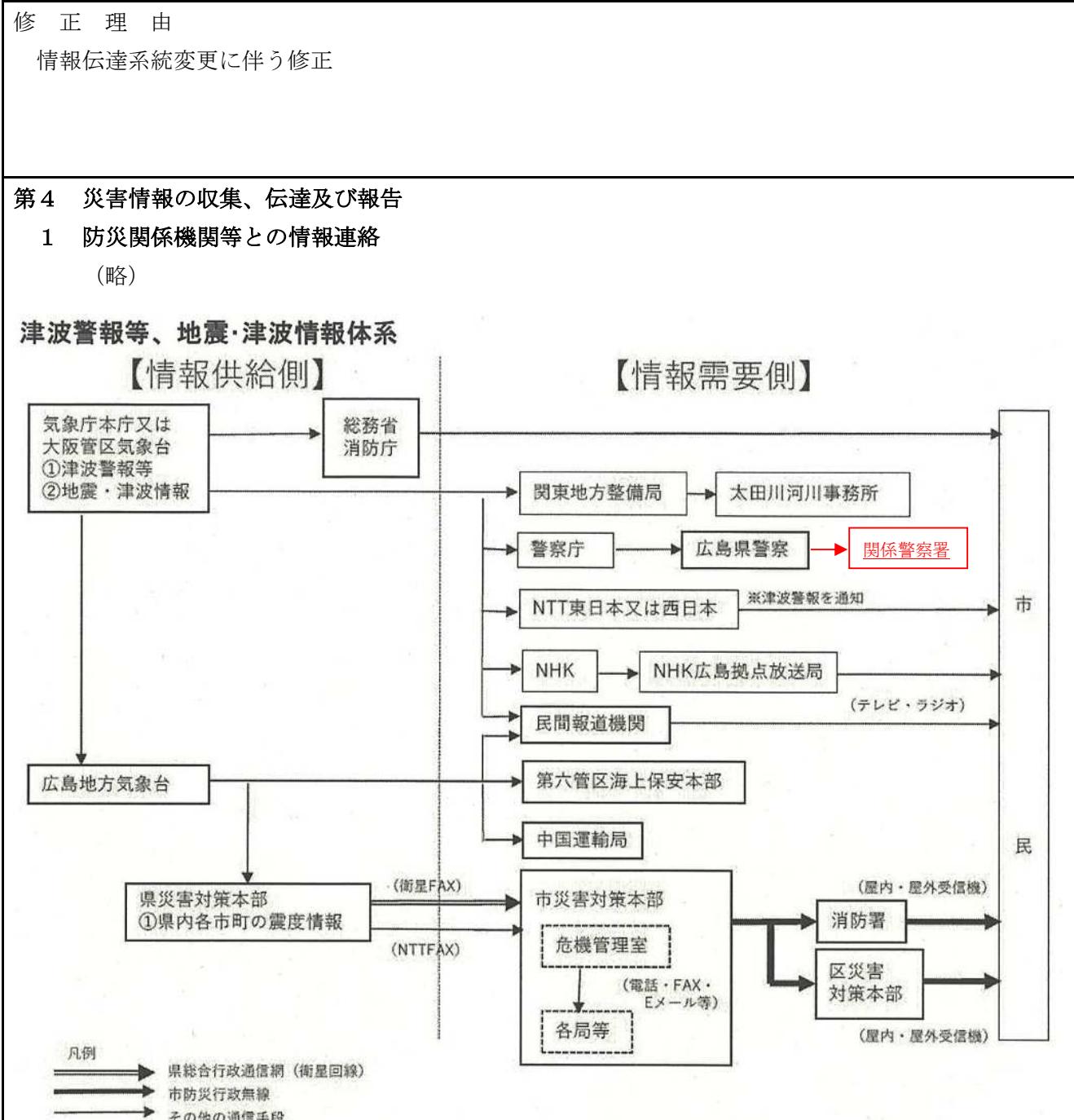


修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 130
--------------------------------------	----------

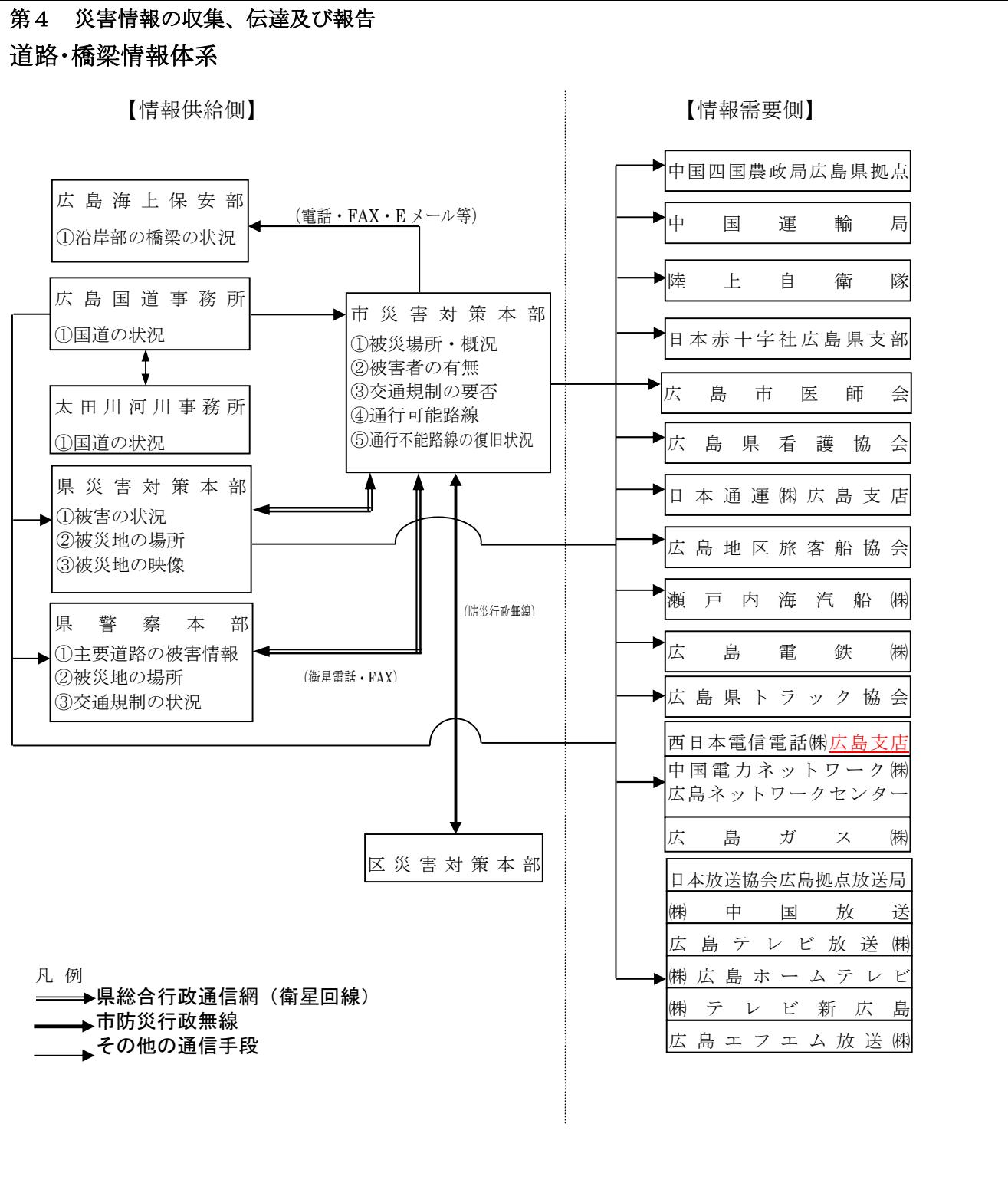


修 正 後

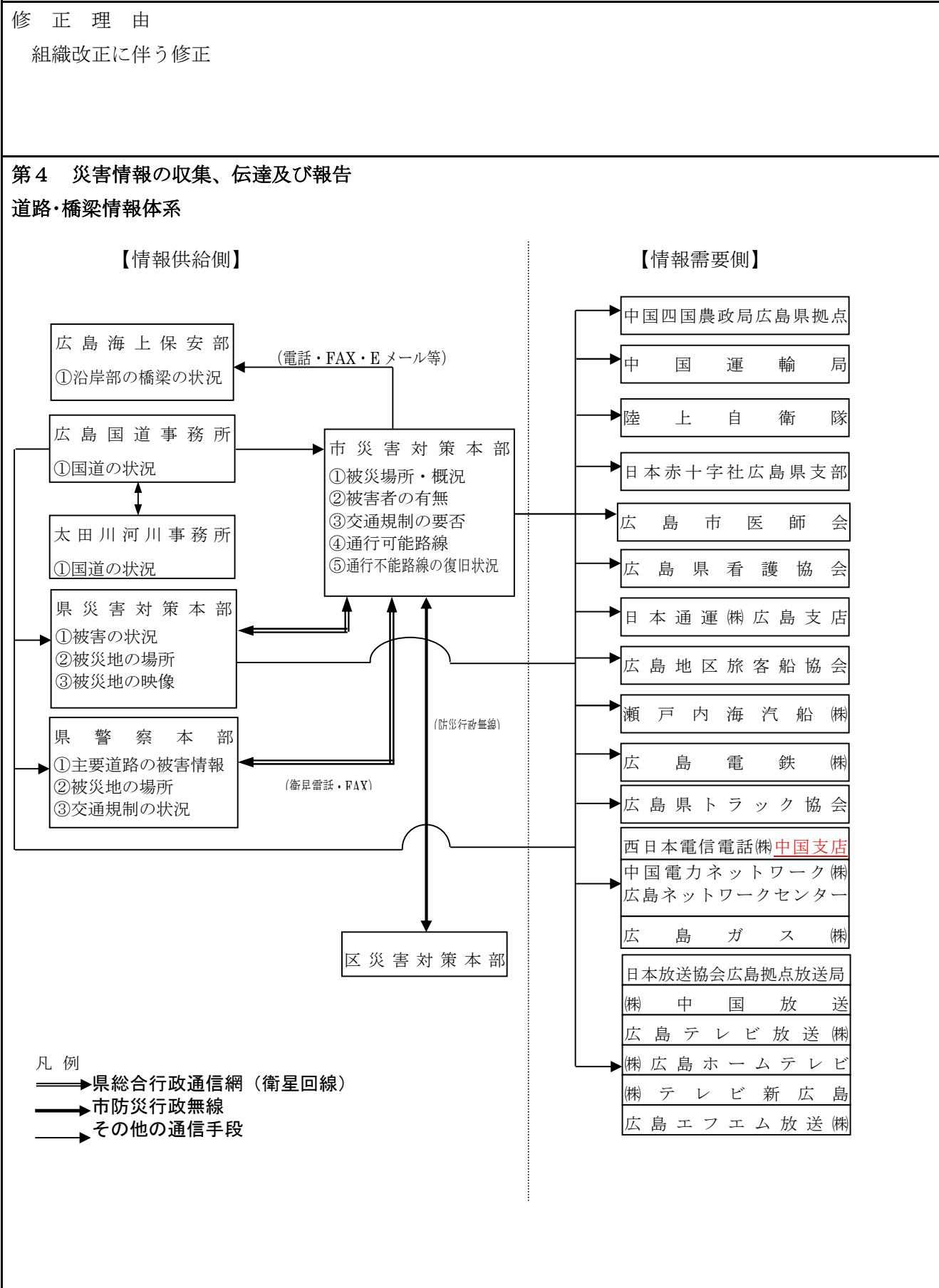


修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 132
--------------------------------------	--------------



修 正 後



修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 134
--------------------------------------	--------------

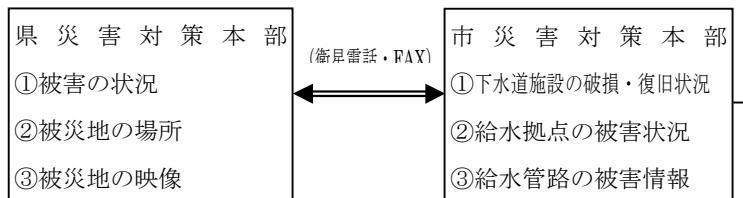
第4 災害情報の収集、伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡

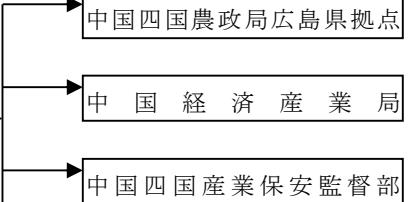
(略)

ライフライン情報体系

【情報供給側】



【情報需要側】



凡 例

区災害対策本部

- 県総合行政通信網（衛星回線）
- 市防災行政無線
- その他の通信手段

修 正 後

修 正 理 由

組織改正に伴う修正

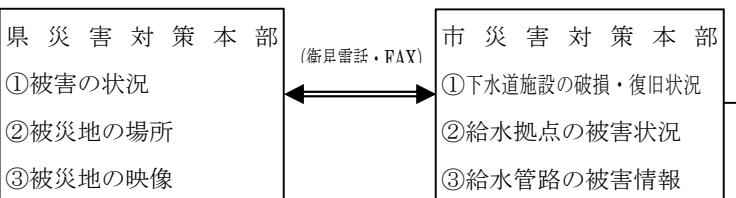
第4 災害情報の収集、伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡

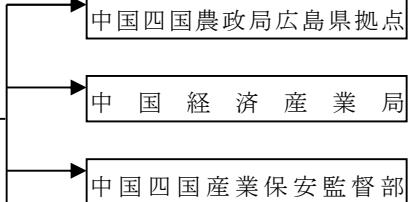
(略)

ライフライン情報体系

【情報供給側】



【情報需要側】



凡 例

区災害対策本部

- 県総合行政通信網（衛星回線）
- 市防災行政無線
- その他の通信手段

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 140
第4 災害情報の収集・伝達及び報告	
2 災害状況の報告	
(3) 国及び県への報告	
1 人的被害情報の伝達経路	
①～④ (略)	
⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により <u>広島県防災情報システム</u> に人的被害情報を入力する。	
⑥～⑩ (略)	
2 その他の被害情報の伝達経路	
⑪～⑯ (略)	
⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、 <u>広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）</u> を利用して報告する。	
⑰～㉑ (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 広島市防災情報共有システムと広島県防災情報システムのシステム更新に伴う修正	
第4 災害情報の収集・伝達及び報告	
2 災害状況の報告	
(3) 国及び県への報告	
1 人的被害情報の伝達経路	
①～④ (略)	
⑤ 総務班庶務担当は、情報班集計担当の指示により <u>広島市防災情報共有システム</u> に人的被害情報を入力する。	
⑥～⑩ (略)	
2 その他の被害情報の伝達経路	
⑪～⑯ (略)	
⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、 <u>広島市防災情報共有システム</u> を利用して報告する。	
⑰～㉑ (略)	

修 正 前	
震災対策編 第3章 災害応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁 147
第4節 災害広報・広聴の実施 《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》	
第1 広報活動 1～4 (略) 5 広報の方法 (1)～(6) (略) (6) 被災者支援ナビの利用 (7)～(11) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 担当課追加に伴う修正	
第4節 災害広報・広聴の実施 《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、 <u>健康福祉局健康福祉企画課</u> 、各区区政調整課・地域起こし推進課》	
第1 広報活動 1～4 (略) 5 広報の方法 (1)～(6) (略) (6) 被災者支援ナビの利用 (7)～(11) (略)	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第6節 食品・生活必需品の給与等	頁 161
第2 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》	
1 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地	
以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯 ・広島広域公園一帯 ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール ・安佐北区スポーツセンター 	

修 正 後	
修 正 理 由	
新たに協定を締結したことに伴う修正	
第2 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》	
1 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地	
以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。	
<ul style="list-style-type: none"> ・協定等を締結している民間団体が提供可能な施設 ・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯 ・広島広域公園一帯 ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール ・安佐北区スポーツセンター 	
<p style="color: red; text-align: center;"><u>(資料編) 参考危予-2 6 災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定</u> <u>(福山通運株式会社)</u></p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>参考危予-2 7 災害時における救援物資の受入及び輸送等に関する覚書</u> <u>(佐川急便株式会社)</u></p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 163
<p>第3 組織及び体制《水道局企画総務課》</p> <p>1 災害・事故対策本部の設置 (略)</p> <p>2 初動体制の強化</p> <p>職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、直ちに自発的に自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、二次災害の防止、被害状況の把握、応急給水及び応急復旧の準備等の初期活動を展開する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 長周期地震動の緊急地震速報の発表基準追加に伴う修正	
<p>第3 組織及び体制《水道局企画総務課》</p> <p>1 災害・事故対策本部の設置 (略)</p> <p>2 初動体制の強化</p> <p>職員は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合には、直ちに自発的に自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、二次災害の防止、被害状況の把握、応急給水及び応急復旧の準備等の初期活動を展開する。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第7節 給水及び上水道施設応急対策	頁 163
第4 被害状況の把握 1 調査の方法 (1)～(3) (略) (4) 配水幹線の流量及び水圧測定調査《水道局維持課・設備課》 (5)～(8) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 配水監視システムの所管替えに伴う修正	
第4 被害状況の把握 1 調査の方法 (1)～(3) (略) (4) 配水幹線の流量及び水圧測定調査《水道局維持課》 (5)～(8) (略)	

修 正 前											
震災対策編 第3章 震災応急対策 第11節 救難対策	頁 179										
第11節 救難対策											
<p>地震災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防活動マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。</p> <p>第1 被災者の救出《各消防署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th><th>実 施 内 容</th><th>実施担当機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力のもとに行う。</td></tr> <tr> <td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同 上</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 水難救助の措置《各消防署》 本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。</p>			災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関	通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力のもとに行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関									
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力のもとに行う。									
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上									

修 正 後											
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正											
第11節 救難対策《危機管理室、消防局》											
<p>地震災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防活動マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。</p> <p>第1 被災者の救出《各消防署》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の程度</th><th>実 施 内 容</th><th>実施担当機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td><td>住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。</td><td>消防局が県警察等の協力の下に行う。</td></tr> <tr> <td>災害救助法が適用された場合</td><td>県知事の指示に基づき、被災者を救出する。</td><td>同 上</td></tr> </tbody> </table> <p>第2 安否不明者への対応《危機管理室、消防局》 <u>市災害対策本部等は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者の情報収集を行い、県と連携し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>第3 水難救助の措置《各消防署》 本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。</p>			災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関	通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。	災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上
災害の程度	実 施 内 容	実施担当機関									
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。									
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同 上									

修 正 前																											
震災対策編 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 184																										
第8 医療機関等への応援要請 (略)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要請機関</th><th>要請内容</th><th>摘要</th><th>連絡担当課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811</td><td>医療・救護全般</td><td>県（<u>健康福祉総務課</u>）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（<u>健康福祉総務課</u>）に要請した旨を報告。</td><td>健康福祉局 地域共生社会推進課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>広島県災害時公衆衛生チーム</td><td>被災者の心身の健康管理</td><td>広島県地域防災計画に基づき、本市より県（<u>健康福祉総務課</u>）に派遣要請</td><td>健康福祉局 健康推進課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課	(略)	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（ <u>健康福祉総務課</u> ）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課	(略)	(略)	(略)	(略)	広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課	(略)	(略)	(略)	(略)
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（ <u>健康福祉総務課</u> ）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（ <u>健康福祉総務課</u> ）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								

修 正 後			
修 正 理 由			
組織改正に伴う修正			
第8 医療機関等への応援要請 (略)			
要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（ <u>健康危機管理課</u> ）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市により直接要請し、県（ <u>健康危機管理課</u> ）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会推進課
(略)	(略)	(略)	(略)
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（ <u>健康危機管理課</u> ）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第13節 保健衛生対策	頁 186
第2 被災者の健康管理	
2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>慢性疾患</u> を有する者 <u>や</u> 高齢者などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な食品の調達の調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保険・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引き継ぐ。 ウ <u>ひとり暮らし高齢者や健康面での支援が必要な</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継ぎを行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連絡調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティ作りに向けた支援を行う。 (3) (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画の修正に伴う修正	
第2 被災者の健康管理	
2 保健活動班の活動（保健センター） 保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。 (1) 指定避難所における保健活動 ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。 イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じて医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギー</u> を有する者 <u>や</u> 高齢者などの要配慮者への支援を行う。 エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）やこども支援チーム等への必要な引継を行う。 オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。 カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な食品の調達の調整を行う。 キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。 ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。 (2) 指定避難所以外における保健活動 ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保険・福祉ニーズの把握を行う。 イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引き継ぐ。 ウ <u>基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの</u> 要配慮者への支援を行う。 エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。 オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対し、専門医療機関等への必要な引継ぎを行う。 カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連絡調整を行う。 キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティ作りに向けた支援を行う。 (3) (略)	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第16節 下水道施設応急対策	頁 194
第1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》	
<p>1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。</p> <p>2 組織編成 下水道対策部の組織編成は、<u>次のとおりとする。</u></p>	
<pre> graph TD A[市灾害対策本部長 (市長)] --- B[下水道対策部長 (下水道局長)] B --- C[区灾害対策本部長 (区長)] B --- D[経理班 (経営企画課)] B --- E[連絡調整班 (経営企画課・計画調整課)] B --- F[管理班 管理部各課及び 各水资源再生センター] B --- G[建設班 (施設部各課)] F --- H[区維持管理課 区地域整備課] </pre> <p>The organizational chart shows the Disaster Countermeasures Department (下水道対策部) under the Management Planning Section (経営企画課). It consists of four main sections: Management Planning (経理班), Coordination and Adjustment (連絡調整班), Management (管理班), and Construction (建設班). The Management section oversees the Management Department (各課) and the Water Resource Recycling Center (各水资源再生センター). The Construction section oversees the Maintenance and Management Department (区維持管理課) and the Regional Development Department (区地域整備課).</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 下水道対策部設置時の組織編成を実態に即した修正	
第1 下水道対策部の設置《下水道局経営企画課》	
<p>1 設置時期 次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。 (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。 (2) 灾害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。</p> <p>2 組織編成 下水道対策部の組織編成は、<u>広島市下水道事業継続計画の非常時対応における役割等に準ずる。</u></p>	
(削除)	

修 正 前

震災対策編
第3章 震災応急対策
第17節 輸送対策

頁

196

第2 緊急輸送車両等の確保等

(5) (略)

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	(略)
鉄軌道輸送	(略) …西日本旅客鉄道株式会社 <u>広島支社</u> 、(略) …西日本旅客鉄道株式会社 <u>新幹線鉄道事業本部</u>
船舶輸送	(略)
航空輸送	(略)

修 正 後

修 正 理 由
組織名称変更に伴う修正

第2 緊急輸送車両等の確保等

(5) (略)

輸送機関	協力機関
自動車輸送	(略)
鉄軌道輸送	(略) …西日本旅客鉄道株式会社 <u>中国統括本部</u> 、(略) …西日本旅客鉄道株式会社 <u>山陽新幹線統括本部</u>
船舶輸送	(略)
航空輸送	(略)

修 正 前																			
震災対策編 第3章 地震応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 208～209																		
第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備																			
1 建設用資機材の調達・供給体制の整備 (略)																			
2 建設 <u>可能用地</u> の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。																			
<u>応急仮設住宅建設候補地</u>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>建 設 候 补 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 区</td><td>千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園</td></tr> <tr> <td>東 区</td><td>新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園</td></tr> <tr> <td>南 区</td><td>出島東公園、広島みなど公園、<u>広島競輪場（周辺駐車場）</u>、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園</td></tr> <tr> <td>西 区</td><td>大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園</td></tr> <tr> <td>安佐南区</td><td>八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園</td></tr> <tr> <td>安佐北区</td><td>中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園</td></tr> <tr> <td>安 芸 区</td><td>瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地</td></tr> <tr> <td>佐 伯 区</td><td>五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園</td></tr> </tbody> </table>		区 分	建 設 候 补 地	中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園	東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園	南 区	出島東公園、広島みなど公園、 <u>広島競輪場（周辺駐車場）</u> 、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園	西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園	安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園	安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園	安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地	佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園
区 分	建 設 候 补 地																		
中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園																		
東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園																		
南 区	出島東公園、広島みなど公園、 <u>広島競輪場（周辺駐車場）</u> 、渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園																		
西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園																		
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園																		
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園																		
安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地																		
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園																		

修 正 後																			
修 正 理 由 応急仮設住宅建設候補地の見直し等に伴う修正																			
第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備																			
1 建設用資機材の調達・供給体制の整備 (略)																			
2 建設 <u>候補地</u> の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》 災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。																			
<u>応急仮設住宅建設候補地</u>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>建 設 候 补 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 区</td><td>千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園</td></tr> <tr> <td>東 区</td><td>新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園</td></tr> <tr> <td>南 区</td><td>出島東公園、広島みなど公園、<u>（削除）</u>渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園</td></tr> <tr> <td>西 区</td><td>大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園</td></tr> <tr> <td>安佐南区</td><td>八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園</td></tr> <tr> <td>安佐北区</td><td>中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園</td></tr> <tr> <td>安 芸 区</td><td>瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地</td></tr> <tr> <td>佐 伯 区</td><td>五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園</td></tr> </tbody> </table>		区 分	建 設 候 补 地	中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園	東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園	南 区	出島東公園、広島みなど公園、 <u>（削除）</u> 渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園	西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園	安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園	安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園	安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地	佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園
区 分	建 設 候 补 地																		
中 区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園																		
東 区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園																		
南 区	出島東公園、広島みなど公園、 <u>（削除）</u> 渕崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園																		
西 区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園																		
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園																		
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園																		
安 芸 区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畠賀公園、矢野南三丁目市有地																		
佐 伯 区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園																		

修 正 前	
震災対策編 第3章 地震応急対策 第19節 住宅等応急対策	頁 208～209
第2 応急仮設住宅の建設 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》	
<p>1 建設の決定 (略)</p> <p>2 建設方法 災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行う必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準 ア (略) イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和元年10月23日内閣府告示第378号）に基づき、<u>5,714,000円</u>以内*とする。 ※ 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」<u>及び</u>「一般社団法人全国木造建設事業協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 応急仮設住宅建設候補地の見直し等に伴う修正	
第2 応急仮設住宅の建設 《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》	
<p>1 建設の決定 (略)</p> <p>2 建設方法 災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行う必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設基準 ア (略) イ 1戸当たりの工事費の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和4年3月31日内閣府告示第37号）に基づき、<u>6,285,000円</u>以内*とする。 ※ 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 ウ 標準仕様 原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」<u>及び</u>「一般社団法人全国木造建設事業協会」<u>及び</u>「一般社団法人日本ムービングハウス協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。</p>	

修 正 前

震災対策編
第3章 震災応急対策
第20節 公共施設等応急対策

頁

211

第1 応急復旧優先度《危機管理室》

優先度2「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資輸送拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所

修 正 後

修 正 理 由
新たに協定を締結したことに伴う修正

第1 応急復旧優先度《危機管理室》

優先度2「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具 体 的 施 設
避難場所等	<input type="checkbox"/> 避難場所等としての機能 <input type="checkbox"/> 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資輸送拠点	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫
輸送拠点	<input type="checkbox"/> 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	<input type="checkbox"/> 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所

修 正 前							
震災対策編 第3章 震災応急対策 第21節 文教対策	頁 212～213						
第2 学校教育における応急対策							
2 生徒等の措置と応急教育の実施 《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》							
(1) 生徒等の措置							
ア 震度4以下の地震発生の場合 地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、校長の判断により、下記の措置を講じる。 (イ) あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。 (ロ) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。 (ハ) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。 (ニ) 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。 (ホ) 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。							
イ 震度5弱以上の地震発生の場合 市域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、上記ア(ア)(イ)(エ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。 ※ 市内の一つの区でも「震度5弱」と出れば、市立全校（園）で同じ対応とする。							
(イ) 臨時休校（園）について							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th><th>対応等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校</td><td>17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。</td></tr> <tr> <td>高等学校（定時制・通信制）</td><td>各学校の取り決めによる。</td></tr> </tbody> </table>		校種	対応等	幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。	高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。
校種	対応等						
幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。						
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。						
(イ) 生徒等の下校について (略)							

修 正 後							
修 正 理 由 長周期地震動が地震動特別警報等に位置付けられたことに伴う修正							
第2 学校教育における応急対策							
2 生徒等の措置と応急教育の実施 《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》							
(1) 生徒等の措置							
ア 震度4以下の地震発生の場合又は「長周期地震動階級2」以下が観測された場合 地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、校長の判断により、下記の措置を講じる。 (イ) あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。 (ロ) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。 (ハ) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。 (ニ) 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。 (ホ) 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。							
イ 震度5弱以上の地震発生の場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合 市域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合は、上記ア(ア)(イ)(エ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。 ※ 市内の一つの区でも「震度5弱」以上又は「長周期地震動階級3」以上が発表されれば、市立全校（園）で同じ対応とする。							
(イ) 臨時休校（園）について							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th><th>対応等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校</td><td>17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。</td></tr> <tr> <td>高等学校（定時制・通信制）</td><td>各学校の取り決めによる。</td></tr> </tbody> </table>		校種	対応等	幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。	高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。
校種	対応等						
幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一斉臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一斉臨時休校（園）とする。						
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。						
(イ) 生徒等の下校について (略)							

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第21節 文教対策	頁 214
<p>第2 学校教育における応急対策</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 指定避難所としての対策 《教育委員会事務局施設課》</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 担当課追加に伴う修正	
<p>第2 学校教育における応急対策</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 指定避難所としての対策 《教育委員会事務局<u>総務課</u>・施設課・<u>教職員課</u>・<u>指導第一課</u>・<u>指導第二課</u>》</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第23節 災害における要配慮者等への避難支援等	頁 218
<p>第1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮</p> <p>区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。</p> <p>(1) 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮</p> <p>区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難場所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。</p> <p>(1) 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。<u>特に、医療的ケアを必要とする避難者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の利用に配慮する。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	

修 正 前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 226		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
危機管理室 災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会 広島拠点放送局 、(株)中国放送、広島テレビ放送㈱、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送㈱	資料編参考 危予-7
	船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考 危予-8
	応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9
	災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 危予-10
	大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 危予-11
	災害時における放送、臨時災害放送局の運営	(株)中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 危予-12
	災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 危予-13
	特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考 危予-14
	大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 危予-15
	災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考 危予-16
	広島市の防災情報等の提供	(株)中国新聞社	資料編参考 危予-17
	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18

修 正 後			
修正理由 組織改正に伴う修正			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
危機管理室 災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会 広島放送局 、(株)中国放送、広島テレビ放送㈱、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送㈱	資料編参考 危予-7
	船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考 危予-8
	応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9
	災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 危予-10
	大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 危予-11
	災害時における放送、臨時災害放送局の運営	(株)中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 危予-12
	災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 危予-13
	特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考 危予-14
	大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 危予-15
	災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考 危予-16
	広島市の防災情報等の提供	(株)中国新聞社	資料編参考 危予-17
	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18

修 正 前					
震災対策編	頁				
第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力	227				
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》					
1～3 (略)					
4 具体的な協力内容を協定している団体等					
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。					
(1) 国及び地方公共団体等 (略)					
(2) 民間団体					
危機管理室 灾害予防課	所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
	(新設)				
		(略)			
	無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ株	資料編参考 危予-19		
	大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20		
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21		
	(新設)				

修 正 後						
修 正 理 由						
新たに協定等を締結したことに伴う修正等						
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》						
1～3 (略)						
4 具体的な協力内容を協定している団体等						
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。						
(1) 国及び地方公共団体等 (略)						
(2) 民間団体						
危機管理室 灾害予防課	所管局・課	協力内容	団体名	資料番号		
	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク株式会社	資料編参考 危予-1		
		(略)				
		無人航空機による災害応急対策活動 (撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ株	資料編参考 危予-19		
		大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20		
		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21		
		災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23		
		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24		
		災害救護資器材(ワンタッチパーテーション)の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予-25		
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予-26		
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予-27		

修 正 前																											
震災対策編	頁																										
第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力	227																										
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																											
1～3 (略)																											
4 具体的な協力内容を協定している団体等																											
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																											
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																											
(2) 民間団体																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">企画総務局 政策企画課</td><td>災害時における物資提供等</td><td>大塚製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-1</td></tr> <tr> <td>防災・減災に対する児童教育等</td><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>資料編参考 調政-2</td></tr> <tr> <td>広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書</td><td>株式会社ポプラ</td><td>資料編参考 調政-3</td></tr> <tr> <td>広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</td><td>日本郵便株式会社</td><td>資料編参考 調政-4</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4	(新設)		
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
(略)																											
企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1																								
	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2																								
	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3																								
	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4																								
	(新設)																										

修 正 後																											
修 正 理 由																											
新たに協定を締結したことに伴う修正																											
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》																											
1～3 (略)																											
4 具体的な協力内容を協定している団体等																											
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。																											
(1) 国及び地方公共団体等 (略)																											
(2) 民間団体																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th> <th>協力内容</th> <th>団体名</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">企画総務局 政策企画課</td><td>災害時における物資提供等</td><td>大塚製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-1</td></tr> <tr> <td>防災・減災に対する児童教育等</td><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>資料編参考 調政-2</td></tr> <tr> <td>広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書</td><td>株式会社ポプラ</td><td>資料編参考 調政-3</td></tr> <tr> <td>広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</td><td>日本郵便株式会社</td><td>資料編参考 調政-4</td></tr> <tr> <td>災害時における物資提供等</td><td>アース製薬株式会社</td><td>資料編参考 調政-5</td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4	災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号																								
(略)																											
企画総務局 政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1																								
	防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2																								
	広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3																								
	広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4																								
	災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5																								

修 正 前															
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力		頁	227												
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》															
1～3 (略)															
4 具体的な協力内容を協定している団体等															
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)															
(2) 民間団体															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th><th>協力内容</th><th>団体名</th><th>資料番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>市 民 局</td><td>国際化推進課 (新設)</td><td>広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター</td><td>資料編参考 国際-1</td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				市 民 局	国際化推進課 (新設)	広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号												
(略)															
市 民 局	国際化推進課 (新設)	広島市災害多言語支援センターの運営 (公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1												

修 正 後															
修 正 理 由			新たに協定を締結したことに伴う修正												
第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》															
1～3 (略)															
4 具体的な協力内容を協定している団体等															
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。															
(1) 国及び地方公共団体等 (略)															
(2) 民間団体															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管局・課</th><th>協力内容</th><th>団体名</th><th>資料番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td>市 民 局</td><td>国際化推進課 <u>市民活動推進課</u></td><td>広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u></td><td>資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u></td></tr> </tbody> </table>				所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	(略)				市 民 局	国際化推進課 <u>市民活動推進課</u>	広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u>	資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u>
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号												
(略)															
市 民 局	国際化推進課 <u>市民活動推進課</u>	広島市災害多言語支援センターの運営 <u>広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等</u>	資料編参考 国際-1 <u>社会福祉法人広島市社会福祉協議会</u>												

修 正 前			
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請		頁 227～228	
第1 公共的団体等への協力要請			
4 具体的な協力内容を協定している団体等			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 福祉広医会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、 <u>国家公務員共済組合連合会</u> 、(社福) 清恵会、(社福) もみじ福祉会、(社福) かきつばた福祉会、 <u>(社福) 広島常光福祉会</u> 、(社福) 広島東福祉会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 交響 _{（社福）} つつじ、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、 <u>(公財) 広島原爆被爆者援護事業団</u> 、(社福) 安芸会、(医) 恒和会、 <u>(社福) 広島光明学園</u> 、(社福) 光清学園、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 三篠会、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) あと会、(社福) 輝き奉仕会、(社福) サンシャイン、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 燐心会、(医) みやうち、(社福) ともえ福祉会、(医) 和同会 <u>（社福）ひろしま四季の会</u> 、(社福) 樂友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会 _{（社福）} I G L 学園福祉会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会(社福) 希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 和楽会、(社福) 松風会、(学) 安田学園、(医) 恵愛会、(社福) 平和会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、 <u>(社福) I G L 学園福祉会</u> 、(株) スキヤット、(社福) 正仁会、 <u>(社福) 信々会</u> 、 <u>(公財) 広島原爆被爆者援護事業団</u> 、(医) 秀仁会、(社福) あさ、(医) うすい会、(医) あと会、(医) 恵正会、 <u>(社福) 広島常光福祉会</u> 、(社福) 安芸の郷、(社福) 柏学園、(医) 松栄会、(医) 長寿会、(社福) 無漏福祉会、(社福) 順源会、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 芸南福祉会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 経山会【 <u>75</u> 団体 <u>99</u> 施設】	資料編参考健健-5

修 正 後			
修正理由 時点修正及び誤字の修正			
第1 公共的団体等への協力要請			
4 具体的な協力内容を協定している団体等			
(2) 民間団体			
所管局・課	協力内容	団体名	資料番号
(略)			
健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 福祉広医会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、 <u>（削除）</u> 、(社福) 清恵会、(社福) もみじ福祉会、(社福) かきつばた福祉会、 <u>（削除）</u> 、(社福) 広島東福祉会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 交響 _{（社福）} つつじ、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、 <u>（削除）</u> 、(社福) 安芸会、(医) 恒和会、 <u>（医）輔仁会</u> 、 <u>（削除）</u> 、(社福) 光清学園、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 三篠会、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) あと会、(社福) 輝き奉仕会、(社福) サンシャイン、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 燐心会、(医) みやうち、(社福) ともえ福祉会、(医) 和同会、 <u>（社福）ひろしま四季の会</u> 、(社福) 樂友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会 _{（社福）} I G L 学園福祉会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会(社福) 希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 和楽会、(社福) 松風会、(学) 安田学園、(医) 恵愛会、(社福) 平和会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、 <u>（削除）</u> 、(株) スキヤット、(社福) 正仁会、 <u>（削除）</u> 、(医) 秀仁会、(社福) あさ、(医) うすい会、(医) あと会、(医) 恵正会、 <u>（削除）</u> 、(社福) 安芸の郷、(社福) 柏学園、(医) 松栄会、(医) 長寿会、(社福) 無漏福祉会、(社福) 順源会、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 芸南福祉会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 経山会【 <u>74</u> 団体 <u>104</u> 施設】	資料編参考健健-5

修 正 前	
震災対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 232
第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	
<p>1 人的受援の要請の基準</p> <p>市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の応援を要請する。</p> <p>(1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合</p> <p>(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合</p> <p>(3) その他市長等が他の地方公共団体等の職員の応援の必要があると認めた場合</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>(略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）	
<p>1 人的受援の要請の基準</p> <p>市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の応援を要請する。</p> <p><u>なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>(1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合</p> <p>(2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合</p> <p>(3) その他市長等が他の地方公共団体等の職員の応援の必要があると認めた場合</p> <p>2 受援班の設置</p> <p>(略)</p>	

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第2節 津波に強いまちづくり	頁 249
第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	
<p>本市は、平成25年3月に公表された広島県津波浸水想定図等において示された「最大クラスの津波」である「南海トラフ巨大地震による津波」及び「津波到達時間が短い津波」である「瀬戸内海活断層等による津波」並びに「水面より地面が低い場所において、地震による堤防等の破壊により、津波が到達する前に始まる浸水」に対し、市民等の生命を守ることを最優先とし、市民等の避難を軸に、津波災害に対する知識の普及、浸水時緊急退避施設の確保等の避難体制の整備に重点的に取り組む。</p> <p>また、海岸保全施設等の整備促進、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難路・避難階段の整備、土地利用・建築規制など、国、県、市の役割に応じて地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</p> <p>なお、比較的発生頻度の高い津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）については、県の検討結果等を踏まえ、人命・住民財産の保護、臨海部の産業・物流機能への被害軽減による地域経済の確保の観点から、国、県の港湾、河川部局等に対し海岸保全施設等の整備について働き掛けを行う。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	

本市は、平成25年3月に公表された広島県津波浸水想定図等において示された「最大クラスの津波」である「南海トラフ巨大地震による津波」及び「津波到達時間が短い津波」である「瀬戸内海活断層等による津波」並びに「水面より地面が低い場所において、地震による堤防等の破壊により、津波が到達する前に始まる浸水」に対し、市民等の生命を守ることを最優先とし、市民等の避難を軸に、津波災害に対する知識の普及、浸水時緊急退避施設の確保等の避難体制の整備に重点的に取り組む。

また、海岸保全施設等の整備促進、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難路・避難階段の整備、土地利用・建築規制など、国、県、市の役割に応じて地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

なお、比較的発生頻度の高い津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）については、県の検討結果等を踏まえ、人命・住民財産の保護、臨海部の産業・物流機能への被害軽減による地域経済の確保の観点から、国、県の港湾、河川部局等に対し海岸保全施設等の整備について働き掛けを行う。

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第3節 津波災害の予防対策	頁 252
<p>第3 津波からの避難</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広島県津波避難計画策定<u>方針</u>を踏まえた津波避難対策の推進</p> <p>地震により発生した津波や堤防等が決壊した場合の浸水による人的被害を軽減するため<u>に、津波や 浸水の被害を受けるおそれのある市町及び地域が津波避難計画を作成する際の参考として、県が市町 に対して示す方針である「広島県津波避難計画策定<u>方針</u>」を踏まえ、津波避難計画の作成に向けた取 り組みを進める。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由 県の解釈変更に伴う所要の修正	
<p>第3 津波からの避難</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広島県津波避難計画策定<u>指針</u>を踏まえた津波避難対策の推進</p> <p>地震により発生した津波や堤防等が決壊した場合の浸水による人的被害を軽減するため<u>、県が策 定した「広島県津波避難計画策定<u>指針</u>」を踏まえ、必要な津波避難対策を進めていく。</u></p>	

修 正 前	
震災対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する 計画	頁 262
第5 津波避難対策	
<p>1 津波避難計画の作成 《危機管理室灾害予防課》</p> <p><u>市は、「広島県津波避難計画策定指針」を踏まえ、浸水による人的被害を軽減するため、津波避 難計画の作成を進める。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由	県の解釈変更に伴う所要の修正
第5 津波避難対策	
<p>1 広島県津波避難計画策定指針を踏まえた津波避難対策の推進 《危機管理室灾害予防課》</p> <p><u>震災対策編「第4章 津波災害対策、第3節 津波災害の予防対策、第3 津波からの避難、4 広島県津波避難計画策定指針を踏まえた津波避難対策の推進」による。</u></p>	

修 正 前	
震災対策編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	頁 266
第7 ライフライン事業者及び放送機関の対応《危機管理室災害予防課》	
<p>1～5 (略)</p> <p>6 放送</p> <p>日本放送協会<u>広島拠点放送局</u>、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送ができるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。 (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。 (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。 (4) 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。 <p>津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第7 ライフライン事業者及び放送機関の対応《危機管理室災害予防課》	
<p>1～5 (略)</p> <p>6 放送</p> <p>日本放送協会<u>広島放送局</u>、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送ができるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。 (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。 (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。 (4) 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。 <p>津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</p> <p>また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</p>	

修 正 前																								
都市灾害対策編 第2章 海上災害対策 第2節 市域に関連する港湾区域、港湾施設等の現況				頁																				
				305																				
第2 港湾施設																								
3 利用状況																								
(1) 入港船舶種別表（令和 <u>2</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>外航商船</th><th>内航商船</th><th>自動車航船 (内外航含む)</th><th>その他</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隻 数</td><td>1,196</td><td>24,933</td><td>16,000</td><td>191</td><td>42,320</td></tr> <tr> <td>総トン数</td><td>23,311,710</td><td>8,931,153</td><td>7,188,293</td><td>77,741</td><td>39,508,897</td></tr> </tbody> </table>	区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計	隻 数	1,196	24,933	16,000	191	42,320	総トン数	23,311,710	8,931,153	7,188,293	77,741	39,508,897						
区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計																			
隻 数	1,196	24,933	16,000	191	42,320																			
総トン数	23,311,710	8,931,153	7,188,293	77,741	39,508,897																			
(2) 入港船舶階級別表（令和 <u>2</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>10,000 総 トン数</th><th>6,000 以上 10,000 未満</th><th>3,000 以上 6,000 未満</th><th>1,000 以上 3,000 未満</th><th>500 以上 1,000 未満</th><th>500 総トン 未満</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td><td>313</td><td>587</td><td>283</td><td>13</td><td>二</td><td>二</td><td>1,196 42,130</td></tr> <tr> <td>内航</td><td>24</td><td>5</td><td>493</td><td>184</td><td>4,454</td><td>35,557</td><td>40,934</td></tr> </tbody> </table>	区分	10,000 総 トン数	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計	外航	313	587	283	13	二	二	1,196 42,130	内航	24	5	493	184	4,454	35,557	40,934
区分	10,000 総 トン数	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計																	
外航	313	587	283	13	二	二	1,196 42,130																	
内航	24	5	493	184	4,454	35,557	40,934																	
(3) 船舶乗降人員（令和 <u>2</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗込人員</th><th>上陸人員</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>643,681</td><td>654,709</td><td>1,298,390</td></tr> </tbody> </table>	乗込人員	上陸人員	計	643,681	654,709	1,298,390																		
乗込人員	上陸人員	計																						
643,681	654,709	1,298,390																						

修 正 後																								
修 正 理 由																								
時点修正																								
第2 港湾施設																								
3 利用状況																								
(1) 入港船舶種別表（令和 <u>3</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th><th>外航商船</th><th>内航商船</th><th>自動車航船 (内外航含む)</th><th>その他</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隻 数</td><td>1,199</td><td>23,118</td><td>16,299</td><td>192</td><td>40,808</td></tr> <tr> <td>総トン数</td><td>25,824,160</td><td>8,964,141</td><td>7,647,430</td><td>98,870</td><td>42,534,601</td></tr> </tbody> </table>	区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計	隻 数	1,199	23,118	16,299	192	40,808	総トン数	25,824,160	8,964,141	7,647,430	98,870	42,534,601						
区 別	外航商船	内航商船	自動車航船 (内外航含む)	その他	合 計																			
隻 数	1,199	23,118	16,299	192	40,808																			
総トン数	25,824,160	8,964,141	7,647,430	98,870	42,534,601																			
(2) 入港船舶階級別表（令和 <u>3</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>10,000 総 トン数</th><th>6,000 以上 10,000 未満</th><th>3,000 以上 6,000 未満</th><th>1,000 以上 3,000 未満</th><th>500 以上 1,000 未満</th><th>500 総トン 未満</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航</td><td>342</td><td>564</td><td>277</td><td>16</td><td>0</td><td>0</td><td>1,199 40,616</td></tr> <tr> <td>内航</td><td>249</td><td>4</td><td>461</td><td>376</td><td>4,758</td><td>33,569</td><td>39,417</td></tr> </tbody> </table>	区分	10,000 総 トン数	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計	外航	342	564	277	16	0	0	1,199 40,616	内航	249	4	461	376	4,758	33,569	39,417
区分	10,000 総 トン数	6,000 以上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計																	
外航	342	564	277	16	0	0	1,199 40,616																	
内航	249	4	461	376	4,758	33,569	39,417																	
(3) 船舶乗降人員（令和 <u>3</u> 年度）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗込人員</th><th>上陸人員</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>607,400</td><td>614,461</td><td>1,221,861</td></tr> </tbody> </table>	乗込人員	上陸人員	計	607,400	614,461	1,221,861																		
乗込人員	上陸人員	計																						
607,400	614,461	1,221,861																						

修 正 前

都市灾害対策編 第2章 海上災害対策 資料3 大型旅客船の入港状況	頁 317
---	----------

資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
(中略)					
令和2年度	—	—	2	ぱしふいっくびいなす 26, 594	2
(新設)					

修 正 後

修 正 理 由 時点修正

資料3 大型旅客船の入港状況

区分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
(中略)					
令和2年度	—	—	2	ぱしふいっくびいなす 26, 594	2
令和3年度	二	二	2	にっぽん丸 21, 903	2

修 正 前	
都市灾害対策編 第2章 海上災害対策 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則 (排出油等防除マニュアル)	頁 326
排出油等防除マニュアル	
第1編 排出油等の事故発生後の措置	
1 広島海上保安部への通報	
(2) 通報先 広島海上保安部 082-253-3111(fax:082-253-0027) 又は 緊急通報用番号 118、船舶無線（呼び出し呼称：ひろしまほあん） * この地域から 118 番をかけると、 <u>第六管区海上保安運用司令センター</u> にかかります。通報した内容は、同センターから <u>広島海上保安本部</u> に伝達されます。 * エリア内で船舶無線で「ひろしまほあん」を呼び出すと、 <u>第六管区海上保安運用司令センター</u> が応答し、通報した内容は、同センターから <u>広島海上保安本部</u> に伝達されます。	
(3) 通報事項（法第38条第1～4項、規則第27条第1項、第30条の3～5、法第38条第6項）	
① 事故発生（又は発見）の日時場所 ② 排出した油等の種類、量及び広がりの状況 ③ 油等の排出時における気象海象 ④ 海洋汚染防止のために講じた、又は講じようとする措置 ⑤ 流出した船舶又は陸上保管施設の名称等 船舶の場合：船名、用途、総トン数、船籍港、船舶所有者及び同連絡先、積載されていた油等の種類及び量 施設の場合：名称、所在地、設置者及び同連絡先 ⑥ 排出油等防除資機材の種類及び数量 ⑦ 損壊の程度及び箇所 ⑧ 排出された物質を積載又は管理していた容器の種類、数量及び状態（X類等と同程度に有害であるとして告示された物質 1kg 以上の排出の場合に限る。） ⑨ 負傷者の有無、状況及び負傷者に対する措置事項 ⑩ その他必要事項 ：推定残存量及び保管状況 ：排出現場及びその付近のガス濃度 ：船舶交通の状況 ：火災発生の有無又はそのおそれ ：荷受人又は荷送人の名称及び連絡先（港内及びその付近で発生した場合に限る。） * 判明していない事項及び情勢の変化は、判明次第、通報する。 * 通報者及びその関係者は、 <u>広島海上保安本部</u> から追加情報の要請があった場合、可能な限りこれに応じる。	
(略)	

修 正 後	
修 正 理 由	時点修正
排出油等防除マニュアル	
第1編 排出油等の事故発生後の措置	
1 広島海上保安部への通報	
(2) 通報先 広島海上保安部 082-253-3111(fax:082-253-0027) 又は 緊急通報用番号 118、船舶無線（呼び出し呼称：ひろしまほあん） * この地域から 118 番をかけると、 <u>第六管区海上保安本部運用司令センター</u> にかかります。通報した内容は、同センターから <u>広島海上保安部</u> に伝達されます。 * エリア内で船舶無線で「ひろしまほあん」を呼び出すと、 <u>第六管区海上保安本部運用司令センター</u> が応答し、通報した内容は、同センターから <u>広島海上保安部</u> に伝達されます。	
(3) 通報事項（法第38条第1～4項、規則第27条第1項、第30条の3～5、法第38条第6項）	
① 事故発生（又は発見）の日時場所 ② 排出した油等の種類、量及び広がりの状況 ③ 油等の排出時における気象海象 ④ 海洋汚染防止のために講じた、又は講じようとする措置 ⑤ 流出した船舶又は陸上保管施設の名称等 船舶の場合：船名、用途、総トン数、船籍港、船舶所有者及び同連絡先、積載されていた油等の種類及び量 施設の場合：名称、所在地、設置者及び同連絡先 ⑥ 排出油等防除資機材の種類及び数量 ⑦ 損壊の程度及び箇所 ⑧ 排出された物質を積載又は管理していた容器の種類、数量及び状態（X類等と同程度に有害であるとして告示された物質 1kg 以上の排出の場合に限る。） ⑨ 負傷者の有無、状況及び負傷者に対する措置事項 ⑩ その他必要事項 ：推定残存量及び保管状況 ：排出現場及びその付近のガス濃度 ：船舶交通の状況 ：火災発生の有無又はそのおそれ ：荷受人又は荷送人の名称及び連絡先（港内及びその付近で発生した場合に限る。） * 判明していない事項及び情勢の変化は、判明次第、通報する。 * 通報者及びその関係者は、 <u>広島海上保安部</u> から追加情報の要請があった場合、可能な限りこれに応じる。	
(略)	

修 正 前

都市灾害対策編

第2章 海上災害対策

資料7 海上流出油対策用資機材の保有状況

頁

332

防除器材の整備・保有状況一覧表

令和2年3月31日現在

機 関 名	オイル フェンス (m)	油処理剤 (リッ) (kg)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災 作業船 (隻)	消防能力 保有船 (隻)	化学消火剤 (泡 k l、粉末 kg)
広島海上保安部	200	3,366	498.5		2	1	2	

(略)

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

防除器材の整備・保有状況一覧表

令和4年10月1日現在

機 関 名	オイルフ ェンス (m)	油処理剤 (リッ) (kg)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災 作業船 (隻)	消防能力 保有船 (隻)	化学消火剤 (泡 k l、粉末 kg)
広島海上保安部	200	3456	504			3	1	3

(略)

修 正 前	
都市灾害対策編 第3章 航空機災害対策 第4節 災害予防計画	頁 335
<p>第3 防災訓練の実施《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局警防課・西消防署》</p> <p>関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の航空機災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第3 防災訓練の実施《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局警防課・西消防署》</p> <p>関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに</u>、各種の航空機災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 前	
都市灾害対策編 第4章 鉄道災害対策 第2節 市域における鉄道施設等の現況	頁 340
(略) <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）<u>約 10.3 万人</u>であり、バリアフリーの超低床電車を運行させるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
(略) <p>このうち、大正元年に開業した広島電鉄の市内線（路面電車）は、順次、路線を拡大し、現在、延長距離 19.0km、利用者数（一日平均）<u>約 7.4 万人</u>であり、バリアフリーの超低床電車を運行せるなど、市民生活に欠かせない交通手段となっている。</p>	

修 正 前	
都市灾害対策編 第4章 鉄道灾害対策 資料1 鉄軌道施設の概要	頁 345
○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	
• JR山陽本線にて運行（上下 <u>71</u> 本／日）している。	
• 化成品（危険物・毒劇物等）積載車両も運行しており、その取扱量は全体の1割弱である。なお、石油類の輸送はしていない。	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
○ 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	
• JR山陽本線にて運行（上下 <u>63</u> 本／日）している。	
• 化成品（危険物・毒劇物等）積載車両も運行しており、その取扱量は全体の1割弱である。なお、石油類の輸送はしていない。	

修 正 前

都市灾害対策編 第4章 鉄道灾害対策 資料1 鉄軌道施設の概要	頁 345
---------------------------------------	----------

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>212</u> 本
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複 20)	5.4km	<u>216</u> 本
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複 29)	9.2km	<u>175</u> 本
5 号 線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複 11)	6.0km	<u>204</u> 本
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	<u>158</u> 本
(略)				
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>222</u> 本
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>264</u> 本

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (103千人)、宮島線 (46千人)【令和2年度実績】

修 正 後

修 正 理 由 時点修正

○ 広島電鉄株式会社

区 分	区 間	駅 数	運行距離	運行本数(往復)
1 号 線	広島駅～紙屋町～広島港	27(重複 27)	8.0km	<u>211</u> 本
2 号 線	広島駅～紙屋町～広電西広島	20(重複 20)	5.4km	<u>210</u> 本
3 号 線	広島港～紙屋町～広電西広島	29(重複 29)	9.2km	<u>146</u> 本
5 号 線	広島駅～比治山下～広島港	18(重複 11)	6.0km	<u>203</u> 本
6 号 線	広島駅～紙屋町～江波	20(重複 20)	6.1km	<u>156</u> 本
(略)				
9 号 線	八丁堀～白島	5	1.2km	<u>178</u> 本
宮 島 線	広電西広島～広電宮島口	21	16.1km (西広島～宮島口間)	<u>252</u> 本

※ 利用者数(一日平均)～市内線 (74千人)、宮島線 (35千人)【令和3年度実績】

修 正 前	
都市灾害対策編 第5章 道路灾害対策 第4節 災害予防計画	頁 348
<p>第3 防災訓練の実施《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、危機管理室、消防局警防課、各消防署》</p> <p>関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の道路灾害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第3 防災訓練の実施《各道路管理者、各道路運送事業者、広島県公安委員会、危機管理室、消防局警防課、各消防署》</p> <p>関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の道路灾害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 前

都市灾害対策編 第5章 道路災害対策 資料1 高速道路等の概要	頁 352
---------------------------------------	----------

高速道路等の概要 資料1				
道 路 名	区 間	管 理 者	交 通 量(1時) (略)	設 備 機 器 等
(略)				
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社		
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃	48, 034台	非常電話設備、気象観測装置、道路情報板、監視テレビ、車両感知器、トンネル防災設備
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区觀音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	14, 112台	

(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成31年1月～令和元年12月実績である。

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和2年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修 正 後

修 正 理 由 時点修正

高速道路等の概要 資料1				
道 路 名	区 間	管 理 者	交 通 量(1時) (略)	設 備 機 器 等
(略)				
広島高速1号線 (安芸府中道路)	東区福田町～ 東区温品二丁目	広島高速道路公社		
広島高速2号線 (府中仁保道路)	東区温品町～ 南区仁保沖町	〃	50, 197台	非常電話設備、気象観測装置、道路情報板、監視テレビ、車両感知器、トンネル防災設備
広島高速3号線 (広島南道路)	南区仁保沖町～ 西区觀音新町四丁目	〃		
広島高速4号線 (広島西風新都線)	西区中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大塚東町	〃	14, 525台	

(注1) 西日本高速道路㈱の管理する高速道路等の交通量は、平成31年1月～令和元年12月実績である。

(注2) 広島高速道路公社の管理する高速道路等の交通量は、令和3年度実績である。

※ 国道、地方道等の主要箇所及びトンネルにも、道路情報板、トンネル防災設備がそれぞれ整備されている。

修 正 前	
都市灾害対策編 第6章 大規模火災対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 356
第1 施設等の概要 《危機管理室、消防局予防課、経済観光局農林整備課》	
<p>1 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50mを超える高層建築物は <u>144</u> 棟（<u>令和3年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表1のとおりである。</p> <p>2 地下街 避難・進入口が限定されることなどから消防活動に制約がある地下街は、平成13年4月に紙屋町地下街（愛称：シャレオ）が開設され、1日平均約13万人（平成29年5月現在）が利用している。その概要是別表2のとおりである。</p> <p>3 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が3,000 m²以上の大規模な施設は <u>116</u> 棟（<u>令和3年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表3のとおりである。</p> <p>4 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が6,000 m²以上の大規模な施設は <u>312</u> 棟（<u>令和3年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表4のとおりである。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
時点修正	
第1 施設等の概要 《危機管理室、消防局予防課、経済観光局農林整備課》	
<p>1 高層建築物 はしご消防車が届かないことから消防活動に制約がある高さ 50mを超える高層建築物は <u>151</u> 棟（<u>令和4年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表1のとおりである。</p> <p>2 地下街 避難・進入口が限定されることなどから消防活動に制約がある地下街は、平成13年4月に紙屋町地下街（愛称：シャレオ）が開設され、1日平均約13万人（平成29年5月現在）が利用している。その概要是別表2のとおりである。</p> <p>3 病院・社会福祉施設 避難困難者を多数収容する病院・社会福祉施設のうち、延床面積が3,000 m²以上の大規模な施設は <u>118</u> 棟（<u>令和4年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表3のとおりである。</p> <p>4 大規模店舗・ホテル等施設 避難経路等に不案内である不特定多数の者が利用する大規模店舗・ホテル等施設のうち、延床面積が6,000 m²以上の大規模な施設は <u>287</u> 棟（<u>令和4年</u>3月末現在）で、その区別概況は別表4のとおりである。</p>	

修 正 前	
都市灾害対策編 第6章 大規模災害対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 356
第1 施設等の概要 6 山林 本市の森林面積は、市域の6割以上を占める60,337ha（平成31年4月1日現在）となっており、このうち約9割が約3万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、294路線、総延長 <u>366,100m</u> （令和3年4月1日現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表5のとおりである。	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
第1 施設等の概要 6 山林 本市の森林面積は、市域の6割以上を占める60,337ha（平成31年4月1日現在）となっており、このうち約9割が約3万人の森林所有者によって経営される民有林である。また、林野火災時の消防活動に有効である林道の整備状況は、294路線、総延長 <u>366,184m</u> （令和4年4月1日現在）となっており、これら森林・林道の区別概況は別表5のとおりである。	

修 正 前

都市灾害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 357、366
---	--------------

第2 火災の発生状況《消防局予防課》

本市における近年（過去10年間）の火災発生状況は別表6のとおり、年間平均約313件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね60.8%、林野火災が2.5%、車両火災が8.1%、船舶火災が0.1%、枯草の焼失などその他の火災が28.4%となっている。

なお、火災により年間約11人の死者が発生している。

広島市の火災発生状況（過去10年間） 別表6

区分	火災件数 (件)	火災種別(件)						焼損面積 (m ²)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位	
平成23年	437	244	20	28	0	0	144	5,398	35	492,170	11	52	放火 疑い含 96	たばこ 65	こんろ 52	火遊び 37	たき火 26	
平成24年	375	204	15	38	2	0	116	3,755	14	470,016	12	59	放火 疑い含 76	たばこ 52	こんろ 40	火遊び 29	たき火 27	
平成25年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 75	たばこ 66	こんろ 38	火遊び 29	たき火 28	
平成26年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	88	619,375	30	62	放火 疑い含 63	たばこ 47	こんろ 47	たき火 24	火遊び 14	
平成27年	289	190	3	17	0	0	79	5,138	7	439,205	19	62	放火 疑い含 46	たばこ 46	こんろ 32	火遊び 28	たき火 17	
平成28年	275	176	5	31	0	0	63	2,929	45	439,604	5	53	放火 疑い含 54	たばこ 44	こんろ 36	火遊び 16	排気管 10	
平成29年	297	196	3	20	0	0	78	3,796	11	441,923	7	56	放火 疑い含 51	たばこ 50	こんろ 38	たき火 14	火遊び/ ストーブ 12	
平成30年	244	155	6	18	0	0	65	3,699	399	512,295	8	48	放火 疑い含 35	たばこ 36	こんろ 34	たき火 32	電気機器 10	
令和元年	255	156	3	22	0	0	74	3,139	56	315,792	9	39	たばこ 41	放火 疑い含 29	こんろ 27	たき火 20	電灯・ 電話等の配線 15	
令和2年	214	135	5	14	0	0	60	2,811	11	216,427	4	44	たばこ 37	こんろ 28	放火 疑い含 26	たき火 21	電気機器 8	
(新設)																		

修 正 後

修正理由 時点修正

第2 火災の発生状況《消防局予防課》

本市における近年（過去10年間）の火災発生状況は別表6のとおり、年間平均約292件の火災が発生しており、その内訳は建物火災が概ね61.5%、林野火災が2.2%、車両火災が8.7%、船舶火災が0.1%、枯草の焼失などその他の火災が27.5%となっている。

なお、火災により年間約12人の死者が発生している。

広島市の火災発生状況（過去10年間） 別表6

区分	火災件数 (件)	火災種別(件)						焼損面積 (m ²)	林野 (a)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	火災原因 (下段は件数)					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他						1位	2位	3位	4位	5位	
平成24年	375	204	15	38	2	0	116	3,755	14	470,016	12	59	放火 疑い含 76	たばこ 52	こんろ 40	火遊び 29	たき火 27	
平成25年	384	230	11	29	0	0	114	7,075	35	771,881	9	48	放火 疑い含 75	たばこ 66	こんろ 38	火遊び 29	たき火 28	
平成26年	361	219	8	37	1	0	96	5,445	86	619,375	30	62	放火 疑い含 63	たばこ 47	こんろ 24	火遊び 14		
平成27年	289	190	3	17	0	0	79	5,138	7	439,205	19	62	放火 疑い含 46	たばこ 46	こんろ 32	火遊び 28	たき火 17	
平成28年	275	176	5	31	0	0	63	2,929	45	439,604	5	53	放火 疑い含 54	たばこ 44	こんろ 36	火遊び 16	排気管 10	
平成29年	297	196	3	20	0	0	78	3,796	11	441,928	7	56	放火 疑い含 51	たばこ 50	こんろ 38	たき火 14	火遊び/ ストーブ 12	
平成30年	244	155	6	18	0	0	65	3,699	399	512,295	8	48	放火 疑い含 35	たばこ 36	こんろ 32	たき火 10	電気機器 10	
令和元年	255	156	3	22	0	0	74	3,139	56	315,792	9	39	放火 疑い含 29	たばこ 41	こんろ 27	たき火 20	電灯・ 電話等の配線 15	
令和2年	214	135	5	14	0	0	60	2,811	11	216,427	4	44	放火 疑い含 26	たばこ 37	こんろ 28	たき火 21	電気機器 8	
令和3年	223	134	5	27	1	0	56	5,849	38	773,407	12	37	放火 疑い含 26	たばこ 28	こんろ 29	たき火 19	電気機器/ 排気管 10	

修 正 前	
都市灾害対策編 第6章 大規模火災対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 357
第4 消防力の概要《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》	
<p>本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成19年4月1日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託している。</p> <p>これにより、常備消防の職員は、広島市消防局1,350人(定数)で、ヘリコプター、消防艇等を除く消防車両等については、<u>342</u>台保有しており、非常備の消防団員は2,753人(定数)で、157台の消防車両と<u>292</u>台の小型動力ポンプを保有している。(資料編 消防計画参照)</p> <p>なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材(消防車両を除く。)の保有状況は、別表7のとおりである。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 時点修正	
第4 消防力の概要《消防局消防団室・施設課・職員課・警防課》	
<p>本市の消防体制は、本市の消防事務とあわせて、平成19年4月1日から安芸郡海田町・坂町・熊野町、山県郡安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託している。</p> <p>これにより、常備消防の職員は、広島市消防局1,350人(定数)で、ヘリコプター、消防艇等を除く消防車両等については、<u>320</u>台保有しており、非常備の消防団員は2,753人(定数)で、157台の消防車両と<u>154</u>台の小型動力ポンプを保有している。(資料編 消防計画参照)</p> <p>なお、消防機関及び関係機関における大規模火事災害への対応用資機材(消防車両を除く。)の保有状況は、別表7のとおりである。</p>	

修 正 前	
都市灾害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第4節 災害予防計画	頁 359
<p>第3 防災訓練の実施《危機管理室、消防局警防課・予防課》</p> <p>1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第3 防災訓練の実施《危機管理室、消防局警防課・予防課》</p> <p>1 関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の大規模火事災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。</p>	

修 正 前

都市灾害対策編
第6章 大規模火災災害対策
第2節 市域における大規模施設等の現況

頁

362

高さ 50mを超える高層建築物の現況 別表 1

(単位：棟 令和3年3月末現在)

区分	棟 数	50m超	60m超	70m超	80m超	90m超	100m超
中 区	<u>95</u>	<u>67</u>	4	7	7	4	<u>6</u>
東 区	<u>11</u>	<u>7</u>	1			2	1
南 区	<u>24</u>	<u>14</u>	2	2	2	<u>2</u>	2
西 区	<u>5</u>	<u>4</u>			1		
安佐南区	<u>6</u>	<u>3</u>				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	3	2			1		
計	<u>144</u>	<u>97</u>	7	9	11	<u>11</u>	<u>9</u>

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

高さ 50mを超える高層建築物の現況 別表 1

(単位：棟 令和4年3月31日現在)

区分	棟 数	50m超	60m超	70m超	80m超	90m超	100m超
中 区	<u>97</u>	<u>68</u>	4	7	7	4	<u>7</u>
東 区	<u>12</u>	<u>8</u>	1			2	1
南 区	<u>26</u>	<u>15</u>	2	2	2	<u>3</u>	2
西 区	<u>6</u>	<u>5</u>			1		
安佐南区	<u>7</u>	<u>4</u>				3	
安佐北区							
安芸区							
佐伯区	3	2			1		
計	<u>151</u>	<u>102</u>	7	9	11	<u>12</u>	<u>10</u>

修 正 前

都市灾害対策編
第6章 大規模火災対策
第2節 市域における大規模施設等の現況

頁

364

延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況 別表3
(単位：棟 令和3年3月末現在)

区分	棟 数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中 区	22	10	5	5			2
東 区	18	9	8		1		
南 区	19	10	4	2		1	2
西 区	15	11	3	1			
安佐南区	14	9	4	1			
安佐北区	8	4	1	2		1	
安芸区	7	5	1	1			
佐伯区	13	7	5	1			
計	116	65	31	13	1	2	4

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況 別表4
(単位：棟 令和4年3月末現在)

区分	棟 数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中 区	108	46	49	7	4	1	1
東 区	23	9	11	3			
南 区	45	18	11	9	4	3	1
西 区	32	12	15	2	2	1	
安佐南区	39	22	14	1	2		
安佐北区	19	13	6				
安芸区	5	2	3				
佐伯区	17	10	5		1		
計	288	132	114	23	13	5	2

修 正 後

修 正 理 由
時点修正

延床面積 3,000 m²以上の病院・社会福祉施設の現況 別表3
(単位：棟 令和4年3月31日現在)

区分	棟 数	3,000 m ² ～	5,000 m ² ～	10,000 m ² ～	20,000 m ² ～	30,000 m ² ～	40,000 m ² ～
中 区	21	10	4	5			2
東 区	18	9	8		1		
南 区	19	10	4	2		1	2
西 区	15	11	3	1			
安佐南区	14	9	4	1			
安佐北区	9	4	1	2		1	1
安芸区	7	5	1	1			
佐伯区	15	8	6	1			
計	118	66	31	13	1	2	5

延床面積 6,000 m²以上の店舗・ホテル等の現況 別表4
(単位：棟 令和4年3月31日現在)

区分	棟 数	6,000 m ² ～	10,000 m ² ～	30,000 m ² ～	50,000 m ² ～	100,000 m ² ～	150,000 m ² ～
中 区	110	48	50	6	4	1	1
東 区	23	9	11	3			
南 区	44	18	10	8	4	3	1
西 区	33	13	15	2	2	1	
安佐南区	38	22	13	1	2		
安佐北区	19	13	6				
安芸区	5	2	3				
佐伯区	15	8	6		1		
計	287	133	114	20	13	5	2

修 正 前

都市灾害対策編
第6章 大規模火災対策
第2節 市域における大規模施設等の現況

頁

365

別表5
林道整備状況
(令和3年4月1日現)

区分	路線数	延長距離(m)	舗装率(%)
東 区	12	19,185	67.6
西 区	1	2,900	100.0
安佐南区	祇園地区	2	2,558
	安古市地区	3	500
	佐東地区	6	3,763
	沼田地区	62	51,337
	小 計	73	58,158
安佐北区	高陽地区	24	23,696
	可部地区	17	22,895
	安佐地区	37	44,733
	白木地区	43	62,165
	小 計	121	153,405
安芸区	瀬野川地区	13	10,021
	矢野地区	2	1,166
	阿戸地区	13	23,009
	小 計	28	34,196
佐伯区	五日市地区	18	18,345
	湯来地区	41	79,827
	小 計	59	98,172
合 計		294	366,100
			62.4

修 正 後

修正理由
時点修正

別表5
林道整備状況
(令和4年4月1日現)

区分	路線数	延長距離(m)	舗装率(%)
東 区	12	19,185	67.6
西 区	1	2,900	100.0
安佐南区	祇園地区	2	2,558
	安古市地区	3	500
	佐東地区	6	3,763
	沼田地区	62	51,337
	小 計	73	58,158
安佐北区	高陽地区	24	23,696
	可部地区	17	22,895
	安佐地区	37	44,817
	白木地区	43	62,165
	小 計	121	153,405
安芸区	瀬野川地区	13	10,021
	矢野地区	2	1,166
	阿戸地区	13	23,009
	小 計	28	34,196
佐伯区	五日市地区	18	18,345
	湯来地区	41	79,827
	小 計	59	98,172
合 計		294	366,184
			64.6

修 正 前

都市灾害対策編 第6章 大規模火事災害対策 第2節 市域における大規模施設等の現況	頁 367
---	----------

別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

令和3年10月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ (消火・救助等)	消防艇等※ (消火・救助等)	赤外線カメラ・探査スコープ等	救命索発射銃等	エンジンカッター等	チエンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水槽	空輸式水槽	トレーニングシャベル	消火薬剤（林野火災用）	消火薬剤（泡消火用）
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、32出張所内等	消1 救1	10	25	52	197	245	254	169	158	214	485	0	743	11		222	4		液217 (缶)		
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1			2	58				528	281			600	1		10					
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署）	救2	救1	3	6	35	68	21	36		127	55	75	374								
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	救1	3																液400L (削除)		
陸上自衛隊第18旅	海田市駐屯地（人命救助システム）			4	16	16	8	8	8													

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修 正 後

修正理由 時点修正

別表7 消防機関及び関係機関における大規模火事災害への主な対応用資機材（消防車両を除く。）の保有状況

令和4年10月1日現在

区分	保管場所	回転翼航空機※ (消火・救助等)	消防艇等※ (消火・救助等)	赤外線カメラ・探査スコープ等	救命索発射銃等	エンジンカッター等	チエンソー等	投光器等	発電機	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた・かま等	のこ・おの等	つるはし	スコップ	動力草刈り機	火たたき	貯水槽	空輸式水槽	トレーニングシャベル	消火薬剤（林野火災用）	消火薬剤（泡消火用）
広島市消防局（広島市各消防団を含む。）	8消防署、32出張所内等	消1 救1	10	25	52	197	245	254	169	158	214	485	0	743	11		222	4		液217 (缶)		
広島県	陸自海田市駐屯地、防災拠点施設、県消防学校の各倉庫	消1			2	58				528	281			600	1		10					
広島県警察	警備部機動隊等（広島中央・東・西・南、安佐南・安佐北、佐伯、海田警察署）	救2	救1	3	6	35	68	21	36		127	55	75	374								
第六管区海上保安本部広島海上保安部	広島海上保安部、広島空港	救3	救1	3																		(削除)
陸上自衛隊第18旅	海田市駐屯地（人命救助システム）			4	16	16	8	8	8													

※消：救助等及び消火活動可能なもの 救：放水、散水はせず救助・偵察等を行うもの

修 正 前	
都市灾害対策編 第7章 危険物等災害対策 第2節 市域における危険物等施設の現況	頁 368
第1 危険物施設の現況《消防局警防課・指導課》	
<p>危険物施設数は近年減少傾向にあり、令和3年3月末現在で<u>1,749</u>施設（「資料編「1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。</p> <p>このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別表8参照）。</p> <p>なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では令和2年度は200件である。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	時点修正
第1 危険物施設の現況《消防局警防課・指導課》	
<p>危険物施設数は近年減少傾向にあり、令和4年3月末現在で<u>1,794</u>施設（「資料編「1-4-5 危険物施設の推移と分布状況」参照）となっている。</p> <p>このうち、特に注意すべき危険物施設（指定数量1,000倍以上を貯蔵）は2事業所である（別表8参照）。</p> <p>なお、アルキルアルミニウム又はアルキルリチウム等（空気や水に接触すると発火する自然発火・禁水性物質）を運搬する場合は、あらかじめ消防機関に対して、経路その他の情報を提供することになっており、市内では令和3年度は200件である。</p>	

修 正 前

都市灾害対策編
第7章 危険物等災害対策
第2節 市域における危険物等施設の現況

頁

369

第2 毒物劇物施設の現況

毒物劇物施設は、761施設となっている。

(令和4年3月31日現在)

区分	分	施設数
毒物劇物営業者	製造業	10 (うち県登録3)
	輸入業	4 (うち県登録2)
	販売業	735 (うち県登録342)
業務上取扱者 (届出業者)	電気めっき業	8
	金属熱処理業者	1
	運送業	2
	しろあり防除業者	1
計		761

修 正 後

修 正 理 由

県の所管する毒物劇物営業者（販売業）数変更に伴う修正

第2 毒物劇物施設の現況

毒物劇物施設は、761施設となっている。

(令和4年3月31日現在)

区分	分	施設数
毒物劇物営業者	製造業	10 (うち県登録3)
	輸入業	4 (うち県登録2)
	販売業	735 (うち現物取扱343)
業務上取扱者 (届出業者)	電気めっき業	8
	金属熱処理業者	1
	運送業	2
	しろあり防除業者	1
計		761

修 正 前

都市灾害対策編

第7章 危険物等災害対策

第2節 市域における危険物等施設の現況

頁

369

第3 火薬類施設の現況《消防局指導課》

火薬類施設は、令和2年度末現在で59件となっている。

区分	施設件数
火薬庫	7
火薬庫外貯蔵所	27
火薬類販売営業所	22
火薬類消費場所（砕石）	3
計	59

第4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

- 1 (略)
2 高圧ガス保安法で規定している施設は、令和2年度末現在で2,147件（事業所）となっている。

区分	事業所数
製造所	930
貯蔵所	115
販売所	1,057
特定消費事業所	33
容器検査所	12
計	2,147

このうち、特に注意すべき高圧ガス施設（広島県地域防災計画）は9件である（別表8参照）

- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は令和2年度末現在で76件（事業所）となっている。

区分	事業所数
販売所	69
液化石油ガス特定供給設備	7
計	76

このうち、特に注意すべき施設はない。

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第3 火薬類施設の現況《消防局指導課》

火薬類施設は、令和3年度末現在で59件となっている。

区分	施設件数
火薬庫	7
火薬庫外貯蔵所	27
火薬類販売営業所	22
火薬類消費場所（砕石）	3
計	59

第4 ガス類施設の現況《中国四国産業保安監督部保安課、県消防保安課、消防局指導課》

- 1 (略)
2 高圧ガス保安法で規定している施設は、令和3年度末現在で2,163件（事業所）となっている。

区分	事業所数
製造所	913
貯蔵所	117
販売所	1,085
特定消費事業所	34
容器検査所	14
計	2,163

このうち、特に注意すべき高圧ガス施設（広島県地域防災計画）は9件である（別表8参照）

- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規定している施設は令和3年度末現在で76件（事業所）となっている。

区分	事業所数
販売所	78
液化石油ガス特定供給設備	7
計	85

このうち、特に注意すべき施設はない。

修 正 前																						
都市灾害対策編 第7章 危険物等災害対策 第5節 災害応急対策 別表8				頁 377																		
3 特に注意すべきガス類施設 《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》 (略)																						
(2) 高圧ガス ア 一般高圧ガス大量保有事業所																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 所 名</th><th>所 在 地</th><th>貯 藏 量</th><th>取 扱 品 目</th><th>特 性 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td><td rowspan="3">取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>岩谷瓦斯(株)広島工場</td><td>安芸区中野一丁 目 7-2</td><td>58.44 t</td><td>アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス</td></tr> </tbody> </table>					事 業 所 名	所 在 地	貯 藏 量	取 扱 品 目	特 性 等	(略)				取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照	(新設)				岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁 目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス
事 業 所 名	所 在 地	貯 藏 量	取 扱 品 目	特 性 等																		
(略)				取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照																		
(新設)																						
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一丁 目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス																			

修 正 後																						
修 正 理 由 時点修正																						
3 特に注意すべきガス類施設 《中国四国産業保安監督部保安課、消防局指導課》 (略)																						
(2) 高圧ガス ア 一般高圧ガス大量保有事業所																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 所 名</th><th>所 在 地</th><th>貯 藏 量</th><th>取 扱 品 目</th><th>特 性 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td><td rowspan="3">取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照</td></tr> <tr> <td>三菱重工コンプレッ サ(株)</td><td>西区観音新町 四丁目 6-22</td><td>258.62 t</td><td>炭酸ガス、液化天然ガス、 フロン 134a 等</td></tr> <tr> <td>岩谷瓦斯(株)広島工場</td><td>安芸区中野一 丁目 7-2</td><td>58.44 t</td><td>アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス</td></tr> </tbody> </table>					事 業 所 名	所 在 地	貯 藏 量	取 扱 品 目	特 性 等	(略)				取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照	三菱重工コンプレッ サ(株)	西区観音新町 四丁目 6-22	258.62 t	炭酸ガス、液化天然ガス、 フロン 134a 等	岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一 丁目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス
事 業 所 名	所 在 地	貯 藏 量	取 扱 品 目	特 性 等																		
(略)				取扱品目 の特性につ いては別表 9-2を参照																		
三菱重工コンプレッ サ(株)	西区観音新町 四丁目 6-22	258.62 t	炭酸ガス、液化天然ガス、 フロン 134a 等																			
岩谷瓦斯(株)広島工場	安芸区中野一 丁目 7-2	58.44 t	アセチレン、アルゴン、酸素、炭酸ガス、 窒素、水素、液化石油ガス、アンモニア、 酸化エチレン、亜酸化窒素、亜硫酸ガス																			

修 正 前	
都市灾害対策編 第8章 放射性物質災害対策 第4節 災害予防計画	頁 383
第1 放射性物質の安全規制《県 <u>医務課</u> ・薬務課, 県公安委員会》	

修 正 後	
修 正 理 由 組織改正に伴う修正	
第1 放射性物質の安全規制《県 <u>医療介護基盤課</u> ・薬務課, 県公安委員会》	

修 正 前	
都市灾害対策編 第8章 放射性物質災害対策 第4節 災害予防計画	頁 384
<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 《危機管理室、消防局警防課・救急課》</p> <p>8 消防局は、放射性物質災害に対応した出動計画を策定<u>するものとする。</u></p>	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
<p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 《危機管理室、消防局警防課・救急課》</p> <p>8 消防局は、放射性物質災害に対応した出動計画を策定するものとし、<u>安全確保に関する必要な研修等を行うものとする。</u></p>	

修 正 前	
都市灾害対策編 第8章 放射性物質災害対策 第5節 災害応急対策	頁 386～387
第5 情報の収集及び広報 《危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》	
1 <u>災害現場において活動を行う</u> 消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。 また、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。 (略)	
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》	
1 消防、県警察等の各機関は、 <u>災害現場</u> における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保するものとする。 (略)	
3 <u>災害現場活動を行う</u> 消防、県警察等の各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。	
第7 活動上の安全管理 《消防局警防課、各消防署》	
1 <u>現場活動を行う</u> 各機関の現場指揮者は、放射線の検出活動及び放射線危険区域へ進入する場合は、放射能防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等の被ばく防護装備を必ず着装させ、進入隊員の被ばく線量、活動時間管理等被ばく管理体制を徹底するものとする。 (略)	
2 <u>現場活動を行う</u> 各機関の現場指揮者は、現場活動をした隊員及び資機材すべてを対象に汚染検査を行い、その結果により必要があれば除染を行うものとする。 (新設)	

修 正 後	
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正	
第5 情報の収集及び広報 《危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》	
1 <u>被爆の可能性がある環境下で活動する</u> 消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。 また、収集した情報は直ちに現場活動隊員へ周知し、現場の安全管理の徹底、二次災害防止等に万全を図るものとする。 (略)	
第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動 《消防局警防課、各消防署》	
1 消防、県警察等の各機関は、 <u>被爆の可能性がある環境下</u> における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保するものとする。 (略)	
3 <u>被爆の可能性がある環境下で活動する</u> 消防、県警察等の各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図るものとする。	
第7 活動上の安全管理 《消防局警防課、各消防署》	
1 <u>被爆の可能性がある環境下で活動する</u> 各機関の現場指揮者は、放射線の検出活動及び放射線危険区域へ进入する場合は、放射能防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等の被ばく防護装備を必ず着装させ、进入隊員の被ばく線量、活動時間管理等被ばく管理体制を徹底するものとする。 (略)	
2 <u>被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した機関と協議して同指標を定めることができるものとする。</u> 3 <u>被爆の可能性がある環境下で活動する</u> 各機関の現場指揮者は、現場活動をした隊員及び資機材すべてを対象に汚染検査を行い、その結果により必要があれば除染を行うものとする。	

修 正 前	
都市灾害対策編 第8章 放射性物質災害対策 第5節 災害応急対策	頁 388
第7 活動上の安全管理《消防局警防課、各消防署》 (新設)	

修 正 後
修 正 理 由 防災基本計画修正に伴う修正
第7 活動上の安全管理《消防局警防課、各消防署、企画総務局人事部福利課》 <u>3 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u>

修 正 前

都市灾害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 389
---	----------

第1 電力施設《中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱》

市域における発電所・変電所は次のとおりである。

(令和3年10月1日現在)

事業所	発電所	変電所
広島ネットワーカセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、隅の浜、五日市、八幡、石内、瀬野川、広島中央、五日市南 計 32か所
広島北ネットワーカセンター	なし	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南 計 11か所

修 正 後

修正理由
変電所の所管変更に伴う修正
中国電力株式会社からの分社化に伴い、間野平発電所・太田川発電所の変電設備が変電所となったことに伴う修正

第1 電力施設《中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱》

市域における発電所・変電所は次のとおりである。

(令和4年10月1日現在)

事業所	発電所	変電所
広島ネットワーカセンター	なし	広島、大州、南広島、千田町、南宇品、仁保、段原、白島、中広島、白神、国泰寺、鶴見、三川、北広島、大芝、向洋、三篠、小網、吉島、舟入、西広島、井口、光町、己斐、観音、瀬野川、広島中央 計 27か所
廿日市市ネットワーカセンター	なし	隅の浜、五日市、八幡、石内、五日市南 計 5か所
広島北ネットワーカセンター	なし	矢口、安、古市橋、祇園、川内、沼田、小河原、可部、飯室、可部南、伴南、間野平、太田川 計 13か所

修 正 前

都市灾害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 389～390
---	--------------

第2 水道施設《水道局計画課》

令和3年3月末現在の給水区域内人口は、1,253,824人、給水人口は、1,232,249人で、水道の普及率は98.3%となっている。

浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。

(令和3年3月末現在)

名 称	給水能力 (m³)	主 な 給 水 区 域
広島市水道事業	牛田浄水場	110,000 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)
	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)
	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)
	府中浄水場 <u>(令和3年12月廃止)</u>	<u>27,000 東区(一部)、安芸区(一部)</u>
(略)		
計	<u>619,201</u>	<u>令和2年度一日最大給水量 415,818 m³</u> <u>令和2年度一日平均給水量 366,588 m³</u>

修 正 後

修 正 理 由 時点修正

第2 水道施設《水道局計画課》

令和4年3月末現在の給水区域内人口は、1,248,230人、給水人口は、1,227,051人で、水道の給水普及率は98.3%となっている。

浄・受水場の給水能力及び市域の主な給水区域は次のとおりである。

(令和4年3月末現在)

名 称	給水能力 (m³)	主 な 給 水 区 域
広島市水道事業	牛田浄水場	<u>119,000</u> 中区(一部)、東区(一部)、南区、安芸区(一部)
	緑井浄水場	200,000 中区(一部)、西区、安佐南区(ほぼ全域)、安佐北区(一部)、佐伯区(一部)
	高陽浄水場	200,000 東区(一部)、安佐南区(一部)、安佐北区(ほぼ全域)
		<u>(削除)</u>
(略)		
計	<u>601,201</u>	<u>令和3年度一日最大給水量 387,703 m³</u> <u>令和3年度一日平均給水量 362,332 m³</u>

修 正 前																										
都市灾害対策編 第9章 ライフライン災害対策 第2節 市域におけるライフライン施設等の現況	頁 390																									
第3 下水道施設《下水道局計画調整課》																										
<p>本市の人口は<u>1,192,589</u>人、汚水処理人口は<u>1,156,289</u>人で、汚水処理人口普及率は<u>97.0%</u>となっている。(令和<u>3</u>年3月末現在)</p> <p>市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(令和<u>3</u>年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>処 理 能 力 (日最大 (m³))</th><th>主 な 処 理 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田水資源再生センター</td><td>68,800</td><td>中区</td></tr> <tr> <td>江波水資源再生センター</td><td>63,000</td><td>中区、西区</td></tr> <tr> <td>旭町水資源再生センター</td><td>56,700</td><td>東区、南区</td></tr> <tr> <td>西部水資源再生センター</td><td>307,200</td><td>東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区</td></tr> <tr> <td>和田水資源再生センター</td><td>900</td><td>佐伯区(湯来地区)</td></tr> <tr> <td>東部浄化センター</td><td>148,380</td><td>東区、南区、安芸区</td></tr> <tr> <td>計</td><td>644,980</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 東部浄化センターは県管理</p>			名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域	千田水資源再生センター	68,800	中区	江波水資源再生センター	63,000	中区、西区	旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区	西部水資源再生センター	307,200	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区	和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)	東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区	計	644,980	
名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域																								
千田水資源再生センター	68,800	中区																								
江波水資源再生センター	63,000	中区、西区																								
旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区																								
西部水資源再生センター	307,200	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区																								
和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)																								
東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区																								
計	644,980																									

修 正 後																										
修 正 理 由 時点修正																										
第3 下水道施設《下水道局計画調整課》																										
<p>本市の人口は<u>1,186,408</u>人、汚水処理人口は<u>1,151,410</u>人で、汚水処理人口普及率は<u>97.1%</u>となっている。(令和<u>4</u>年3月末現在)</p> <p>市域における主な処理場の処理能力及び処理区域は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(令和<u>4</u>年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>処 理 能 力 (日最大 (m³))</th><th>主 な 処 理 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千田水資源再生センター</td><td>68,800</td><td>中区</td></tr> <tr> <td>江波水資源再生センター</td><td>63,000</td><td>中区、西区</td></tr> <tr> <td>旭町水資源再生センター</td><td>56,700</td><td>東区、南区</td></tr> <tr> <td>西部水資源再生センター</td><td>307,200</td><td>東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区</td></tr> <tr> <td>和田水資源再生センター</td><td>900</td><td>佐伯区(湯来地区)</td></tr> <tr> <td>東部浄化センター</td><td>148,380</td><td>東区、南区、安芸区</td></tr> <tr> <td>計</td><td>644,980</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 東部浄化センターは県管理</p>			名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域	千田水資源再生センター	68,800	中区	江波水資源再生センター	63,000	中区、西区	旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区	西部水資源再生センター	307,200	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区	和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)	東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区	計	644,980	
名 称	処 理 能 力 (日最大 (m ³))	主 な 処 理 区 域																								
千田水資源再生センター	68,800	中区																								
江波水資源再生センター	63,000	中区、西区																								
旭町水資源再生センター	56,700	東区、南区																								
西部水資源再生センター	307,200	東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区																								
和田水資源再生センター	900	佐伯区(湯来地区)																								
東部浄化センター	148,380	東区、南区、安芸区																								
計	644,980																									

修 正 前

都市灾害対策編

第9章 ライフライン災害対策

第2節 市域におけるライフライン施設等の現況

頁

391

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス株》

(1) (略)

(2) ガス導管延長

(令和3年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,726
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 圧	1.0Mpa 以上	20
合 計		3,234

修 正 後

修 正 理 由

時点修正

第5 ガス施設

1 一般ガス事業《広島ガス株》

(1) (略)

(2) ガス導管延長

(令和4年3月末現在)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,738
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		3,247